

平成 2 5 年第 4 回

香美市議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 4 日	開 会
平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日	閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 5 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 4 日 水曜日

平成 25 年第 4 回香美市議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 25 年 12 月 4 日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12 月 4 日水曜日（会期第 1 日） 午前 9 時 02 分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	12 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	13 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	14 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	15 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	16 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	17 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	18 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	19 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	20 番	山 本 芳 男
10 番	小 松 紀 夫	21 番	比与森 光 俊
11 番	依 光 美代子	22 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	几 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 83号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 84号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 85号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 86号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 87号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 88号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 89号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 96号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について
- 議案第 98号 市道の路線の認定について
- 議案第 99号 市道の路線の廃止について
- 議案第 54号 平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

議案第 57号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 59号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

議案第 60号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

議案第 61号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

議案第 62号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成25年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成25年12月4日（水） 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第12号 住宅新築資金等貸付事業に係る和解について

報告第13号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第14号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第15号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第16号 学校給食費滞納整理における和解について

報告第17号 学校給食費滞納整理における和解について

報告第18号 市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料の請求に係る和解について

（2）行政の報告及び提案理由の説明

日程第 4	議案第	8 3 号	平成 2 5 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	議案第	8 4 号	平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第	8 5 号	平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	議案第	8 6 号	平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第	8 7 号	平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第	8 8 号	平成 2 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第10	議案第	8 9 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第	9 0 号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第	9 1 号	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第	9 2 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第	9 3 号	香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第	9 4 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	9 5 号	香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第17	議案第	9 6 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第18	議案第	9 7 号	香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について
日程第19	議案第	9 8 号	市道の路線の認定について
日程第20	議案第	9 9 号	市道の路線の廃止について
日程第21	議案第	5 4 号	平成 2 4 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	議案第	5 5 号	平成 2 4 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	議案第	5 6 号	平成 2 4 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	議案第	5 7 号	平成 2 4 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	議案第	5 8 号	平成 2 4 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

日程第26 議案第 59号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第27 議案第 60号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第28 議案第 61号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第29 議案第 62号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

会議録署名議員

16番、島岡信彦君、17番、石川彰宏君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時02分 開会 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成25年第4回香美市議会定例会を開会します。

議事日程に入る前に、まず平成25年第4回香美市議会定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は猛暑が続きまして大変厳しい夏でありましたが、師走の月に入って朝夕は一段と寒くなってまいりました。今年は秋がなく冬に直接入ったような感じがいたします。

議員各位にはそれぞれ公私ともにご多忙な中を本日の議会定例会に出席いただきましてまことにありがとうございます。また、11月16日から22日にかけて第4回議会報告会を実施しましたが、議員各位にはどうもご苦労さまでございました。11月29日の議会運営委員会で各班のまとめについて今後の取り扱いを協議をいたしました。報告についてより地域の生活環境等についての千差万別の意見が多くあったと思います。議会は議決機関であって執行機関ではありませんが、議会報告会を行う中で市民の声を聞き、執行部につないでいくことも議会の重要な問題であるというふうに思っております。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案等につきましては、平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）を含む24件であります。追加案件も2件あるとお伺いをいたしております。また、9月議会から継続審査となっていました平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算を初め認定議案9件があります。市長から提出されている議案につきましては、後ほど市長より提案理由の説明があると思いますので、議員各位におきましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対しまして適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて16番、島岡信彦君、17番、石川彰宏君をご指名いたします。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、11月29日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。本日招集されました平成25年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、

去る１１月２９日に議会運営委員会を開催をしましたので、その協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしております会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から１２月２０日までの１７日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、９月の第３回定例会において継続審査となっておりました議案第５４号から議案第６２号までの平成２４年度一般会計及び特別会計の決算議案９件につきましては、本日各常任委員会の審査報告から採決までを行います。

会期２日目の５日から会期６日目の９日までは、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期７日目の１０日から会期９日目の１２日までの３日間は、一般質問を予定しております。

会期１０日目の１３日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。その後引き続き総務常任委員会において議案審査を行います。

会期１１日目の１４日、会期１２日目の１５日は、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期１３日目の１６日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期１４日目の１７日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期１５日目の１８日、会期１６日目の１９日は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期１７日目の最終日２０日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がございますので、委員会の付託を省略して本会議で採決までを行います。

次に、一般質問の通告は、会期２日目のあす５日木曜日午前１０時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容でございますが、質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情、発議、決議案については提出案件がなく、第１３号から第１８号までの意見書案については６件とも書式等が整っております。ただ、第１３号と第１４号の意見書案は同じ内容でございましたので文言の調整をして１つの意見書案とすることとし、会派代表者会議におきまして調整後、提出者が署名を整え最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議結果につきましてはお手元にお配りをしました協議結果報告書のとおりでございますので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から１２月２０日までの１７日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から１２月２０日までの１７日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましてはお手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成２５年第３回議会定例会において議決されました地方税財源の充実確保を求める意見書並びに森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については、衆・参両議院議長並びに内閣総理大臣及び関係各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、教育厚生常任委員会及び議会運営委員会が１０月に実施しました行政視察の報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

次に、市長から地方自治法第１８０条第１項の規定による報告第１２号から第１８号までの専決処分事項の報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。１２番、山崎龍太郎です。

９月議会以降、１０月２２日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は１点目、香美市観光協会の現状について、２点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、３点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、４点目、市職員における市外居住者の状況についてであります。審査の経過及び結果について順次報告いたします。

１点目、香美市観光協会の現状についてでは、観光協会より代表理事ほか４名の説明員に来ていただき、本部事業の現状の取り組み状況、事務処理等の改善点、収支の状況等の説明を受けました。

観光協会の使命は特産品開発、販売と交流人口拡大であり、チェックしつつ健全に取り組む。現在は市の貸し付けにより資金ショートを起こすことなく感謝をしている。各

部門ごと会計処理を改善し毎月チェックを行っている。４月から８月にて観光協会全体の収支は黒字である。本部人員は９名から５名へ、ただし、うち１名はべふ峡温泉勤務である。車両は３台から１台へ、事務所は香美市いんふおめーしょんへ統合、管理経費削減を行う。

質疑では、イベントは昨年より少ない計画であり市内イベントが中心、出店料を要するイベントは控えている。通販は増加しているとのこと。また、独自企画事業の説明がございました。物販の手数料収入はほとんどの商品が２０％である。イベント繁忙時はアルバイトにて対応。ワーキンググループの見通しや早急な始動についての意見があり。労働環境は２交代制でシフトをしき、年中無休の香美市いんふおめーしょんで観光案内業務をこなしながら本部事業に取り組んでいる。一時的に人件費が膨らんでいる点は裁判での和解金等の支払いによる。元専務理事への提訴は協会のイメージを損なう点もあり断念した。経営戦略的には常勤役員は必要と考える。市への返済は第一義的に考えており、自主財源をつくる努力をしていきたい。本件については、継続して審査を行うことといたしました。

２点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況についてでは、概要説明では債権数は半年間で１３６件から１２９件へ、７件完納のうち５件が一括返済、滞納総額は４億２,４８３万２,０００円から２,０８９万８,０００円減り、４億３９３万４,０００円となる。平成２４年度末、県内の徴収実績の報告もあわせて受け、この間の取り組みについて、一定の達成感はあるが周囲を見渡すとまだまだ厳しいとの所感が示されました。１３６債権中３１件は半年間全く償還なし。困難案件についての今後の方向性を模索しているとのこと。訴訟案件２件について詳細説明あり。

質疑では、困難案件については分析を進め回収方針を立てる。訴訟についての競売の応札状況は不明とのこと。和解に至った経過も踏まえ相手側の所有権の主張はないとのこと。

３点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況についてでは、概要として平成２５年度滞納繰越額は６４９万１,０００円、うち４２０万８,０００円１１名は退去し、債務名義は取得するも回収が困難要因から進んでいないとのこと。前回審査以降１８件完納、新規滞納９件。ほか債権放棄事案についての詳細説明がございました。水道使用料滞納状況の報告があり。

質疑では、債権放棄は回収に対しての費用対効果も勘案される。保証人不明は書類なく詳細がわからない。その他入居状況を確認する意見があり。水道使用料滞納における新潟県転出の件は、債務名義取得も以降の動きなし、時効は１０年とのこと。

４点目、市職員における市外居住者の状況についてでは、職員数３９４名中９５名、２４．１％が市外居住である。香美市消防職員の服務に関する規程第１０条により居住地制限は消防職員のみに設けているが、消防長が特別に承認した場合はこの限りでないとのこと。現在５７名中８名が市外居住であるが、８名については規程制定以前からの

居住である。憲法第 22 条第 1 項にて居住の自由もあり、居住地制限を設ける考えはないとの説明あり。

質疑では、居住について採用時の制限は面接時に聞くことは可能だが条件としては難しい。災害に備える点では、県危機管理・防災課は宿舍を構え住環境を整えている。住宅手当に差を設けることは明確に言えないとのこと。定住人口増加の観点から言えばお願いの形となる。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、比与森光俊君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。定住人口増加促進特別委員会のご報告をいたします。

去る 10 月 24 日、宅建協会を 2 度目の訪問をいたしました。その際の内容につきましては 8 月 16 日とほぼ同じですので省かせていただきまして、10 月 24 日には南国市、高知市の議会に話をしまして、南国市からは議長を含め事務局同行 6 名、また高知市からも議長ほか 6 名の議員さんに宅建協会からの説明を受けました。そして、本議会に意見書を同時に出すということで話を進めまして、香美市としましては宅建協会事務局から来ました参考資料をもとに移住促進を図るため線引き並びに市街化調整区域の規制緩和を求める意見書を今議会に提出したところでございます。高知市、南国市ともに現在検討していただきまして、出す方向でお願いをしてあります。

以上で定住人口増化促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 4、議案第 83 号、平成 25 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 20、議案第 99 号、市道の路線の廃止についてまで、以上 17 件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第 83 号から議案第 99 号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。本日平成 25 年第 4 回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の充実に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、冬の寒さが増す師走となり本年も残すところ 1 カ月を切ってまいりましたが、

この１年を顧みますと昨年１２月に発足しました自民党政権は、いわゆるアベノミクスや三本の矢といった景気対策を行い、現在では徐々に景気回復がされているとの報道もありますが、しかし、その実感性はまだ薄く今後に大きく期待をするところであります。

一方、法改正につきましてはまことに重要な法案が多く、とりわけ来年４月から施行されます消費税の増税は国民の生活に一番大きな影響を及ぼすものであると存じます。このことに関しましては今期定例会に一括して関連議案を提案をいたしますが、市民の皆様のご負担が増す中で、増税の本来の目的である社会保障の充実をしっかりと行い、納税される皆様が社会保障の改善を実感されながら納得して納税をしていただけるような政策を行っていかねばならないと考える次第であります。

それでは、諸般の報告、提案理由の説明を申し上げます。お手元のほうに冊子を配ってございますので、ご参照しながらお聞きをいただきたいと思います。

まず、各課関連の行政報告からでございますが、総務課から職員採用資格試験につきまして、１０月２０日に職員採用資格試験の１次試験を実施し、二次試験は１１月３０日、１２月１日に実施をいたしました。

香美市市民賞につきましては、１１月３日に第７回香美市市民賞表彰式展を行い、土佐山田町百石町に所在する小松内科の小松健彦先生を表彰させていただきました。

まちづくり推進課から姉妹都市交流につきまして、１０月１９日から２０日に開催をされた第３２回刃物まつりに姉妹都市である北海道積丹町と福井県あわら市の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品などの販売やＰＲを通して市民との交流を図りました。

移住笑談会につきまして、１１月１６、１７日に東京及び大阪において開催をされました移住笑談会に参加し、本市の紹介と移住促進の取り組みを説明をしました。なお、移住笑談会には今後も継続して参加する予定です。

高知暮らし体感ツアーにつきましては、１１月２３日に本市において高知県主催の高知暮らし体感ツアーが開催されました。参加者には移住者宅の訪問やお試し住宅、空き家バンクに登録されている住宅の見学等を通して本市を体感していただきました。

香美市自主防災組織連絡協議会につきましては、１１月１７日に香北グラウンドにおいて平成２５年度第２回香美市自主防災組織連絡協議会を開催し、５３組織８７名の参加のもと応急救命訓練及び初期消火訓練を実施いたしました。

健康介護支援課から高齢者肺炎球菌ワクチン接種の費用助成につきまして、７月より昭和１９年４月１日以前に生まれた方を対象に肺炎球菌ワクチン接種の費用助成を開始いたしております。１０月末までに７０３人が接種しており、１１月２１日までに１,２７１人の申請を受け付けています。

福祉事務所から福祉体育大会につきましては、１１月１０日香美市香北体育センターにおいて香美市福祉体育大会２０１３を開催しました。高齢者や障害者の方々を初め福祉関係者など３３６人が参加し、スポーツを通じて親交を深めました。

産業振興課から農業用施設災害復旧事業につきまして、物部町久保堂ノ岡におきまして繰越事業で施工中の道路災害復旧工事は順調に進んでおり、11月末時点の進捗率は約60%で今年度中には復旧完了の予定です。

有害鳥獣対策事業につきまして、4月1日から10月31日までの有害鳥獣捕獲数は下の表のとおりです。なお、現在も狩猟期間中であることから例年並みの捕獲が進んでおります。ちなみにニホンジカ1,101頭、イノシシ185頭、猿27頭でございます。

建設課から道路改良工事につきまして、今年度計画の9路線中谷相線は完了し、委託業務3件と西後入線、有谷線、猪野々西線の各改良工事は年度内完成に向け順調に進捗いたしております。

災害復旧・住家防災につきましては、災害復旧事業は15件の被災箇所がありましたが全て今年度内完了に向け作業中です。がけくずれ住家防災対策事業は9件の要望を受け7件が完了、1件が施工中であり残る1件は入札準備中です。

都市計画につきまして、道路新町西町線は実施設計業務に着手し、地権者を初め関係者への説明や協議を行う準備を進めています。

地籍調査につきまして、今年度の計画の物部町舞川及び仙頭の一部、香北町有瀬・河野及び川ノ内の各一部、土佐山田町西又の一部において現地立会調査を進めています。

香北支所地域振興課から香北支所庁舎建設につきましては、現在香美市香北支所庁舎建設委員会を設置し、防災力を重視した木の香る新庁舎により市民の皆様へのサービス向上を念頭に実施設計を進めています。今年度中に基本設計と実施設計を完了し、平成26年度に建設工事を発注する予定です。

基幹集落センターにつきましては、現在耐震化及び改修工事を施工しております。バリアフリー化を目的としたエレベーターの新設やトイレの全面改修に加え会議室の増設や防災備蓄倉庫の新設なども行っており、今年度末に工事完了予定です。

物部支所地域振興課から物部支所庁舎建設については、2月に発足した香美市物部支所庁舎等建設検討委員会において、庁舎の建設位置や機能及び規模について視察や会議を重ね検討した結果報告を9月下旬に受けました。同委員会の報告を受け10月に設計委託プロポーザル審査委員会を設置し、12月中に設計委託業者を選定して委託設計を行う予定です。

奥物部美術館につきまして、9月18日から11日30日まで「堀内理香展」、「青柳裕介まんが遺作展」を開催し来館者に好評でした。今後は「小原義也常設展」のほか平成26年2月25日から3月23日まで高知県内の洋画家による「井上聡子展」を開催する予定です。

火鎮祭相撲大会につきましては、11月23日に大柵八王宮境内において地域の伝統行事である第56回物部町火鎮祭相撲大会が行われ、香美市内外から18チームが参加し盛大に開催をされました。

上下水道課から簡易水道工事につきまして、土佐山田町平山地区で整備を計画している今年度分のほきやま簡易水道区域拡張工事は発注済みであり今年度内完成予定です。

公共下水道工事につきましては、中部分区及び北部分区の管渠築造工事は発注済みであり今年度内完成予定です。

特定環境保全公共下水道工事委託につきまして、日本下水道事業団に工事を委託して整備しておりました美良布クリーンセンター水処理施設増設工事は１０月末に完成をしました。現在は機械や電気設備などの試運転を行っており、供用開始は平成２６年４月１日の予定です。

消防課から１月１日から１０月３１日までの火災、救急及び救助出動件数につきましては、昨年同期と比較して火災件数及び救助出動件数はそれぞれ１件の増、救急出動件数は３４件の減となっております。火災件数、救急出動件数、救助出動件数は表のとおりでございます。

消防団の活動につきましては、９月８日に物部川緑地公園において合同訓練を行い、各方面隊から１０分団が出場し団員の技術向上と連携を図るため放水技術を競いました。１０月１３日に高知県消防操法大会が開催をされ、ポンプ自動車の部に永野分団、小型ポンプの部に佐岡分団が出場し、日ごろの訓練の成果を披露しました。１１月１７日に香北方面隊が冬季訓練を行いました。

秋季全国火災予防運動につきましては、１１月９日から１５日にかけて全国秋季火災予防運動が展開され、期間中には各分団が管轄する区域内で防火宣伝を実施しました。また、予防運動に先駆け１１月８日に香美市役所駐車場において土佐山田幼稚園児によるマーチングの演奏を行い、火災予防を呼びかけました。

消防防災施設等の整備事業につきましては、耐震性貯水槽を土佐山田町北本町地区及び物部町庄谷相地区に整備をいたしました。また、物部方面隊岡ノ内分団屯所が完成をいたしました。

続きまして、今期定例会に提案しております議案の提案を説明をさせていただきます。

まずは専決処分事項の報告についてでございますが、報告第１２号は、住宅新築資金等貸付事業に係る和解です。

報告第１３号から第１５号は、学校給食費滞納整理における訴えの提起です。

報告第１６号と第１７号は、学校給食費滞納整理における和解です。

報告第１８号は、市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料の請求に係る和解です。

次に、議案第８３号は、平成２５年度香美市一般会計補正予算（第３号）であり、本案は普通交付税の追加、臨時財政対策債の減額、障害者総合支援給付費の追加、体育施設建設工事費の減額、公共土木施設災害復旧事業の追加などのほか債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第８４号は、平成２５年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）です。

議案第８５号は、平成２５年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）で

す。

議案第 86 号は、平成 25 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 87 号は、平成 25 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 88 号は、平成 25 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案第 89 号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 90 号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 91 号は、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 92 号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 93 号は、香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 94 号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 95 号は、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定です。

議案第 96 号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定です。

議案第 97 号は、香美市地域公共交通事業に関する条例の制定です。

議案第 98 号は、市道の路線の認定です。

議案第 99 号は、市道の路線の廃止です。

以上、平成 25 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）など報告 7 件、議案 17 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 12 号から報告第 18 号までの質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） 6 番、山崎です。

報告第 13、14、15、16、17 号は学校給食に関する報告ですけれども、それぞれ第 13 号に対してはその未納の部分が平成 23 年 4 月から平成 25 年 4 月までということになってますけれども、この方の場合その後 5 月以降は支払いが行われているのか、それぞれ報告第 14 号もそうですけれども、その後の支払いはどうなっているのか

お聞きをいたします

それと、報告第17号は和解条項の中で平成25年11月30日限り1万円というところで出てますけれども、この支払いはあったのか。

それと、報告第18号もそうですけれども、平成25年11月29日限りで16万5,500円支払うということになってますけれども、この支払いはあったのかどうか確認をいたします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、報告第13号から第15号までにつきましては、その訴えを提起するまでの間に滞納のある部分について訴えをしたというふうにご理解をいただきたいと思います。ここに載ってない4月までということは、例えば第13号であれば5月、6月分は納入いただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、また和解をしてる第17号の件ですけれども、11月30日限り1万円という部分につきましては納付をいただいているということを確認しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。それでは、報告第18号の支払いの有無についてお答えいたします。

平成25年11月27日に完済していただいております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きします。

報告第13号の細部説明書の中に、「仮執行宣言付支払督促の申立て」というのがありますが、この仮執行宣言付支払督促というのはどのようなものかお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） ご質問にお答えします。

仮執行宣言がつきますと、払っていただけない場合につきましては強制執行をさせていただくという内容になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにございませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、平成25年第3回議会定例会で継続審査に付してありました日程第21、議案第54号、平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、議案第62号、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで以上9件を一括議題といたします。

これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、去る１１月５日に開催しました総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

審査した事件は、平成２５年度第３回定例会において継続審査となっておりました議案第５４号、平成２４年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

この案件についての質疑は連合審査会において既に終了しており直ちに討論に移りました。

討論はなく、採決の結果、議案第５４号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 第３回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました継続審査の案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。付託を受けました案件は、議案第５９号、議案第６０号、議案第６１号、議案第６２号であります。

議案第５９号、平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。基金繰りかえ運用の中で、一度借り入れをされていて年度末から年度初めにかけてまた償還するということだが、この仕組みについてはとの質疑に、現金については国保会計だけでなく他の会計も一体となって運用しており、全体の中で各会計に割り振った形である。当初予算はそこに現金化してあるものではなく、全部の会計の中で出し入れについて現金の相互流用をしている関係でこういった形になっているとの答弁。毎年度に国保会計、療養費の支払いなどで資金不足が発生する。今まで国保の基金を使ってそれに充てたということではなかったか。一時的に資金が減って、また翌年度には元に戻っているという繰り返しだったと思うが認識違いかとの質疑に、決算時期、年度末については、個々の会計から不足分を基金から繰り入れるという形になっている。それまでの資金調達については全会計一体になってやっているの、特にこの基金から繰り入れたという形にはなっていないとの答弁。滞納について租税管理機構の効果があったということであるが、その中でも市税と国保税についておよそどのぐらいを管理機構で扱ったか。また、管理機構へ行く分は１００万円以上で何件ぐらいあるのかとの質疑に、収納率が上がったのはお見込みのとおり租税管理機構の関係である。ただ、割合がどのぐらいかというのは把握していないとの答弁。医療給付費分現年課税分や後期高齢者の現年分の中に不納欠損額が出ているがとの質疑に、現年分の不納欠損については、国外へ転出された帰国の見込みがないと思われる者について不納欠損をしている。件数は４件であるとの答弁。国外と言ったがどういう状況でかとの質疑に、詳しくは把握していないが、就労等で香美市に来ていた方が帰られて帰国の見込みがないと

ということだと認識しているとの答弁。こちらにいて就労する方が国保を取得して保険料を払わずに帰国したということかとの質疑に、内訳が全部なのか一部なのか把握していないが、納め忘れがあると認識しているとの答弁。平成22年度の決算で歯肉炎や歯周疾患がふえてきたということで翌年から歯周病予防に力を入れてきた過程がある。その後平成24年度に変化は出てきているかとの質疑に、平成24年度については、まだ医療費分析ができていないので明確にはなっていないが、以前から言っていたように高額になる入院とかそういった部分が減ってきているということで、現在のところここ数年療養給付費は減少傾向にある。取り組みとしては医療費の適正化と予防、ジェネリックへの切りかえがあるとの答弁。国保全世帯のうち60%に当たる3,030世帯が何らかの軽減を受けている。国保税を滞納する世帯もあると思うが、国保法第44条による減免制度を受けている世帯はあるのか。この制度を香美市で対応できる世帯があったのかとの質疑に、適用事例はない。取扱要綱を定めているので制度としてあるが、要件がそれに満たないので最終的には申請には至らなかったというケースがほとんどであるとの答弁。平成24年度の基金の取り崩しはゼロになっている。財政安定化支援事業の繰入金はその自治体並みに8割を10割にしてきちんとルールを守ってやっていくという方向に来年度予算からは持っていかななくてはいけないのではないかと質疑に、3年ぐらい前まではまだ半分ぐらいの額だったが8割に引き上がったというところである。国保財政を安定させるという意味合いでは、算定額を全部繰り入れていただければより強固な財政運営ができると思っている。今後についても要求していこうと思うとの答弁。担当課としては要望しているということであるが、そもそも国のルールから言えば財政安定化支援事業基金を入れるについては、これに足して10割にして入れなさいというのが国の指導です。それをしない一方で、基金も少なくなつて運営も大変だから国保税を上げなければいけないというのは通じないと考える。やはりその辺はルールに依拠してやっていただきたいとの質疑に、見解は同じである。今後10割入れていただくよう努力はしていきたいとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第59号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第60号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。

要支援1が219人で2が248人、2号被保険者がそれぞれ4人、5人とおられるが、この要支援1、2の要介護者について今の介護保険法が変わるということで審議されている中で、2号についても介護から外れるということかとの質疑に、現在の介護保険制度の中で運用しているので同じく外れるのではないかと思いますとの答弁。何らかの疾病で要介護状態になっている方についても地域包括支援センターが抱えることになるのかとの質疑に、要支援1、2の方が地域支援事業のほうに回ると介護保険制度の保険給付から外れることになるが、地域包括支援センターでということではなくこれまで介護

保険を担っている事業者にお願いする形になるのではないかと思います。そうしないと人材的なこともある。具体的に来年度第6期の計画を策定していく中で検討をするとの答弁。介護保険給付金から外れることになる、現在費用負担は1割だが利用者にとってはどうなるのかとの質疑に、利用者の負担は地域支援事業に移ったといっても負担額を大きく変えるということにはならない。1割程度の負担でという形になろうかと思うとの答弁。制度から外れるということは市町村、利用者に負担があると思うが、逆に今まで制度の中でやっていたものを工夫次第で手厚くすることも考えられるのではないかとこの質疑に、確かに今まで介護保険のサービスの中でやってきたが、個人で状況は違うと思うので他のサービスを組み合わせた形をとっていけるようになるのではないかとこの答弁。制度が変わることについて課内での協議になるのか、検討委員会みたいなものを立ち上げるのかとの質疑に、まだそこまでは考えていない。第6期の策定委員会ができるのでそれにかかる前段として庁内の作業部会での検討になると思うとの答弁。実際自分が介護保険のサービスを受けていない方は介護保険制度について余り知らない方が多い。パンフレットを有効活用したらいいと思うがどんな状況かとの質疑に、趣旨普及費の中でパンフレットについては毎年介護保険料の納付書を送付する際に同封している。大きな冊子のパンフレットについてはケアマネに渡して相談を受けるとき等に利用しているとの答弁。社協に委託したよりそい支援事業と山田、香北、物部にあるあったかふれあいセンターとの兼ね合いはとの質疑に、あったかふれあいセンターの事業はこれまでもいろんな制度の事業につながっていない方を支援してきている。そんな方も含めて認知症の早期発見、早期対応ということも考えて、認知症よりそい支援事業も委託して専任の職員を充てているとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第60号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第61号、平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定については、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第61号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第62号、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第62号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

これで、教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。第3回定例会で産業建設常任委員会に付託され継続審査となった議案第55号、第56号、第57号、第58号につき11月7日に審査を行いました。経過と結果について報告いたします。

議案第55号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て、質疑では、山田堰簡水影山地区移設に関し契約等についての総括は、地権者との間で売買に至らず借地借家法が適用となり30年契約となる。契約上市に相当な理由の落ち度がない限り契約は延長されとの認識。基金繰りかえ運用は9つの香美市会計全体で判断される。未普及地域は給水人口などの条件が整えば上下水道課が対応。地域水道などについてはまちづくり推進課や各支所が対応となる。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第55号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

議案第56号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑では、受益者負担金は平成23年度より42%収入増、平成24年度は中組、伏原地区の82名納入中55名が一括納付にて実績が上がっているとのこと。受益者負担金不納欠損66万7,700円は33名117件、1名4件は死亡、32名113件は納付指導中の時効、催告書は3月、11月に送付をしている。合併浄化槽との関係は供用開始前に設置している場合は速やかな接続を指導、公共下水道の認可区域となれば浄化槽設置補助金の対象とはならない。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第56号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

議案第57号、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑では、下水道管理費の工事請負費、管渠、取付管維持管理の増加は、地下水により下水道に変調を来し路面に悪影響、マンホールの沈下によるかさ上げ6件の修繕工事にて382万7,985円の実績となる。県道にて上記修繕工事を要する場合は市の全額負担となる。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第57号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

議案第58号、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑では、接続率は85戸に対し49戸だが平成25年度は現在ゼロである。平成18年度の意向調査でも2年目の接続規模は4.7%と低い、なお逆川地区の推進協議会長により接続のお願い文書を8月に出した。また、11月末に上下水道課より接続依頼文書を出すとのこと。地域要望による事業であるので地域に対し強く接続を求める意見あり。下水道事業債償還は5年据え置き25年支払い、過疎債は3年据え置き9年償還とのこと。使用料及び賃借料1万1,000円のうち用地借上料560円はマンホールポンプ設置の民地2カ所5.31平米の賃借費用、不用額1万440円は機械借り上げ予定のトラッククレーン借上料が不用となる。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第58号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会が付託を受け継続審査となっておりました議案についての審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第５４号、平成２４年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第５４号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第５５号、平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第５５号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第５６号、平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第５６号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第５７号、平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第５７号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第５８号、平成２４年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第５８号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第５９号、平成２４年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第５９号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第６０号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第６０号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第６１号、平成２４年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第６１号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第６２号、平成２４年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第６２号は、原案のとおり認定されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の会議は１２月１０日火曜日の午前９時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

(午前 10 時 03 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 火曜日

平成25年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年12月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月10日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	竹 平 豊 久
4 番	利 根 健 二	1 6 番	島 岡 信 彦
5 番	濱 田 百合子	1 7 番	石 川 彰 宏
6 番	山 崎 晃 子	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	爲 近 初 男	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	千 頭 洋 一	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	比与森 光 俊
1 0 番	小 松 紀 夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	依 光 美代子		

欠席の議員

1 4 番 片 岡 守 春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	几 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 5 年 第 4 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 7 日 目 日程第 2 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | |
|---|-------|-----------|
| ① | 1 2 番 | 山 崎 龍太郎 |
| ② | 6 番 | 山 崎 晃 子 |
| ③ | 1 0 番 | 小 松 紀 夫 |
| ④ | 1 1 番 | 依 光 美代子 |
| ⑤ | 1 番 | 有 元 和 哉 |
| ⑥ | 1 7 番 | 石 川 彰 宏 |
| ⑦ | 5 番 | 濱 田 百合子 |
| ⑧ | 2 1 番 | 比 与 森 光 俊 |
| ⑨ | 9 番 | 織 田 秀 幸 |
| ⑩ | 3 番 | 山 崎 眞 幹 |
| ⑪ | 4 番 | 利 根 健 二 |
| ⑫ | 1 3 番 | 大 岸 眞 弓 |

会議録署名議員

1 6 番、島岡信彦君、1 7 番、石川彰宏君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。14番、片岡守春君は、通院のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、小規模工事等契約希望者登録制度についてお尋ねしてまいります。

市が発注する小規模工事等において、市内の事業者積極的に受注機会の拡大を図ることを目的として制度運用されているところであります。しかしながら、実績等から一定以上の制度の広がりを感じない現状より幾つかの点について資料の提示も受けましたので、1回目の答弁をいただいたということで詳細に伺ってまいりたいと思いますが、議員各位、執行部等には資料が回っていないようですので、少しいただいている資料によって説明させていただきます。

まず、小規模工事の登録件数ですが、平成23年度の件数は大工工事から測量・設計まで10工種において合計28件、登録実人数は15件、平成24年度の件数は28件、登録の実人数は13件、平成25年度の11月31日までの分は23件で、登録実人数は10件というふうになっております。

1点目に、登録業者数及び業種についてありますが、登録制度の運用基準では契約は複数の登録業者から見積書を取り、見積額の低い事業所と契約しなければならないとなっております。平成23年度、平成24年度は28件登録、平成25年度は23件、複数の工種に登録があるので実人数は15、13、10と減少しております。そして、登録ゼロがスクリーン清掃、電気工事、測量・設計の3工種、登録が1件はガラス工事ほか4工種。結果、大工工事、草刈り、内装仕上げ工事が複数登録で制度として機能していると考えられます。

そこで伺います。本制度が対象工事を網羅できていないと私は考えております。この点についての現在の見解を求めます。なお、平成19年当時の課長は登録業者、業種は若干でもふえてると前回同僚議員の質問に答えておりました。そういう現状から見て今の現状についての見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

平成18年8月からこの制度を運用していますが、その当時この制度の特徴でありま
すところの設計書等を必要としない履行が容易であるという内容で時間をかけて考慮し
決定した工種でありますので網羅はしていると思いますが、不備な点、ご指摘等ござい
ましたら見直し等も必要と考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 課長の答弁で見直し等も必要であるということも言われ
てました。確かに制度の優位性をお示しをされましたけれども、実際そのところで、
そしたらこの点において所管課として登録事業者をふやす努力等はしてきたのか、その
点について再度の答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

第一には事業者、市民の皆様がこのような制度があるということをご理解していただ
くこと、また各課がこの制度を十分理解していただき工事の発注の機会をふやしていた
くこと、また管財課としましてはこの制度について事業者、市民の皆様及び関係機関
に広く知らしめる広報をすること等が考えられます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 答弁では考えられますということでありましたが、実
際ホームページ等については随時事業者の募集等もやっていると承知しており
ます。それから、広報なんかも何回か見たような記憶もあるんですけども、実際その
周知の部分と各課の理解を深める努力というがは管財課としてなされたのかどうか聞き
ます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 各課との連絡協議は余りできてないので、今後進めて各
課にこの内容を十分知っていただくように努力いたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

年度ごとの工事件数、工事額、工事内容について、これについても資料提示をいただ
いております。工事内容について大変多岐にわたっております。実際これについても若
干資料が各位に回ってないので説明をさせていただきます。

小規模工事の契約希望者登録制度の実績であります。平成23年度の契約金額は大
工工事241万1,566円から始まって次が内装仕上げ工事182万248円、あと
草刈と建具工事等がありまして合計513万3,071円で68件とかなり平成19年
当時から比べたら多い金額になっておりますが、その後がいかんせん平成24年度もそ
こそこありますが大工工事が約142万円、草刈りが約147万円、合計が49件の4
54万9,206円と、ほんで平成25年度が年度途中ですが29件で292万114

円ということで平成１９年当時に戻ったというふうな認識で、実際のところはかなり減少傾向になっているということです。

それと、工事内容の分類についてそれも資料をかなり年度ごとにいただいておりますけれども、ざっと見て住宅関係の管財とか支所の関係、それと学校のほうが目立っております。それ自体は各課別に担当課としてはまとめて今おられますか。まとめているのであればお尋ねしたいと思いますが。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） それでは、小規模工事課別の発注件数についてお答えいたします。

まず、教育振興課でございますが、平成２３年度に２０件、平成２４年度に１９件、平成２５年度１０件、計４９件でございます。生涯学習振興課が平成２３年度２件、平成２４年度６件、平成２５年度４件、合計１２件でございます。管財課が平成２３年度に４件、平成２４年度１件、平成２５年度３件、合計８件でございます。香北支所が平成２３年度３１件、平成２４年度３件、平成２５年度５件、合計３９件でございます。物部支所が平成２３年度１０件、平成２４年度２０件、平成２５年度７件、合計３７件でございます。消防本部が平成２３年度１件。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） １２番、山崎龍太郎君。

○１２番（山崎龍太郎君） 具体的に各課ごとの部分を言っていました。

以前同僚議員が質問したとき、平成１９年度で５つの課で２８件、金額は約３００万円弱ということでありまして、そのとき随契のことは言ってませんが随契が１７課で９０件で約４，５００万円ということでしたが、そのときに実際５つの課と、小規模を扱っているのが。ほか今聞くと支所を入れて６つということで１件はふえている、件数の大小はありましてもね。その時々状況によって住宅の修繕とかそういうが支所関係も多くなったり少なくなったりしている状況はわかりますけど。実際のところ件数の推移が６８件、４９件、２９件、今年は年度途中ということもありますけれども、金額ももちろん件数同様に減少しているという状況であります。所管課としてこの現状をどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 管財課としましては、小規模工事等の対象になる契約は内容が軽易でかつ履行の確保が容易と認める工事になりますので、発注工事の種類が限られてくると思います。また、利用課につきましても施設の維持管理をしている課が限られてきますので、年数を経るごとに固定化してくることはいたし方ないと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） １２番、山崎龍太郎君。

○ 1 2 番（山崎龍太郎君） 固定化してくるのはいたし方ないという、もちろん固定化のレベルもあるんですが。実際随契らと比較したときに、どちらの部分でこの要綱に定めてる部分では緊急性とか特殊要因がなければやっぱりこの工事にのるかどうかというがは、各課でやっぱり検討するというがはこの決まりの趣旨というふうに私は捉えております。

本制度の優位性は50万円以下の工事などですが、見積書を出し合うことにより工事費等も低く抑えることもでき、仕事確保の面でも入札参加資格を持たない零細な業者も市の仕事ができまして潤う点もございます。まだまだ件数、額、内容、私は充実できる方向があると考えますが、固定化という部分じゃなくて広げる余地があるのかなのか、その点についての見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 広げる点でございますが、この制度が平成18年にできました。それから7年ですかたっておりますので、また今後、県内また県外の自治体等を研究いたしましてちょっと考えてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○ 1 2 番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

この制度は各課に任せて運用している部分は以前の答弁でもきょうの答弁でも見受けられましたが、年度末には集計をして制度の実績も検証をするという以前の答弁をいただいております。先ほど来の課長の答弁ではなかなかできてない部分もありましたけども、制度を実りあるものにするためには、担当課において検証され改善を図るべき点はまたあわせて各課を指導すべきという部分のところは管財課に任されていると思いますが、実績の検証や管財課として一元管理はどういうふうな状況なのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

管財課における実績の検証、一元管理の状況というご質問でございますが、小規模工事等契約希望者の登録の審査、受付は行っておりますが、小規模工事の入札、見積もり徴収、契約等の事務の一元管理は行っておりません。

また、実績による検証ですが、実績による検証は山崎龍太郎議員のお手元にお渡しした資料の実績の内容程度でございますので、この内容に基づいた検証は行っておりません。しかしながら、今後は実績調査時に各課より意見、問題点、課題等の聞き取りを行い、改善点等があればその都度見直したいと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○ 1 2 番（山崎龍太郎君） 以前は答弁として、年度末には各課から資料を収集して実際のところは検証をするということをいただいております。ただ、それで資料的に一元管理はもちろんあれですけれども、実際のところはやはりその部分で本来随契は随契でい

い部分もあると思うんですけども、小規模は50万円以下という部分があります。実際のところは安易に随契の方向というよりもやっぱりこの制度に乗っかるという部分の検証までは私は必要というふうには思っております。各課でももちろんそういう、いろいろしてますけれども、実際の登録申請の審査、受付、そういうことの事務はもちろんやられてるでしょうが、その後はもう各課任せの中で何か改善する部分、先ほど言ったように1業者しかおりませんところもありましたわね実際、申請。そしたら、1業者でも工事高が発生するというがは、どっかから業者から見積もり取り合うとかそういうことをして工事を発注するというような流れになってると思いますけど、制度の中で要綱で定めた中を充実させていくと。その部分のところではもっと業者をふやさんといかんというのが基本線にあると思います。これゼロの業者をなくすことと1件を複数にすると、そしたら制度自体が充実すると。だからそういう部分の検証、そのところについては、やはりこれは管財課の役割というふうにも思ってます。その点について再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 今後は山崎議員がおっしゃったように実績等の検証は行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

工事件数などからいっても、登録をしたけれども1年を通して一度も市からの照会もない、そのような方もおられると思います。だから今数字的に登録業者が伸びてないという現状もあるかと思いますが。これ毎年申請となれば事業所としてどうするのか、仕事がなければどうするのかも当然であります。一度申請をすれば入札参加資格を持つなどで資格要件がなくなったり、本人からの辞退にて登録をやめるという方向性を持つべきではないでしょうか。第一に多様な仕事が可能な業者を確保することが制度を充実させるためにも必要ではないかと考えます。要件の1つとして滞納がないことには所管課はこだわっていますので、毎年滞納がない証明さえ出せば登録自体は継続されるようすべきと考えますが見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 要綱の第4条では登録期間は1年となっております。しかしながら、有効期間が1年ということで事業者、個人の皆様が登録をやめる要因となるのであれば有効期間の見直しも必要であると考えています。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 見直しのことについても言及されましたので、ぜひそのことを踏まえて事業者等にも聞き取りなりしてもらって、やっぱり1年より2年、2年より3年と、さまざまな決め方があろうと思いますが、他制度との絡みも踏まえましてやはり2年がたとえ3年がたとえ。未来永劫じゃないですよ、実際滞納要件があり

ますので滞納がないという部分は出してもらわんといかんと思いますけど。その部分では業種が大工だけやったけど草刈りもやってみようとか建具もやってみようとか、そういう追加登録の部分もあります、実際ね。それから、私は大工工事でもうずっといいというときにはそのままそれが3年なら3年継続されとかいうことは、その年限のことも踏まえてその業者の方に聞いて、業者の方は毎年申請もというふうになればいいんですが、やはりそうじゃない背景が私は必ずあると。私の身近な業者に聞いてでも毎年申請がやはりなかなかうるさいよというような話も聞いてますので、その点を聞き取りなりされて改善、今の少なくとも業者数では10です、これではこの工事を賄える数ではありませんので、それを20、30とするような担当課の努力を求めますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） また今後、業者また市民の皆様のほうに広報等をかけて業者をふやす努力をいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移させていただきます。

みなし寡婦控除の適用についてお尋ねします。最初に背景をお話しさせていただきます。

寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件は、非婚の母、すなわち法律婚を経験したことのない女性として子どもを扶養している者は現在所得税法の定める寡婦控除は適用されておりません。この寡婦控除規定により算出された所得が地方税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料の算定のための基準とされている結果、未婚のシングルマザーは上記金額算定に当たり著しい不利益を受けております。これは未婚のシングルマザーを合理的な理由なく差別するものであり、憲法第14条等に違反するとして未婚のシングルマザーに対し寡婦控除のみなし適用をすることにより、上記賃料算定に当たって非婚の母子世帯の経済的苦境を救済するよう適切な措置をとることの要望を日本弁護士連合会が本年1月に行いました。

このことを受け、その後地方自治体でみなし寡婦控除の適用が広がっており、沖縄県では約半数の自治体で保育料について実施されております。県下に約900世帯おられる未婚のシングルマザー世帯に対する救済は、税法の改正が本質的に急がれるべきであります。そう考えますが、現状の取り組めることとしてみなし寡婦控除適用について保育料を中心としてお考えを伺ってまいります。ただ、その前に税務課長に上記述べた点を踏まえ、税法上の寡婦控除について少し見解をお聞かせいただきたいと思います。

寡婦控除は戦争で夫を亡くした人のため1951年に始まった税法上の制度で、死別または離婚をして子どもを扶養する人に適用し、所得税や住民税を計算する際に所得から27万円、住民税では26万円、特定寡婦の場合は35万円、住民税では30万円が

差し引かれ、課税額が低くなる制度であります。課長には釈迦に説法でありましようが、しかし、今日的背景もあり未婚シングルマザーが増加しており、法のもとの平等の立場から言えば寡婦控除を全てのひとり親世帯まで拡大することは至極当然のことと考えます。

別件であります。本年9月には嫡出子と非嫡出子の相続上の権利の差別が法のもとの平等に反するという最高裁判決も出ております。本来自治体の財政力等によって対応が違ってくこと自体も社会的公平性からいっても好ましくなく、国の税法改正を行うべき案件と考えますが見解をお示してください。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） おはようございます。山崎龍太郎議員のみなし寡婦控除の適用についての寡婦控除の適用範囲の拡大についての見解をというご質問にお答えします。

経過等については議員が述べられたとおりだと思います。所得税法や地方税法で寡婦について定義がされており、それに基づいて非課税とか所得控除の規定が適用になっております。現在、言われたとおり婚姻歴のない方に対してはその適用がないという状態になっております。しかし、今日的に動向を見ますと、婚姻歴により差をつけるべきでないという見解が注目されてきています。その動きも出てきています。その1つとして、非婚のひとり親と離婚されたひとり親世帯の状況は何ら変わりがないという見解で、寡婦控除を保育料とか住宅使用料等の算定でみなし適用し、独自に支援をしている自治体も出てきている状態です。

また、先ほど言われたとおり婚外子の遺産相続の格差の件では、最高裁では違憲という判断がされて民法も改正されております。それから、現在国ではひとり親家庭の支援策のあり方についても検討をされているようです。社会情勢は日々変わってきております。今現在、税法についても今までの寡婦控除の拡大の中でもそのときの社会情勢により都度改正されてきております。その流れがさらに盛り上がっていくようなら税制改正につながっていくのではないだろうかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。みなし寡婦控除の保育料への適用について順次伺ってまいります。

最初に、本市におけるみなし寡婦の対象世帯は何世帯かという点であります。県の調査では県下で約900世帯ということは各市町村の調査の上の数字の積み上げであると考えます。何世帯かお聞かせいただきたい。また、保育料の対象世帯数はおわかりかお聞きをします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。山崎議員のみなし

寡婦控除の適用という中で、みなし寡婦世帯の保育料という関係でお答えいたします。

まず、市全体のみなし寡婦に該当するであろうという世帯についてはちょっと我々担当課では把握できておりません。今お答えするのは現在保育所を利用している世帯のうちひとり親世帯は93世帯でございます。そのうち入所申し込み時に書類で確認がとれた未婚世帯であろうという世帯は5世帯です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 市全体としてわからないということではありますが、福祉事務所の管轄にもなろうかと思えますけれども。実際、県は児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親世帯は平成25年6月末で正確には879世帯ということで、家族の形が多様化する中、全国同様増加傾向にあると県議会の中で答弁をされております。実際のところ、次長のほうから確認がとれた部分では、未婚世帯は5世帯ということで93世帯がひとり親と、その中で5世帯ということでありましたけれども。現実問題、この数字自体は正確かどうかというがはまだ確認はとれたという時点の部分でよろしいのか。実際、パーセンテージでは今離婚の次に未婚のシングルマザーが約8%近く県の統計では出てますので。その点からいったらちょっと数字的に低いかなというふうに思っておりますが、その点は5世帯以上の可能性はあるということでしょうか、再度聞きます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

この数字におきましては、保育所入所申し込み時の家族構成の中で拾っておりますので、これ以上あるとも少ないともなかなか言いがたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

このみなし寡婦控除の適用はどんどん広がっていておりますが、事務的には先進自治体では、保育料決定通知書と同時に送付される保育料の変更に関する文書に「所得税と市民税の寡婦控除を受けることができない方に申請により寡婦控除みなし適用を行うこととなりました」と記載し、当該者が自己申告で申請する流れとなっております。

高知市では、以前より保育料が支払い困難であれば申請によりみなし寡婦控除の適用をされており、平成23年度より制度化され明文化をし毎年25件ほど申請されているということでありました。事務的にも手作業ではありますが本市でも可能と考えますが。

そこでお尋ねしてまいります。5件と今のところそういうことを言われました。少人数の部類に入ると思えます。多くの収入減ではないと考えますし、これを適用した場合ね。また保育料の徴収基準からいってもワンランク下がるぐらいのものと考えられます。弁護士等の見解でも人権侵害にも当たると言われておりますし、法のもとの平等からいっても市役所の事務の分野からいっても困難を来すものではないと考えられます。早急

に取り組むべきと考えますが見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

いろいろ事情があり未婚、非婚という方がおいでだと思いますが、現在のところ香美市では適用する予定はございません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 現在のところ適用する考えはないとスパンと言われましたけれども。その根拠を示してもらいたいというのがこれ1点ですけれども。実際のところは先ほど言ったように財政的に云々のレベルの話じゃないと。高知市では、先ほど税務課長のほうも言いましたけど、未婚のひとり親世帯と離婚のひとり親世帯の状況は何ら変わらないと。最終的には子どもが不利益をこうむっているわけです、実際のところ。だからその観点です。だから、その観点を持ったときには弁護士等の見解にも出ている、子どもの人権も含めてかかわる問題というふうに書かれています。その問題であるというふうに私は端的に思いますけれども、やらないとスパッと切るんじゃないかって検討するというお考えはないのか再度伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

そもそも保育料の負担につきましては基本的に所得税、それから所得税がかかってない方には住民税を基準としたもので算定するというふうになっております。ただ、このみなし寡婦ということにつきましてはまだ制度上成り立っておらないし、先ほど税務課長が申しあげましたように、今後将来において国の制度として確立されて、こういった方向性というようなものが厚労省あたりからちょっとでも来れば、そのときに改めて考えさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 国が変われば別にあえて考えなくてもそういうふうに変わっていきますので、実際のところは。それはいいんですが、税制改正自体は地方はできません、実際のところは国で決めるわけですから。ほんで地方分権と言われて久しい中で、地方の主体性に任されてどういう意識でやるのかは地方の部分で考える裁量があるわけなんです。そのときに今は保育料の徴収基準に従ってやっているという部分を言われるんですけど、そのところをちょっと先ほど来私子どもさんの人権云々のことを言ってますので、制度自体は次長が答えられたらいいと思いますが、教育長は実際差別とか子どもの人権について非常に見識の高い部分を持たれているというふうに思いますけど。それと、私の質問を受けて教育長の見解をお示しいただきたいと思うのは、母子家庭の子どもの貧困率は66%ですごくやっぱり一般に比べて高いんです、実際のところ。その中で年収200万円も大体ないんです、世帯では。仮に200万円といった世帯でも所得税がかかり住民税がかかり、保育料は負担してというふうになった場合です。

これ寡婦控除の適用があるなしで20万円ぐらいの格差が生まれるわけです。だから、現在のところは所得税と住民税はいたし方ないんですが、保育料でいえばワンランク、ツーランクであったとしても3万円とか4万円の負担軽減。けど、それにおいてもこの不利益は不合理な私は差別であると思うんです。だから親を選べない子どもの立場からいっても不合理であると考えますけど。教育長はそういう子どもがやっぱり教育、子どもやったら保育を受けていく中で、こういうことはない方向で育ってもらいたいというふうには常々考えていると思いますが、そこについての見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

現在の親の状況はさまざまございまして、未婚の母親についても非常に苦勞をしながら子育てをしていると思います。子どもたちも平等に育っていかないといけませんのでおっしゃることはよくわかることです。

ただ、今課のほうでも話しまして、現在のところではちょっと適用するということはすぐにはできないというところの判断でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 予定になかった教育長に答弁をいただきましてありがとうございます。現在のところはそういうことということですので、次の質問に移らしていただきます。

最後に、国民健康保険の一部負担金の減免等における要件緩和について伺ってまいります。

過日の教育厚生常任委員長の報告におきまして国保法第44条に照らして質疑があり、取扱要綱は定めているので制度としてはあるが年に一、二回の相談はあっても要件を満たしていないので申請には至っていないという報告がございました。

そのことを受けて少し今回質問をさせていただくわけですが、減免等の要件は国保税を完納していること、適用を受けることのできる世帯は生活保護の基準の130%以下の率収入月額であり、預貯金が基準生活費の3カ月以下であると。その点から見ると対象世帯は国保税減額世帯であると考えられます。その方々が頑張って国保税を完納していても窓口での負担が支払えなくて必要な受診ができない、国保税負担より窓口負担が高くて受診をちゅうちょしている例もあると私は考えております。この香美市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱第3条第1項3号の要件緩和について見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） おはようございます。

それでは、山崎龍太郎議員の国民健康保険規則についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予につきましては、平成２２年９月に取扱要綱を定め香美市の取り扱い基準を明確にいたしました。この要綱は一部負担金減免制度の国の基準に沿って定めたものですが、これまでご指摘のように適用事例はなかったことから、本年４月に前年度の収入減少率を３０％から２０％に緩和する改正を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） １２番、山崎龍太郎君。

○１２番（山崎龍太郎君） 確かにこの間３０％から２０％に下げられるということは私も承知しておりますが、実収入月額が基準生活費の１３０％以下であり、それにも加えて前年の収入に比べて２０％以上減少などという要綱の設定自体が私はいかなるものかと考えるところであります。以前から思っていたんですが、他市の例をいろいろひも解いてもみましたが、ここのパーセンテージも示しているところもありますけども大体のところは少ないんじゃないかと、パーセンテージを示しているいろいろかいているのは。その部分はやめる方向性と、パーセンテージを示す、収入は減少するということを書くのであればね、２０％とか３０％とか。先ほど言いました年に一、二回相談があったという部分で、その部分の事例も踏まえてどういう事例で結局要件を満たしていないということになったのかということもあわせてちょっとお示しいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは、再度の質問にお答えします。

減少率のパーセントを示すのがどうかということですが、一定の目安というものが必要かと思っております。以前は３０％というハードルがありましたけれども、余りにも高いということで２０％に減少しております。そういったことで少し様子を見る必要があるのではないかと思っております。

それから、当市の適用事例がなかった、どこがひっかかったかということにつきましては、要綱の第３条第２項の預貯金が基準生活費の三月以下のもの、この部分にひっかかる世帯が多かったように記憶しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） １２番、山崎龍太郎君。

○１２番（山崎龍太郎君） 厳しい生活の中でもちょっとでも預貯金も持っておきたいと。実際どちらかといったらそちらのほうでひっかかったという記憶をされている部分もあるんやったら、今回それは趣旨じゃないんですけどそれを取っ払うとか。実際全てがもう全然何もありませんと、それに近い状況ですとそういうことまでいかにしたら、この窓口負担についての減免、減額ができないのかということも私は１つの問題でもあると思いますし、課長のほうでは２０％、３０％というが一定の目安というふうに言われたんですけども、実際目安でありながらもこれはくくられます、書いた以上は実

際。だから、毎年毎年20%、30%ずつ減っていったらしまいはどうなるかという、極端に言うたら受けたいときに。ほとんどが最初に言ったように国保税の減額世帯である可能性はあります、実際は。その部分がありながら実際のところは毎年毎年減って、受けるときには18%しか前年より減っていなかったと。少ない所得の中で50万円が48万円に所得がなったと実際、それで適用除外。だからそういうこと自体が私はおかしいんじゃないかというふうに考えますが、再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。一部負担金ですので、議員もお示しいただきましたように国保税につきましては減免世帯に適用基準というのは非常に対象が広くかかっております。これは前にも申し上げましたが約6割の世帯の方々に適用しています。ただし、その一部負担金につきましては自己負担分ですので、これの3割もしくは1割が世帯の分であります。これを減免対象にするには一定のハードルが必要ということで国が示した基準に沿って定めております。預貯金につきましても国の基準でございます。以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 国の基準はもちろんわかりますけど、基準をどう運用するのかが地方の裁量というふうに思うんです。だから各地方地方では厳しかったり緩かったりという決め方があります、実際のところは。だから、その部分で私はやっぱり自己負担分が払えなくて、せっかく国保税を払ってる、滞納がないということが前提であってますので。だから、その方々が医療を受けられないことによって、結局病気が重症化するらあということが、今までの同僚議員の中で。それで余計国保に負担をかけると、国保財政に。そういうことにならないためには、やっぱりこの一部負担金というが窓口負担の減免等についても有効利用する。だから使われない制度というのはいかなものかということは所管課もせっかく要綱も定めておる中で、もちろん周知も行き届いてないという部分には使えない制度の側面もあるというふうには思っておりますけれども。実際使われるように持っていくための努力というがが市民保険課のほうでも必要と思いますが、再度の見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。地方裁量はどうかというご指摘と努力はどうかという2点のご質問があったと思います。国の基準があくまで基準としてこの要綱の骨子をなすものでございます。これ以上に当市の部分につきましては、その完納要件につきましても特別な事由があるものを除くという部分で必ずしも完納が絶対条件とはなっておりません。

それと、国の基準では入院のみが対象となっておりますが、香美市の場合は外来も対象としております。この2点が国の基準を上回った部分ではないかというふうに思っております。

それから、この制度の周知でございますが、毎年1回広報紙におきましてこれを周知をしております。それと、状況によりましては窓口でご相談をいただいた方につきましては丁寧に説明をしておるところです。しかしながら、やはりこの基準に該当しない部分について積極的に広げていくという考えは現在のところはありません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そしたら、積極的に広げないという部分で30%から20%に変えたというその背景、それをお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それにつきましては、周辺といいますか高知市の例に倣いまして、高知市は30%から20%にしたということで適用事例ができてきた。それから、30%というのが非常に高いハードルやということもありまして、課内でも議論した末に20%にしたというところですよ。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 他市のことを言っても何ですけども、高知市も平成23年度に1件で、平成24年度はなくて平成25年度で1件ということで、ほとんど使われない制度という部分で。実際のところは国も県も市もそうですが、私はやっぱり国保のたてりのことを言ってもそれは課長とは見解が分かれるかとは思いますが、やはり健康に被害があったときに手持ちがなくても何とか病院にかかって、未然にやっぱり高額な医療が発生しないような方策というときに、この部分がやっぱり機能してもらいたいということでありまして、そのことについて最後の答弁を求めて終わりたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。必ずしもこの制度が固まってこれ以上下げないということではございません。状況も見ながら、また制度も改正したばかりですので、その実施状況などを見ながら今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○12番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険に関して、集落再生に関して、支所に関しての3項目について

で一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護保険に関してお伺いいたします。私は介護に関してたびたび質問をさせていただいてありますが、高齢になっても体が不自由になっても誰もが安心して暮らせる香美市であってほしいとの願いで本日も何点か質問させていただきます。

質問の前に1つ報告させていただきます。本年度より訪問介護の特別地域加算に対して補助が行われるようになった件ですが、利用者の方から少しでも負担が軽減できるようになったと喜びの声がありました。このことをまず報告をさせていただきます。

それでは、1点目の質問に移ります。

厚生労働省の社会保障制度審議会介護保険部会は11月27日に意見書素案を取りまとめました。それによると、150万人に上るとされる要支援者の保険外しや給付削減、一定以上の所得のある方に対して利用料の2割負担、高額介護の負担上限の引き上げ、補足給付の対象者の絞り込みなど負担強化を迫る内容となっています。この素案については9月議会でも同僚議員が質問をしましたが、その後変更等もありましたので再度質問させていただき、現時点での見解をお伺いするものです。

介護保険改革は、2025年をめどに重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現することを目指しています。しかし、厚生労働省の狙いは、住みなれた地域で暮らし続けたいという願いを逆手にとって、高齢化の進行に伴い膨らむ医療、介護費用を圧縮することに重点が置かれているように感じます。公的介護保険は高齢者の老後の人権と尊厳を保障し家族の負担を軽くするために導入されたのではなかったのでしょうか。現在の状況を見ていると当初の目的から相反した方向に進んでいるように思えます。現実には介護保険料を払い続けてもサービスは利用できないという掛け捨て感が加速しており、介護保険制度への不信をますます強めている人が多いように感じています。

介護保険制度は本来なら国の責任において制度を充実させるべきですが、要支援の保険外しなど国はその責任を果たさずに、もっと厳しく言うならばその責任を放棄して市町村に丸投げしたと言えるのではないのでしょうか。このようなことで高齢者が安心して年を重ね、介護に携わる人たちも希望を持ち安心できる制度になるのでしょうか。このことについて介護保険制度に携わる課長としての認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） おはようございます。山崎議員の介護保険に関する見直し案についての認識をということでお答えいたします。

現在、少子高齢化が進んでおりまして社会保障費全体も膨らみ続けております。各種社会保障制度を維持していくことが大変困難な状況になってきているところです。介護保険制度におきましても、議員さんも言われましたが団塊の世代が後期高齢を迎えます

2025年、こちらに向けて地域包括ケアシステムの構築化が言われておりまして、今回の見直し案ではそれに向けまして介護サービスの効率化また重点化を図るということで要支援者の介護予防サービスの提供を介護給付から地域支援事業に移行と、それからまた、資産によります補足給付の見直し、そして一定所得以上の方の利用料の2割負担などが出されてきております。このように負担の増加が求められておりますが、やはり社会保障費が増大する中で介護保険制度を維持していくということにつきましては大変大きなことですので、給付のあり方や負担のあり方などを見直していくのは、現状を見ますとしていかざるを得ないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 現状からはしていかざるを得ないということを言われたわけですが、この地域包括ケアシステムの先ほども言いましたように大変そういう理想的なものが出されたわけですが、これを地域包括ケア研究所が報告したものから見ると、自助・互助・共助・公助から見た地域包括ケアシステムっていうのが報告されてるんですけれども。これは公助は税による公の負担、共助は介護保険などリスクを共有する仲間の負担、自助は自分のことを自分ですると、それに加えて市場サービスの購入も含まれる。互助は相互に支え合っということで、共助と共通点があるが費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものということで分けているんですけれども。この中で都市部では強い互助を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく自助によるサービス購入が可能。都市部以外の地域は民間市場が限定的だが互助の役割が大ということで。この報告書から見てみると、要するに自助を基本に家族と共助が自助を支えると、それでも対応できない場合のみ公助を行うというこの自己責任という考え、こういったものが出てきているわけですが、

この介護保険制度が始まる際には、介護の社会化ということで家族の負担を軽減するというのも入って導入されてきたと私は思ってるんですけれども。これが再び家族介護に移行していくということになってきて、そういう方向に進んでいっていると。そうならばこの介護保険制度そのものが成り立っていかなくなるというふうに考えます。課長はそうせざるを得ないということを言われたんですけれども、そうではなくって高齢者の方々が安心して生活ができる、その自己責任ということではないそういう家族の方も安心して介護ができると、そういうことを求めていかなければならないんじゃないかと考えますけれども。そういった点、再度課長の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 今回の報告等におきましてもやはり在宅へという方向性が出されております。これにつきましては自助を全て求めておるわけではないとは思っております。やはり介護保険制度というものが発足して、介護保険制度の中で在宅の介護を補完していくといいますか在宅で見たいけるような制度として各種のサー

ビスが提供されておりますので、そのサービス自体がなくなるわけではありませんので、やはり介護保険を利用していただきながら在宅での介護を継続していただけるような自助・共助というふうなものをまたつくっていかうということだというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） 介護保険のサービスがなくなるということではないということと言われましたけれども。今のこの現状からいくとそのサービスが限定的に使われていくという方向に進んでいっているわけですから、そのサービスがなくなるわけではないけれども利用は限定されていくっていうこの状況ですね。そういうことで在宅介護、そういったそれを支えることができるのかどうかっていうことですよね。その点をやはり介護保険に携わる課としてはその心配があると思うんですけれども、そうした状況をやはり国へも声は上げて、この介護保険制度が介護の方を支える制度になるようにもっとこう充実をさせていく、削減をしていくとかいうことではなくって、もっと充実をさせていくっていうことを声を上げていっていただきたいと考えますけれども、その点について再度見解をお聞きます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。サービスが限定的という方向に向かっていくということでございますが、やはり限定といいますのは今回の地域支援事業への移行ということを言われているんだとは思いますが。やはり先ほど申しましたように介護保険の給付費もどんどん伸びてきております。やはりこのまま伸びますとなかなか制度自体の維持というものも難しい方向になってくるような自分自身そういうふうな思いもするわけですが。やはりそんな中で制度を維持していくためには、見直し等を行いながら在宅介護ができるような制度にしていかななくてはならないというふうに思っております。やはりそんな状況も見ながらまた地方のほうへ声を上げてくれということでございますが、そういうふうに気づく点がありましたら、また機会がありましたら声も上げていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） この介護保険制度を充実させるっていうことが大事なんですけれども、これが限定されてくるとやはり在宅を支える、在宅介護という点では市町村が受けていく部分、市町村で体制を整えることが必要になってきますので、ぜひ在宅で支えられるような介護保険になるようにまた国へも意見を上げていっていただきたいと思います。いまして 1 番目の質問を終わります。

続いて、次に 2 番目の質問に移ります。

介護保険制度には、身体状況に応じて軽度と言われる要支援 1・2 と要介護 1 から 5 までの 7 つの認定段階があります。そのうち要支援 1・2 と認定されている方については、現在の制度では予防給付として訪問介護や通所介護、訪問看護、訪問リハビリなど

の介護保険サービスを利用することができます。さらに、要支援２であれば認知症対応のグループホームを利用することもできます。

しかし、今回厚生労働省が示した案では、この要支援１・２の方に対しての予防給付を市町村の事業に移行するとしています。訪問看護や訪問リハビリ、訪問入浴介護などは命と健康にかかわるからとこれまでどおり保険給付で行うことになったようですが、要支援者向け費用の約６割を占める中心的サービスの訪問介護と通所介護については、市町村事業に移行することを進めています。

素案では、事業への移行を２０１７年度末までに完了し、市町村は実情に応じてサービスの内容や価格を自由に設定するとのことですが、介護保険財源から出す財源には上限額が設定されるのではないのでしょうか。そうすると事業所に払う報酬が介護保険の報酬より低く抑えられ、人員基準も緩和されることが想定されます。事業所への報酬が安くなると介護職員の処遇の低下や事業所の撤退にもつながりかねません。また、利用者の負担割合についても、要介護者の利用者負担割合は今１割ですけれどもそれを下回らないこととし、値上げすることが可能となっています。さらに、専門知識を持ったヘルパーによる訪問介護を民間企業やＮＰＯ、ボランティアが行う作業に置きかえていく方向も示されています。このようにさまざまな面で自治体の裁量次第で支援の内容や利用料が異なってくるということになれば、今後自治体間あるいは地域間でより一層の格差を生むことになるのではないのでしょうか。このことについて見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。現在地域支援事業のほうの限度額につきましては、上限としまして介護給付見込額の３％以内ということになっております。新しい総合事業ということで載っておりますが、今回移行します地域支援事業のほうにつきましても限度額は設定がされます。

最近の資料では、新しい総合事業と包括的支援事業などの事業の種類ごとに限度額を設定して、新しい総合事業のほうには予防給付、現在の介護予防給付で給付されてます分の移行分を賄えるように限度額を引き上げていくということが言われております。そうしますと、幾らに設定されるのかわかりませんが、これまでの予防給付で行われてきましたサービスが量的には確保されるのではないかというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） ６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君） 量的には確保されるっていうことを言われました。ほとんど変わらないということで受け取ってよろしいのでしょうか。

私が１つ気になることは、事業所に払う報酬がその介護保険の報酬から低くなるということになった場合に受け入れてくれる事業所が出てくるのか、このあたりのこともちょうど気になっているわけですが。そのことは余り心配をしなくてもいいというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。移行した場合の事業の実施主体、委託先ということになるかと思いますが、次の質問にもちょっと関連をするようにはなりますが、やはりその受けてくれる事業所さんの確保というのが問題にはなっていないかというふうに思います。先ほど言われましたように、事業単価が現在の予防給付の単価を超えないようにということが言われておりますので、やはりそこで給付の金額自体が低くなってきますと事業者さんが受けてくれるのかという心配はあります。その辺につきまして第6期期間中の3年間で最大の移行期間になっておりますので、その辺のことを調整しながらやっていくような方向になるかと思っています。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、3番目の質問に移ります。

今回の見直しの内容は新聞等でもたびたび報道されています。当事者の方々からは、ヘルパーさんに来てもらっているからこんな山奥でも何とか生活ができています。デイサービスに行けなくなったらお風呂に入れなくなるなどの不安の声を聞きます。また、市民からは介護サービスが満足に使用できないようでは高い介護保険料を払う意味がなくなってくるなど多くの不満の声が聞かれます。要支援者は認知症の初期症状の鬱症状を含め介護が必要になるおそれのある虚弱な高齢者であり、日常生活で手助けが必要な方が対象となっています。要介護度の進行の抑制、症状の改善のためには命綱として安定した今までどおりのサービスが必要だと考えますが、利用者が介護保険サービスと同じサービスを受けられる保証はありません。予防給付はこれまで介護予防を重視して行われてきましたが、軽度のうちからの自立支援は後退するのではないかと危惧されます。

本市の要支援の方々の訪問介護と通所介護が新しい地域支援事業に移行した場合、これまでのようなサービスが利用できるか、また利用料負担はどうなるかなど大きな不安を感じるところですが見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 要支援者の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行ということで、先ほど申しましたようにやはりこの事業自体を確保するために受けていただける事業所の確保というものが大切になるかと思っています。また、サービスの単価につきましても予防給付の単価を超えないようにと、また個人の一部負担金の利用料につきましても要介護者の利用負担割合を下回らないようにということで、1割程度というようなことが言われております。この辺の詳しいことにつきましてはまたガイドラインが厚生労働省のほうから示されるということも言われておりますので、その辺も見ながらまた検討していきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） まだ詳しいものが出ていないということがありますので、そのガイドラインを示された中で検討をしていくということですが、この利用料の負担なんかも下回らないようにということは値上げもできるというふうにも解釈できますので、

そうした利用者負担につながらないような方法、そしてまたサービスの低下がないようにっていうことを特に検討する際にはお考えをいただいて検討のほうをしていただきたいと思います。

特に要支援の方は、先ほども言いましたように認知症の初期状態とか鬱状態の方がおいでます。こういう方々にとってはこのサービスが本当に命綱っていうことですごく支援、このサービスが大事なサービスということになってきますので、そのあたりのことは十分検討をしていただきたいというふうに考えまして、そのことを求めまして次の質問に移ります。

4 番目です。特別養護老人ホーム入所の対象者は、介護保険制度発足以来要介護 1 から要介護 5 となっています。しかし、今回の見直しでは 2015 年度から要介護 3 から 5 の中重度者に限定する案が提示されました。この入所基準の厳格化に利用者や関係者などから批判が上がり、要介護 1・2 の軽度者も条件つきで入所を認める方針が示されました。認知症で常に見守りや介護が必要な場合、またひとり暮らしで十分な生活支援を受けられないなど、やむを得ない事情がある場合は特例で入所できるということになったようです。

先ほども述べましたように、施設入所の対象は要介護 1 からとなっていますが、実際の入所申請の状況を聞きますとどこの施設も要介護 3 以上、施設によっては要介護 4 以上でないとなかなか入所は難しいということを言われます。入所の判定は介護度だけではありませんけれども、介護度が 1 つの目安になっております。今でも要介護 1・2 の方の入所はとても困難な状況にあります。

この報酬単価など施設運営上から今後は最重度にならなければ施設入所ができない状況になるのではないかと危惧されます。施設の運営上やむを得ない事情のある要介護 1・2 の軽度の方が問題なく入所できるのか不安が残るところですが、この点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。特別養護老人ホームの入所の関係でございますが、要介護 3 以上とする案で、要介護 1・2 の方については条件付きの入所が可能ということで今現在のところとなっております。

介護度の低い方でも入所できる条件というのはこの特例の分に出てきたわけですが、一律に入所できないということにはならないと思いますので、また入所の可否につきましても特別養護老人ホームの職員でつくります検討委員会で判断されるということが言われております。いずれにしましても、介護度が低くてもやはりいろんな事情で緊急度の高い方については入所できる環境が大切ではないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 20 分 休憩）

（午前 10 時 35 分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） 4 番目の質問に対してですけれども、施設の入所に関しては施設のほうで検討委員会などがありまして、施設に入所のほうは任されているということになるかと思えますけれども。心配をしているのは、今現在でも施設の報酬単価が介護度の重い方のほうが報酬単価がいいということになるので、施設の運営上からこの要介護 1・2 の方の入所を拒むということとはできないと思えますけれども、入所が難しくなるという不安が私の中では残ります。そのことで確かに緊急度が高い人が入所できる環境というのは残されているわけですが、その点において何かひょっとそういう状況の方がおいでた場合に、市として何か相談を受ける窓口とか何か方法がとれることがあるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。入所につきましては、議員さんも言われましたように現在でも入所待機者の中でやはり施設で緊急度の高い方から検討してそれで入所をしていただいております状況です。それで、単価が軽度の方は安いからといって除外といいますか排除されるようなことではないと思えますので、そこについてはやはり施設のほうの検討委員会というものを信頼をしてやっていかなくてもならないというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） そしたら、施設に任されているということですが、もしそういったことで大変困っているというケースがあった場合には市のほうにも相談をしてもよろしいでしょうか、その点をお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。相談のほうは受け付けていきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

特別養護老人ホームの待機者は全国で 42 万人とされています。本市の場合も特別養護老人ホームに申し込みをしてもなかなか順番が回ってこないというのが現状です。しかし、昨年 12 月から物部町において地域密着型小規模特別養護老人ホームが運営を開始したことで、少しは待機者の解消ができたのではないかとうれしく思っているところです。

県では毎年 11 月に要介護 3 以上の待機者数を調査していると聞いていますが、本市の待機者数の状況を要介護度別にお聞かせいただきたいと思えます。あわせて介護度別

の入所状況についてもお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。平成24年11月現在で調査したのになります。この調査につきましては要介護3以上の方の調査となっております。香美市では待機者数が78名、要介護3が30名、要介護4が30名、要介護5が18名となっております。また、入所者の状況ですが、要介護2が9名、要介護3が21名、要介護4が59名、要介護5が52名の141名となっております。これは本年9月末の状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 昨年の調査では78名の方が老人ホームの申請をされておられるということですが、この数字は年々増加しているのかちょっとそのあたりどういう状況になっているのか。また、この申請をされた方々はどこでこの待機をされているのか、ひょっとおわかりでしたらそれもあわせてこの状況をお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 待機者の状況ということですが、資料のほう平成23年と平成24年しかちょっと持っておりませんが、平成23年におきましても平成24年と同じく78名ということで現状維持といいますか横ばいという状況です。

それで、待機者の待機場所の状況ということですが、一番多いのが老人保健施設で34名となっております。それから、次が医療の入院ということで12名、続いて在宅が11名ということで、この方たちで57名ということで、こちらのほうが主な待機場所となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。6番目です。

現在、認知症高齢者は予備軍を含めると800万人に上ると言われています。認知症の家族を自宅で介護することになったときどう支えていくのかということについて11月23日のNHKスペシャルで報道されました。「“認知症800万人”時代「母と息子 3000日の介護記録」」と題して、元NHKディレクターが母親の認知症発症から最期をみとるまで在宅介護の一部始終を3,000日、50時間以上にわたって撮影し、この映像をもとに医療や福祉の専門家を交えて認知症介護の実態や対策などについて議論が行われました。また、翌日のNHKスペシャルでは、「“認知症800万人”時代「孤立する認知症高齢者」」と題して、ひとり暮らしで認知症を患い周囲に助けを求めることができない高齢者が急増している状況から、連日通報が寄せられる地域包括支援センターに密着して、救いの手が差し伸べられないまま放置され漂流していく高齢者の実態が放映されていました。ごらんになられた方もおいでだと思います。

認知症の介護は大変だと一言で片づけられるものではありません。介護をしている人は身も心も疲弊してしまいます。介護交代者がいない場合には、介護者は追い詰められ介護者自身が病気になってしまうことがあります。このような状況から介護殺人や虐待などの悲惨な事件は後を絶ちません。私自身も介護交代者がいない中、重い病気を抱えた父親と認知症が進み肢体が不自由な母親を介護していますので、あの番組の状況が手にとるようにわかり、関係者の思いが痛いほど伝わってきました。

365日介護にかかわっていて感じることは、国は施設介護から在宅介護へと強く推進しているけれど、在宅介護ができる受け皿が十分に整備されているとは思えないということです。在宅介護というものは家族の中に介護ができる人がいて、それを側面から支援する体制が確立されていてこそ継続できるものです。

私自身が在宅介護を経験して心配することは要介護者の病状の急変です。高齢者はおかしいなと思ったときにはもう既に病状が悪化しています。また、急に体調不良になることがあります、常時体調チェックをしていかなければなりません。そんなとき24時間365日いつでも相談でき診察していただける医師の存在があれば、在宅で介護を受けている方、介護する方にとって大変心強いと思います。そのような意味からも今後在宅介護を推進していく上で医療の確保が最も重要となり、在宅療養支援診療所などの医療体制の充実、整備が必要と考えますが、認識をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。在宅療養支援診療所についての認識ということです。在宅療養支援診療所につきましては、言われたましたように在宅療養されている方のために地域で24時間連絡のとれる体制を持った診療所で、在宅での医療サービスを提供するかかりつけ医的な役割を持っております。在宅介護をしていく上では、また継続していく上におきましては、大変重要な頼りになる存在だというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 課長のほうもこの在宅療養支援診療所の重要性というのは認識をしていただいているということですが。香美市内ではそういった在宅療養支援診療所をこれは県に届けを出すということになるろうかと思えますけれども、そういう体制をとっているところはありますか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。香美市のほうでは高知県の保健医療計画というのがありますが、そちらのほうでは中央東管内、香美市内で1施設ということで登録がっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 香美市内では1カ所ということですがけれども、この在宅介護、

在宅療養っていうことは国が進めていっていますけれども、大変１カ所っていうのは非常に心細いというような気がいたしますけれども。この在宅医療の体制っていうことに関しては、たしか南国・香南・香美地域保健医療福祉推進協議会っていうのもあったかと思えますけれども、この在宅医療に関してのその体制、この安心して受診できる体制、そういったことに関してはどういう協議がなされていっているのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） ３市の保健医療福祉推進協議会でしたか年に２回ほど会議が開催されております。その中で訪問看護また医師会、そして栄養士会、また薬剤師会というふうなことで集まって協議をしておりますが、その中ではやはり今後在宅医療だけでなく、やはり認知症等も含めた形の今後のそれぞれの団体の事業計画等を話し合いながら今後の方向について確認をしていっているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君） 協議をしていっているということでしたが、私もちょっとこの在宅医療に関して自分がそういった在宅で介護をしている関係でちょっと気になりまして、先日中央東福祉保健所のほうにこの在宅医療の体制についてどういう状況なのかっていうことをちょっとお話を聞きしに行きました。保健所のほうでもなかなかこの在宅療養を支援する医療体制については今協議をしていっていると、大変重要な問題であり検討課題として協議をしていっている、関係機関と協議をしていっているということと言われてまして、まだその協議の段階ということのようでした。でも、これを早くそういった体制をつくらないと在宅介護が安心してできないということを思いましたが、先ほど認知症の対応も含めてということでは言われましたが、今オレンジドクターっていう制度もこれは県が認定をするのでしょうか、そういったオレンジドクターっていうのも進めていっているということでは言われましたが、そういった方がおいでとかっていう。そういった認知症に特に理解を示していただいているお医者さんがいるということ自体も知らないということもありますので、そうしたことも含めてそういったことを周知していくということも大事なことはないかと思いますが、その点について見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 新しい制度といいますかそういうオレンジドクター等の制度もできております。地域でやはり認知症につきましては早期発見、そしてまた専門へつなげていこうということで地域の医療機関がオレンジドクターの研修に参加していただきましてなっております。そういうことがやはり今後早期発見等のためには大切でございますので、保健所のほうとも周知については協議をしていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） ６番、山崎晃子君。

○ 6 番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。7 番目です。

ショートステイは在宅介護を支える大事なサービスの 1 つですが、利用するためには 3 カ月前ぐらいから予約をしていなければ利用できないのが現状です。急に介護者が病気になったり急用のときなどに利用したくてもあきがなく困ったということがあります。緊急の場合は県が指定した施設でショートステイできるような体制もあるようですが、利用したことのない施設へ預けることに不安を感じるというケースも出ています。特に認知症の方はなじみの関係が大事です。知らないところに来て不穏な状態になって症状が悪化してしまうようでは在宅介護の継続にも支障が出てきます。これに対応するために小規模多機能型居宅介護の必要性を強く感じています。

第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、平成 26 年度末までに各圏域に 1 カ所ずつ整備を目指すとなっていますけれども、本市の今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。小規模多機能型居宅介護の設置見通しはということでございます。

この施設につきましては、訪問介護、デイサービス、ショートステイを組み合わせサービスを提供することで在宅での生活が継続できるように支援をしていくものです。在宅介護の比重が大きくなってきておりますので、このようなサービスは大切だと思っております。また、同じ地域で継続したサービスを受けることができるということで大変有効なサービスであると思っております。介護保険事業計画のほうで平成 26 年度に募集というふうなことで計画をしております。それぞれの圏域に設置されれば効果的であると思いますので、平成 26 年度に入ってから募集で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○ 6 番（山崎晃子君） 今のところはないっていうことは私も知ってますけれども。

そしたら、平成 26 年度に募集をするっていうのは、今事業を展開している事業者等を含めて市のほうから何らかの通知をして募集をかけていくということになるんでしょうか。その募集の方法っていうのはどういう形になりますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 募集の方法につきましては、現在の事業者さん等に通知を出すか、また広報並びにホームページ等という方法がいろいろあるかと思いますが、そこはまた検討していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○ 6 番（山崎晃子君） この小規模多機能型居宅介護の必要性は課長も認識をされておられますので、ぜひこれが実現できるように取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと 1 つ気になるのは、その小規模多機能型居宅介護の報酬単価がちょっと低い

というふうなお話も聞いたことがあるんですけども、ひょっとそのことでなかなかそういう事業所が手を挙げにくくなっているというふうなことを聞いたことがあるんですけども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 自分のほうは経営している施設があるかと思いますが、その辺のあたりまでちょっと単価のことも含めましてよく理解しておりませんので、ちょっと申し上げれないところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） またそのこともちょっと調べていただいて、できるだけこの小規模居宅介護のサービスが実現できることを求めます。

次の質問に移ります。8 番目です。

第6期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たって、現在65歳以上の介護認定を受けていない方と要支援者を対象に日常生活圏域ニーズ調査が行われています。介護認定を受ける前の段階の方々の状況を把握し、介護予防につなげていくことは大事なことですし、第6期の計画に必要な支援を盛り込んでいくためにも実態調査は大事なことだと思います。

では、本市の在宅介護の現状はどうでしょうか。介護は終わりが見えるものではありません。老老介護や認認介護などの厳しい介護環境の中で在宅介護を余儀なくされておられる実態があるのではないのでしょうか。

国が在宅介護の方向を推進している状況の中では、要介護状態になっても安心して暮らし続けられるよう医療や介護の支援体制を整備、充実させることが重要であると考えます。本市で在宅介護を継続していくためにどのような支援や体制が必要なのかということについて、在宅で介護している方を対象に実態調査をする必要が急がれると考えます。見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 在宅介護の現状についての実態調査ということですが、現在要支援者等のアンケート調査を実施しております。今回12月の補正予算のほうにこの在宅の要介護認定者の調査につきまして補正予算を調査の予算を上げさせていただいております。その議決をいただきましたら在宅の介護者についての調査をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） 調査をするということになりました場合どんな方法で調査をされますでしょうか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 現在の調査も郵送でお送りさせていただきました、アンケートに記入していただいて返送していただいております。それと同じ方法になろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） アンケート調査ということですが、今のアンケートでもよく、このアンケートの記入の仕方がわからないとかっていうことを聞かれたりするわけですが、この介護をされている方々にとってはただこう紙で書いていくっていうことではなくって、やはりこれ丁寧に聞き取り調査をしていくっていうことが大事ではないかと考えますけれども、その点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。在宅の要介護認定者も約 1,500 名ほどおいでます。なかなか人数的にも多うございますので聞き取りというのは事務的にもなかなか不可能ではないかと思っておりますので、やはり郵送等のことで対応させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） 人数もいるから多いからということですがけれども、やっぱり私はこの在宅介護を継続するためには何が必要なのか、どういったものを整備したほうがいいのかってことを知る上では、やっぱりただアンケートに書くということではなくって聞き取りをしていただきたいというふうに考えますが。その辺十分に、ただアンケートをして終わったということではなくってそれが生かされるように、その支援体制が整備されるようにという考えで取り組んでいただきたいと思えます。聞き取り調査をと再度言ってもまずアンケートでという答えになろうかと思えますが、やはり丁寧に聞き取っていくってことを念頭にこのアンケートはしていただきたいと。ただ、アンケートをとって回収をしてということではなくって、わかりづらい表現とかっていうこともありますので、その辺も含めてアンケート内容も十分吟味をしていただきたいというふうに考えますが、その点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） アンケートにつきましては郵送でということで行きたいと思えますが、やはりアンケートは第 6 期の計画をつくっていく上での資料ともなりますので、これによってある程度の方向性は出るものというふうに思っております。また、聞き取りということはちょっとかないませんが、通常の業務の中でケアマネさん等の中でもいろんな状況等についてお聞きもしておりますので、そんな中から詳しい状況等については把握もしていきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。

第6期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に当たっては、来年度には策定委員会が立ち上がって協議されていくものと思います。要支援者の支援が市町村事業に移行することになれば新たな取り組みも必要になるのではないかと考えます。第5期計画の評価を行うとともに、これまでのような抽象的な計画ではなく、より具体的な取り組み内容や計画を第6期に盛り込んでいくことが求められるのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。第6期のほうに具体的な取り組みをというのですが、今回の見直しにつきましては、地域資源を効果的に活用できるように、また地域の実情に応じた柔軟な取り組みによって効果的なサービスが提供できるよう地域支援事業の形式を見直すということになっております。

例えば、訪問サービスでは訪問介護に加えまして民間事業者によります掃除や洗濯、またボランティアによるごみ出し等の生活支援サービス、通所サービスのほうではミニデイサービスとかコミュニティサロン、また運動・交流の場というようなことが想定されておるようです。実際こういうふうに記載はされておりますが、なかなかすぐに想定はできない部分もあります。いずれにしても、地域の中にサービスの提供資源として何があるかなどを把握しながら、策定委員会のほうで検討もしていきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、地域資源も活用してということで、そういったことをより具体的にこの計画に盛り込んでいくと。ニーズがどこにあるかそれを今調べているわけですが、それをもとに本当に困っている人がこれで支援できる体制っていうところで具体的に盛り込んでいくということで私のほうは理解をしたらよろしいでしょうか。この計画によって在宅で生活ができる、そういったものがこう網羅されていくということでよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。今回の計画で在宅介護は全て賄えるということにはならないというふうに思います。やはり地域資源がどんなもんがあるかということも把握していかなくってはならないと思いますし、また、先ほど前のほうの質問にもありましたが、地域支援事業に移った事業を事業所が受けてくれるのかということもあります。やはりそういうことを一つ一つクリアしながらやっていかなくはならないと思いますので、今後の進捗といいますか在宅介護の環境が整うような方向で頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） この第6期ですけれども、要支援の方が移られるという方向になってますので、市町村での裁量というものが大きくなってきますので、そういう意味から考えてもこの計画がより具体的なものになっていくという必要性があると思いますので、ぜひ地域資源も調査しながらそれを加えてってということで計画を盛り込んでいただきたいということを考えます。

それでは、次の質問に移ります。次に、地域の再生に関して伺います。

総務常任委員会は本年8月に広島県安芸高田市の川根振興協議会の取り組みについて視察研修を行いました。少し紹介をさせていただきます。

安芸高田市は平成16年3月、高田郡6町の合併により誕生しています。全市域に32の地域振興組織を設置し、市民の自主的な活動と積極的な参画に基づいた市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進しています。川根振興協議会は昭和47年2月に発足し、7月に未曾有の大洪水により壊滅的な災害を受けたことをきっかけに災害復興への強い意志と過疎化、高齢化による地域の将来への危機感から、自分らにできることは自分らの手でとの思いから地域づくり活動が開始されたと聞きました。自分が年老いたときに安心して暮らせるまちづくりを目指して提案を行い、経済活動や交流活動、福祉活動などさまざまな取り組みが住民主体で行われています。また、この振興協議会の活動は安芸高田市が住民自治組織のモデルとした協議会だそうですが、住民自治のあり方や地域活動の取り組みは大変勉強になりました。

また、これまでも京都府綾部市や兵庫県朝来市の視察研修を行い、その取り組みに大変感銘し議会でも紹介させていただきました。京都府綾部市では水源の里づくりを念頭に水源の里条例を制定しております。また、兵庫県朝来市では新しい地域自治システムの構築が必要ということで、これまでの住民の要望に応じて行政が対応するという住民と行政の関係から地域協働の仕組みをつくり上げたと言っています。

本市の中山間地域は過疎高齢化の進行により集落の衰退が課題となっています。平成23年度に県が実施した集落実態調査では多くの方が地域に対する愛着があり、集落に住み続けたいと考えています。そのような状況の中で地域の方々は何をどうしたらいいのか、諦め感の中にもその対処方法を模索しているのではないのでしょうか。先進的に取り組んでいる自治体もありますので、そうした自治体を参考にしながらも本市の行政として集落をサポートする戦略、仕掛けをどのように描いているか伺います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。山崎晃子議員の質問にお答えします。

中山間地域の過疎、高齢化はご質問のとおり年々進行し、世帯数の減少、人口の減少による集落の維持機能の低下に加え、鳥獣等の被害の発生により中山間地域に暮らす市民の皆様の集落存続の危機感や生活への不安は大きくなっている状況であると考えております。香美市の中山間地域を見ますと、65歳以上の方が過半数で担い手の確保

と社会的共同生活の維持が厳しくなっている集落は土佐山田町が13、香北町20、物部町28となっております。

香美市では、これまでこうした中山間地域の現状を少しでも緩和するために地域づくり支援員等の配置や市営バスの運行、エリア型デマンドバス運行の取り組み、空き家バンクの登録などによる移住促進などさまざまな施策を実施しているところです。特に定住推進につきましては、平成26年度にまちづくり推進課の中に定住班を設置し、移住・定住推進を強化する体制を計画しているところでございます。

また、昨年度から進めております定住促進対策検討委員会でも定住案の取りまとめ作業を実施しており、来年度以降一步踏み込んだ対策をとっていくことになります。

また、第1次振興計画も平成28年度で終了することから、来年度から次期振興計画策定に着手することを考えておりますので、この次期振興計画策定の過程で集落の現状や問題を協議し、戦略や仕掛けについても振興計画にうたい込むことができるのではないかと考えております。

なお、この間も集落の過疎、高齢化は進んでおりますので、さまざまな対策を実施しながら次期振興計画につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 済みません。私の質問ちょっと抜かってしまいましたけれども。先ほどの安芸高田市、それから京都府の綾部市はそれぞれまちづくりに対する方向性があるって条例化や機構改革などで明確に位置づけて取り組んでいるところですけども、本市は来年度以降に見直される地域振興計画に盛り込んでいくということで、その前段として定住班がこの集落の再生に関して重点でやっていくというふうにお聞きをしたわけですけども。

そしたら、その集落が今現在その状況はどういうふうになっているのか、集落の実態調査っていうものも来年度から始めていってということで考えておられるのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

集落の実態調査につきましては、県で調査したものもございますが、次期振興計画に合わせてそういった調査を香美市独自でやることも1つの検討していかなければならないことだとは考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、その条例化とかそういったことに関しては調査、研究をしていく予定は、そういうふうなお考えはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 現時点では条例化については考えておりません

が、次期振興計画策定の過程の中でまたそういう要望、必要性が出てきたときには検討していきたいというふうには考えております

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

県が実施した集落調査では、集落を活性化するための取り組みはとの問いに、近隣の集落と連携する取り組みや集落の資源を生かし集落に収益が入る取り組み、イベント行事など人との交流の取り組みが挙げられています。また、集落の活性化に必要なこととということに対しては、住民のやる気、意欲が一番に挙げられています。この住民のやる気、意欲をどう引き出すかということになります。

先ほども述べました安芸高田市の川根振興協議会、それから兵庫県朝来市のような取り組みなどからヒントを得て新しい自治組織、そしてそれを支援するような人的、財政的な体制づくりが必要ではないかというふうに考えますが見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。山崎議員のご質問にお答えします。

本市では、集落の維持や活性化を目的といたしまして現在物部地区に2名の地域支援員を配置をしております。また、来年2月からは新たに1名の支援員を庄谷相、拓、中谷川地区を対象として配置する予定となっております。現在活動している地域では導入の成果が徐々にあらわれ始めてきており、特に大西地区では移住者の増加により限界集落から脱却し、現在は物部町で高齢化率が最も低い地域となっておりますこととでございます。そして、移住された方たちが中心となって地域イベントや地区伝統行事を積極的に支援することにより、過疎化が進んでいた集落に新しい風が吹きつつあると感じるようになってきました。

さて、最近では防災面で自助・共助・公助という言葉をよく耳にされると思います。先ほど山崎議員からかも介護保険の質問の中でご紹介がありましたけれども、これは防災だけでなく集落活動にも言えることではないでしょうか。個人ができることは個人が、個人では不可能なことや非効率的なことは地域が、地域では不可能なことを市町村がといった階層原理のこととございますが、山間部の集落では共助の部分である集落活動が困難となりつつある現状がございます。この共助の部分を支援員が中心となって、その集落だけでなく隣接する集落と一体となって支え合う仕組みづくり、これが支援員を導入した大きな目的の1つでもございます。

また、移住促進につきましても、支援員が市役所と住民のパイプ役になることより導入地域の移住促進につながることは、大西地区の例を見ればおわかりいただけると思います。こういった取り組みが議員のご質問の新しい自治組織や体制づくりに将来的につながってくるのではないかとこのように現在考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） 地域づくり支援員の活動は本当に大変よい取り組みだというふうに私も思っています。これが新しい自治組織につながっていくというふうな、そういう展開を考えておいでということかと思えますけれども。ぜひ高齢化等で自治会が成り立たないというふうな状況を脱して、そういった地域協働の取り組みができることを期待をしておるわけですから。

そしたら、そのためには地域がどういう状況になってるかっていうことを先ほど実態調査ということを行ったんですけど、ひょっとしたらこの地域住民のこのやる気、意欲をどう引き出していくのか、その意識を変えていくっていう点では地域との懇談会っていうふうなものも必要になってくるのではないかと思います、その点についてはどう考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 地域の声につきましては、当然のことながら支所という組織もございますので支所や各それぞれの集落の自治会長さん等からのご意見も承っております。また、議員さん各位におかれましても地域から選出されておりますので、そういった声につきましては行政のほうにぜひとも上げていただきたいというふうに思っております。

また、導入っていいでしょうかそういった地域におきましては、導入に当たりまして地域との懇談会等を実施して導入につなげていっているような現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） それでは、最後の質問に移ります。支所に関してということですが。

物部支所庁舎は建築後 36 年、開発センター物部は建築後 38 年が経過し、双方とも建物の老朽化や地盤沈下が見られるため今年 2 月に庁舎等建設検討委員会を設置し、庁舎等建設の方向性の調査、研究が行われてきました。その結果、開発センター物部を取り壊し、新しい物部支所庁舎が建設される予定と聞いています。

本年 10 月から設計委託業者の選定及び基本設計を実施しているとのことですが、物部町内には支所庁舎の建設について知らなかったという方々がおられ、数名の住民から移転、建設の経過や今後の予定、支所機能などについて知りたいとの声も聞きました。先日の物部町自治会長会の中では、大柝地区を対象に説明会を開催するとの話でした。しかし、支所庁舎は大柝地区だけでなく物部町全体の行政機関として、また香美市の支所として大変重要な機能を有する庁舎だと考えます。特に物部町在住の皆さんにとっては日常的に身近に利用する行政窓口です。説明会を大柝地区だけに限定せず広く市民を対象に、少なくとも物部町全体には丁寧に説明することが大事なのではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） おはようございます。山崎晃子議員の支所に関する質問にお答えします。

物部支所庁舎の建設に関しては、昨年10月の物部地域審議会での検討を踏まえ地域割も考慮し、物部町内の住民の代表並びに各種団体等から選任した委員を中心とした香美市物部支所庁舎等建設検討委員会で新庁舎の建設位置や新庁舎に持たす機能及び規模等が本年2月から検討され、この9月に委員会から報告がされております。地域住民への説明は、物部町内の各地区の住民の代表で組織された物部町自治会長会で説明し意見を求めているほか、建設予定地区の大栃地区においては大栃部落組長会等で説明し意見を求めてきたところです。

先週プロポーザルによる支所庁舎建設設計委託業者が決定されたこともあり、建設関係地区への説明会として、大栃地区を対象に12月13日金曜日午後7時より開発センター物部にて実施する予定であります。既に周知をしております。

今後におきましても同様の手法で建設並びに設計の進捗ぐあいを見ながら、公的団体や住民団体等の会議開催などに合わせ節目節目で説明をしていく予定であり、特別に物部町全体を対象とした住民説明会を開催するつもりはございません。

ただし、大栃地区の説明会に他の地区の住民の方が見えられても差し支えありませんので念のため申し添えます。なお、議員のほうからもそういった説明会に参加したいという方がおいでましたらおつなぎいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 節目節目で今後も説明をしていってくださるということです。

そしたら、例えばひょっとほかの地域から説明会をしてもらいたいというふうな要望が出た場合には説明をしていただけるのでしょうか、その点をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） お答えします。

ほかの地域から出る場合は恐らく自治会長さんからの要請で行うものになると思います。そういった場合がございましたらしてももちろん構いませんけども、今のところそういう声はかかっておりません。また、物部支所は支所職員並びに物部町管内に配属されている職員が地域担当職員で地域を回っておりますけれども、そういった住民説明会をしてほしいというような声は上がってきておりません。そういうことでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今のところ声は上がってきてないということですが、もしあった場合はということでお聞きをさせていただきました。

では、次の2番目の質問に移ります。

香北支所、物部支所は地域の住民にとってどうしても必要な行政窓口です。また、災

害時に対応する拠点としてなくてはならない存在です。昨年の豪雨災害でも支所の職員は少ない人数で昼夜を問わず懸命な対応をしてこられました。その熱心な対応に関係住民からは感謝の声が多く聞かれました。そのときの対応を考えても、また今後起こるとされている大地震等に備えるためにも支所の職員は十分な人数を配置するべきであり、仮に財政面などで削減を余儀なくされる場合があっても、最低でも現状の職員だけは維持していただきたいと考えます。このことについて見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） 支所職員に関してお答えします。

各課等への職員配置につきましては、香美市役所全体の機構や職員配置計画の中で進めていく必要があると認識しています。

一方、支所についてですが、地域行政の拠点である支所は災害時のみならずできるだけ地域のことは地域内の支所で完結できる住民サービスが求められていることも事実です。各種行政事務の担当がそれぞれ支所に常駐し業務を実施していくのが理想であり、現状維持は最低ラインだと考えております。よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） 支所長のほうからは答弁をいただいたところですけども、人事担当部署として総務課長のほうにお伺いをいたします。

支所のこの職員数のことですけども、平成の大合併で誕生した高知県内の自治体の中で総合支所の市長部局、町長部局の正職員数を電話でお聞きをいたしました。行政区域面積の広い順の 5 市町について申し上げますと、四万十町の十和総合支所は 25 名、大正総合支所が 24 名、それから四万十市の西土佐総合支所が 34 名、香美市が香北支所が 18 名、物部支所が 17 名、それからの町の吾北総合支所が 30 名、本川総合支所は 13 名ですけども旧本川村はもともと村職員数が 30 名を切っていますので、旧香北町や旧物部村との比較にはならないかと思います。それから、仁淀川町の池川総合支所では 29 名、仁淀総合支所では 28 名という結果になっておりまして、他市、他町の総合支所の中には増員の要望を考えているというようなお話もありました。

こうした状況から、単純にこれを比較してということにはならないかと思いますが、本市の支所の職員の配置は十分な配置と言えるのでしょうか、その点をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 山崎議員の職員配置に関するご質問にお答えいたします。

ほかの市の総合支所のその業務内容をちょっと熟知しておりませんので、当市の支所とのちょっと比較についてお答えすることはできません。職員配置につきましての私の考え方を答弁させていただきます。

職員の配置につきましては、事務事業の増加に伴い各課からは職員の増員を求める希望が多く、人事異動のたびに頭を悩ませております。支所機能を維持するためにはもち

ろん職員の配置も大変大事であります、本庁との業務連携をいかに効率的に行うかということも考えていかなければならないと思っております。職員を増員することが非常に難しい現状の中では、日常の連携を深めて円滑に業務を行う体制をいま一度考える必要があるのではないかと考えております。特に災害時などは職員同士の連携や部署を越えての連携なくしては対応できないだろうと考えるところです。本議会には防災部門を防災対策課として独立さす組織再編案も提出しておりまして、今後災害時の対策は加速するものと考えております。市の災害対策は市全体のあらゆる状況を想定して取り組まなければなりませんので、支所も含めての体制づくりが検討されるものと思っております。

したがいまして、職員の配置につきましては、市役所の組織や体制をもとに各課の人事ヒアリングの結果を踏まえ総合的に判断をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） なかなか難しい状況ということで単純に増員をとというわけにはいかないということですが。物部のほうでは地域担当職員制度っていうこと、これも通常の業務に加えてこういう業務もしていつているわけですので、その点も考慮していただきたいというふうには考えますし、それからあと、これを調べるに当たってちょっと単純に思ったんですけれども、香北支所、物部支所、18名と17名ということですが、同じ業務内容であるかと思いますが、恐らくこれ人口から考えたのか1人香北支所のほうが多いわけなんですけれども、面積で言いますとまた香北の倍以上の面積が物部のほうはありますけれども、こうしたこの人員の基準ってというのはどういった根拠でこういうことになったのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

確かに香北支所が物部支所よりは1名多い現状ですけれども、その面積そして人口、数字を単純に比較をして香北支所は何人、物部支所は何人というふうに想定しているところではありません。やはりその配置の体制といいますか、そしてその事務事業のあり方、その事務事業の内容等も踏まえて検討をしておりましてこういった結果になっておりまして、物部支所は確かに地域担当職員がおりますことから一定の職員の配置が必要だとは考えておりますけれども、やはりどこまでいっても全体の中で考えなければならないので、そういった全体の中で考えたときに現状の数になっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） それでは、先ほど支所長のほうから最低限今の人数は必要というお話もありましたので、ぜひそのことについては維持をしていただきたいということと考えますけれども、この点についても今後わからないということになるかと思ひ

ますが、この点について今後どういうふうを考えておられるかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

この議会が終了前からですけれども、各課の人事ヒアリングを予定しておりまして、やはりその中でのヒアリング結果を踏まえてのどこまでいっても話になりますので、現状維持できるというふうに明確なお答えをすることはできません。申しわけありません。

○議長（西村芳成君） 6 番、山崎晃子君。

○6 番（山崎晃子君） そしたら、最後の質問に移ります。

5 月 2 1 日付の高知新聞には「合併特例後総合支所に交付税措置」と題する記事が掲載されていました。その記事は次のような内容でした。

政府の第 3 0 次地方制度調査会は、平成の大合併で規模が大きくなり本庁以外に総合支所などを設置、運営する市町村への地方交付税の配分拡充を提言する方針を固めた。合併推進を目的に導入した交付税の特例措置終了後も支所で提供している住民サービスを維持するのが狙い。6 月に取りまとめる答申に盛り込まれる見通しとありました。

また、1 9 9 9 年以降の平成の大合併で面積が拡大した市町村は、旧町村役場を活用した総合支所ごとに住民サービスを担う事務部局を設けているケースが多い。支所の設置できめ細かなサービス提供や迅速な災害対応が可能となり、地制調でも高く評価された。ただ、合併市町村に通常より多額の交付税を配付していた特例措置は合併後 1 0 年で終了する。現行の交付税制度は配分額の算定基礎となる自治体の財政需要を把握する際、本庁以外の拠点が存在することを想定していない。このため、多くの合併市町村で特例措置終了後、総合支所の運営に必要な職員の人件費や住民サービスを提供するための事務経費などの財源を確保できなくなる。こうした事情を踏まえ、地制調は特例措置終了後の合併市町村に対する交付税額について、総合支所の運営状況を考慮し拡充すべきだと判断したと書かれていました。

この記事によると、香北支所と物部支所もその対象になるようですが、このことについてどのようにお考えでしょうか、認識をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の 5 月 2 1 日の記事は地方制度調査会が総合支所に対して地方交付税の配分拡充を提言するというもので、香美市の支所も総合支所として位置づけられているというものでした。その後、平成 2 5 年 6 月 2 5 日付で地方制度調査会から内閣総理大臣に対して大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申が提出されており、その答申の中に、「平成の合併」により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組を継続的に進めることができるようにすることが必要である。このような観点から、市町

村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある」と記されております。

そして、先月１１月２７日の高知新聞に、総務省が２０１４年度から役所の支所数に応じて地方交付税を加算する方針を固め、年末までに詳細を決める方針との記事が掲載されておりました。本年中には詳細な方針が出されるということですので現時点はどういった内容になるのかわかりませんが、これまでの報道等を総合的に判断しますと、香北、物部支所についてはこの交付税措置の対象となるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君） 詳しい説明をいただきました。まだ詳細はこれからということですが、これからいろいろなメニューというか内容が決まってくると思うんですが、これが可能な限り支所の運営に反映されるようにしていただきたいという思いがありますけれども、その点について見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

先ほど総務課長のほうからも人員管理の面で回答をいたしましたけれども、そういうことを総合的に判断して支所についても今後の体制について考えていくということになってくると思います。

○議長（西村芳成君） ６番、山崎晃子君。

○６番（山崎晃子君） 以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

昼食のため１時まで休憩します。

（午前１１時４５分 休憩）

（午後 １時００分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、１０番、小松紀夫君。

○１０番（小松紀夫君） １０番、自由クラブ、小松紀夫でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問を一問一答方式でお伺いをしていきたいと思っております。

質問に入ります前に、通告文で一部訂正をお願いをしたいと思っておりますが、４ページ、質問事項２項目めの中学生の学力向上策についての④⑤でございますけれども、これが頭が「到達度別」とこうなっているんですが、ここを「習熟度別」というふうに訂正をしていただきたいと思っております。申しわけございません。それでは、質問に入らせていただきます。

まず、第1点目でございますが、全国学力テストの成績公表についてでございます。

文部科学省は小学校6年生と中学校3年生を対象に実施をしております全国学力テストの実施要領を変更し、これまで禁止をしてきた市町村の教育委員会による学校別の成績公表を来年度から認めると発表をいたしました。ただし、一覧表にしたり順位をつけたりと、そういうことをすることは認めないという配慮事項も同時に示しました。さらに成績公表には結果の分析と改善策の提示も義務づけられております。

成績の公表に当たりましては、市町村の教育委員会が判断をし学校と相談する必要はございますが、学校の同意がなくても公表することは可能となっております。文部科学省は、方針転換の理由について地方側から説明責任を果たしたいとの声があり、教育委員会として教育施策を検証し、学力改善につながるための公表を認めることにしたと説明をしております。一方、全国連合小学校長会会長は、「学校の過度の競争や序列化をあおり、教育をゆがめかねない」と主張してきた。大変残念だ」というふうにコメントをしております。

そもそも学力テストの目的は個々の児童の指導改善に生かす、こういうことではございますが、開かれた学校を推進する意味から保護者や地域の学校に対する関心を高めるためにも情報を開示し説明責任を果たすことは重要ではないかと、そういう考えから順次お伺いをいたします。

現在、学校がみずからの判断において保護者や地域向けに成績を公表する、これは認められております。現時点で本市の小中学校の成績公表への取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 小松紀夫議員のご質問にお答えをいたします。

本市の香美市全体の結果の公表につきましては、点数結果そのものの公表ではなく、調査結果からあらわれた教育に必要な現状や課題について広報11月号にて平成24年度よりお知らせをいたしております。また、学校の判断で保護者や地域向けに学校だより等で、全ての学校がおおむねの結果状況を学校の取り組みの様子とともにお伝えをしています。そのままの点数や正答率をあらわしている学校は少ないですが、教育委員会と同様に教育を進めていく上で必要な現状や課題について説明を入れてお知らせし、家庭への協力をお願いをしているところです。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。香美市単位での公表については広報香美11月号に出ておりました。全国平均との比較なども書いてはありましたですけれども、数字ではなくて文章でございました。あと保護者向けには学校独自に、保護者に対しては一定の報告をおおむねの報告ということですが、おおむねというのはどうなのでしょう、全国平均また高知県平均と比較して自校の子どもたちの平均正答率はこれぐらいですと、一定の具体的な数字なども示しているのでしょうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

中学校の２校ですけれども、そのままの点数で一度示し、そして取り組み等を説明している学校があります。あとの学校につきましては、主に全国の正答率と比較をしながらプラス何ポイント、マイナス何ポイントというような書き方で示している学校が多いです。

○議長（西村芳成君） １０番、小松紀夫君。

○１０番（小松紀夫君） では保護者には一定の、おおむねですけれども報告をしているということでございます。市町村単位での報告、香美市の場合は広報、自分も読みましたですけどもあの程度であろうと思いますが。市町村単位での公表というのは認められておりますので、ただ、今取り組んでるのが高知市のみでございまして、高知市のホームページによりますと全国正答率の比較、高知県の平均正答率との比較等々を平成１９年度から平成２５年度までにその推移を含めてグラフで示して公表してます。お隣の香南市につきましても本年度からそういう公表の仕方をするということを報道でお聞きをいたしました。

本市におきましても市単位での公表、もっと詳しい公表というものをする考えはございませんか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。香美市のほうでは、昨年度の１１月号の広報ではごく最近のものと比較をした折れ線のグラフ、といっても１つだけですけどそういうグラフでお示しをさせていただきました。今年は数値で書いて示させていただいております。

それで、１つこの資料ですけれども（資料を示しながら説明）、これは香美市教育振興基本計画を今策定しているところですけども、そのときに今の子どもたちの学力の状況を具体的に示していこうということで、これが平成１９年から平成２５年までの１００のところが全国正答率です。それに対して子どもたちがどうなっているかということを示したグラフとしてあらわさせていただきました。今のところこれが一番詳しいデータですが、一応こんな形ではお示しをしていこうと思っています。

○議長（西村芳成君） １０番、小松紀夫君。

○１０番（小松紀夫君） きょう渡していただきましたこの資料はこれ取扱注意って書いてあるんで公表したわけではないわけですけども、こういう形での香美市全体としての状況は本年度から公表するとういうことでございます。できればここに県平均との比較というのもあればいいと思うんですけども、その取り組みはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） データをお示しする前に、もう１つのこの分ですけれども（資料を示しながら説明）、これは平成２６年の４月２２日に行われる全国学力・学習

状況調査について書かれた資料でございます。ここにありますように調査内容が①② 2 つございまして、教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査と 2 つに分かれています。それで、1 ページめくっていただきますと、この中に平成 25 年度に行われました中学校の国語 A の問題と小学校・算数 B の問題がこういう問題ですということ載せられています。ぜひこの中の問題を解いてみてください。結構広く考えないといけないような問題になっています。

元へ戻りまして、調査内容の特に学力に関する分にかかわりましては、主として知識に関する問題として A 問題というのがあり、主として活用に関する問題として B 問題というのがございます。それで、ご質問は県平均と比較してどのような状況ですかということでしたので数字で少し申させていただきます。

本年度の県平均と比較した小学校の状況は、国語 A がマイナス 1.3 ポイントです。国語 B がプラス 0.3 ポイント、算数 A がプラス 1.2 ポイント、算数 B がプラス 1.5 ポイントです。中学校の状況は、国語 A がマイナス 3.0 ポイント、国語 B がマイナス 3.0 ポイント、数学 A がマイナス 3.6 ポイント、数学 B がマイナス 2.8 ポイントでした。これは全国の子どもたちと違いますのは、全国に対して高知県はずっと上がっていていますので上向きのグラフになってくるのですけれども、その上向きになっているグラフをゼロと置いたときの香美市の変化ということですので、全体的には小学校は特に高く、県と比較をすると今のようなデータになってきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10 番、小松紀夫君。

○10 番（小松紀夫君） 高知県平均と比較した場合というのは次に聞こうかと思ってたんで。この香美市として本年度からこのようなグラフにして公表すると、その場合、これは全国との平均だけなので県との平均も一緒にしたらいいんじゃないでしょうかという質問でございました。済みません、再度。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 済みません。実はこの全国との比較は常に使っているもので、校長会とかいろんな先生方の会の中ではこれとか学校のデータを示しながら真剣な討議をしているものです。ただ、この平成 19 年度というのが文部科学省が公開しないという前提でしたものですから、校長会で随分話をしながら今に至っているところです。けれども、平成 19 年度から示したほうがわかりやすいだろうということで、この折れ線グラフそのものは教育振興基本計画の中の学力データとして初めて使いましたので、これからはこういう形でお示しをしていったらとは思っています。

県のほうは今回のご質問で初めてちょっとグラフをつくってみました。ただ、県が国内でも驚かれるぐらい上がってきている状況なものですから、県と比較するというよりはこれから小学校は全国と比較してプラス 3 ポイント以上にしようと、中学校は全国平均にもっていきこうということで全体的な取り組みをしていますので、どちらかと言うと

全国と比較していくほうがいいのかなど思っているのですけれども。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） わかりました。では県平均ではなく、もう全国平均との比較というような公表の仕方をされるところというふうに理解いたしました。

次の質問に入りますけれども、次の質問が高知県平均と比較した場合どのような状況なのかとお聞きする予定でございましたけれども先ほど答弁をいただきました。

全国平均と比較をした場合、小学校は全て国語A・B、算数A・B全て全国の平均よりも上と、だからほぼ全国平均レベルでございしますが、中学校については低いと。また、県平均との比較でも小学生はおおむねプラスでございすけれども、中学校は全てがマイナスで、そのマイナス3ポイントとかマイナス3.6ポイントとかいうお話ですけど、この1ポイントっていうのはどれぐらいの幅のことなのかちょっと理解しにくいんですけども、その説明をしていただけますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） この調査で説明させていただきますけれども、グラフのほうで（資料を示しながら説明）、大体プラス5ポイント、マイナス5ポイントのこの範囲のあたりは、全国と同等ぐらいです。ですから、県との比較にしても大体県のところに沿っているということにはなるのですけれども、ただ、中学校については頑張らないといけないという点数ではございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） そうすればきょういただいた資料で100が全国平均であれば95っていうのがマイナス5なんですか。それか95はマイナス5なんでここまですに入っていたら全国平均で、平均からマイナス5ということは95からまだ1つマイナス5で90というふうなことです。そういうことですか。

（教育長、時久恵子君、自席より「はい、そうです」と発言する）

○10番（小松紀夫君） はい。わかりました。

では、高知県全体は小学生は同等、中学生は下位、本市にしてもやはり小学生は全国レベルであるけれども中学生は低いというふうに理解をさせていただきます。

そこで、次にこれは市町村単位でなくって来年度から認められる学校別の成績を公表すると。この公表をした場合にどういうメリットまたデメリットを教育委員会は考えているのかお伺いをします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 済みません。その前にさっきの範囲の話ですけど、プラスマイナス5ポイントの範囲を同等と見なしているんで、さっき90とおっしゃいましたが、100を基準としたときに全国から105と95の間という、だから中学校は低いので努力が必要ということになります。

それから、ただいまのご質問ですけども、子どもたちに確かな学力をつけることは

学校の最大の仕事です。学校組織を上げて全校で取り組まなければなりません。同時に学習の定着は落ちついた生活態度、そして物事にチャレンジする意欲、家庭学習の習慣などと大きく関係をしています。公表のメリットは各家庭や市民が子どもたちの学力・学習状況を知り、地域が連携して子どもたちの成長を支えることにつながると考えます。デメリットは、学校別成績の比較のみが優先し、先入観で学校の取り組みが判断される心配があることです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。学校の一番の仕事は学力の向上ということでございます。公表したメリットは、そのことによって地域の人なんかもうちの学校はっていうことで、その情報を知ることによって地域と保護者、学校が連携をした取り組みにつながるのではないかと。デメリットは、その比較のみで判断されてしまうという危うさというかそういうふうなことでございました。

それでは、この学校別の成績公表については、今教育長がおっしゃったように保護者や地域を巻き込んだ学力向上の風土づくりができるであるとか、学校の成果を保護者や地域にオープンにするのは大きな価値がある。また、結果の公表は教員の励みにもつながるというふうな賛成意見がございます。その一方で、学校の序列化につながるのではないかと、学力テストの趣旨からすれば教育委員会や教員が把握していれば十分なはずだ等々の反対意見もございます。賛成意見につきましては、都道府県知事、都道府県の教育委員会また保護者、一般市民等に多く、本県の尾崎知事も賛成の立場であることを表明しております。反対意見には、市町村の教育委員会、そして最も反対意見が多いのが小中学校の教員でございます。

そこで、来年度以降の学校別の成績公表について本市教育委員会のお考えをお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

全国学力・学習状況調査は、学習指導要領で求められている力の育成について調査結果を分析し、指導方法や条件整備に生かすために行っています。家庭、地域との連携で言えば、現在市も学校も調査結果を工夫して公表し、子どもの状況や学校の取り組みを伝えたり家庭学習への協力を仰いだり地域とともに教育を進めていますので、市教委が学校別の成績公表をする必要はないだろうと考えています。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 学力向上に生かすためにやっていると、本来の学テの趣旨だと、それはもちろんそうでその取り組みをしていただかなければならないわけでございますけれども、そういうデータがあるわけございまして、学校別公表に賛成っていう人たちは保護者であったり一般市民であったりでございます。ところが、反対っていう

意見は今おっしゃられたように学校現場、教師の方々、学校の序列化というよりその教員の序列化になるんじゃないかと思ってるんじゃないかという節があるんですけども。ということは、考えはないということは学校現場の声を優先して保護者、地域の声を無視するということになるんですけども、それでよいのですか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

それを触れずに置くというふうなことではございませんで、各学校ではその学校のデータをもとにしながら保護者と学校が議論ができる、そして一緒に子どもたちを高めていくということはこれはとても必要なことだと思っていますので、その方向はどんどん進んでいくと思っています。

学校は10校で特に中学校は3校です。児童生徒数の少ない学校につきましては1クラスの数が非常に少なく、ちょうど6年とか中3に行き当たったときに、その集団で少しアップダウンするときがあります。学校の先生方は非常にそれも気にしていまして、安定して高くなるようにということで一生懸命やっていますけれど、集団構成のこともあつたりしますので、そのあたりでいい方向に考えられるような土壌ができていれば、公表が全くだめだと言っているわけではないのですけれども、ただ状況によっては不安をあおってしまうというようなこともあって、そういう意味で少し慎重に考えていかなければいけないというふうに思っているところです。

現段階ではそれをこう並べて公表しても不安をあおる状況が強くないだろうかと思っていますので、いつまでということとはちょっとわかりませんが取り組みの進みぐあいとか考えながら、現段階では並べての公表というのは余りよくないだろうというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 不安をあおるっていうのは学校現場、学校の先生が不安になるということであろうと思いますけれども、もうこれ以上は問いません。ただ、全国の平均正答率と本市全体の正答率との差とか推移等々を公表をすると、本年度からするというのでございますので、今回はそこまでということにいたしておきます。

次に移りたいと思います。次に、中学生の学力向上策についてお伺いをいたします。

さきの質問、答弁の中にもありましたように、全国学力テストの結果から見ますと、本市の小学生はほぼ全国と同等のレベルにございますけれども、中学生においては全国下位というか下に1県あるだけで下から2番目に位置をしております。これは高知県全体の話でもございます。香美市においてもそういう傾向です。この傾向につきましては随分以前から指摘をされていることだと記憶をしております。そこで、中学生の学力向上策についてお伺いをしたいと思います。

まず、小学生は全国平均レベルであるが中学生は全国下位に、最下位ではないですけどほとんど近いぐらい下位に位置している。この傾向というのは一体いつごろからこう

いう傾向になっているのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

平成19年度より全国学力・学習状況調査が始まり、全国悉皆の学力調査として実施されてこの傾向であることがわかりました。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 平成19年度に今の全国学力テストが始まりましたので、もう始まった当初からということでございますけれども。以前からこれ全学年ですけどC R Tと言ってたのですかね、学力調査等々ありましたね昔から。そういう以前からのことがちょっとわかっておりましたらその段階でもう全国比較が出ますので、それでいつぐらいからやっぱりこういう傾向だったんだというのがわかりましたらお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

C R T調査もずっとしていましたので傾向としては大体そうだろうということにはなっていましたけれども、きちっとした比較ということからいうとやっぱり平成19年度になります。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。わかりました。恐らく自分がこういうことを聞いたのは、まだかなり前からであるんで一体いつごろからなのかなと思ったんですけれども。次の質問に移ります。

では、なぜこのような傾向が続いているのか。ずっとこういう傾向なのか。小学生は全国平均レベルなのに中学生はずっと下位と。この原因をやはり分析をして対策を立て課題を克服していく。いわゆるP D C Aサイクルを活用する。そのためにはまずはどうしてこういう傾向なのかという原因分析が必要であろうと思いますけれども、このような傾向が続く原因をどのように把握をされておられますか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から現行の学習指導要領、つまり前から言うところの新学習指導要領での新しい学力観に立った指導が行われております。平成19年度の調査はこの新学習指導要領が平成23年、平成24年から始まりましたので、それに向けて移行措置に入る前段階での状況を把握し手だてを講じるために行ったもので、高知県は課題山積の状況でした。その後、調査、分析、対策を講じながら県、市、各校が全力で取り組んでまいりました。現在はどの学校も新しい学力観、特に活用を目指した学力の向上に向けて学校組織をあげて取り組み、成果があらわれてきているところです。

中学校の学力がまだ十分向上していないことについては、主に3つの原因が考えられ

ます。1つは、全教科、領域で新しい学力観、特に活用を目指した授業の徹底に不十分さがあったことです。これは平成19年度からというよりはそれ以前も求められている力への対応が遅かったとか悪かったということがまず1つ考えられると思っています。2つ目は、国語より数学の力が弱いことについて、小学校の算数から中学校の数学への接続に問題点があると押さえており、小学校での十分な習熟と中学校導入期からの指導の工夫が必要です。3つ目は、家庭学習の不足です。これは高知県全体がそうして、今少し向上してきていますが、時間不足というのはこれは大きな課題だと思っています。ほかにもいろいろありますけれど、現在この観点に立って授業改善に取り組んでいます。今後も家庭と連携をしながら取り組みを進めていきたいと思っていますところ。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） ご答弁で中学生が低い原因の一番最初の、ちょっとその何か対応が悪かった、全教科とかちょっとそこがわかりにくかったんで、もう一度後でお願いいたします。

算数から数学、小学校から中学校に上がる段階の連携といおうか接続に問題があったと。こういうことはでも全国都道府県どこの学校でも同じように小学生から中学生に上がるときには接続をするんですけれども、こんなことが原因なんだろうかと思うんですが。あとは家庭学習の不足。これは保護者との連携ということになるんでしょうかね、不足をしているから。でも全てがこれが原因なんでしょうかね。小学校のときは全国平均レベルであった、でも家庭学習が不足しているから中学校では下がるというのはちょっと何か。じゃあ小学校のときは不足していなかったのか、ちょっとそのあたりははっきりした原因じゃないんじゃないかと思うんですけど。まず1つ、原因の一番最初に挙げられた部分をもう一度ちょっとお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。中学校の指導のあり方というところの課題ですけれど、これどちらかというと中学校というよりは小学校も中学校も、やはりずっと前にさかのぼれば本当に今つけねばならない力に対応するやっぱりその捉え方というのが高知県の教員が甘かったということはあると思います。一生懸命やっていますので、私の主観からいっても授業を見に行ったときに、県外の授業を見、高知県の授業を見というときに、高知県の授業っていうのは大変すばらしいです。とてもすばらしくて本当にびっくりするような授業が行われますけれどもその前後が弱い。県外の場合はこの1時間がすばらしいのではなくて、ずっと流れで育ててきているというのが感じられました。高知県の場合は、1つの授業を見せていただいたら大変すばらしいけど、その前後が連なっていないというかそういう課題をこれはもうずっと以前から感じていることで、高知県はそれを課題にしてきた経過がございます。

やはり今つけなければならぬ力へまっしぐらにこう向けていく授業というのを継続

的にしないといけないというのは高知県の課題でしたが、その辺が小学校も中学校も大変弱かったので、平成19年度からこのデータをもとに大いに授業を変えていったという今の状況がございます。

それで、小中の比較で申しますと小学校は担任の先生がずっとついてやっていますので、その時間その時間、子どもの心の部分も含めて様子を見ながらずっと一日中追って指導するということが年間繰り返されてきます。中学校の場合は、子どもがまずつまづいたのが教科担任制とか、それから思春期に入る心の揺れとかそういう外の要因も結構ありまして、そういうところで子どもも大変だし先生方も学習指導以外の部分で対応することが非常に多いということもあって、小と中と比べたときに小学校のほうが丁寧だし、1人の先生がずっとかかわってというところで継続して指導ができてきたということがあると思います。中学校の場合は、小から中への上手な移行をしていかないと一番最初の段階でつまづいてしまうということがあって、学力が十分定着しなかったということがあります。ですから、今やっているのは小学校の授業を中学校風に変えるということではなくて、小学校で学力を十分上げて中学校の授業が十分にできるように書く力を高めたり、継続してする力を高めたりとそういう接続を頑張っているところです。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） どうやら僕のこの②の質問の趣旨がよく伝わってないみたいな気がするんです。小学生は全国平均です。でも中学生になったら落ちていきます。中3の学テではぐっと落ちてる。どうしてこういう傾向になるのかっていうことを、何が原因だろうと把握されているんだろうとこういうことを聞きたいわけで、小学校は担任がついて丁寧教える、中学校に移行したら教科担任制、クラブ活動がある、いわゆる中一ギャップ。これは全国どこの中学でも同じことなんでこれが原因とは言えないと思うんですよね。それでお伺いをしますけれど、この傾向をどういうふうに原因を把握しているんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

先ほどからお話をさしていただいているのは、やっぱり子どもたちにとって小学校から中学校への環境の変化が大きいということが言えます。これは小学校から中学校に入った時点でテストもしていますけれども、その時点での学力は小学校段階を見ますので高い状態では入ってきています。2年生で少し下がったようになって3年で上がるという、いつもそうではないのですけれどもそういう状況が見られたこともございます。今小中の連携で問題になっているのは、小学校が家庭学習とか学習習慣をつけるということをきちとしないといけないけれども、残して手とり足とり十分な時間をかけながらやっているところもあって、そこを子どもが自力でやれる自学力をつけるようにしていかないと、中学校で十分に学習についていけなくなる、そういう学習習慣の問題が大きくあると捉えています。

一般的に私学へたくさん抜けるからじゃないですかということも言われますけれども、中学校の先生はそのことは理由とはしません。受け入れた子どもたちをその段階から3年へ向けて伸ばすんだという意気込みでやっていますので。ただ、子どもたちの集団をつくり直すというところは中学校の1年でかなり大きな力が必要になってるところもありまして、子どもの揺れと合わせながら学力をつけるのに高知県独特の課題があるといえどその辺にあるとは思いますが。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） どうも原因把握が1つ納得できないんですけども。私立中のことも言ってましたけど、あれも確かに若干の要因にはなるのかなとは思いますが。ただ、以前やったC R T、今は標準学力調査っていうのを中学校へ入学したら1学期の最初に行います。その新しい中1生への調査等についてはずっと以前からも聞いたりしたことがあるんですけども、若干落ちたりすることはあるけどまあほぼ全国並みということで、私学に抜けるっていうことは多分大きな要因じゃないと思います。全国もそういうふうに私立の中学校へ行くということはどんどんあるわけですから理由になんないんじゃないか。どこに原因があるのかということで、ちょっと教育長の答弁ではそうかというところまで納得できないんですけど。

自分が思うには、いろんな比較をしても全国一緒なんです小学校から中学校へ上がるのは、上がって中1ギャップがあってそこがうまくいかなかったり。それけど全国都道府県どこもそうやって中学校へ上がってますから。いろいろ考えてみましたが、最終的に小学校の先生の指導レベルは全国平均レベル、中学校の先生の指導レベルは全国レベルに達してないんじゃないか、そこしかもうないんですよ。いかが思いますか。ちょっと言いにくいことを言いましたが、いかが思いますか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） その部分はそのように私も思います。中学校の対応というか学習の仕方がいま一つという意味は、やっぱり先生方が新しい学力観に立っていない、いないと言い切ってしまうといけませんけれど、新しい学力観をしっかり押さえて授業をするように、学校全体での取り組みが浅かったというふうに捉えています。そのほかにいろんな理由を言うてごめんなさい、わかりにくくて申しわけなかったですけども。はい。同じです。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） やっとわかりました。大体同じ考え。ほかに原因はそう見当たらないんで、そのあたりの部分だろうかというふうに自分も思いました。

それで、じゃあ次に学力向上の対策について具体的なところをちょっとお聞きしたいんですけども、次の質問に移ります。

私も学校関係者評価委員また開かれた学校推進委員等々やっております、小中学校ともに足を運ぶ機会が再々ございます。その際には授業なんかも見せていただいております。

んですけども、自分たちが子どものころには記憶がなかったと思うような授業の方式がありまして、それは1つの教室に2人、中には3人の先生が1つの教室へ入られて指導をされているチームティーチング、いわゆるTTっていう授業方法を目に再々するんですけども。このチームティーチングによる授業に対してどのように評価をされているのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

チームティーチングは指導方法の1つとして大変いい方法だと思っています。現在、香北中学校、大栃中学校、鏡野中学校の2年生の数学科においてはチームティーチングの授業を行っています。全体指導の多い人数の中でわかりにくい子どもたちのうち個別に支援を要する生徒については、TTの指導のおかげでわからないことが聞きやすい、それから教えてもらいやすいと言う声が上がっています。消極的な生徒については、チームティーチングのときに教員が机の間を回ってきてくれますので、そのときに聞くことができて、つまり先生も気づきやすいし子どもも言いやすいということで、指導が行われやすいし学習がわかりやすいということにもなっています。ただ、これはとてもいい方法なんですけれども、教員が教室に2人、3人一緒に入っていくので、かなりの教員数が必要になってきます。そのときに数学だったら数学の教員だけでなくもほかの教員でもいいのですけれども、先生方は数学もそうだし英語も入りたいということもありまして、教員数が問題になって十分に広がりにくいというところがあります。ただ学校は精いっぱいやっています。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。私はTT、チームティーチングによる授業につきまして否定をするわけではございませんが、余り合理的じゃないんじゃないかというふうに思います。そう申しますのも、1つのクラスには30人から40人の生徒たちがいるわけなんですけれども、その生徒たちの中には学習能力が高くて現状の授業のスピードには満足をしてないというようなそういう生徒、またその一方で小学校の学習内容までさかのぼって理解をさせなければ授業についていけない、そういうふうな生徒も実際はいるんじゃないかと思います。特に積み上げ科目のおっしゃられた数学とか英語とか、九九があやしいのに因数分解をやったって無理なわけでございまして、そういう積み上げ科目においては特に理解度の格差っていうのは大きいんじゃないかというふうに考えます。

ただ、そのチームティーチングによる授業は、先生は2人から3人教室へ入っているわけでございまして、実際に行っている授業の内容は1本です、1つの授業です。そういうことでございますから、生徒たちが本当に求めている、それぞれ個々に違いますから求めている授業の方法では、形態ではないのではないかとそういうふうを感じるところでございます。

そこで次の質問なんですけど、全国各地で導入をされております習熟度別の少人数授業についての見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

習熟度別の少人数での指導は大変効果があると思っています。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） では、そのチームティーチングによる授業と習熟度別の少人数授業を比較をして、どちらがより学力向上につながるというふうにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

単純比較はとても難しいです。チームティーチングも2人教員が入ったとして、2人以上の力が出せるチームティーチングのやり方もあるので、子どもが大変興味を持つ授業を2人でつくり上げるというのがありますので、そういうことになるとチームティーチングは大変効果があります。ただ、1人が主で1人がずっと付き添いみたいな授業をしていると、チームティーチングの本当の効果からいうと十分ではないということもありますので、一概には言えないところがありますがチームティーチングもいい方法です。

習熟度別の指導はこれは本当に学力がつきます。やっぱりわからないところがわからないと言えるし、その子どものわからないところから学習が始められますので、それぞれの習熟度に合わせた学習が組めれば、これは本当に力がつくと思います。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） なかなか単純に比較はできないがそれぞれのよさを言ってみました。その中でどちらかという習熟度別の少人数で指導をした場合のほうに本当の力がつくというふうに聞こえました。

そこで、次に移りたいと思うんですけども。

まちづくりは人づくりからというふうに申しますけれども、本市の将来を担う子どもたちの学力の現状というのはこれまで述べてきたとおりでございます。中学生で全国下位に位置する学力が、今度高校生になってV字型に回復するということはとても考えられないところでございます。逆にその差はさらに拡大するのではないかというふうな思いがあります。何らかの対策を導入をして子どもたちの将来のためにアクションを起こす、そういう必要性を痛切に感じるところでございますし、その責任が我々にはあります。

ここで少し新聞記事を引用させていただきたいと思います。これは大手新聞の地方版の特集記事なんですけど、これを要約してちょっと引用させていただきます。読まさせていただきますが、これはある地方自治体のことでございます。

2学期が始まって間もないある日、朝の学級活動が終わると教科書とノートを持った

子どもたち20人が会議室に、8人が生徒会室に移動、9人だけが教室に残った。同学校は2年前数学で子どもたちの理解度に合わせてグループ分けする習熟度別授業を導入した。導入前、テストのできの悪さに採点する手がとまった経験を持つ男性教員は、「授業で理解したと思っていた子が全然できていない。今の方式ならそういう子は見逃さない」と語った。習熟度別授業には学力による子どもの差別化につながるとの批判がある。同学校では学級懇談や家庭訪問などで保護者に説明を重ね、自分がどの学級で勉強したいかも子どもの判断に任せた。この夏休みのアンケートでは保護者や子どもたちの9割が賛成した。教頭先生は「授業に向き合う子どもの姿勢が積極的になった」と効果を語る。また、「これまでの授業では学力が2極化する。チームティーチングも実施したがもう一步進んだ少人数指導で基礎学力を身につけさせたい」と学校教育課の担当者は語った。この自治体では今春から全学校で習熟度別授業を導入しているという記事でございます。

そこで、中学生の学力向上対策として、この習熟度別少人数授業を一部試験的にでも導入をするお考えはないのか伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

習熟度別授業は本当にいいですので、今教育委員会が学校のほうに一番お願いをしているのはそういうことです。習熟度でやったほうがいいということを投げかけてやっています。

それで、香北中学校のほうは専門教科の教員配置ができていますので、学びに差が出やすい中学校2年生の数学の関数領域において実施をしました。この習熟度別の授業の必要な生徒に声をかけて、本人、保護者の了承があった生徒を対象に分割をしてやったことがあります。

鏡野中学校もこの分割した授業はしています。授業を見にいただくとクラスに半分子どもがいなくて、また別のところにもう半分いるという単純分割の授業をしています。それは随分効果はありますけれども。そして、今3年生を単純分割でやっていますので、2年生のときと比較すると子どもが本当に生き生きと授業に取り組めていて、笑顔が非常にいい状態で授業が進んでいます。数学の授業がわかるという生徒も8割近くになってはいます。けれども、いわゆる単純分割ですので、香北中がやったようにやっぱり習熟度別に分けてもっとわかったということで積み上げていくと随分違ってくると思います。ただ、これが教員がなかなか足りないということが非常に問題です。

私たちのほうでも教育委員会から県の教員配置のときにそういうことができるようにお願いをしていますし、これからもしていきますけれど、そのところで学校に少し支援がないと、なかなか今の状況のままでは今以上にはできないということはあると思います。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） わかりました。では、教育委員会としてはこの習熟度別の少人数を学校サイドには投げかけていると、香北中学校では一部単元をそれで行ったら学習効果は上がりますということですね。ただ、鏡野中学校の単純分割はどうせ分けるんでしたらやっぱり習熟度別に分けたほうが授業を行いやすいし、効果は上がりやすいと絶対思いますのでそういう方向で。ただ、教員が足りないということでございますから、これはもう教育予算を少し上げていこうと、未来を担う子どもたちのために教育予算はもう少しふやして加配をして、そういう習熟度別少人数授業ができれば積み上げ科目の数学とか英語については実施ができるような体制をとっていただきたいと、これは申し述べておきます。

次の項目ですけど、3点目の事項として教育委員会の組織についてお伺いをしたいと思います。

少し余談になるんですけど、過日議会運営委員会の視察研修で京都府の木津川市を訪れました。議会運営とか議会改革についての視察研修でしたが、それを終え議場を見学をさせていただきましたところ、今まさに教育長が座っておられるその席が教育委員長の席でございまして、今教育次長が座っておられるところが教育長の席ということになっておりました。そこで、職員の方に教育委員長が答弁をされるのですかとお尋ねをいたしますと、本市の教育の基本理念や根幹の部分については当然教育委員長が答弁をしますと。教育長はいわば事務局長でございますので、細かい部分については教育長が答弁をしますとのことでございました。教育委員会の組織については、法律で定められておりますのでどこの自治体も同様でございますけれども、その運営や長に対する意識とかそういうものはそれぞれ違いがあるんだなというふうに感じたところでございます。ただ、教育委員長に来て答弁してくださいとかそんなに言っているわけではございませんので、そういういろいろな違いがあると感じました。

そもそもこの教育委員会は、戦後改革の一環として教育改革の中で教育行政組織の国家行政からの独立、それと教育の民主化を進める目的で地方公共団体から独立した行政委員会として設置をされて、さまざまな職務権限があるわけでございます。教育委員会の委員につきましては、市長が議会の同意を得た上で任命をしますけれども、任命に当たっては幅広い分野から人材を得る観点から、任命に当たって年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに保護者が含まれるよう努めなければならないとこのようになっております。

そこで、本市教育委員会の委員の構成についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 小松議員の教育委員会の構成についてお答えいたします。

ご存じの教育委員におきましては教育長を含め5人となっております。それぞれの委員さんの内容によりまして、小学校籍の校長先生を経験した方が教育長の1名、それか

ら中学校籍の校長を経験した方が2名、それと、その他農業生産者代表で1名、それと、先ほど申されました保護者代表が1名、それで5名のうち女性が2名。それと、校長を経験し、また県教委とかそういった教育行政の中におった方が2名というふうな構成になっております。ただ、先ほどの年齢につきましてはどうしてもちょっと60歳超えが4名、それから40歳代が1名。

(10番、小松紀夫君、自席より「ちょっと聞こえなかった、済みません」と発言する)

○教育次長兼教育振興課長(後藤博明君) 60歳代が4名、それから40代が1名となっております。

以上です。

○議長(西村芳成君) 10番、小松紀夫君。

○10番(小松紀夫君) お聞きをしたところによりますと委員さんが5名、これは法律で決まっちゃいます。男性3名、女性2名とバランスをとっていると。保護者1名も入れてるということでございます。ただ、いわゆる教員経験者の方、学校教育関係から来られた方が3名ということで、5名のうちの保護者の方1名を除くと4名のうちの3名が学校教育現場を経験された方ということでちょっと偏りがあるんじゃないかなと思います。年代的にも多分40代って方は保護者の方だと思うけど、それ以外は60代ということで、年齢的にもちょっと偏りがあるんじゃないかと思いますが。やはり幅広い分野から幅広い声を学校教育、生涯教育に生かしていく、そのために委員をそういうふうな基準で選んでくださいよと、こういうことになっていることから考えるとちょっと偏りがあると思います。ただ、任期がありますんで、急にそれを変えることはできないんですけど徐々に任期が来れば交代していったって、もう少し幅広い分野から人材を得るということを考えてはどうかと思いますが所見をお伺いします。

○議長(西村芳成君) 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長(後藤博明君) はい。お答えします。

ご指摘のとおりでございます。ただ、香美市はご存じのように合併した段階でこういった形態のもので来ておりました。ただ、中で入れかえがありましたけど、人選する中で今の委員さんにおきましては県教育行政に深くかかわっておられた方がちょうどフリーになっておったというようなこともありまして今の人選をさせていただいております。今後におきましても、小松議員おっしゃるとおりもともとの法の趣旨に沿ったような形でできるだけしていきたいと思いますが、ただ人選に当たりましてなかなか厳しいところがございまして今の状態になっております。

以上です。

○議長(西村芳成君) 10番、小松紀夫君。

○10番(小松紀夫君) この教育委員さんの選任過程というか決まるまでの一番最初なんですけど、これは公募とかをかけるんでしょうか。

○議長(西村芳成君) 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。公募はかけておりません。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） これから将来的にはこの偏りは是正していくということでございますので、そのようにしていただきたいと思います。特に教育現場出身の方がかなりおられますので、どうしてもそうすると学校教育においてはやはり学校現場寄りの意見がやはり出てくるんじゃないかと。さきに質問した学校別の成績公表なんていうのも、やっぱり学校現場は反対の声が多いんだったらそっちの声が反映されるような形にはなってほしくないということを申し上げておきます。

次に、教育委員会の中で審議されて、また決定をされている事項にはどのような事項があるのか、その内容等々についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、これにつきましては地方教育行政法という法律がありまして、その中に19通りいろんな部分があります。ただ、具体的に申し上げますと現在よくございます準要保護児童生徒の認定とか、それから通学区域に関する事、それと高等学校等奨学金の認定、それと教育委員会に属する人事等がございます。そういった分が具体的に月例定例会のほうで主に出てきております。ただ、今回出ております課等の再編成につきましても教育委員会に諮らなければならない、今回生涯学習振興課のほうでちょっと係、班名が変わる部分につきましても、教育委員会へ諮りというような形になってきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 例えば条例等の改正の場合は議会へ出してくる前に教育委員会関係だったら教育委員で審議して、議決なんかもとられるということでございますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。そのとおり。一応委員会へお諮りして、そこで承認をもらうというふうになってます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） それでは、さまざまな条例とか規則なんかはこっちへ上がってこないですけど規則とかもやられているということだと思いますけども、そのほかにさきに質問をした成績公表をやるとかやらないとか、また習熟度別少人数の授業のそういう体系をずっと導入していくよとか、そういう等々についてはこの委員会の中では協議をされたりはしませんか、するんですか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 通常の月例会におきましては、教育委員会が議案としてのせる分が10件ないしあります。その後教育委員の中で先ほど出た学

カテストの公表はどうするとかそういった部分につきましてもお話はしております。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。わかりました。

最後ですけれども、本市のこの教育委員会には本市の幅広い市民の意見や提言が反映をされて、そして実践をされている。そういうふうにお感じでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、人選につきましては、先ほど申し上げましたけど教育行政に精通した方が現在メンバーとして入っておられます。それで基本的には幅広い分野の声が生かされておると思います。

それと、教育委員会の組織の中で合併当時におけました香美市の教育を考える会とかそういった別の団体の意見、それからその上から発展しました学校適正化配置検討委員会、そういった部分も立ち上げております。そういった部分で最終的に答申をいただいた部分につきましては、またこの教育委員会の中で検討させていただいて、新たな香美市の教育というものを検討していくというふうにしております。

ただ、現在、先ほど小松議員にもお話しした香美市のホームページを利用して教育振興基本計画の今パブリックコメントをやっております。そういった部分を見て広く市民の方々の声、それを拾い上げて新たにこの教育振興基本計画に入れていくというのも教育委員会の中から出てきておることでございます。

教育委員会におきましては傍聴もできますが、ただ、昨年におきましては傍聴1名が入っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） わかりました。さまざまな委員会だけじゃなくていろんな委員会等々から幅広くいろんな意見を聞いてるということで、それを生かされているということで結構なことであると思います。ただ、幅広い市民の意見や提言を聞くためには情報開示をしなくちゃいけないよっていうのも覚えておいていただきたいと思います。今後とも本市の学校教育、また生涯教育が発展をしていくために、情報の開示また組織構成の充実に取り組まれますように申し上げまして質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、市民クラブ、依光美代子でございます。私は住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう健康寿命を延ばし生き生きと年を重ねられることを願い、健康関連の質問を重点的に一問一答方式で行います。

最初に、香美市健康増進計画の見直しについてお尋ねをいたします。

本市では平成２１年度にこの計画を策定しました。個人の健康づくりを個人任せにするのではなく、家族や地域、行政、関係機関など社会全体で個人の健康づくりを支援する環境を整えて市民の健康づくりをするものです。

この計画の実施期間は平成２１年度から平成２５年度までの５年間となっており、本年度に評価を行い、計画や施策の見直しを行いますとなっています。次期計画の策定委員会も始まっていると聞きました。評価から見えてきた課題は何ですか。次期計画をよりよいものにするためにもこの評価が重要となってきます。次期計画では、その課題をどのように解決し次へ生かしていくかが必要とされております。

この計画には健康づくりの目標を達成するための８項目が設定されております。市民が行う私たちにできること、行政が行う行政や関係機関ができることとして取り組みを推進してきたと思います。

最初にお尋ねをいたします。

次期計画の策定に当たり現計画の点検、評価を行い、どのような課題がありましたか。それぞれ項目別にお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 依光議員さんの健康増進計画の見直しについての１点目にお答えいたします。

検証につきましては、前回の計画策定時に行っていましたアンケートと今回のアンケートとの比較によって行っております。

まず、栄養・食生活についてですが、ここでは適正体重の人の割合が増加するという項目がありました。それが今回につきましては適正体重の方の割合が増加傾向となっており改善が図られているところです。それで、平成２０年度には調査をしていない「毎食野菜を食べている人の割合が増加する」という項目につきましては、今回の見直しにおきまして調査をしましたが、それにつきましては３３．５％と少ない状況で、今後バランスのよい食事の摂取など香美市食育推進計画と連動した取り組みを進めていきたいと思います。

それから２点目、運動・身体活動ですが、こちらについては「１日３０分以上の軽く汗をかく運動を週２回以上している人の割合が増加する」という項目があります。継続的に運動している人はほぼ横ばいの状態でありました。また、「日常生活において歩行又は同等の身体活動を１日１時間以上実施している人の割合が増加する」につきましては、男女ともに減少の結果となっておりました。この両方の問いに対しまして、やはり女性の実施割合が低いということで、今後女性に焦点を絞った対策を検討していきたいというところです。

それから、休養・こころの健康につきましては、「睡眠で休養が十分とれる人の割合が増加する」につきましては、男女ともに減少し悪くなっております。また、今回の調査で「日常生活でストレスを感じる人の割合が減少する」につきましては７７％、それ

から、「ストレス解消をする時間を持っている人の割合が増加する」につきましては92.7%ということで、割合高くストレスと上手につき合っていることがうかがえます。しかしながら、心の病につきましては、一度落ち込みますと回復に長引く状況がありますので、知識の普及や啓発に取り組んでいきたいと思います。

それから、お口の健康という項目ですが、「定期的に歯の検診や予防のために歯科医院を受診している人の割合が増加する」につきましては、男女ともに増加をしています。しかしながら、今回のアンケートでは、歯磨きのときに出血があると答えた方が85%と高い割合で、歯茎からの出血につきましては歯周病の兆候でもありますので、特に若い年代からの歯周病予防に啓発を行っていききたいと。

それから、たばこにつきましては、「現在、たばこを習慣的に吸っている人の割合が減少する」につきましては、男女ともに現在吸っている人の割合が若干減少しております。少し改善しております。今後も危険性、喫煙の体に及ぼす影響等の啓発を行って減少に努めていきたいと思います。

それから、アルコールの関係ですが、「アルコールを時々、又は毎日2合以上飲む人の割合が減少する」につきましては、男女ともに適量以上の飲酒をしている人の割合が男女とも横ばいの状況です。これにつきましても今後飲酒による健康の影響等に啓発を行って適正飲酒の推進を図っていきます。

それから、最後の生活習慣病と感染症予防ですが、「各種がん検診・結核検診の受診率が向上する」につきましては、胸部検診は国の目標値を上回っていますが、平成20年度とこれはちょっと比較が県の数値と、平成20年度につきましては香美市独自といえますか香美市がほかの医療機関等で受診した方を除いております受診率で計算しているのと、平成24年度、今回の調査の受診率とはちょっと比較が違いますが、平成20年度と比較しますと胸部検診が低下しております。また、胃がん検診も低下していますが、大腸がん、子宮がん、乳がんについては上昇をしている状況です。がんの死亡の原因の1位ということにもなっておりますので、検診の受診勧奨によりまして今後も早期発見、早期治療ということにつなげていきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それぞれの取り組みが功を奏していい結果が出ているのもあれば、もう少し力を入れないかんというようなところもあるということでございました。

ちょっとそこでお尋ねをいたします。この行政や関係機関ができること、取り組むことについて項目がありますが、これにはそれぞれの責任者っていうのは明確になっているのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） お答えいたします。

ちょっと済みません。責任者という意味合いがちょっとわかりませんが、ここにつきましては私たちができること等につきましては、今回の健康増進計画策定の中で各種団体さん等とも協議を重ねた中で、その協議を踏まえた中でできることを検討したいということで、それぞれの項目について挙げております。また、行政や関係機関、こちらは行政は当然健康介護支援課にもなりますし、関係機関におきましては食改さんとかやはりそちらのほうとの連携というようなことになろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 済みません。私の問い方が十分でなかったかもわかりません。それぞれに行政や関係機関が取り組むことで、例えばですが栄養と食生活だったら食に関する正しい知識の普及とか啓発、これは健康介護推進課の誰それと食生活改善推進員さんの育成支援する担当は誰それですとか、それから食育の推進やと関係機関と連携をして推進をするとか項目別になってます。それに対して生活習慣病とか運動のための事業の実施とかありますよね、項目別でその行政の役割って。そこにその担当者がそれぞれ決まっているのかどうかということをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。それぞれ取り組みのほうを並べております。自分が持っておりますのは今年度今策定中の計画のほうでございますが、健全な食生活を営むということで私たちができることということが記載されておりますが、その中でよくかんで味わって食べるとかいう項目があります。こちらのほうにつきましては、やはり住民一人一人の方々に実践をしていただくというようなことで、その啓発については行政機関がまた担っていくというようなことで、具体的にそれぞれの項目へ今当てはめた担当者といいますか、担当という者は決めてないといいますか当ててはおりませんが、これに基づいてそれぞれの担当組織なりがまた啓発事業の推進をしていくということでございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） もう1点、この項目の中に私たちができることっていうのがありますよね。これを住民に周知、住民の方が自分たち自身がするんだよっていうことをどれだけ受けとめているか。アンケートの中に全ての項目があるわけではないです。ここの辺がちょっと気になるんです。これを住民がこの計画をやって担当課としてどれぐらい受けとめておる、周知は十分であったというようにお思いでしょうかお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 前回の計画の周知ということになろうかと思いますが、前回の計画のダイジェスト版といいますかそちらのほうも前回も作成しております。それによって地域のほうにもそれをお配りして啓発をしてきたということで、今回におきましてもダイジェスト版といいますか要約版、簡単なものになろうかと思いま

すがそちらのほうも作成していきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そうしましたら、次の質問に移らさせていただきます。

この計画の目標を達成するための取り組みとして行政における連携をうたっております。13ページやったかな、「健康づくり推進課を中心とし、保険課や福祉事務所、教育委員会等各部署との連携を図りながら、市民の健康づくりに取り組みます。」ということをやっております。先ほど検証の結果をいろいろ言ってくださいました。その中にそれぞれ行政がやる関係機関との連携とかいうことをそれぞれの項目でうたっておりますが、その中でどのような連携ができましたか。また連携することでどのような効果がありましたかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 関係部署との連携ということですが、まず栄養・食生活の面におきましては、昨年度香美市食育推進計画も策定した経緯があります。この中では教育委員会との連携で保育所並びに小中学校の栄養教師さんとの打ち合わせ等もできましたし、また、そんな中で保護者や児童に食べ物と健康とのかかわりについての学習、また調理体験等によって自然の恵みに感謝する心や食に関する知識を学んで来てもらいました。

また、運動の面におきましては、包括支援センターが香美市社会福祉協議会とともに高齢者の身体機能の維持、また介護予防のための香美市はつらつ体操の普及等に努めてきまして、身体機能の維持に関する啓発なども行ってきております。

そして、生涯学習課のほうとは保健師の介護予防的な形の中で調査といいますか研究を行いまして、やはり女性の運動習慣化づくりのための検討会も始まったばかりですが検討を始めております。

それから、お口の健康につきましては、虫歯予防に有効なフッ素化物の利用ということで保育園、幼稚園との連携を図りながら、フッ素洗口、またブラッシング指導に取り組んでおります。

それから、小中学校との連携ではブラッシング指導、歯肉炎予防に関する学習、啓発等を実施をしております。

それから、たばこ、アルコール、感染症対策につきましては、中央東福祉保健所との連携で香美市健康まつりへの参加、それから健康まつりでの啓発、また各種団体の研修会において、たばこ、アルコールの健康への影響についての知識の普及、啓発を図っております。

また、今年度につきましては初めて健康まつりのほうへJAさんのパンフレット等も置きながら連携を広げていっております。効果といいましても即見えるものでもありませんので、今後また各部署、外郭団体等の連携を図ることによりまして住民の健康の維持増進、また健康寿命の延伸につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 各課と連携をとりながら事業を進めてきた様子がよくわかりました。

学校でも食育をやられて、あの取り組みなんかもすごくいいと思いますね。保護者と子ども、やっぱり子どものうちから食育、そういうことが大事だし歯のこともそう、やっぱり小さいころから定着さすということが大事ではないかというように思います。

そこで、ちょっとお尋ねをいたします。

教育委員会であつたり包括支援センター、生涯学習振興課、いろんなところと連携をして効果を上げつつあると思います。少し私がちょっと気になるんですが、生活習慣病予防の取り組みの中に健康に関する学習の場を提供するということがありますよね。また、運動推進もそれも関連機関と連携してその事業を実施すると、女性の運動参加率が低いので次回のときにはそこへ力を入れてっていうようなお話がございました。私が心配するのは、せっかくそういう健康に関する学習の場を設けても運動の場を設けても、その情報が必要とする人へ届いていないように思います。ここにこそ各課の連携を生かして、例えばですが特定健診受診者の保健指導が必要な人、その保健指導の必要な人は保健指導の後にこういう教室がありますよというお知らせもしてます。けど、本当に参加者が少ないというようなこともあって、それから境界線の方、その方たちへもこういう健康に関する教室や運動教室を開催しますよっていうようなお知らせができないものだろうか。情報提供を行うことで住民の選択肢をふやすことがより効果が上がるのではないかと思います。

中央公民館で私先月見たんですが、この取り組みなんかもすごくいい（資料を示しながら説明）。教育委員会の香北分室が香北の福祉保健センターで新体操教室をやっている、卓球教室をやっているというこういうお知らせが。運動したいなという人は割と目ざとく自分が探しているんですが、こういう特定健診の少し運動をしたら改善されるっていう方がおいでますよね、保健指導まではいかないけど境界線におる人、こういった方にこういう教室がありますよって知らしてあげることがより効果が上がっていくのではないかなと思うがです。そういった各部署との連携、せっかくやったらもう明らかに特定健診のデータとしても出てる、その人により早く知らせることで健康を害さない、維持するもしくは改善さすという効果が上がると思います。そういう連携が必要だと思いますが見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 情報の提供についてということになりますが、情報を広くお知らせすることは大切です。それによりまして参加をしてくださる方もおいでだと思いますので、それぞれの情報がそれぞれで提供はされておりますが、香北の公民館で行われてます事業等もチラシのほうを香北の保健センター等にも置いたりして

おります。それから、あと特定保健指導のほうで今年度から結果返しのほうの事業も行っておりまして、そんな場でもそういう教室等の情報があつたときにはお知らせもできていければというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 特定健診の保健指導の方に結果返しをしているから、そのときにまた機会があればということですが、ちょうどそのときにこういう教室をやっていたらいいけどそうでないときもあります。せっかくだったらそういう人にこの情報が渡るようにできないものかということを思います。

以前に聞いたときに、個人情報の守秘義務があつてできないというようなことを言われたことがありました。特定健診のこの実施計画の中にやっぱり個人情報のことが明記されてます。個人情報の保護に関する事項として、「地域住民の健康増進を図る観点から香美市健康介護支援課において、健康教育や健康相談等を実施する目的で情報提供の依頼を受けた場合には、健康介護支援課へ、特定健康診査の結果を紙媒体又は電子媒体により提供いたします。」っていうことを書かれているがです。だから、ぜひそういうことをすることですごく効果も上がってくると思うがです。ぜひ次期の計画の中にはやはりその個人情報の保護の観点でやっぱりその条項を1つ入れておくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 済みません。ちょっとよくわからなかったのですが、もう一度言っていただけたらありがたいですが。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 済みません。そしたら、その特定健診のその境界線上におる方、保健指導の必要な方へこういう運動教室があるよっていうことをその方にお知らせをすることは可能でしょうか可能でないでしょうか、それを先にお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。そのお知らせ自体につきましては広くお知らせしていかないかと思いますが、その結果が出た方に対して特別にお知らせといいますか個人情報の関連があると思いますので、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 検討をしてくださるということですので、そのときに情報提供、こちらの特定健診の実施計画のほうにはそのことを健康介護支援課のほうから要望があれば情報は提供してもいいですよっていうことをうたってます。だけど、こちらの健康増進計画のほうにはそのことをうたっていないんです。だから来年度、次期計画を今やってます見直しをして、そういうことをうたうべきではないですかという質問で

す。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 特定健診実施計画のほうにうたってます内容につきましては、健診を受けた結果の情報を提供しますよという文言だと思います。それで、先ほどから言われてますような運動教室の情報を知らせるとか、そういうことを書いているんじゃないかと思っております。そこはちょっと違いがあるんじゃないかと思いますが。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。

（午後 2時33分 休憩）

（午後 2時43分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続けます。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。次の質問に移ります。

策定委員会が始まったということで、先ほど課長のほうからもそのアンケートとか検証のことを提示したというようなお話がございました。その委員会で委員の皆さんに現計画の全体評価、このことについて一つ一つ説明をし、そうしてその委員の皆さんから意見を伺う。例えばですが、説明をすることでその委員の皆さんがこの事業は実施していても、私たちから見るとここが足りないよとかここはこうしてほしいとかああしてほしいとかいうような、そういう意見を出してもらえるような会はしていますか。委員の皆さんからは全体評価に対してどのような意見がありましたか、お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。今回見直しに当たりまして策定委員会を予定しておりまして、まだ第1回目の策定委員会を先日開催したばかりです。今回の見直し案を提示をさせていただきまして説明をいたしました、その中の意見といたしまして、全体としてボリュームがあり過ぎるので不要なところにつきましてはアンケートの集計結果などは必要ではないのではというような意見、また住民に対しての周知として概略版としてのパンフレットを作成するのかなとか、それから各項目別の指標の評価についてがん検診、特定健診の受診率等について国の目標値を入れてはどうか、それからキャッチフレーズはありませんかとか、それから運動についての指標の評価が横ばい、悪化であるにもかかわらず重点対策に上がっていないのはなぜかとかいうような意見が上がっておりました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ここでその出た委員さんの意見、例えば全体にボリュームがあり過ぎるとか、住民への周知のあり方、それから国の目標値を入れたらとか、それから運動が横ばいでありながらその運動のことに関しては入っていない、そういうこと

は次の計画に生かされて反映されていくのですよね、お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 当日出ました意見につきましてはその場であらかた回答をさせていただいております。入れていくものについてはまた入れていくような方向でしております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

この予定しております次期計画は、各部署との連携を効果的に行うためにもほかの計画との整合性が必要と思います。整合性はとれていますか、大丈夫でしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） この計画につきましても、香美市には上位計画であります香美市振興計画があります。その中の第3章のやすらぎを守る、その中の2の保健・医療の充実の中の①健康づくりへの支援ということで、この中で計画が位置づけられております。香美市健康増進計画等に基づく事業の実施ということで健康づくりを進め、健康寿命の延伸、生活の向上を目指した計画としていきたいと思います。

また、香美市におけますその他の計画におきましても、住民が健全で安心のできる生活を送ることができるよう指標を定めたものですので、協調性をとりながら策定していきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

県の計画との整合性はとれていますでしょうか。中央東福祉保健所では、第3期（後に「2期」と訂正あり）高知県健康増進計画よさこい健康プラン21が策定されたのを受けて中央東福祉保健所管内の7市町村の住民の健康状況の分析を行い、その地域にマッチした取り組みを進めるために中央東行動計画を策定しています。これらの県の計画との整合性とはどのように考えておられるでしょうかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 言われますように中央東福祉保健所におきましても第2期の中央東行動計画を策定しております。この内容を踏まえまして保健所のほうのご指導もいただきながら、素案作成につきましては保健所の方にも入っていただいて検討をしております。

重点対策につきましては、この中央東の第2期行動計画の重点対策でありますたばこ、高血圧、歯科保健対策というものも香美市の重点対策として策定をしているところです。同じ目標に向かって連携して健康増進事業を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 第2期との整合性です。第3期ではなくって。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。中央東の行動計画も第2期です。第3期はまだです。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 済みません。失礼しました。私が間違っておりました。ぜひ、せっかくこの管内に中央東福祉保健所がありますので、やっぱり連携して整合性のとれたものをやることでより効果が上がってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてお伺いをいたします。

本計画の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間となっています。この第5期計画の策定時に、策定委員会の委員より第4期計画の事業評価がきれいにできていないので、次期策定時には評価を踏まえた上で計画を策定することが大事である。そのためにも計画の中間、いわゆる平成25年度の後半までに一度点検評価を実施して、平成26年度でも事業評価を実施すべきとなったと思います。中間評価についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてでございますが、第5期の介護保険事業計画のご協議をいただく中で第3回の策定委員会のほうでご意見をいただいております。第4期計画の評価をした上で第5期をどうするのかといった方向にしていっていったほうがよいのではとご意見をいただきました。

そこで、第5期の計画のほうには計画の実施状況の点検評価を行いますという文言を入れまして、第4回の策定委員会のほうで実績が出てくるのが1年を過ぎてからとなりますので平成25年度の終わり、また平成26年度の当初とかで1回評価をさせていただきますということの報告をさせていただきました。

この計画につきましては3年の期間ということで策定しておりまして、中間評価となりますと余り効果も見えないうちに評価ということにもなりかねませんので、今回平成26年度に入ってから早いうちに開催をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 中間評価も余り早くすると平成25年度ではなかなか見えないから平成26年度に入ってからすぐにでもやりたいというご答弁でした。

昨年6月議会でも有元議員が計画の点検の手法についてということで質問をされました。そのときの答弁を見ますと、課長のほうは年度年度で実績を報告したい、見直したいということをおられます。それで平成26年度初めについていうことを先ほど言われましたが。ただ心配するのは、期間が短いということをおっしゃられたかも

わからん、期間が短くても結構ながですよ。始めて1年ちょっとたってどうなのか、その事業はちゃんと計画どおり進んでいるのか。それ以前の第3期のときに掲げてあったけど全然全く手つかずのものがありませんでしたね。そういうこともチェックしなければせっかくの計画が生きてきませんよね。そのためにも委員の中から、やっぱり中間でちょっとその事業をやられているのかどうか、やってどうなのかっていうことをして後半をよりよいものにし、また次期の計画へつなげていく、そのためにもそういうことが必要でないかということで意見があったと思うがです。平成26年度に入ってでしょうか、平成26年に入ってでしょうかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 昨年の6月で年度年度ということをおっしゃるようですが、今回平成26年度に入ってさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 平成26年度に入っていることですが、ぜひそのときに策定委員の方から意見がありましたよね、その中間報告がどうであったか策定委員の任期も平成27年までだからそれをきちっと知らせてほしいと。やっぱり自分たちがつくった以上責任があるからという意見が出てましたので、その委員の皆さんにもこういう事情でこうだということを知らせてあげてください。やっぱりこの検証っていうことがすごく大事になってくると思います。せっかくやりゆうことがやっぱり生きてこんと労してかいなしみたいにはなってはいけませんので。それと、先送りすればするほどやはり大変になるっていうようなことも感じられますので、その辺よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。特定健診の受診目標達成のためについて伺いをいたします。

昨年度から特定健康診査の受診率を向上させるために受診料の個人負担額を無料にしました。その効果もあり平成24年度の受診率は41.4%となりました。平成24年度の目標健診実施率は42%でしたので、あとわずかで達成できるところまで来ました。本年度平成25年度の上半期を終え健診の受診者数は昨年同時期と比較してどのような変化がありましたか、伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、依光議員の特定健診に関するご質問にお答えいたします。

昨年の同時期と比べますと受診者数は64人の減、受診率で1%の減となっております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 昨年と比較して64人の減と、受診率にしたら1%減ということです。その減少したことをどのように分析をされておられるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 現時点ではまだ受診率について評価をするのは早いというふうに私自身は思っております。ただ、昨年と比べまして特徴的なところでは個別健診の受診者数が減っております。逆に言えば、ここが伸びてくれば昨年と同じぐらいの水準にできるんじゃないかというふうには判断しております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

本年度の健診受診率の目標は45%です。目標健診実施率を達成するために後半期はどのような取り組みを進めますか。例えばですがこの受診率向上、これに一番効果があるというかすべきことは個別の勧奨、これがすごく重要になってこようかと思われまいます。意識が高い人は通知があれば進んで健診に行きますが、そうでない人は健診は何月何日から何月何日までですよと通知されてもなかなか忙しくていけない。そうこうするうちに期間が過ぎるという状況だと思います。こういう方には督促をしないと受診につながらず、これ以上受診率を上げることは難しいと思います。督促は郵便物だとたまに埋もれたりしますので、電話で来てくださという方法でやると受診率が上がると思います。中には電話をかけてくるなという市民もいるということも聞いております。そんな方は一部の方であり、わかっているのであれば除いておけばいいと考えます。電話での個人への受診勧奨の有効性については、厚生労働省が8月に開かれたがん検診のあり方に関する検討会の中で受診率向上の議論がありました。この電話での個別への受診勧奨や再勧奨、これをコール・リコールと言うそうです。その受診勧奨、コール・リコールを外国ではイギリスやアメリカ、オーストラリアなどが既に取り入れ、その実績の数値を提示し、その有効性を指摘する中間報告がありました。本市でもこの電話での個人への受診勧奨、コール・リコールができないものではないのでしょうか、あわせてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 後半期の取り組みについてお答えをいたします。

後半期の取り組みにつきましてはもう既にスタートをしておりますが、まず、受診勧奨のはがきを送付した上で現在未受診者に対して委託事業者の専門職から電話による受診勧奨を行っているところでございます。この取り組みは受診券の期限を来年1月末日としていることから、1月初旬ごろまで継続して実施する予定でございます。

このほか先ほど健康介護支援課長のほうからも申し上げましたが、今年度は健診を受診された方を対象に結果説明会を開催しており、現時点で約100人が参加されております。説明会では検査値の見方説明と栄養、運動の指導を行う中で受診の必要性を説明、健診結果に応じ生活改善を心がける意識を促すような内容で実施しており、昨日もプラザ八王子のほうで実施しておりまして私も参加しておりました。これも継続して受診してもらえるように取り組んでおります。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） はがきでの受診勧奨をした上で専門職から電話でしているっていうことでしたが。その電話での勧奨の部分ですが、専門職のほうから委託先のほうからやられるというのも1つかと思います。平成23年度から行いましたよね、健康づくり団体と協働での受診勧奨の訪問を。そのときにやっぱり地域の人と一緒にだからその受診勧奨の訪問活動がスムーズに行えたとか、会員自身も地域住民とコミュニケーションができて今後の活動に有益であったとか。それから、また会員さん自身もその健診に対しての意識が高くなったとかいうことが双方向にいい関係ができつつあると思うがです。せっかくでしたらこの健康づくり関係の団体の方がよく言われる、自分たちは何かお手伝いがあったらやりたいっていう思いがあるけれどなかなかその声もかかんからという。これからやっぱり行政だけでやるとか地域だけでやるいうてもなかなかいかない、やっぱりその連携っていうのがすごく強力な助っ人になっていくんではないかと思いますが。この部分に対して健康づくりの団体の活用は考えていないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

本年度も昨年と同じように訪宅のときには地域の団体にご協力をいただきまして、もう既に全地域を実施しております。議員ご指摘のように一緒に行くことによってスムーズに訪宅ができたというふうに聞いております。

今はそれを終えた後にまだおいででない方に対しての受診勧奨を行っているという段階でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 今そういった取り組みで再度の受診勧奨を進めているということで、後半期の取り組みを既に進めているということで、特定健診の後の保健指導にも今年は100名も来てくださって生活指導やいろいろなやられているということですが、この取り組みをやることで今年目標45%は達成できそうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 達成したいという思いで取り組んでおります。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ぜひ達成を目指して取り組んでください。また私たちでお手伝いできることがあれば言っていただければと思います。

あとこの健診のことでお尋ねしたいんですが、年が明けて県下全体で健診を香南市、いろんな場所でやるっていうのをちらっと新聞で見たんですけど、そのときに結局香美市の人でありながら高知市へパートでその時期にちょっと行き、その場であるから

行きたいとかいうときには行けるんでしょうか。特定健診の未受診者に対してということと載っておりましたが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それではお答えします。

十分に私も承知しておるわけではないですけども、新聞に載っておったのはがん検診だと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。

3番目のこの特定健診の受診率を向上させることが市民の健康にもつながる、それから医療費の適正化にもつながると思います。それに向けていろんな取り組みをご苦労されながらやってることもよくわかります。そういったことがまた住民にとっても生かされるように、住民が元気であることが得になる政策を考えることができないでしょうか。

例えばですが、国民健康保険加入世帯で保険診療を1年間受けなかった国民健康保険加入世帯に対して、40歳以上の被保険者がいる場合は全員が特定健診を受診した世帯に健康奨励金を支給する、そういうことはできないでしょうか。岡山県の総社市で本年度から1万円の健康奨励金の支給の取り組みが始まっています。このように住民が元気であることが得になる、健康世帯に健康奨励金の支給はできないかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。ご提案のことは私も知っておりましたが施策にはいろいろあると思います。今後さまざまな意見を聞きながら関係部署とも連携し、その施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ぜひまたいろんな場面で運営協議会などでも協議をしていただけたらと思います。

最後の質問に移ります。コンプライアンス委員会を設置してはどうかということでお尋ねをいたします。

最近、市の職員の対応について苦情を住民のほうから耳にします。例えばですが、窓口対応では挨拶ができていないとか、一時はこの庁舎ができてぐっとよくなったと言われてたのに最近またよく聞くようになってきました。それもまた一部の職員とはいうふうには思いますが。また、相談事の守秘義務が外部に漏れていたとか、実際私自身もこの経験がありひどい目に遭うところでした。そして、窓口へ相談に行ったとき、担当がいないので後日連絡をしますと言いながら連絡ができていないということを聞きます。当たり前のことができていません。なぜでしょうか。

また、本来市の事務事業の執行は法令遵守で執行されるべきところですが、近年議会

の報告のあった不適切な金銭の管理や議決を得ず契約、そして税の還付加算金の算定誤りなど、法律や条例、規則の認識不足や解釈の誤りなど、また、うっかりミスなどの訂正事項も増加傾向であると思います。発覚後は素早く再発防止の事務の見直しや改善の取り組みはできていると思いますが、その改善点や遵守事項が本当に守られているかどうかのチェックはどのようにしておりますかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

事務処理における誤りが判明した場合には、その内容の検証を行いまして再発防止のために業務マニュアルの見直しを行います。その後は見直した業務マニュアルに基づく事務処理を徹底することで同じ誤りを繰り返さないことになると基本的には考えております。

チェック体制につきましては業務によって異なってくると思います。日々の業務であれば日々の確認が必要ですし、それぞれの業務に応じたチェック体制をとっているものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 何が原因かを突きとめ、再発防止になるように業務マニュアルを見直しをしてそのことを徹底していると、それぞれの部署でチェック体制をとってやっていると思いますということですが、このできているかどうかというのはできていると思いますっていう形ですか。何カ月か一遍にそのことに対してどうなのかっていう確認はされているのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。全課にまたがるところですので、それぞれの一つ一つの課について私が一つ一つ確認したことではありません。当然できていると考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

こういったこの事務の引き継ぎの関係のほうですが、法令の認識不足であったり規則の解釈の誤りだとかいうことがあるのも、往々にして職員の異動後の引き継ぎが十分にできていないときや、また制度や事務事業の変更時にその変更事項が課内で十分に情報共有ができていないときに発生するのではないかと心配をします。課内での情報共有は十分にできているのでしょうか。どういうふうな形でやっておられるでしょうかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

職員の異動の際の引き継ぎにつきましては、香美市職員服務規程第14条で事務引き

継ぎについて定められております。後任者または所属課長の指定した職員に対しまして事務引き継ぎ書を作成して引き継ぐこととなっております。それぞれの課におきましては、全部の課を調べたわけではありませんが確認のとれた課におきましてはほとんどがそういう形をとっております。中には管理職により立ち会いをするとか、そして上司の者の立ち会い、そして複数の者で引き継ぎを受けているとか、いろいろな課によってそれぞれ工夫をしながら引き継ぎを行っております。

情報共有につきましてもやはり課によってそれぞれのやり方がございますが、一般的には課内会や班会等を行うなど、制度と事務事業の変更時には勉強会を行うなど、それぞれの課のやり方で情報の共有を図っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） その職員の異動のところで少しお尋ねをいたします。

引き継ぎは書面にて引き継がれてるということでしたが、その中には特にこの課においてはここが重要ですよってというようなことを書面でもあるけど口頭で。心配するのは、異動後ってというのは初めてのことでわからないことが多いですよ、仕事をしてもなかなか時間が手間取ったり。とすると、そういうマニュアルがあってもなかなかそこを見る時間がないってというような現状があるんじゃないか。そのときにこの課のこの担当になればここがポイントだよ、このことだけは重要だよというような引き継ぎ、そういうのはやってるでしょうかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。引き継ぎの際にはその業務マニュアルも十分活用してやっておりますし、そして業務マニュアルといいますのは、その担当職員がかわったときにやはりかわった段階でマニュアルの不十分点ということは気づいたりしますので、そういったところを常に更新をかけているという課もございますし、そして、窓口業務を担当する課におきましては、かわってきた職員がおるときにはその職員がなれるまでベテラン職員であるとか、ほかの担当職員で内容のわかっているものが付き添いながら業務を進めるとかそういった複数体制もとりながら、それこそその職員の習熟度といたしますかそれに応じたところではありますけれども、そういうふうに職員が付き添うなど単一的な単なる紙だけの引き継ぎではなく、そういう実際に実施での引き継ぎというのも行っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 実施での引き継ぎもできているということで安心をいたしました。

もう1点、1つの部署で問題が発生したときに、そのことが全課としてほかの課も一斉に同じ問題がないのかどうか、法律や条例、規則の認識不足や解釈の誤り、うっかりミスであったりとか、そういうことができてないかというようなことはその時点で確認はしてるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 業務によっては単純なミスでもあってはいけませんけれども、業務上の本当にうっかりミスというようなものについては私のほうまでは上がってきませんけれども、内容によりましてきちんと報告書が上がってまいります。その報告の内容によって課長会場でこういったことがあってほかの課にはないでしょうか、そして先日ありました法令等の解釈の誤りによって議決を要する契約であったものを議決を得ずにという案件がございました。そういったことについては当然のことながら課長会の中で市長なり副市長なりが職員に対して注意も行いますし、1つのそういう大きな事象が発生いたしますと、やはりそれを全職員のほうには課長会を通じて注意喚起をいたしまして、そこで一度気持ちを引き締めていただこうというふうなことはやっております。余り細かなものまでは一々、そこについては全体に流すべきかどうかということについては一応私のほうで判断をしております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） わかりました。

当初に聞いたその職員のマナーの悪さっていうか窓口での対応、住民から苦情があった挨拶ができないとか守秘義務が漏れていたりとか、相談事があったのにそのままだ、そういう苦情があったときには全課にそういうことをきちっとしていただきっていうようなことは徹底はさせてますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） その守秘義務に関することです。情報が漏れるということとはあってはなりませんので、もしそういう事案が発生しましてそういった声を聞きましたら当然調査をいたします。調査をいたしましてもう関係課長もしくは担当者がわかっておれば担当者ということで報告をさせたりとか、私のほうで聞き取りをする場合もあります。そういう重大なことについては当然課長会等で周知もいたしますし、それによって職員に対する注意喚起を行います。

その挨拶とかいうことにつきましても、1階にある意見箱のほうにその職員の対応の悪さであるとかはつきり名指しで入ってくる場合もあります。そうしたときには担当課長によりまして聞き取り調査をいたしまして、それが事実でありましたならその職員に対する指導をいたしております。そういった報告も全部受けておりまして副市長、市長まで目を通していただいております。

その挨拶については本当になかなか改まらないところでして、できれば挨拶をしないときにはそのことをその場で注意をしていただきたいと思いますし、はっきりと名札を確認してその者の氏名を言っていただきたいと思います。これ全体研修をいたしますけれどもなかなか改まりません。そうなったらもうやはりその職員に対してきちんと指導をしていかなければならないと思いますので。議員の皆様にもお願いしたいところですけれども、そういうことがありましたらまずはその場で注意をしていただきまして、そ

してなおかつ改まらないようでありましたら、ぜひ私のほうにその氏名をお知らせください。注意をしてそういうことのないように指導をしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 大事なことですのでぜひ指導のほうまたよろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

コンプライアンス委員会、今は訴えだとかいろいろなことが起こったりするので普通企業なんかでは弁護士が入ったりとかしてますが、そこまでのものを考えて私はこれ提案したのではないです。ここんとこずっとこの数年とかいろいろな問題が、事務事業の中で手違いがあったり条例、規則の認識不足、解釈の誤り、うっかりミス、そういうことがあったりしているので、そういうことが起きないように再発防止のための定期的にチェックする、ほんで各課に1人おまして今月はこのことはちゃんとできてるっていう、確認のそういう委員会を設置してはどうかと考えますが見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） お答えいたします。

改善点や遵守事項が守られているかどうかということとは適正な事務執行がなされているかどうかということですので、各課におきまして担当職員はもとより係長、班長、最終的には担当課長が確認をしながら適正な事務執行に努めなければならないと考えております。そういった担当課での確認をする流れというものがしっかりできておれば、ほかの課とかほかの担当におけるその確認というものまでは必要ないと思っております。

本当にチェック体制というのは本当にいろいろありますので、日々の業務で本当に毎日チェックをしている課もございます。けれども、やはり今までやっていたことを漫然と受け継いでいるところも場合によってはあるかもしれませんので、やはり自分たちの行っている事務事業が法令に準拠しているものかということをややはりそういう目で見て検証してみるというその職員の力というものもつけなければならないと思っております。特に今議員もおっしゃられましたようにコンプライアンス委員会までの設置というのは考えておりませんので、そういう職員間、課内の中でチェック体制をきちんと確立をして再発防止に努めていかなければならないと考えておりますし、ほとんどがそうしておるといふうに感じております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そうですね。再発防止のためのチェック体制をきちっとする。そのチェック体制がきちっとできるのがその課の課長であると。しかしながら、漫然と受け継いでいる課もあるということで職員の力をつけていかなければならないというご答弁だったと思います。

そうしますと、やっぱりその職員の力をつけていくためにも研修っていうのが必要ですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。研修は非常に必要だと思っております。全体で行う職員研修も基本的には年４回、最低４回は実施するようにしておりますし、８０％以上出席していただいております。それとは別に、以前にも、ほかの議員さんに対してもお答えをいたしました。人づくり広域連合が非常にいろんなメニューを用意をして研修を打ち出しております。それで、今本当に担当が変わるたびに自分その事務の業務の力をつけようとして、ほとんどが県外研修ですけれども県外研修へ順次送り出しているという課もありますし、やはりそういったところで勉強することによって本当に本人は刺激にもなりますし、やはりそこで立ちどまって自分の今までの仕事というものを見直すことにもなって非常にいい効果が得られていると感じておりますので、それについては継続的にできるだけ職員の希望をかなえる形で続けていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） １１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君） 県外研修も積極的に進めているということですが、これは職員ってというのは課長以上、管理者としてのその能力を高めていく、そういった研修はされているのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 新任の課長におきましては、人づくり広域連合で課長研修がございますのでそれに参加をしていただいております。それ以外にも課長としてのマネジメントとかいったことを強化をする研修がございますけれども、なかなかそれぞれの課、課長は忙しくて実際はなかなか参加ができない。けれどもメニューとしてはございますので、もちろんそういうところにも希望があれば参加をしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（西村芳成君） １１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君） 本当に担当課長はそれぞれ公務が忙しくてなかなか行けないというのが現状かと思えます。この庁舎内で管理者だけ集めてする、講師を招いて。そういうことはできないものなのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 済みません、そこまではちょっと通告になかったのでもっと考えてないですけれども、できないことはないと思います。そういったことの研修の場は持つことはできると思います。

○議長（西村芳成君） １１番、依光美代子君。

○１１番（依光美代子君） ぜひ、やっぱり上でチェックをする、本来でしたらコンプライアンス委員会、そういうものがあってそこできちっと各課で確認できればいいんですけれども今のところそういう予定はないということで、やはり管理者がチェックをしていくということです。その方のやっぱり資質を高めていく、それから、いろんな情報をまた得るっていうことが大事になろうかと思っておりますので、ぜひそういうことを前

向きに検討をお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、市民クラブの有元和哉です。通告に従い質問を総括方式にて行います。

このまちは危機にさらされています。それは未来に対する不安を感じつつも核心の課題に迫るための技術力が早過ぎる社会の変化によって維持できていないところにあります。そしてまた、何が危機なのかということに市民が実感を持てていないということです。これは本市だけの問題ではありませんが、このことに取り組むまちは何らかの変化が起き始めています。

さて、合併をし本市の人口は大幅に減少をしました。今後ますます減少し、国立社会保障・人口問題研究所の推計、平成24年3月によると、今後2020年に2万5,709人、2030年に2万2,599人、そして2040年には2万人を切りまして1万9,644人となることとなっています。2040年は私はちょうど還暦でございます。皆さんはどのような感じでしょうか。また、お子さんやお孫さんはどういった年齢になっておられるのか。そのときにどんな社会で生きているのか、それぞれ皆さんご想像をしていただきたいと思います。

少子高齢化は日本全体の問題であり、これを歯どめすることは極めて困難です。しかし、解決すべき点としては少子化の改善を図る以外にありません。そのためにも5人に1人が独身という時代に対し、出会い、結婚、子づくり、子育てを支援しつつ、高齢者にとっても住みなれた地域で不便なく暮らすための技術的向上、すなわち進化した行政サービスが必要となります。これからの未来、進化するためにも変わらない今を守るためにも私たちは的確に技術を知り、学び、生かすことを続けなくてはなりません。合併から間もなく10年、今私たちはこれからの20年、30年先への責任あるかじ取りが必要となっています。情報を的確に知り、それをしっかり分析し、課題を解決する技術を身につけ、時には生み出し、市民の満足度を最大限に高めることがここにいる私たちの使命ではないでしょうか。

さて議員になってから3年と3カ月、議員とは市民のやりとして行政の盾としてあるべきという思いを胸に活動を行ってまいりました。今回の一般質問が私の最後の一般質問になるかと思っています。今回の質問も初心を忘れず、行政職員、市民双方が希望ある未来をわずかでも感じれるよう努めたいと思っています。

以上、私の大局観を申し上げ質問に移ります。

まず、第1問目、三市共同利用型住民情報系システムについての質問です。

市民の皆さんはご存じない方が多いと感じておりますが、香美市、香南市、南国市の3市による共同のシステムを中心に事務のシステムが運用されています。3市での共同システムといえ、恐らく広域での計画策定を行いやすくするとともに各市町村の比較、

より高度なシステムの構築が可能になると感じます。しかし、その半面、運用、更新に当たっては3市の合意が必要であり、地域に応じた細やかな対応には不向きであるとも感じます。

先日、議員協議会で説明のあった還付加算金の未払い及び未充当の問題についてもシステム上で収入との課税が連動しておらず、システムからデータを確認し本市独自で再計算するという非効率な作業が原因でもあると感じ取れました。道具とは人間が効率よく作業を行うために扱うものであり、道具の形に合わせて非効率な仕事をしていては、人が道具を使うのか道具が人を使うのかというありがちな議論になってしまいます。コンピュータの進歩は予算の少ない地方行政では対応が困難であります。ですが、現存する三市共同システムの収集、蓄積されているデータはわずかなプログラム変更によって私たちのまちの分析、市民のニーズ、効率的な行政サービスに大きな影響を与えるものと感じています。

そこで、まずこの三市共同システムについて私も市民の皆さん同様よくわからない点がありますので幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目、このシステムの本体はどこにあるのかという点です。3市共同でシステムを運用する以上、このシステムの本体がどこに存在しているのかということ。ソフトが同一なだけでネットワークではつながれていなく、それぞれ各市にサーバーを有しているのか、それともどこかにメインサーバーが存在しているのか。

2点目に、作成され保管されるデータはどこにあるのか。このシステムで扱われるデータは我々市民にとって極めて重要な情報であると思います。この最高の個人情報为本市独自で管理されているのか、それとも他市もしくは他県のサーバーで管理をされているのかをお伺いします。

次に3点目、円滑な業務を行う中で利用が困難である、不便な点があるといった声はないのかという点について伺います。近隣の市であったとしても地域性は否めません。状況に応じ情報の管理の仕方は大きく変わるものと思いますが、3市が全く同じ行政事務を行うということはありませんと感じております。現場での声はどのようなになっていますか。

次に4点目、より効率的なシステムにするにはシステムの更新が必要となります。定期的に更新を行っているのか、また利用上改良が必要となった際には随時対応ができるのかということをお聞きします。先ほど申し上げました還付加算金の未払い及び未充当の件での三市共同システムであるため収入と課税を連動させるための変更が困難という説明をせんだってお聞きしております。これはシステムが招いた問題であるようにも感じます。こういった事態はコンピューターを扱う上ではよくある問題で、これらは更新することでシステムも進歩していきます。現在の更新作業のあり方をお伺いいたします。

最後に5点目、独自のシステムの必要性を感じたことはないか。三市共同システムは、さきにも述べたとおり多くの利点を持つ半面、そのシステムをそのまま使うことで生じ

る問題もあります。そうした中で三市共同システムでない独自のシステムの必要性を感じたことはないか。また、連動する形で独自のシステムの必要性を感じたことはないかお尋ねいたします。

次に、大きな質問の2つ目へ移ります。社会変化への対応についてお伺いします。

今、私の目の前にありますパーソナルコンピューター、またiPadのようなタブレット型コンピューター、そして携帯とよく言ってますがこのスマートフォン、さらにこれの前の世代、ガラケーと呼ばれておりますがガラパゴス携帯電話などがございます。また、記憶媒体にはCD-R、DVD、USBなどがありますが、さらには現在クラウドというネットワークを利用した方式でデータを保管する方法もあります。

私たちの身近には電子媒体があふれています。香美市議会でも携帯電話の普及により会議規則を変更するなどの措置を行ってきました。しかし、情報技術の進化はますます進んでいきます。条例や規則で個人の有する情報端末をどうにかすることはもはや不可能といっても過言ではありません。先ほど申し上げましたパーソナルコンピューター、タブレット型コンピューター、スマートフォン、ガラパゴス携帯電話などはデータの送受信、カメラ機能、ネットワークへのアクセスなど既に機能としては同等となっています。

そこで、情報技術が進化する中で香美市電子計算組織管理運営規程に関して確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目、香美市電子計算組織管理運営規程に準じた場合、記憶媒体やパソコンの庁舎内への持ち込みの際には許可が必要となるという判断でよいかということ。

次に2点目、現在申請されているものは何件あり、それはどういったものなのかお尋ねいたします。

次に3点目、既に情報技術が進んだ今、条例や規則が取り残されていくことが多くあります。思い切って条例や規則の緩和を行い、対応側の技術強化を図ってはどうかということです。本市には高知工科大学もあり、大学のセキュリティー技術を本市にも取り入れることで職員による情報収集や情報ネットワークを生かしたさまざまな連携も期待ができます。今後情報技術面における社会変化への対応をお尋ねいたします。

次に3つ目、市バスの運用についてです。

とある本市の中にあります公共施設のイベントで会場への送迎を行っていたバスの乗車人数がわずか数名、10名にも満たなかったと市民の方からお聞きいたしました。もちろんイベントへの参加者の把握は実に困難であると考えます。だからといってそれを放置するわけにもいきません。このような状況を受け、本市としてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。イベント時において所定の場所から会場まで送迎するバスの運用について、まず1点目として、イベント時に送迎のバスを出していますが、その利用人数について全体での平均利用者数、1イベントにおける最大利用者数、最低利用者数をお尋ねします。

2点目に、最低利用者数時の状況とバスよりもタクシー等利用のほうが利用者にとっても財政的にもよいと考えるが、今後の対策をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

最後に、4つ目の質問、多様性への対応についてお伺いをいたします。

第1次香美市振興計画、第7次実施計画の説明を先日議員協議会でご説明いただきました。さて、ご存じのとおり、計画とは何をなすべきか、いかにすべきか、誰がするのかといったことを前もって決定することであり、つまり計画とは現時点と希望する将来とのギャップを接続するものであり、そうしなければ起こらないことを起こるようにすることです。

私たちの香美市において希望する将来とは何でしょうか。もちろんこれは通告しておりませんので質問でもありませんが、恐らくここにおられる皆さんは答えができると思います。「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市・香美市」ということが計画書のほうに書かれております。まさにこれが希望する将来ということだと思います。

現代社会においてまちに関係する諸問題は多様化し対応は困難をきわめています。その要因になったのは情報の安易な入手から個人の選択の自由などから来ているかと考えます。そのため、日本の地域格差は世界から言えばほぼないと言えるものの、個々の生活スタイルの違いは大きく変わっております。多くの課題を解決するにはその問題をどれだけ細分化し再構築できるかによって課題解決の時間と満足度は高くなります。1つの問題と思われるものでもそれをさらに分類すること、そして分類したものをさらに再分類を行う。問題というものはその深層に多くの問題を抱えています。ただ1つの問題を聞いたからそれに対応するではいけません。再分類することによってそれぞれの課題が見えてきます。その問題は時には重なり合い、時にはたった1つで単独の課題となってしまうたりしてきますが、これらの出てきた細かな課題を統一して計画をつくっていくこと、課題を導き出すこと、これが必要となっております。そして、この過程で住民の参加、行政職員がともに協働を行っていく、そういうことでこのまちの計画というのは進んでいくかと思います。

このように再分類をし細かな課題を整理していくには、個々の生活スタイルに対応したより緻密な線引きが必要になってきます。分析するための能力の高さも必要となります。先日、第1次香美市振興計画第7次実施計画、今後の計画において市民の多様性に今以上に緻密に対応する考えはあるのかお考えをお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員のご質問にお答えいたします

まず、三市共同利用システムの①番の質問です。サーバーは3市それぞれが独立した形で富士通四国システムセンターのほうに置いております。3市は当然別の自治体です

のでネットワークではつながっておりません。

②番につきましても①と同様です。バックアップの記憶媒体に関しましては同センター内の耐火金庫に保管をされておりまして、センター職員により日々交換をしております。

③番につきまして、現在のシステムは従来利用していたシステムとは当然異なりますので、従来備えていた機能が備わっていないことや帳票類の様式の変更により不便であるという声はありますが、こうしたことはシステムの入れかえでは必ず発生することで本システムに限ったことではないものと考えております。また、業務に支障が出るような問題点がある場合はシステムベンダー、2市担当者と協議の上対応しており、稼働後の実績としましては当市から1件、他の2市から15件、合計16件の有償改修を実施しております。

④番につきまして、平成24年1月に稼働を始めたシステムであり、契約期間も平成28年度末となっているためこれまで更新を行ったことはありません。通常であれば次回更新予定は平成29年度になります。

⑤番として、香美市独自にゼロからシステムベンダーと協議しながらシステムを構築するということは、財政上の理由から現実的ではないと考えております。

次のご質問、社会変化への対応についてです。

まず、①番についてはお見込みのとおりです。

②番につきまして、申請書が提出されたものは昨年度6件です。本年度については10月に申請書の様式を変更して申請者に申請書が返還されるため件数自体を把握しておりません。申請書変更前の9月末までは3件です。持ち込み理由といたしましては、システムメンテナンスや研修や講演で講師の方が利用されることなどです。

③番につきまして、ご指摘のとおり情報技術の進歩や利用環境の変化に対応していく必要があると考えており、本年度から来年度にかけて情報セキュリティポリシーの見直しを実施しているところです。しかしながら、こうした規則や条例は強化する点や緩和する点、それぞれ状況に応じて判断すべきと考えられることから、緩和のみ実施することは考えておりません。また、技術強化につきましては、本庁舎建設時にイントラネットについても要件定義からの抜本的な見直しを実施しております。

先月の神奈川県逗子市のDV被害者情報の漏えいや愛知県江南市の個人情報の不正持ち出しの事件にもあるように、今後の課題としましては策定した規則等の徹底や職員モラルの向上であると考えております

さらに、平成27年度からマイナンバー法の本格施行に伴い、これまで以上に情報管理の徹底が求められます。ご不便な点はあると思いますがご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君）

管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

平成25年4月から10月までのイベントの数は104件です。全体の利用者数は2,084名でございます。全体での平均利用者数は20名、最大利用者数は54名、最低利用者数は3名でございます。なお、湖水祭での送迎はカウントしておりません。

2番目のご質問の最低利用者数時の状況というご質問にお答えいたします。

バスの利用の申し込みは申請担当課より利用月の前月の10日までに管財課へ提出していただいています。また、利用最少人員はおおむね10人としています。今回の場合、大会参加者送迎用のバスとして準備していましたが、当日参加者が送迎用に準備したバスを利用せずに自家用車を使って大会に参加されたため少人数の利用となったものと考えています。

香美市マイクロバス利用規程では、利用最少人員はおおむね10人となっていますので、これよりも少ない人数で利用する場合のことも考慮してタクシー等の利用方法も含め今後検討したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 有元議員の質問にお答えします。

11月27日に第7次実施計画について説明させていただきましたが、この計画は第1次振興計画後期基本計画に基づいて計画されております。この後期基本計画策定においては市民アンケート、中学生アンケート、団体ヒアリング、そして庁内組織として本部会、専門部会、そして審議会において検討し策定されております。したがって、実施計画は地域の現状や市民の皆様の声を反映したものとなっていると考えております。この第1次振興計画も平成28年度で終了し、来年度からは第2次振興計画策定に向けた取り組みを始めていかなければならないと考えております。次期計画では現状施策の進捗状況、効果の検証、地域の現状、市民ニーズ等を把握する体制をつくり、より綿密に計画の策定を進めていきたいと考えております。現在、次期振興計画策定のロードマップについて検討中でございますので、現時点ではこういった手法で取り組んでいくのか申し上げられませんが、ご質問の市民の多様性への今以上の対応についてはこの計画策定の過程で対応できるし、できる範囲で対応していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。2回目の質問に移ります。

先ほど確認をさせていただきました三市共同システムについては、平成29年の更新まで更新ができないということなので非常に残念に思います。また、使い勝手が悪いという声については、新しく導入したという点での使い勝手が悪いという声であるという

ふうな認識でよろしかったかどうかまず確認をさせていただきたいのが1点。

次、2つ目の社会変化への対応につきまして、電子計算組織管理運営規程の話ですがパソコンについては件数は不明だと、しかし、システムのメンテナンスや講師であったりそういう方が来られるときに利用するときには出してもらうようにしているというふうになっておりますが、今後これを緩和だけを行うことはしないと、そして最終的には徹底をするというふうにおっしゃいました。これは不可能であるかと思います。既に本庁舎内に私も持っておりますがこのスマートフォン、既にこのパソコンと性能はほぼ同じです。私はここから今自宅のパソコンを動かすことも可能な状態になっています。さらには確認しましたら、この庁舎内に単独のWi-Fi、要するに電波が飛び交っております。何らかの情報通信機器を持ち込んでおられる職員も何名かおられるものと思います。先ほどの説明でいきますと、携帯電話を保有している職員全てがこの規定にのっとり届け出をしなければならなくなってきました。これが情報社会の進化の早さの恐ろしいところで、そうすると全ての職員が出すというのは実に現実的ではないというふうに考えておりますので、その点について本当に今後徹底するのか、それとも緩和をするのか、それともある一定のラインで線を引くのであれば、もう既にパソコンも携帯電話も同じ能力になっている状況でどのように線を引くのか教えていただきたいと思います。

市バスの運用については、今後タクシー等の利用も考えるということでその答弁で結構でございます。この公共交通についても今後さまざまな変化が起きてくるかと思えます。枠組みにとらわれない対応をしていただきたいと思いますと感じております。

最後に、多様性への対応についてですが、これは1次計画ということで今後2次計画で考えていくというふうにおっしゃってございました。しかし、この多様性に対応するにはやはり、私は総括質問を行った理由の1つでもあります、これは現在香美市が使っているシステムそのものも見直さなくてははいけません。計画を策定していく上で市民の情報、市民からの声、それを集約するそのシステムが必要になります。そのときに地域性であり、また年齢層、さらにはその方の社会環境であったりそういったものが全てシステムの中に組み込まれており、そこにさらに計画を策定する上で集まってきた情報を上乗せし、さらにはそれを地図に落としたり分析したりすることでより現実味のある計画を策定することにつながっていきます。さらには声の大きな者だけではなく声を出さないサイレントマジョリティー、要するに見えない弱者への対応も可能になってきます。システムの変更と計画の実行、これは両輪であるかと思いますが、今後第2次香美市の振興計画も策定に移っていくという上でシステムの改修の必要性はないのかお尋ねをいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。有元議員の再質問にお答えいたします。

1つは、その不便なというところの私の認識はいいのかというところですが、

先ほど申し上げたように当然前のシステムでは従来あった機能が今回のものではないということもありますけれども、それらのことはシステム導入における際の要件定義の中で判明をしておりますので、それも見越した上で、その中でどうしてもその機能が必要ということであればカスタマイズをかける、それも3市の中で協議をしながらということになっていきますので、やはり以前のシステムに比べては使い勝手が悪いというふうに感じているというふうな認識をしております。職員からそういう声も聞きますけれども、それについてはもう現在のシステムになれるしかない、ものによっては自分のその事務のとり方を考えなければならないというふうにお答えをしております。

そして、その携帯電話ですけれども、別に議員がここへ携帯電話を持ち込んで自宅のそのパソコンを動かすということについては何の問題もないと思っております。うちの情報機器に対してそれを接続をするとかそういったことをしなければ、そして当然業者の方にもパソコンをかばんの中に持って入って来られる方もおりますので、そういったものまで全てそういうものが必要だというふうには考えておりません。それはまた別問題です。

そして、徹底はできないということで、徹底はできないというふうにおっしゃられても徹底をするように努力をしなければならないと考えておりますし、情報セキュリティポリシーの見直しを行っておりますので、見直しができた段階で全職員に対して職員研修は行っていこうと。常にそれは徹底できないけれども徹底できるように頑張って努めなければならないので、徹底できないからといって諦めるわけにはいけないと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 振興計画の策定におきましては、1つはやはりアナログ的なもの、そしてまた有元議員がおっしゃるようにデジタル的なこのIT技術を駆使した分析等についてもまた必要であるかとは思いますが、システム改修が必要かどうかということについてはちょっと私のほうからお答えできませんけれども、議員のお話も参考にしながら次期計画につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。3回目の質問、最後の質問になります。

端末に接続しなければ届け出の必要はないというふうなご説明をいただきましたので、それであれば現状の規定でも十分にやっていけるかなというような感じを受けております。

そのシステムの改修についてですが三市の共同システム、これを改修するというのはなかなか大変なことだと、3市の同意が必要だという話ですが、また計画をつくっていく上でもそのシステムの改修が必要かどうかについてはまだわからないということもあるかと思えます。しかしながら、香美市としてはやはりその地域性というのがあります

ので、まず三市共同システムはそのままにしておいて、こちらごらんになっていただいたらわかるんですが（スクリーンを示しながら説明）、その三市共同システムに接続する中間地点に独自システムをつくり、その独自システムが三市共同システムを運用するというのも可能ではないかと思います。そうすることによって市民が円滑に使いやすいシステムを香美市独自で開発し運用し、そのシステムはシステムを使うということもできるかと思います。現在、香美市の中でそういった声、改修の必要性がないというふうなことでございましょうが、実際に税金の点については収入と課税が連動していないというのはかなりの問題だというふうに私は感じております。そういった点をやはり三市共同システムから必要な情報を本市独自のシステムが取り出し、それを使ってより正しい情報を整理する。情報を用いて市民に接する。情報は最大の武器かと思います。行政はある一定市民の情報を管理する必要はあるかと思いますが、逆にその得た情報をもって市民に対するサービスを向上させるということも必要になってくるかと思います。改めてシステムの改修の必要性をお尋ねいたします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） お答えいたします。

今おっしゃったあの感じができるのかできないかということについては、そこは私はそれほど詳しくないのでお答えすることはできませんけれども、あの図が非常に違和感があります。三市共同システムと1つのシステムへそれぞれがアクセスをしているように見えますけれども、どうしてもそれぞれ独立したシステムですので、独立しておってどこかでつながっているということはありません。それぞれが3本にこうなってますので、ああいうふうにその共同システムでああいうふうに図を描かれますと非常に何か誤解を生むような感じがいたしますので、その点はこれを今後お使いになるかどうかはわかりませんが、よろしくお願いいたします。

そして、そのシステムの改修の必要性というものは税務課のほうでその機能が今のシステムにないということで、その機能がどうしても必要であると言うならば、確かに税の情報システムから1つそれを取り出すシステムというのを市独自で開発といいますかそういうソフト、そういうものを導入するということは可能かもしれません。ただ、そのあたりが税務課ともそういうことについてはきちんと協議をしなければなりませんので、どういう運用をしていくかということについて、担当課のほうからやはり致命的な問題があるということであれば、それは3市の協議のほうにのせて、やはりその致命的なものはどんなに反対をされても何とかその協議の場で協議をして改修をしなければなりませんので、そのあたりは当然それを放っておくというふうなことではありません。そういうことが可能ならばやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 17番、市民クラブの石川です。議長の許可を得ましたので総括方式で2点ほどお伺いいたします。私が本日最後になると思いますがよろしくお願いいたします。

本市を縦断している国道195号、本市の動脈とも言われる国道には大きな橋が4本かかっております。大栃と大比間の大栃橋、白石と府内間の白石橋、小川と菰生野間の香北橋、神母ノ木と談議所間の香我美橋があります。ふだんは何げなく通行をしておりますがそれぞれかなりの年月がたっております。

大栃橋は既にかかけかえも決まっていますので除きますが、白石橋は昭和45年3月竣工で43年、香北橋は昭和35年10月竣工で53年、香我美橋は昭和47年7月豪雨で流失し、昭和48年2月に竣工しております。40年それもたっております。

橋にもつくりによって耐用年数があると思います。先ほど申しましたが、特に特に香北橋は53年もたっております。人間で言いますと衰えに入ってきているときでございます。架設当時は交通量も少なく、また大型トラックといっても6トン車、8トン車でバスも現在の中型車ぐらいでしたが、高度成長とともに車社会になり交通量も増加し、車も大型化してまいりました。数年か前に補強工事が行われていた記憶もありますが、それ以後物流業界では経費削減のため大量輸送になり、現在では30トン超の積載量のトレーラートラックが木材を積載しまして毎日四、五台、時には二、三台連なって通行しています。また、195号の四ツ足のトンネルが急勾配でなければ徳島に海岸回りで行ってる大型トラックが往復全て通ると思いますが、現在は帰りの空のトラックが六、七台連なって通行している状態です。このような状況に置かれている中で、橋脚基礎部分や鉄骨に金属疲労が起きてないか定期的に安全確認はできているでしょうか。また、幅が非常に狭く大型車同士のすれ違いができません。ちょうど橋1本でございましたので昭和56年に歩道橋が併設されました。橋と道路と取り合わせ部分が非常に悪くてこぼこができております。これは大型車が通るからと思いますが、空のトラックが通りますと大きな音が出て付近の住民が苦慮しておりますが、橋のかかけかえの予定はないかお伺いするとともに、改修できないかお伺いいたします。3桁の数字の国道ですので県の管理になると思いますが、わかる範囲で結構ですのでお願いいたします。

次に、2点目であります。中山間地域の田畑の維持管理であります。

本来なら田畑は個人個人の持ち物であるので持ち主が維持管理しなくてはならないものですが、平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度のおかげで維持管理ができてきましたが、これも平成26年度をもって終了します。この間農道、水路の維持管理、鳥獣被害からの防護などに、また個人配分などでどうにか中山間地域も守られてきましたが、これからは過疎高齢化になり大変なときを迎えるようになると思います。政府は山間部などにある農地の維持を目的とする交付金、日本型直接支払を2014年度に創設すると言われておりますが、農地管理などを後押しする農地維持支払と農村環

境改善の住民活動を支援する資源向上支払の２種類の交付金であると聞いております。この事業に参加するには前もってかなりの説明をしないといけないと思います。今まで中山間地域等直接支払に参加していた方でも、かなりの方が高齢になり参加しないのではないかと危惧するところであります。そうすると、今まで守られてきた田畑は荒廃し景観も悪くなり、鳥獣のすみかとなり自然災害などが起きます。また、下流域の水不足なども引き起こすことにもなろうと思います。このようなことが起こらないようにするためには、一層の維持管理が急務と考えるがどのようなお考えか伺います。

１回目です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 石川彰宏議員の１９５号の橋梁についてお答えをさせていただきます。

１点目の定期的な検査ということですが、道路管理者であります高知県では、橋梁を長寿命化し合理的な維持管理を行うことにより可能な限りのコスト縮減に取り組むため、橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。そのための基礎資料として、平成１８年度よりおおむね５年経過で橋梁点検を実施しております。現在２巡目に入っています。

質問の国道１９５号橋梁の構造は、上部工は鋼製、下部工の橋台はコンクリートによる岩盤などへの直接基礎となっています。国道１９５号は緊急輸送道路として橋梁耐震プログラムに基づき耐震化を実施しています。各橋梁の現状ですが、質問のとおり大栃橋は平成１８年と平成２５年に点検を行いかけかえ予定、白石橋は平成１９年、平成２４年に点検、平成２６年度から修繕工事と耐震補強工事の実施、香北橋は耐震補強を平成１６年度完了し、平成１９年、平成２４年に点検、香我美橋は平成１８年に点検し、耐震プログラムに入っていないと聞いております。

２点目の香北橋の改良かけかえ計画でございますが、香北橋においては耐震診断や落橋防止など補強工事を行い、幅員においても相互交通の可能な３メートル車線であり、かけかえ計画は現在はないとのことでございます。

３点目の香北橋についてのでこぼこの件でございますが、今までも舗装などによる修繕も行ってきましたが、再度現地を確認しまして対処方法を検討するとの言葉をいただいております。

以上、３点のお答えといたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 石川議員の中山間地域の田畑の維持についてのご質問にお答えいたします。

国の農業政策が現在大きく変化しようとしていることはもうご存じのとおりでございます。現時点で国のほうから市のほうに入ってきております情報では、中山間地域等直接支払制度は平成２６年度で第３次計画が終了をいたしますけれども、基本的枠組みを維持しつつ継続して実施をするという予定でございます。

また、日本型直接支払制度でございますけれども、こちらにつきましては農地・水保全管理支払の制度、また先ほどの中山間地域等直接支払制度、またこれに環境保全型農業直接支払、こちらのこの３つの制度をまとめたものとして多面的機能の支払いという形で日本型直接支払制度の創設をしたいというふうな形で現在示されておるところでございます。

いずれにしても今までの個々の農家に直接支払ってたもの、米の生産調整とかそういうふうな部分につきましては今後順次削減、減額されて廃止の予定でございますけれども、今後は例えば中山間地域等直接支払の集落協定等、集落単位の協定とかそういうふうな活動組織で行うもの対しまして、直接支払という交付金によって集落を守っていただくと。それによりまして過疎高齢化している集落を集団として守っていただくというふうな方策、政策のほうに今後ますます加速化をされていくものではないかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） １７番、石川彰宏君。

○１７番（石川彰宏君） 橋の件ですが５年ごとに検査してるってことですが、平成２９年ですか次、香北橋は。これ本当に今から木材の自給率が５０％ということでございますので、今でさえかなりの量が出てます。本当にこれ５年間で大丈夫じゃおかと心配するところなんです。毎日あれ３０トンといっても４０トン、５０トンの荷物を積んで毎日走ってますんで、これ以上の木材が出ると思いますんで、トラックの台数これ以上ふえると思いますんで、５年という期間を置かずできりゃあ毎年ぐらい検査していただきたいと。この橋がなくなると本当に下流にふるさと農道の橋がございしますが、輸送にかかる大型トラックは通れませんので災害時にも大変だと思いますんで、定期点検をできるだけ早い期間で行っていただきたいと要望していただきたいとこのように思います。

それから、中山間地域のことでございますが、先ほど集団でいうたら集落営農方式と言われておりますが、これ本当に集落で人がいないんです。それで、集落でやっている方はもう手いっぱいのこと自分それ以上のことはできません。これをどのようにするかひとつその点をお考えいただきたい。私たちもういっぱいのところをやってます。集落営農するにもこれをやってくださいといってもその人は出てきません。自分たちでやらなきゃならない。ほなその農地は結局つくらなかつたら荒れます。その辺はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 橋梁の点検の頻度のことに再度の質問をいただきました。

このおおむね５年の点検というのは点検プログラムによる点検であって、日常の点検は土木管理事務所には維持修繕班、そして保全班、それぞれの担当部署がございします。その中で日常の目視的な点検とかやはり地震とか変調のあったときの点検は、日常の業

務の中で道路パトロール等で行っておると思います。また、その点検の頻度につきましては、また確認をとっておきますので。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 直接農地を保全する人が本当にいなくなっていることはこちらでも把握をしております。国のほうといたしましては、当然集落の部分からそちらのほうを法人化していってもらったりとか、また1つの方法としましては、別途の企業のほうに農業法人を設立していただき中山間地域に入っていただくと、そういうふうなことによりまして農地の集約化を行いまして国土保全を含めまして、そういうふうな形で中山間地域の農業を守っていきたいというふうな方策も示されているところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） わかりました。本当に中山間地域、企業が来るってことはなかなかこれは難しいことだと思います、特に山間地には。できるだけことは自分たちでもやっていきたいとこのように思っておりますが。中山間地の多い本市では本当に中山間地域の活性化が本市の発展につながるという思いがございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 石川彰宏君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時23分 延会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日 水曜日

平成25年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年12月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	竹 平 豊 久
4 番	利 根 健 二	1 6 番	島 岡 信 彦
5 番	濱 田 百合子	1 7 番	石 川 彰 宏
6 番	山 崎 晃 子	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	爲 近 初 男	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	千 頭 洋 一	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	比与森 光 俊
1 0 番	小 松 紀 夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	依 光 美代子		

欠席の議員

1 4 番 片 岡 守 春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	几 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課班長	池 内 淳 之
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 5 年 第 4 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 8 日 目 日 程 第 3 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日 (水) 午前 9 時 開 議

日 程 第 1 一 般 質 問

- ① 5 番 濱 田 百 合 子
- ② 2 1 番 比 与 森 光 俊
- ③ 9 番 織 田 秀 幸
- ④ 3 番 山 崎 眞 幹
- ⑤ 4 番 利 根 健 二
- ⑥ 1 3 番 大 岸 眞 弓

会 議 録 署 名 議 員

1 6 番、島岡信彦君、1 7 番、石川彰宏君 (会期第 1 日 目 に 会 期 を 通 じ 指 名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。14番、片岡守春君は、病気療養のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） おはようございます。5番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

最初に、地域活動支援について質問をします。

地域支援事業は平成18年に新たに創設された介護保険の介護予防事業です。要支援、要介護認定で非該当と認定された方も利用できます。市町村が実施主体で地域包括支援センターがその介護予防ケアマネジメントを行っています。地域に住む65歳以上の全ての高齢者を対象とする一般高齢者施策事業は、社会福祉協議会業務委託になっています。

この内容の1つは、介護予防普及啓発事業として介護予防に関するパンフレットなど情報の提供や介護予防講座、認知症の知識の普及啓発、ボランティア育成講座、認知症サポーター養成とか傾聴ボランティア養成などです。以上のような開催があります。

もう1つは、地域介護予防活動支援事業です。地域のボランティア活動などを活用した介護予防活動の支援です。高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるためには地域での支援体制が必要です。地域の方が公会堂や集会場、コミュニティセンターなどで自主的に行っている活動支援です。現在香美市内53カ所で集いが開催されています。一般高齢者施策事業費のほとんどは介護予防普及啓発事業に使用されており、地域の活動支援事業には使われていません。そのため、地域の支援者は事業の継続に苦慮されています。

そこで地域活動支援についてお尋ねします。①、地域で自主的に集い活動することによる効果をどのように捉えていますか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） おはようございます。濱田議員の質問にお答えいたします。

地域活動支援についての地域の自主的な集い活動の効果をどのように捉えているかということですが、この高齢者の集いにつきましては、地域包括支援センターが中心となりまして社会福祉協議会並びに健康介護支援課が地域に出向きまして、地域が主体的に活動ができるように支援をしてきたものです。現在行われてます集い、それぞれ回数や

内容が違ってはおりますがこの活動によりまして地域の人とのつながりによるお互いの見守り、また、閉じこもり予防や運動による介護予防の効果、そして、このような楽しみがあることによります生活の張りなどというような効果があるというふうに思っております。また、地域のリーダーさんを中心に自主的に行われております集いですので、自主的な継続ということで長期間継続して取り組むことができているというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） はい。では、次の質問に移ります。②です。

地域で開催している集いは、運営の支援者の方々がより多くの方が集い楽しめるようにとさまざまな方にも講師依頼するなど企画には苦慮されています。せっかくここまで来てくれるから講師の足代でもあればとか、昼食代に 500 円は集めにくい 200 円集めています、地域費から援助をもらっていますなど、また、お花や陶芸などの作品づくりをすれば材料費もかかります。このように自主的にされている活動に対しても何らかの助成はできないものでしょうか伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。何らかの助成ということでございますが、先ほど申しましたように、この集いを継続をしていってもらうためには折を見て保健師さん等が新しい体操とかまた目新しいことを紹介してきたりして継続もしてきてくださっております。お世話役さんのほうはいろいろご苦労も多いかと思いますが、活動を楽しく継続していくためにいろんなことも企画されてやっていただいております。そんな中で経費の伴うことも発生することが出てくるとは思います、経費の要らない講師さんの紹介とかいうことも内容によりましてはできることもあろうかと思っておりますので、声をかけていただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 保健師さんも来ていただいて体操を教えてくれたりとかいうこと、社協の職員さんも来てくれて両方からフォローはしていただいているようでございますが、やはり何か落語をしてもらいたいとか映画会をしたいとかそういう企画も来ている方から要望があったらしてあげたい、そして香美市外から人を呼ぶときにやっぱり足代でも出してあげたいというような声はよく聞くんです。確かにできるだけ経費を使わないような形は支援者の方もとっているとは思いますが。

私、香北町の支援者の方からお聞きをいたしました。以前集いをやってたけれども地区の公民館に行くのも遠いし、支援する側も自分も年がいった。補助もないし、そこまではようせんというふうにその方はおっしゃっていました。このような継続が難しくなっているようなこういう地域があることをどのように認識をされていますか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 順次こういう集いを立ち上げてきまして続けていってもらっておるわけですが、その経過の中にはやまったところもあるかとは思いますが。やはり継続していくためにはいろんな目新しいこと、またそして地域のリーダーさん、お世話役さんのお世話というものが大変大きくなってくるわけですが、そのあたり地域の中でも後継者の方をつくっていただきながら、また進めていただけたらありがたいというふうには思います。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 地域の中でも後継者をつくって行って、支援する方がいればまたそういう集いもできる可能性はあるかとも思いますが。

私がいただいている資料の中で、平成 24 年度のこの事業についての実績評価というのがございましてそれを見ました。その中身をちょっと紹介しますが、今年度は新規集いが 4 カ所立ち上がり活動が一定軌道に乗っている。既存の集いは活動を中止したり休止した集いもごく少数あるが、全体的に活動は安定していると書かれてありました。全体的に活動は安定してるということですが、やはりこの中で気をつけてもらいたいのが、活動を中止したりそしてごく少数ですが休止もしているところがあるということがやはり問題ではないかと思えます。続けたいけど続けられない状況が現に起きているわけで、このように活動を中止したり休止したりする原因は何だとお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 中止、休止されているところの意見を自分のほうちょっと伺っておりませんのでわかりませんが、やはり当初集まっておった方の高齢化、またお世話役さんの高齢化というようなことも考えられるんじゃないかというふうに思えます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 高齢化に伴ってなかなか集いにも参加できない、そして支援者も高齢化しているためにできないということとおっしゃったと思うんですが、このようにやはり継続が難しくなっている集いに対して、やはり何らかの支援をこの集いに対してしていくべきではないかと思えますが、その辺再度伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 一度活動を始めていただいたところの継続ということは大変大事だと思っております。そのことによって介護予防のほうにも効果があるものを思っておりますので、今後担当のほうとも話し合ってみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 次に移ります。③です。

集いに参加したくても移動手段がなくて参加できていない高齢者の方がいます。こん

な声を聞きました。集いの場所まで遠くていけない。平たんでない道なので転んだら怖い。市営バスの時間と合わないのでは足がないなどです。また、支援者の方は車の運転はするが人を乗せることは難しい。事故でもしたらと思うと、このような話を香北町で集いを開催している方からお聞きしました。関係者の方からも集いの場でそういうお話をよく聞きますとおっしゃっていました。特定高齢者で地域の集いに参加している方ももちろんいらっしゃいます。安心して外出できる公的支援はできないものでしょうか伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 過疎高齢化が進んでます中山間地域におきましては、移動手段の確保というのが大変大事な課題となっておるところでございます。香美市のほうでも公共交通体系検討委員会におきまして、物部地区では来年度からエリア型デマンドバスの導入など順次改善が図られてきておるといふふうに思っておりますが、なかなか全てよしというような行き着くところはなかなか大変なことだといふふうに思っております。ほかの地区におきましても移動手段がない方のためにこの集いにおいての場合に、送迎とかまたほかの方の車に同乗とかいふふうなことで参加をしていただいている状況もあるかと思えます。お世話役さんが大変苦勞されるとは思いますが、お互い助け合ってやっていただけたらといふふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） ④です。福祉タクシー制度は現在通院だけでなく買い物等にも使用できるようになっています。集いへの参加に使用することも可能ではないかと考えます。この制度を使い集いに参加する人たちを巡回し、送迎できるようなことはできるのでしょうか伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。福祉タクシー制度につきましては、おっしゃられますように社会参加のほうでの利用も構いませんので活用していただけたらといふふうに思いますが。巡回ということになりますと、例えばですがお一人の方が直接その会場へ行くタクシー代が 800 円ということで済むところの距離にあるという方であった場合、その方が地域を回って巡回してお一人、お二人積んでいくということになりますと、そこで発生します金額が 1,200 円ということになりますと、そこで 400 円、現在の福祉タクシー制度でいきますと 1,000 円の超過分の 2 分の 1 補助ということで 100 円の助成金が発生してくるようになります。やはりそうなりますと、その巡回する距離によって際限なく、際限なくとはいきませんがやはり料金というものが変わってきますので、なかなか巡回していくというのはちょっと困難かといふふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。課長がおっしゃるように、福祉タクシー制度でこれを使えるけれどもやはり負担がかかるってということだと思います。私が考えるのに、福祉タクシー制度がいいかなと思いましたが、これに対してのなかなか助成になると、またたくさんの方がこれを使っている中でこの部分だけに助成ってということもなかなか難しいと思いますので、できたらまたこういう足、集いに行くときのその移動手段について、物部のほうではデマンドバスがまた来年度企画されているとは思いますが、また全市的に何らかの移動手段が考えられるような政策を前向きに考えていくようなことについてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。これは全市的な話にもなりますし、やはり健康介護支援課だけの話にはならないと思いますので、これは自分のほうから今のところ何とも言えない状況です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問です。

⑤、集いに参加する高齢者や支援者の安全を考えてボランティア活動保険等を活用する方法もあると思います。また、既に保険に加入している地区もあると思いますけれど、その費用負担は集いに参加している高齢者や支援者が負担していると思われます。この保険は年度初めに保険金を払いますので、プール金がなければ払えないわけです。その費用についての助成はできないものか伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。いろんな活動をする上におきましては安全等に配慮することは大切なことだと思います。この集いを行っています団体も50を超えてありますし、また多くの数となっておりますので、なかなか保険への費用助成というのはできかねる状況かというふうに思います。個人的に入られてる保険等でもう対応していただくしかないと思いますので、そちらでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） なかなか補助、費用助成をするのは難しいということですが、担当課だけでなかなか考えることも難しい部分もあるかと思います。この介護予防の事業として、地域の中で高齢者が生き生きと生活できるということは本当に香美市にとってもいいことで、本人はもちろんですけれどもひとりでひきこもることがなくて、月に1回でもみんなが集うということは本当に大切なことだと思います。今後ますますこのような地域の寄り添い事業というのは大切なことになってくると思います。地域は高齢化をしていますし、このまま公的支援がないままではいいとは思えません。地域の自治会活動を活発する上でもこれは必要な事業だと思います。今後社協にこの業務は委託しておりますけれども、社協とそれと地域包括支援センターとの連携を図りながら、一体どのようないいやり方があるのかということ、どういう体制ができたら継続

して中止することなく地域で活動できていくのかってということも、やはりそういう支援体制を考えていく必要があると思うのですが、そのことについての見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 先ほど休止並びに中止した地区もあるということで、そちらのほうの継続も大事だということがありますので、やはりそのあたりを担当のほうとまた聞いて相談してみたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） それでは、次の項目の質問に移ります。

次に、児童の安全な通学手段の確保について質問をします。

児童が安心して通学できるようにするためには、安全な通学環境にしていくことが求められます。

文部科学省は路線バス等をスクールバスとして活用するための基本的な考え方と具体的な取り組みの方策について、児童生徒の登下校時の安全確保のためスクールバスによる通学方法を採用することは1つの有効な方法であると考えられる。この観点からは地域の実情等を踏まえ路線バス等をスクールバスとして活用することにより、登下校時における一層の安全確保を図ることも1つの方策として考えられると述べています。

スクールバスは主として僻地における通学支援のためと通学路における安全確保の手段として導入されています。物部町では、大栃小、中学校に通学する児童生徒の交通手段を確保するため通学バスが運行しています。通学バス管理運営規則では、その第3条に通学バスは香美市立学校児童生徒の通学に使用し、統合学校を優先する。また、その第4条に、その他教育委員会が必要と認めたときは、通学バスを使用することができる」とあります。

そこで質問をいたします。①、児童数が減少し統合した地域の児童生徒は、現在市バスを利用したり物部町では通学バスを利用したりして通学しています。児童が現在の市バスの運行経路から離れている場合などで市バス経路の変更ができない場合、また対象児童が1人などの場合は、通学のための手段として通学バスや通学タクシーの運行は考えられないでしょうかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。濱田議員の通学バスのご質問にお答えします。

まず、議員が申されました通学バス管理運営規則という部分でございますが、これはこの前段には香美市通学バスの運行及び管理に関する条例というものがございまして。これの中にはまず第2条に設置としましては、「香美市立大栃小・中学校に通学する児童生徒の交通手段を確保する」というふうになっております。そして、その第3条におき

ましては、運行区間として大栃・神池線というふうに定義づけられています。ですから、香美市におきましては、通学バスとしたものはこの路線しかないということが前段にございますのでご了承ください。

それでは、お答えします。

まず、通学バスにおきましては、市営バスが運行されていない当時大栃・神池線のために運行がされたというふうに聞いております。まず、市営バスの運行経路から離れている場合などにおきましては、市営バスと重複して運行することになる通学バス、通学タクシーの運行については現在は考えておりません。ちなみにバス停から離れてる部分におきましてもご父兄その他のご協力により今現在運行しておるというふうになってます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） はい。じゃあ確認をさせてください。本市の場合、児童生徒の通学手段は、市バスが運行しているところについては全て市バスで対応するということが理解していいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、市営バスにおきましては13路線ありまして、神池線を市営バスからのけてますので12路線ですか、その分につきましてはその地域から来る子どもさんにつきましては、そのバスを通学バスという形で使っております。ただ、通学バスではないです。通学手段として使ってます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 市バスが運行しているところは通学の手段としてそれを利用しているという状況だということがわかりました。

その通学バスについては、条例にもあったように物部町だけで運行しているということですね。今実際それでしているわけですが、私がちょっと耳にはさんだ来年小学校の1年生になる方がいらっしゃるんですけども、そこは市バスが運行しております。その市バスが運行しておりますけれどもバス停から児童の住居までが2キロ以上離れておりまして、その途中は山間部で起伏がある山道を通らなければならない。私も行きましたところ、やはり児童1人では危険であると思いました。今回はこういうケースが初めてですけれども、このようなケースの場合市バスは通っている、通学バスは物部だけだから走らすことができない、タクシーもできないといった場合に、その子どもの通学路の安全確保のためにどのような対処をされるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） そういった中山間地域の香美市におきましては、そういった部分もある面は出てきます。ただ、それを全て行政のほうが手を足

すということはまず考えられないと思います。それにつきましては、やっぱり先ほど申し上げましたように保護者の方が最寄りのバス停まで送っていただくとか、そういった手段をやらざるを得ないのではないかというように思います。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） もちろん保護者の送迎ということもあろうかと思いますが、けれども、保護者とも相談をしてのことだと思いますが。やはり市バスがそこを運行している場合に、児童の安全な通学手段をどう確保するかということに対して教育委員会のほうが市バスの担当課ではありませんので、そうした場合には目的は児童がどうしたら安全に学校に行けるか、登下校の安全を守れるかということなので、それについて市バスの担当課と協議をし、そしてどうしたらいいんだろうかということを見に行くなどもしてこうお互いが連携をしていくことが大切でないかと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） まず、前段にご存じのとおり、この4月から繁藤小中学校、佐岡小学校がそれぞれ統合しました。繁藤におきましては、それ以前にも市営バスが運行路線としてありました。地元の話の中でその市営バスのバス停をここまで延長してくれるかどうかの話も全部してきております。ただ、その許容範囲の中では、運行におきましては市営バス担当課との話もできております。それから、佐岡におきましては今まで佐岡線という市営バス路線がありませんでしたので、今回統合を契機に入れました。その中で一番佐岡線の香北町寄りの部分で杉田ダムの手前が一番奥のバス停でございますが、そこに来る子どもさんの中には3キロ以上離れた子どもさんもあります。その父兄もおりまして、その父兄の方はそこまで子どもさんを自分たちが送ってきておるという状態もございます。それから、繁藤線におきましても東側に角茂谷とか曾我部川、そっちのほうにはバスが入ってません。その部分につきましては、そこにもしお子さまがおるとすれば、そこまでは最寄りのバス停までは保護者の方にご協力いただくというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 繁藤、佐岡のほうで対処しているということをお聞きしました。その児童の保護者の方が送迎をされるということはもちろんそういうこともあろうかと思いますが、やはり送迎できない状況の家庭も出てくる可能性はあると思います。一家に1台ずつ車のない家庭もあります。子どもさん1人でなくて下に赤ちゃんがいるとか、ほかの子どもさんの送り迎えとか処々の理由はそれぞれのケース・バイ・ケースで違うと思いますが、そういう個々のケースに行政が一つ一つできないということもあろうかと思いますが、やはりもしご相談に来られたりしたときには、やはりその児童を安全に親が送迎できる状況があるのか。そして、そうではなかったらどういうふうに対処するのかということをやはり担当課としてはそういうことも含めて話して、そして、

どうしても市バスが運行してればバスを延伸できるような、バスが運行できるような道がついてれば、もう少し延伸するとかいうようなことも含めて市バスの担当課とも協議、連携をしていくことが必要なことではないかと思いますが、再度伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほど申し上げましたように、まず統合に伴って市営バスを通学手段として使うという前提でありましたので、現在につきましては繁藤、佐岡、そういった部分で担当課と協議をしたと。個々のケースにおきまして、今まで経過的にそういった担当課と協議した経過はございません。ただ、やっぱり全てが市教委、それから行政が手を足すということは、全体としてのお応えはできません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、次に②に移ります。

小学校、中学校の義務教育を保障する手段としてのその子どもの通学環境についてどのように考えているのか、見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） これも先ほど来の答弁と重複する部分がございます。香美市におきましては大部分が山間地域でございます。集落の点在している状況において全地域の通学環境を整備するには、財政面その他の理由でいろんな問題があります。できる範囲で市営バスを主要路線に整備し、一定の通学環境の整備されているのが現在でございます。自宅から学校もしくはバス停までの通学について、これまで親御さんや地域の方の協力によって現在行われているというふうなのが現実でございます。できるだけ市営バス路線等を現状の部分では整備はしていこうというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 市営バスもあり、親の協力も得て市営バスを利用して子どもの足も確保しているということで安全面にも考慮するということの意向は理解できました。

児童数が減少した学校、佐岡小もそうですし繁藤小もそうですけども、物部も香北も統合されてきて今は1校ずつになってるわけですね。土佐山田町は5校になってます、今年度から。統合された学校の在校児童は市バスで送迎をされていると。でも、それには親の協力ももちろんあってるわけですけど。そしたら、例えばIターン等で香美市に移住して来られた世帯の子どもその交通手段、それがたまたまIターンで移住された子どもさんがもちろんどっかの校区にはなるんですけども、その方は大体1世帯1世帯でばらばらにIターンで来られますわね。そうしたらお互いがつながりがあるというわけではないので、香美市内で点在した状態になってくるわけですね。そうしたときにも、やはりその対象児童が1人でもその子どもの通学手段を市として確保していくと

いう意向はおありだと思いますがその辺を伺います。3番目の答えになりますかね。

○議長（西村芳成君） ①に戻ってもうたろう。

○5番（濱田百合子君） じゃあ、③のほうに行ってからそのお答えをいただいても構いません。じゃあ、③のほうに行きます。Iターンのことも含めてちょっと私は言いたかったので済みません。質問を元に戻しまして次の③の質問に移ります。

定住人口増のために空き家バンク登録も始めています。ホームページにも掲載をされ、香美市に移住を考えている子育て世代のために、また既に中山間地に住み田畑を借りて耕作し自活しようとしている子育て世代のためにも通学手段の確保が必要ではないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、空き家バンクやホームページ等にありますIターン、Uターン、Jターンといういろいろありますけど、その部分におきまして、まず香美市に移り住みたいと思う情報の中に、まず学校がどこにあるとか保育がどこにあるとか、子育て条件がどういう整備をされておるとかいうのはまず調べるんじゃないんだろうかと思います。今ご質問のように、例えばバス停からかなり離れた地区へ来るということはそれはあくまで承知の上で来ておるというふうに考えます。ですから、その部分につきましては保護者責任でやっていただきたいと。我々その部分につきましてもタクシーとかそういった送迎をすることにつきましては、先ほどの財政的な運営におきましてできないというふうに考えてます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 引っ越してくる場合にはいろいろ調べてくるのが当たり前で、保育園、学校との距離とかも調べた上で移住してくるということが普通ではないかと、それはそうだと思います。今空き家バンク登録で実際それを見ての移住は、今年度からになると思いますけれども今現在私が相談を受けてるケースもそうですけれども、今現在本市に移住してきているIターン、Jターンで来られた方は、東日本大震災の震災を受けて原発事故の影響から避難をしたいと思った方々が何世帯もおるわけです。そういう方々は知人の紹介でとりあえず被災地から逃げてきたという方たちでございます。とりあえず逃げてきたものですから財力もない。若い人たちですから仕事もやめて来ているわけですし、仕事があっても何とかサラリーマンではなくて自営で生活しようと思っ

て来ている方たちが多いのですが、そういう人たちが親元を離れて懸命にこの地で子育てをしているわけです。やっぱりその方たちを側面から支援するような形、それがイコール通学路の交通の手段というわけではないかもしれませんが、やはりその子どもさんたちが学校に行くというときに、やっぱり市バスまでなかなか遠いとか車も1台しかないとかいうような条件もあるので、そういうことに支援をするということ、市バスの担当課と話をするというようなことで教育委員会として支援していく方向というの

はやはり考えることはできませんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 市バスの担当課と教育委員会の話となりますと、例えば市営バスがその延長ができないよとなった場合は、それはそれでいいのでありましょうか。それとも、それ以上にできなければ、それに通学タクシーを出せとかいう話になるのであれば我々としてはできないと言います。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） I ターン、J ターンの方も含めて香美市で子育てをする若い世代の子どもたちが安全に学校に行ける、通学していけるということを考えていただきたいと思います。今後検討できる内容がございましたらその都度ケース・バイ・ケースで検討をしていただきたいと思います。次の質問に移ります。

3 番目です。若者定住支援について質問をいたします。

総務省が発表した 2013 年の 3 月時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査を見ると、日本の人口は前年同期より約 26 万人少なくなっています。減少数が過去最大で、主な原因は出生数が死亡率を下回る自然減が 6 年連続で拡大したことによります。本市の人口は 2 万 8,000 人を下回っている状態で推移しており、自然減も進行しています。今年の 3 月議会において私は移住促進のための住宅対策について質問をしました。吉野にはお試し住宅が 3 戸あり利用されている状況とお聞きしました。また、空き家についても居住可能な物件は所有者と連絡をとり、提供可能な物件については県のホームページとのリンクにより情報を発信していくということでした。昨年 11 月、執行部にも定住促進対策検討委員会が発足し、議会でも今年度より定住人口増加促進特別委員会が立ち上がりました。人口増のためにはさまざまな側面から対策を考えなければならないと思います。私は当該委員会には所属はしていませんが、本市に新年度からまちづくり推進課に定住班が設置される予定であると説明を受け、考えていただきたいと思います。再度質問に取り上げました。

①、前回若者マイホーム取得奨励金や新婚さん住まい応援事業について提案させていただきました。そのときは執行部や議会での定住対策に関する共同作業で、具体的な施策として実現することを期待するというご答弁をいただきました。本市に住んでいる若者が本市で結婚後も住めるように、若者の定住対策として家賃補助や住宅取得に向けて何らかの支援はできないものかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。濱田百合子議員の質問にお答えします。

まず、香美市の現状を見てみますと、今後 65 歳以上の高齢者人口は増加する一方で、14 歳以下の年少人口、15 歳から 64 歳までの生産人口は減少していきます。特に香美市を支える年代である生産人口は今後急速に減少していきます。人口の減少率を少し

でも緩和させる施策としては、香美市在住者の転出者を減らすこと、出生率を上げること、市外からの転入者をふやすこと等が考えられます。現在、定住促進対策検討特別委員会において、こうした定住促進施策案の取りまとめ作業を実施中でございます。

現時点での香美市の住宅関係の支援としては、住宅リフォーム補助金、耐震改修関係の補助金、空き家バンク・空き家改修助成、県産木材を利用した場合の補助金等がございます。香美市は津波の心配もない土地であり、消費税増税前ということもあり、現在香美市内では宅地分譲の開発やアパートの建築がふえており、家の建築数もふえている状況になっております。開発や建築が可能な土地について民間業者が活発に動いておりますので、このような時期に住宅取得を後押しするような支援策を打ち出すことでさらに加速化させる効果があると考えております。なお、具体案についてはさきに述べましたように定住特別委員会において検討中でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 今その検討委員会のほうで協議しているということですが、その定住促進に係る施策の一覧の中の住宅対策の項目の中に住宅取得制度、そして住宅新築に対する補助金、住宅取得助成金、新築住宅祝い金制度などが提案をされています。この提案された項目についてぜひ前向きな検討を今後委員会のほうでやっていていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

提案していただいております施策については現在効果や重要度、緊急度、実現性等などについての指標に基づいてさびわけ作業をするようになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 次の②に移ります。

旧物部村で制度化されていた結婚助成金制度は、若者定住化推進条例の中に掲載されていきました。1 組につき 1 5 万円を助成するもので、村内に 5 年以上居住を確約できる満 1 6 歳以上 4 5 歳未満の者とあります。今と合併前とでは社会環境も違ってきますし条件や助成金額は違ってくると思いますけれど、このような制度の復活について前向きな検討にはならないでしょうか。

私、県下の若者定住支援策で特に子育て支援の部分だけをピックアップしまして表にしてみました（スクリーンを示しながら説明）。県下では子どもさんが非常に少ない地域がやっぱり逼迫している状況を受けて、町村に出産の祝い金とかいう形が結婚祝い金とかが多いです。市のほうでは須崎市が第 3 子にということでありましたけど、市のほうはまだそういう制度はないように見ました。スクリーンに映してますのでまたごらんください。このような結婚助成金制度のような復活も前向きな検討にならないかお尋ね

いたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 結婚助成金制度の復活をというご質問でございますが、結婚助成金制度は他市町村においても実施されておりますが、この制度は複数年住むことが条件となり、やむなく転出する場合や離婚された場合等に助成金の返納をしてもらう必要が生じ、その確認や手続に伴う事務量が大きいという側面がございます。こうした制度についても現在定住対策検討特別委員会の中で検討しております。今後実施可能な事業の制度化について検討をしていくことになると考えております。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 委員会のほうで検討をしていくということで、定住促進にかかわる施策の一覧を見ますと結婚助成金というのはありませんでしたけれども、出産祝い金のほうが提案の項目の中に出ておりました。やはりこちらのほうが検討課題にはなっているかと思しますので、そちらのほうの検討をしていってもらいたいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 先ほどもお答えしましたけれども、重要度や効果、緊急性等の指標に基づいて現在施策について検討しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） はい。③に移ります。

チャイルドシートは乳幼児を持つ子育て世代には必需品です。移動手段である車にはチャイルドシートの常備が欠かせません。子どもの命を守ることにつながります。しかし、購入には多額の費用がかかります。車2台あれば2つ必要になったり、乳幼児の成長とともに買い換えたりするなどということが生じてきます。費用もかさんできます。チャイルドシート購入補助制度も若者の子育て支援策の1つとしてぜひ検討課題に加えてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

スクリーンのほうでもごらんになったら、県下でもチャイルドシートの補助制度をしているところ、そして役場のほうがリサイクルをするということで貸し出しをしているところもございます。その辺のことも含めまして、こういう制度のことも1つその施策の検討の1つに加えていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

子育て世代においては必須のものであり、購入するとなればかなりの費用が必要となります。チャイルドシートを使用するのは一定の年齢までであることを考えると、購入費を補助するだけでなく必要な時間だけレンタルをする制度や、不要になったチャイルドシートの寄附を受けて必要な方に提供する、仲介をする制度等も考えられます。交通

安全協会各支部では、会員の方に対しチャイルドシートやジュニアシートの短期無料貸し出しを行っており、新しい制度の創設の検討だけでなく既存の利用できる制度を周知することも大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。次に、消火設備について質問をいたします。

近年、医療施設や高齢者施設における火災事故が発生しています。今年2月の長崎市の認知症高齢者グループホームの火災では、死者4名、負傷者8名という惨事でした。また、10月11日には福岡市の整形外科の火災では、死者10名、負傷者5名という惨事となりました。注目すべきは亡くなった10名全て70歳代と80歳代の高齢者であったということです。

高齢化を背景に、老人ホームやグループホームなど介護を必要とする高齢者はさまざまな施設の中で生活をしています。安心して生活をするためにも日ごろからの十分な防火設備や防火体制が準備されることが必要不可欠です。事業者は法に従った消防設備や体制を構築する義務があります。施設における火災被害を繰り返さないためにも、日常の防火管理体制や近隣コミュニティの応援態勢など、ソフト面の充実と建築構造や火災感知、通報、消火設備などのハード面での整備はいずれも欠かすことのできない対策だと思います。本市の住民からも高齢者施設の火災等の消火は大丈夫だろうかという声を聞きます。

また、市営住宅についてですが、平成18年の秋に蕪生野の市営住宅香北裕・YOU第2での火災が発生をしております。そのときには住民の協力で事なきを得ましたが、近くに消火栓も防火水槽もないことにより迅速な消火ができなかった経緯がありました。団地には幼児や高齢者も住んでいます。団地の住民の署名を添えて消火栓や防火水槽設置についての要望書が提出をされ、既に4年以上経過をしております。

このことを踏まえ質問をいたします。①、高齢者施設や医療施設等も含め公共施設の消火設備の点検について、指導や点検はどのようにされていますかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 濱田議員の消火設備についての1点目、公共施設の消火設備の点検について、指導や点検はどのようにしているのかとの質問にお答えをいたします。

公共施設等の消防用設備等は、火災発生時に確実にその機能が発揮できるよう適切に維持管理をする必要があります。消防法では、管理権限者や防火管理者に対し、消防用設備等の維持管理並びに有資格者等による定期的な点検及び消防機関への報告を義務づけています。

消防機関による指導等につきましては、定期または臨時に公共施設等の立入検査を行

い、消防法令違反等があればその場で対応可能な事項については直ちに改善をしてもらい、改修等が必要な場合については、違反事項を記載した立入検査結果通知書を交付するとともに改善計画報告書の提出を求めています。改善報告書の提出がない場合や重大な消防法令違反がある場合は、後日改めて立入検査を実施し改善を促しています。

昨年度は主にホテル、旅館等の宿泊施設、高齢者施設、障害者支援施設を、本年度は主に病院、診療所、保育園、量販店等に対し立入検査を実施しています。今後もホテル、旅館等の宿泊施設、病院、診療所、高齢者施設等火災発生時の人命危険の高い防火対象物を重点に査察を実施していく予定です。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。濱田百合子議員の公共施設の消火設備の点検についてのご質問にお答えします。

香美市には公共施設に消防設備が設置されている施設が、庁舎関係が16施設、市営住宅が12施設、集会所が7施設、福祉関係施設が5施設、農林業施設が6施設、観光施設が5施設、教育施設が11施設、学校施設が12施設、保育園等施設が9施設、体育施設が7施設、合計90の消防設備施設があります。消防設備は外観及び機能点検、総合点検を前期・後期年2回行っています。点検により改修、改善を必要とする場合があった場合は年度内に改修、改善を行っています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今年医療施設とか保育所を点検に行ったということですが、去年と今年点検に行って改善が必要だというふうに指導をされたりしたところはあるのでしょうか。そして、今年のそういうところはどうだったでしょう。今年の状況と去年の状況をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

昨年、今年と査察の結果でございますけれども、消防用設備等の未設置や全く機能していないといった重大な違反はありませんでした。消火器等の標識や自動火災報知設備の警戒区域一覧表の未設置、消防用設備等の操作に支障のある物品を存置している等その場で改善可能な違反事例や容易に改修可能な違反事例がほとんどとなりました。また、防災製品を使用しなければならない防火対象物であっても、職員さんが個人的に敷物やカーテンなどを設置しているような事例が多く見られまして、その場で撤去もしくは後日撤去といったことで指導をしており、そのほとんどは改善をされているような状況にあります。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 公共施設における年2回の消防設備の点検を行っているということですが、去年、今年状況はいかがだったでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

ほとんどが消火器の更新、それとか自動火災報知機の球切れ、そういうところがほとんどでございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の②です。

消火栓や防火水槽の設置基準はどのようになっていますか。また、本市の設置の現状を伺います。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消火栓や防火水槽の設置の基準は、また本市の現状はどのようなご質問にお答えをいたします。

防火水槽や消火栓等の消防水利の整備に関しては、総務省消防庁の定める消防水利の基準により貯水量や給水能力、配置の基準等が定められています。例を挙げますと、防火水槽であれば貯水量は常時40立方メートル以上、消火栓の場合は直径150ミリメートル以上、一定の条件を満たす場合は75ミリメートル以上の管に設置することなど消防水利の給水能力等について定められています。

また、配置についても事業所や住宅等の防火対象物から一の消防水利までの距離が定められています。この距離は市街地等の地域区分、さらに市街地であれば用途地域や年間平均風速によってそれぞれ定められています。本市の場合、年間平均風速が4メートル毎秒未満ですので、市街地の工業地域や商業地域では100メートル以下、市街地のその他の地域では120メートル以下、市街地または準市街地以外の地域では140メートル以下となっています。また、配置に当たっては消火栓のみに偏ることのないように考慮しなければならないなど、消防に必要な水利についての基準が定められています。

本市における消防水利の整備方針は、消防水利の基準を基本としつつ地域からの要望及び消防本部の整備計画に基づき、周辺の水利状況、火災発生時の延焼拡大危険等を基準として優先順位を決定して整備を進めています。しかしながら、防火水槽の場合は設置場所の確保、消火栓の場合は一定以上の給水能力、水道管の大きさが必要であることなどもあり、全て消防水利の基準や方針どおり整備できるとは限りませんので、消防水利を設置する必要性が高くかつ設置場所の確保及び消防水利として必要な要件を満たす場所から、順次整備しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 基準を満たすような形で本市での状況を踏まえた上で緊急性のところからということだと思いますけれども。今本市での実際消火栓や防火水槽を

設置している、何カ所かたくさん設置していると思うんですけれども、その設置状況の今のこの現状を見て、火災時の対応は今の段階で十分であると思いますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） はい。消防水利の充足率はまだ完全に満たしておる状況にありませんので、まだまだ十分とは言えない状況にあります。また、消火栓の配管網とか防火水槽も設置場所によってなかなかバランスよく設置できていないところもありますので、現在順次整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） はい。その消火栓とか防火水槽のある場所、その設置している場所をその地図におこして、そういう消火栓、防火水槽の地図を各自治体、全戸といますか地域に配布なんかはされているのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えします。

各戸に配布といったようなことはしておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） そうしましたら、住民の方でも不安な方もいらっしゃると思いますが消火栓や防火水槽がこの地域のどこにあるかというような、香北町ならここにある物部はこことか、土佐山田はこことかいうふうに地図おこしをしてそれを重立った公共施設とかに提示するとか、可能であれば各戸に配布するような形は今後考えられますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えします。

現在のところそのようなことは考えてはおりませんが、例えばその自治会とかから要望があれば、地図を配付することは可能でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 次に移ります。③です。

市営住宅と集合住宅に対しまして、消火設備に対する規則はどのようになっていますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

市営住宅等集合住宅に対しての消火設備に対する規則ということで、まず消防法の規則のほうを説明させていただきます。

基本的には専用住宅以外の建物で面積等が一定規模以上、用途によりましては面積に

かかわらずになりますけれども、一定規模以上になりますと消防法によって消防用設備等の設置が義務づけられています。設置基準は面積、構造、内装、収容人員等によって設置しなければならない消防用設備等が定められています。

耐火構造で内装を不燃材料等で仕上げた共同住宅の場合であれば、延べ面積 150 平方メートル以上で消火器の設置、延べ面積 500 平方メートル以上で自動火災報知設備、延べ面積 2,100 平方メートル以上で屋内消火栓設備の設置が必要となります。ただし、総務省消防庁の定める技術上の基準を満たす耐火構造の共同住宅の場合は、延焼防止性能が高く避難経路が確保されているなどの理由により、特例として消防用設備等の設置を緩和することができます。例えば香北裕・YOU 第 2 の場合、延べ面積が約 988 平方メートルで消火器と自動火災報知設備を設置する必要がありますが、耐火構造で消防庁の定める技術上の基準を満たしているため自動火災報知設備が緩和され、消火器と非常警報設備を設置しています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 市営住宅に対しての消火設備に対する規則はというご質問でございますが、消火設備に対する規則は現在のところ整備されていません。しかしながら、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限に食いとめるために避難路、消火設備の位置を示した図面等を整備し、入居者の皆様に対し説明を行い、入居者の皆様がいざというときに適切な行動がとれるように努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 市営住宅に入居のときに、火災発生時とか消火に関するようなことの説明はされているのでしょうか。何かそういうしおりとかパンフレットのようなものも一緒にお渡ししているのでしょうか伺います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 現在のところは行っていません。今後は先ほど説明しましたように避難路、消火設備の位置を示した図面等で入居者の皆様に説明したいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5 番、濱田百合子君。

○5 番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。④です。

菰生野の香北裕・YOU への消火設備についての今後の計画はありますでしょうか。この香北裕・YOU は耐火性の建築物ですので大きな火災にはならないということを前の質問でも伺ったことはあるんですけども、やはり 200 メートル以上離れているところに消火栓とかがあるんですけども、今後この香北裕・YOU は少し民家からも離れて農道のところにありますので、住民の人もやっぱりよけ不安が強いかなと思うんです。

ここへの消火設備についてのひょっと今後の計画が出ていましたらお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 香北裕・Y O Uへの消火設備の設置についてというご質問にお答えをいたします。

まず、ご要望をお受けして4年がたっておるということで、住民の皆様には大変申しわけなく思っております。香北裕・Y O Uの消防水利の整備につきましては、これまでも同様の質問をお受けをし、平成22年10月議会において「消火栓もしくは耐震性貯水槽を設置すべき候補地になっているが、まだまだ水利の確保が困難なところもたくさんあり、緊急性の高いところから順次整備を進めている。必要性は十分承知している。」とお答えをしたとおり、現在でもこのことに変わりはありません。現在、香北裕・Y O Uも含め整備方針に基づいて次年度以降の候補地を検討中であり、現段階で実施年度については明言はできませんが、できるだけ早期に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続けます。

次に、21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 21番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、市内の児童生徒に対する自転車の安全運転講習についてお尋ねいたします。9月議会では同僚議員より小学5年生の男子児童による自転車衝突事故の判決を受けての質問がございました。今回私のほうからは、去る12月1日から改正道路交通法が施行されたことに伴い質問をさせていただきます。答弁に9月議会と重複する部分があるかもしれませんがよろしくお願いします。

平成24年、自転車運転中の交通事故件数は13万2,048件で交通事故件数の占める割合は19.9%、ほぼ2割と高い割合で推移しています。また、自転車運転中による死傷者数は13万1,622人と交通事故全体の死傷者数に占める割合は15.9%と高い数値を示しております。そのうち4割を若者と子どもで占めています。このたびの改正道路交通法では自転車が進行方向道路の右側にある路側帯を走行することが禁止となりました。違反した場合には3カ月以下の懲役か5万円以下の罰金が科せられることとなっています。また、ブレーキのない自転車を警察官が見つけた場合には停止をさ

せ改善や運転中止を命ずることができ、従わない場合は5万円以下の罰金が科せられます。香美市にあって国道や県道、市道において無理な横断や無灯火など、児童生徒の無謀な自転車運転を幾度か見てきました。子どもたちの安全で安心が確保され、元気で成長されることを願いお尋ねいたします。

1点目に、市内小中学校ではそれぞれ何年生のときに自転車安全運転講習が実施されるのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員のご質問にお答えします。

このご質問につきましては9月の議会でもお答えいたしましたのでそこと重複すると思いますが、今回道交法改正に沿うものということで質問ということでございますが、基本的に市内小中学校で行う自転車教室、交通安全教室につきましては、それぞれのその時点時点の法に基づいた講習を行っております。

まず、全ての小学校におきましての交通安全教室は1学期、4月から5月の間で全部実施をしております。そして、自転車安全講習におきましては、3年生から6年生を対象に実技講習をしております。中学校におきましては、大柁中学校は自転車通学者が少ないため全体ではなくって該当者に個別指導しておると。鏡野中学校、香北中学校ともに1学期に自転車の実技指導を含む交通安全教室を実施しております。なお、大柁中学校につきましては、平成26年度になりまして全体での交通安全教室を計画しておるといふふうになってます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 香北中学校と鏡野中学校では1学期ということですが、これは1年生のみですか。それとも全校でやっているのでしょうかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。中学校におきましては全体指導です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 2点目の質問に移ります。

それぞれ中学校では先ほど3年間1学期に講習を受けるということですが、小学生の場合6年間で、先ほどの答弁では3年生から6年生を対象にということでしたけど、それぞれ3年生以降ですので6回ということはないと思いますけど、6年間で何度の講習を受けるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 最低年に1回ありますので、4年で4回というようになります。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○ 2 1 番（比与森光俊君） それでは、3 点目の質問に移ります。

3 点目に、安全運転講習の際、ブレーキや電灯等のチェックは実施されているのかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。小学校におきましては、自転車教室に合わせて香美市の自転車組合の方に来ていただき、点検、修理、整備が必要な箇所を書き出していただいております。それにつきましては保護者への整備を促すことが学校のほうからできておる。中学校におきましては、生徒会活動の生活委員会等で自転車を定期的に点検しており、整備不良の場合は指導を行い家庭へ働きかけをしております。

○議長（西村芳成君） 2 1 番、比与森光俊君。

○ 2 1 番（比与森光俊君） 4 点目の質問に移ります。

4 点目に、講習はどのような内容なのでしょう。県道や国道の歩行者優先であります歩道の自転車走行の注意点は教えられているのか、講習の内容をお聞きします。自転車の加害事故ですけど平成 2 3 年度では 2 万 2, 2 2 7 件、そのほとんどが自転車側の安全不確認とか一時不停止とか信号無視が占めているようでございます。事例として、歩道での自転車事故では、これは女子大生ですが高速といいますかすぐにとまれないような状態で高齢の方にひっかけて意識不明の重症とそういう事例も起きていますが、講習の内容をまずお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 交通安全教室の内容ということでございますが、1 学期に行われる教室では、全員でまず自転車走行を含めた交通安全の DVD の学習、それから、その後グラウンドで信号機を設置した模擬交差点での歩行実技、それから自転車の実技の講習を行っています。その中で交通安全のルール、マナーなどを学習を行っております。その中で協力者としましては、香美市まちづくり推進課あるいは香美署、交通安全母の会、交通安全指導員等でございます。

○議長（西村芳成君） 2 1 番、比与森光俊君。

○ 2 1 番（比与森光俊君） 5 点目の質問に移ります。

5 点目に、今回の改正道路交通法の施行により路側帯走行の講習が急務ではないかと思いますが、先ほども言いましたように歩道ではすぐにとまれるぐらいのスピードでないと自転車は走行してはいけないとか、また、初めに言いました路側帯の走行は、例えばあけぼの街道を利用するであろう鏡野中学生が通学する場合には歩道に行くのか、それとも路側帯を飛ばすのか、その辺をしっかりと指導する必要があると思いますが。改正法に伴っての今後の対応をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。改正法というよりも基本的に道交法における自転車が軽車両であるということの意識づけ、それがまず大事であろうかと

思います。ただ、今回の法改正でただ区分をされたことですので、もともと道交法の適用車両であるということの意識づけで今まで学校での講習を行ってます。今回の改正におきましてはなおかつ全体集会、学年、学級でも内容を十二分に説明して指導していきたいというふうに考えております。また、登下校のみでなく外出時や自転車を利用する際には交通ルール、交通安全を十分気をつけるような指導についても行っていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） ちょっと確認で、今の答弁でその路側帯の走行について非常に自分も大事なことやないかと。例えば山田の駅前も信号まで路側帯があります。駅に向かう場合には左側を通らないかんということはその西側ですか、それで駅から向かう場合には東側を通らないかんという規則だと捉えてますが、その辺も含めてのその路側帯の走行講習が急務だと思いますけど、その辺の見解をお聞きます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほど4問目の質問でお答えしましたように協力者の中に香美署、交通安全指導員等がおりますので、その中でそういった部分の今回の改正についての部分につきましても講習されておるというふうに認識しております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 6点目の質問に移ります。自転車の安全運転講習について最後の質問です。

これまでに述べてきましたことへの対応は、最終的には家庭の教育であり保護者の姿勢が大変重要だと思っております。自転車衝突事故やヘルメットの着用にしても、判例として保護者の監督義務が求められています。今回の道路交通法の改正を全ての保護者が熟知しているとは思えません。場合によっては児童生徒の安全確保の立場から保護者への周知も必要ではないかと思いますが、保護者への周知についての見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。この交通安全に限らず保護者へは学級だより、PTA新聞等で啓発を行っていききたいと思います。

鏡野中のほうでは現在夢いっぱいプロジェクトということでいろいろとやってまして、その中でA3ですかその部分お便りを出しておりますが、その中で保護者のほうからヘルメットの着用がすごくよくなったというふうなこともいただいております。学校その他いろんな部分で努力の成果が出てきておるんじゃないかというように考えます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 2項目めの質問に移ります。市内の観光地への遠足や体験学習などの利活用について質問します。

香美市内の小中学校では、龍河洞など市内の観光地や公園を遠足や社会見学でどの程度学習されているのか、また利用されているのかお尋ねいたします。日本３大鍾乳洞の１つ龍河洞、日本の桜百選にも指定されている鏡野公園、香北町猪野々の吉井勇記念館や溪鬼荘、紅葉のすばらしい別府峡や香北町の轟の滝など香美市内にはすばらしい観光地があります。秦山公園も幼児から小学生には大人気の施設です。

先日議会報告会の関係で久次公園に登りましたが、非常にすばらしい景色の場所でした。その際、地元の方が香長小学校の生徒さんが公園に来るので草刈りなど手入れをしないといけないとうれしそうに話されていたことが非常に印象に残っております。

合併以前の土佐山田町時代、当時の教育次長は、町内の児童生徒が学校を卒業するまでに一度は龍河洞体験学習をすることを目標としたいと述べられました。平成１９年６月議会での私の一般質問に対し、今後もずっと続けていく予定ですよとの答弁もいただいたところでございます。以上のことからお尋ねいたします。

１点目に、昨年平成２４年度と平成２５年度、香美市内の小中学校で、社会学習や遠足で市内観光地や公園を利用した学校数とその学年をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ご質問にお答えをいたします。

たくさんございますので少し代表的なものを中心にお話をします。まず、龍河洞ですけれども、舟入小、山田小の４年生、片地小３年生、香長小１、２、４年生、大栃中２年生です。鏡野公園は、舟入小１年生、山田小４年生、楠目小、片地小の全学年、大栃小５年生。それから、秦山公園、土佐山田スタジアムなどは、舟入小、山田小、それから香長小の全学年、片地小５年生。それから、美術館が舟入小、楠目小、片地小、香長小の全学年、鏡野中の美術部です。それから、アンパンマンミュージアムにつきましては、大宮小は全学年で行っていますが、あと全部の学校の特別支援学級の子どもたちが行っています。それから、ほっと平山が舟入小の１年生、５年生、香長小の１年生、２年生、大栃中の１年生。塩の道が大栃小の６年生、大栃中の全学年。それから、別府峡が舟入小の４年生、大栃小の１、２年生、大栃中の全学年。それから、久次公園につきましては香長小の全学年です。あと吉井勇記念館と轟の滝につきましては、今のところ行っておりません。このほかに香美市の学校は山の学習に取り組んでおりまして、みやびの丘や白髪山で鏡野中３年生、大栃中の全学年、大栃小の３年生から５年生、片地小の６年生が森林学習を行っています。このほか日ノ御子、森林総合センターなど、各校が地元の観光地、公園、社会教育施設を利用した学習を行おうと特にここ２年ぐらひは大変努めていますので、ちょっと散らばりはありますけれどもいろんなところで活動をしています。

○議長（西村芳成君） ２１番、比与森光俊君。

○２１番（比与森光俊君） いろんな市内の施設をそれぞれ利用されているというこ

とでお聞きしました。ただ、確認ですけど、龍河洞を利用されたのが舟入小の４年生と大栃中の２年生と片地小の３年生の３校３学年ですかね。確認させてください。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。龍河洞につきましては、舟入小の４年生、山田小の４年生、それから片地小３年生、香長小の１年生と２年生と４年生、大栃中の２年生になります。

○議長（西村芳成君） ２１番、比与森光俊君。

○２１番（比与森光俊君） はい。次の質問に移ります。

２点目に、私自身小学校の教科書の内容について熟知しているわけではないですのお聞きしますが、龍河洞の自然の体験学習、また吉井勇と溪鬼荘のその文豪のその歴史を学習する場合に適した学年というのは、それぞれ何年生ぐらいが適した学年となるのでしょうかお聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

まず、龍河洞ですけれども、龍河洞は日本３大鍾乳洞の１つということもありまして、この国の天然記念物、国の史跡に指定をされた香美市の宝だと思っています。そこで、学校教育では多様な分野ですぐれた教材となると考えています。例を挙げますと、小学校３年生社会科の市内のいろいろなところを知ろうという学習、それから小学校６年生の理科、土地のつくりの学習、中学校理科第２分野、地質についての学習、それから小学校６年生、中学校２年生の歴史学習のよい教材になると思います。

また、この龍河洞を探検する体験は児童生徒の自然への興味、関心を高めると考えられますし、児童生徒の経験を広げ子どもたちに自然の不思議さ、崇高さを感じさせることができると思います。また、龍河洞の保存に努め地域の活性化に取り組む人々の営みから、これは小学校１年生から中学校３年生まで、自分の身近な大人の生き方からみずからの生き方を考える香美市のキャリア教育のよい教材になると考えています。そういう意味から、龍河洞につきましては小学校１年生から中学校３年生まで子どもの発達段階に応じてさまざまな学習での指導が可能と考えます。龍河洞は子どもたちにとってよい教材であり香美市の宝ですので、ぜひ龍河洞へは行くようなことにしていきたいと思います。

次に、溪鬼荘及び吉井勇記念館についてですけれども、学習面で言えば小学校６年生の国語、短歌と俳句の学習、中学校２年生国語の短歌の学習ではとても効果があります。各校ではこれ以外の学年も短歌や川柳づくりに挑戦したり、吉井勇記念館が公募している短歌コンクールに応募したりしているところです。本年度は鏡野中学校のほうでキャリア教育の１つとして館長さんより講話をいただくように計画をしています。この吉井勇記念館の学習については、先ほど述べたとおりですけれども猪野々のこの地域の自然とか地域の方々との交流とかを考えれば、どの学年でも学習は深まると考えますので、

子どもたちをぜひとも吉井勇記念館のほうには行けるようにしていきたいと思っています。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 3点目の質問に移ります。

先ほどの答弁も含めて市内観光地や公園を体験学習また遠足で利用することに対する見解をお聞きするわけですが、先ほどの2つ目の答弁の中にも吉井勇記念館と溪鬼荘については非常に教材としても子どもたちに、短歌の応募はしているということですが、初めの答弁のときにまだこちらを利用を余りされてないという答弁でございました。そのことも含めて、龍河洞については小学校1年生から中学校3年生までそれぞれ活用できるということでございます。初めに述べましたように、教育次長から6年間のうちに必ず体験学習を龍河洞については目標としていきたいというふうな答弁を以前にいただいたことがあるわけですが、確かに秦山公園なんかへ行くことは子どもたちが楽しい部分で希望は高いかもしれませんが、もう少し龍河洞また吉井勇記念館を全ての学校でせめて一度は足を運ぶような取り組みもしていただきたいわけですが、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

香美市には貴重な教育資源がたくさんあります。香美市の子どもには自分のふるさとである香美市の自然、人々、文化、伝統産業等を知り、それらとのかかわりを通してふるさと香美市を愛する気持ちを培ってほしいと思っています。

学習の目標に合わせてそれぞれの場所を活用した学習を積極的に進めていく予定をしております。特に来年度からは小学校3、4年生で社会科の副読本を使った授業を大きく展開していきますので、子どもたちがいろいろな場所に出かけるということは大変多くなると思います。その中で龍河洞につきましては、龍河洞保存会のほうからも積極的に協力も言ってくださっていますので、先ほどお話ししたように少し学年が散らばって行っているところがありますけれども、できればこの学年はということで1回はみんな行くよという時がつかれないだろうかと、今学校とその行く学年を相談をしているところ です。

吉井勇記念館につきましては、小学校高学年からは学習としてこれは入れていったらいいと思っています。ほかの学年、小さい子どもたちが行く場合は、少し吉井勇記念館とその周りの自然環境とか人との交流とかを、もうちょっとう突っ込んだ形で私たちのほうが少し考えないと、学校がそのまま活用していくのには遠足で少し遊びに行く程度になってしまう可能性がありますので、ちょっとそこは私たちのほうでも考えていきたいと思っています。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） これから今まで以上に取り組んでいただけることを期待

して次の項目に移ります。

災害時要援護者の避難対策について質問いたします。9月議会での一般質問では、改正災害対策基本法の成立を受け災害時要援護者の避難対策についてお尋ねしましたが、今回は災害の恐怖から障害者をどのように守るのかについて、去る10月29日、国連国際防災戦略事務局駐日事務所や日本障害者フォーラムなどが主催して、岩手県陸前高田市において「障害者と防災シンポジウム～誰もが住みやすいまちづくりに向けて～」とのテーマでシンポジウムが開催されました。このシンポジウムを受け少しお尋ねいたします。

東日本大震災では、障害者の死亡率は健常者の2倍にも上ったことがわかっております。命は取りとめたものの、その後の避難生活では大きな忍耐を強いられた障害者も数多くいたようです。パネリストを務めました岩手県聴覚障害者協会の田中さんは、避難所では手話をできる人がいなかったため停電で筆談も満足にできなかったことを説明し、災害時全ての障害者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所を用意してほしいなどを訴え、震災発生時の過酷な状況を手話で報告されたようです。シンポジウムでは3項目にわたり提言がされています。その中で少し気になる部分がありましたのでお尋ねいたします。

その提言の一部ですが、「東日本大震災の直後には、個人情報保護に関する法制上の壁などもあって、障害者の居場所の確認すら難しかった事実を忘れてはなりません。また、命はと取り留めたものの、その後の避難生活で大きな忍耐を強いられ、人としての尊厳を傷つけられたことも少なくありませんでした。これらを踏まえて、次のことを提言します。」というふうにあります。そして、「防災に関わるあらゆる政策、計画、取り組みに、障害者を明確に位置付けることが必要です。」また、「防災の計画や取り組みに、障害者とその関係者が参加することが不可欠です。」というような内容で提言がされています。

せんだって香美市の人権フォーラムが公民館でありました。そのときにも講師の方からそれぞれのその当事者のかかわり方のお話を聞いたわけですが、それぞれの政策の中でどの程度、香美市では当事者の方の意見が入ってるのかという部分でお聞きします。

1点目に、シンポジウムの提言の2項目めでは、防災に関する政策、計画づくりや日ごろの訓練も含む取り組みに障害者とその関係者が参加することが不可欠ですとあります。日ごろの訓練の取り組みについては、地域の自主防災組織とのかかわりになってくる分もあるかと思います。本市では香美市地域防災計画が作成されていますが、防災に関する政策、計画づくりに障害者当事者の意見は反映されてきたのでしょうか。具体的にどのような対応をされたのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 香美市地域防災計画に基づく障害者対策はとの比与森議員のご質問にお答えします。

障害者については、香美市地域防災計画の中で災害時に自分の身体、生命を守るための対応能力が不足していることから災害時要援護者として定義しており、災害時要援護者対策の中で対応することとしております。

現在までの整備としては、災害時要援護者台帳の作成を行いました。そして、災害などのときに本人が支援を受けるため、本人の情報をあらかじめ関係機関に提供し、関係機関で保有するために申し出方式で申し出てもらうこととしております。現在まで随時受け付けをしております。

東日本大震災後の避難所での教訓から、一般の避難所でいづらいということから、知的・発達障害児者について、南国市、香南市、香美市、大豊町の広域で広域福祉避難所の設置について、現在までに香美市内４施設、南国市内２施設の合計６施設と協定を結んでおります。

そして、ご質問の計画策定について障害者当事者が入っているかというご質問もありましたが、その計画策定に関しては障害者当事者は委員には入っておりません。福祉事務所長が障害者の代弁者という形で委員として入っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ２１番、比与森光俊君。

○２１番（比与森光俊君） はい。福祉事務所長が障害者の方の代弁ということでの計画書はつくられたということですが、ちょっときつい言い方になるかも知れませんが、所長、１００％といかずともその視覚障害者、聴覚障害者を含めその方々の意見を完全に自分が把握して計画書を作成されたかというご本人の認識、ちょっときついかわかりませんが聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 策定当時は自分ではないですので前任者が策定をしたと思いますが、やはり当事者ではないですので１００％の認識ではないとは思われます。

○議長（西村芳成君） ２１番、比与森光俊君。

○２１番（比与森光俊君） そういうことで次の２点目に移ります。

２点目に、パネリストを務められた視覚障害者でもあられるその田中さんですが、訴えられたように福祉事務所の設置のための準備は必要だと思いますと述べられ、香美市地域防災計画には福祉避難所設置の必要性について明記されていますが、その計画書を立てる段階でも障害者当事者の意見は直接聞かずに避難所設置に当たり計画書は作成されているわけですが、聴覚障害者や視覚障害者など災害時要援護者それぞれに合ったマニュアルがつけられているのでしょうか。

初めにも少し述べましたように、その当事者についてのお話をこの前じんけんフェスティバルで辛さんという講師の方から、アメリカやったと思いますが視覚障害者施設の所長は視覚障害者、聴覚障害者施設は聴覚障害者が所長を務めると。ほんで、日本から

視察に来られたときには所長さんの話をお聞きしたい、それから従事している人のお話を聞きたい、そしてそこへ入っておられる障害者の話を聞きたいといって日本から視察要望が出されたというふうに、向こうの方が日本はおかしいという話があるということはこの前のじんけんフェスティバルでお聞きしました。そこまで行かなくても、計画を立てるにしても避難場所を設置するにしても障害者当事者の意見は当然聞いて、簡単なことで目の不自由な人のためには書く道具は当然必要ですし、暗かったら字も書けんとかいろいろあるわけですので、その辺の福祉避難所の設置は香美市地域防災計画の中でうたわれてますので、その要援護者に対するそれぞれ対応、マニュアルは作成されているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 災害時要援護者対応のマニュアルについては、広域で協定を結んだ広域福祉避難所についてはできております。これは知的・発達障害児者について広域での福祉避難所開設における設置・運営マニュアルです。その他の障害者を含む災害時要援護者の対応や香美市が設置する福祉避難所の設置・運営に関するマニュアルはできておりません。今後福祉避難所の設置について、まず香美市の福祉施設等と事前に協定を結ぶ必要があると考えております。事前に協定を結んだ後、福祉避難所設置・運営のマニュアル作成にも努めていかなければならないと考えております。災害時要援護者に応じたマニュアルというご質問ですけれども、そういったマニュアルというのは私が考えているのは個別計画になろうかと思いますが、これについては申し出方式で申し出てもらった方について避難行動要支援者名簿を作成するとともに、個別計画を作成する必要があると考えます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 初めの答弁に納得しよったですけど、最後申し出ということにまたひっかかりましたのでちょっとお聞きします。

申し出、災害に遭ったとき申し出てきた人も申し出てない人も視覚障害者は全て一緒であるし、聴覚障害者も全て一緒やと思います。自分の自主防災組織にも目の不自由な方、車椅子の方おられるわけで、その方々が申し出てなかったら同じ避難場所で違う対応になる。やっぱりその辺を避難所設置に当たってまだこれからできることと思うがです、対応は。だから、その避難所設置についてももう少し障害者当事者、直接付き添いの方なんかもいますよね、ケアされる方なんかも。その方なんかの意見も聞くことも大事じゃないろうかと思います。ほんで歩行の仕方一つとっても自分たちにわからない部分で、その支援されてる方は歩き方まで、目の不自由な人に対しては指導をしながら手をつないで外を歩きゆうわけですので、そういうことも含めて今後の対応の見解をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） ご質問の内容は一般的な障害者の方についての対応

ということだと思います。申し出者というのは個別、言うたら申し出てきた方についてのまず計画を立てるということです。恐らく福祉避難所を設置、運営してどうやってやっていくかっていうことについては、高齢者を含めて災害時の要援護者についての対応のマニュアルを、一般的な対応のマニュアルをつくらないかんというようには思います。そのときには高齢者、障害者を含めて、立てるときには当事者の意見を聞いていったほうがえいというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式でお尋ねをいたします。

まず初めに、我が地域の防災活動におきましては、まちづくり推進課の防災班の職員の皆さんにも常日ごろからいろいろとご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。今年も支所長の出前講座、そういう形で集会所で38名の地域の方に集まっていただきまして、学習、勉強することもできたわけですが、今後ともまた地域防災活動に対するさまざまな形でのご指導もいただきたいとそんなに思っております。その点よろしく願いをいたします。

今回は集会所の耐震化、そして光通信設備事業、この2点についてお伺いするわけですが、毎年5月、11月を基準にして議会報告会を行っておりますが、今年11月で4回の報告会となりました。報告会に参加して住民の皆様のお声を聞かせていただいた内容について今回取り上げさせていただいたわけなんです、そういうことでそれぞれの地域、この集会所の耐震化とか通信設備事業、これはもう香北とか物部の方が主になってくるわけなんです、そういうお声がありましたので質問として取り上げさせていただきました。

まず、1点目の集会所の耐震化についてなんです、これは市民の生活文化の振興と社会福祉の増進を図るために各地区に集会所を設置したそういう経緯があるわけなんです、平常時の利用者の安全確保だけでなく災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められております。公共建築物の耐震化の促進にこれは取り組むべきであり、新耐震基準導入以前の集会所の耐震診断を行い、基準に適合してないものについては耐震補強工事を実施しなければならないわけです。また、老朽化が著しいなど避難所として不適切な施設は建てかえを行い、地区内に避難所としての公共建築物がない地区につきましては集会所の新設を視野に入れたそういった検討も必要ではないか、そのように思っております。あわせて既設の集会所につきましても、災害避難所としての機能強化及び維持のための工事と災害時に避難所としての機能を十分に発揮できるような整備も必要になってまいります。災害時の安全な避難場所を提供す

ることが可能となってまいります、そのことで。門脇市政、小中学校の耐震化も100%できました。そして、我が地域におきましても、中学校もすぐ近くにあったりしてそういったこともあるわけなんです、日ごろから地域の方が使いなれた親しんでおるその集会所、そういったものを今回取り上げさせていただいたわけなんです。

まず、1点目の公民館や集会所の耐震化に対する見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。織田議員のご質問にお答えをいたします。

地域の公民館や集会所につきましては、地域の行事での使用ばかりでなく災害時には地域住民の集合場所や一時避難場所としての役割も持っております。そういう意味では、集会所等で昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の建物につきましては耐震診断の実施、そして強度が十分でない建物については耐震改修等の実施が必要であり今後の課題であると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これは模範解答といいますか、これは当然昭和56年5月以前の建物については耐震改修、診断を行っていくということが必要であると、その答弁でございました。

そしたら、2点目に移りますが本市の公民館や集会所等の耐震化が必要とされている個数、また調査そういったものは把握しているのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 現段階では耐震化が必要とされる集会所等の数の把握はできておりません。本年度市指定の避難所につきまして現況調査を実施しましたが、指定避難所に指定されていない集会所等につきましても調査が必要というふうに考えております。新年度に調査を実施すべく予算を現在要求させていただいておるような状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。今後そしたら調査し、またそれぞれの地域の集会所に対しての指導、そういったものを含めて実施していくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。担当課としましては今現在予算要求をしておる段階でございますので、予算が承認されればそういった形になろうかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 次に移ります。

③、住宅の耐震診断や改修工事は。これは個人への補助金であるわけなんです但集会所改修についての対応、そこをお伺いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。現在取り組んでおります住宅耐震化事業につきましては、住宅への補助となっておりまして集会所等は対象外となっております。しかしながら、地域住民のコミュニティの場であり、また災害時には一時避難所となる集会所の耐震化は本市の震災対策を進める上で住宅の耐震化とともに大きな課題というふうに捉えておりまして、地域活性化総合補助金のメニューの拡充や新たな助成制度の構築等を視野に入れ、地域の皆様のお力添えをいただきながら今後対策を進めていく必要性を強く感じております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9 番、織田秀幸君。

○9 番（織田秀幸君） 必要性を強くという答弁をいただきましたので、次の④に移らせていただきますが。

愛媛県の東温市は各集会所の耐震化を促す、促進するというこで、市は老朽化等に伴う改修、改築事業、そういった事業によりこの耐震化の促進するこの補助金交付を多くつけた、ネットでちょっと調べたときにそういった制度があったわけなんです。この地区集会所耐震化推進を図る支援事業の設置、検討についての見解、そこをちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 手前のご質問の中でも触れさせていただきましたけれども、先ほど申しましたように住宅の耐震化とともに大きな課題と捉えておりまして、現在の補助金制度の拡充や新たな制度の構築等も視野に入れて今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9 番、織田秀幸君。

○9 番（織田秀幸君） 新たな制度も視野に入れて検討ということで、なかなか検討と言うたら結果がなかなか見えにくい場合があるわけなんです。これは今年の3月に私も集落整備のこで取り上げさせていただきました。以前は2分の1やったわけですね、補助は。そして、なかなか地域の高齢化、そういったことから鑑みたら、各町内会の皆さんからまた施設整備に対するそういった寄附集めも大変な状況でありますよということで3月にも取り上げさせていただいて、75%、4分の3の補助という形で現在推移しておるわけなんです。これ私も東温市のこ取り上げさせていただきましたが、実際はどれぐらいの補助率かいうんは直接まだよう聞いてなかったわけなんです、どうかまた集落整備の地域の安全確保、そういった面から積極的なリーダーシップをとっていただいてまた頑張ってくださいとそんなに思いますが、一言。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。集会所等の耐震化に関しましては、耐震診断を含めて助成を行っている自治会も多くあるというふうに認識しております。さまざまな形で全額補助を出しているところもあるようですが、まだ現時点では先ほどの答弁の答えしか出ませんのでご了承をいただきたいと思います。ただ、手前にも申しましたように大きな課題とは考えておりますので、その辺のところはよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 9 番、織田秀幸君。

○9 番（織田秀幸君） 地域のいろいろ役員等が集まっていろんな話をする中で、もう我々が常に言っとることは何もかにも行政におんぶにだっこ、そういったものはいけませんよと、地域でできることは地域で努力をしていきましょうというそういう呼びかけは常にさせていただいております。そういうことから、また地域の個々の負担軽減に向けた行政の支援はまたお願いしたい思いますので、その点よろしくお願いをいたします。次の2項目めに入らせていただきます。

光通信設備事業についてでございますが、これインターネットを快適に利用できる光通信による高速ブロードバンドサービス、本事業は情報通信格差の解消と地域情報化の推進を図るための取り組みとして不可欠であることは言うに及ばんわけですが。市民の皆様から光サービスの提供はいつごろになるのでしょうかとか、市として積極的にサービス提供を働きかけてほしいとかさまざまなお声がありました。しかし、事業者単独での新たな光通信サービスの展開、これはもう採算面から実現そういったものは厳しい、そういうことはわかるわけなんです。光回線はN T Tが施工する場合ですが、N T Tの局舎から離れた位置で使用する場合でもご存じのように安定した通信やりとり、速度が確保でき、距離とかノイズなどによるその信号の減衰そういったものがなく、一般的に上り下り、そのやりとりが最大100メガいうことでさまざまなことに対する利用価値が上がってくるわけなんです。光回線を使うことによって常時安定した大容量の通信が可能となりますし、固定電話にかわる格安の電話サービス、これはもう市内通話と同じ3分間8円ぐらいで全国どこへでも電話が利用できるようになりますし、動画配信また通信カラオケなどニーズの高い魅力的なサービス実現ができます。

以上からお伺いするわけなんです、議会報告会でもこの声が物部でありました。現在A D S Lを使用しておりますけど、なかなか通信のやりとりに時間がかかったり画像が見にくかったりとかいうそういうことで、なかなか企業いうんか事業のほうには結びついていかない、そういった声もありました。

そこで①に移りますが、当初予算の3億円の予算配分の中で、もうそろそろこの平成25年度も12月でなかなか中旬になってきておりますが、この事業の進展、そういった形が見えないわけなんです、このおくれの要因、そういったものをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。織田議員の２点目の質問の光通信設備事業についてお答えをいたします。

本事業は過疎債を財源として活用しまして事業者に補助を行うこととしております。民設民営方式という形になります。過疎債の市町村の配分の決定につきましては、この１０月であったということからそれを待っての事業着手となってきました。今回の補助事業に関しましては、その後２社につきまして希望調査を行いまして、そのうち１社より事業意向ありとの回答を得ております。その後補助金交付申請書類を送付しまして、現在申請書類の提出を待っているような状況でございます。近日中に補助金交付申請書の提出があると思われますので、その後は速やかに交付決定を行い、事業に着手させたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君） 当初私は公設民営でないかとそういうような勘ぐりをしておりまして。それではちょっと３億円では予算規模が少ないんじゃないか、そのような思いもあったわけなんです。今の答弁であったように民営でやっていただけるということでわかりました。民営となったら私は過疎債、なかなかずっと右から左ということにはならんのかなと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 以前はこの光ファイバーの整備に関する事業者のハード事業に関する補助については、県のほうは認めていなかった状況がございます。平成２３年度だったと思うんですけれども、県に対しまして市町村のハード事業に対する補助を過疎債を適用してもらえるようにということで、県サイドに要望して県のほうが動いていただきまして、現在は適用できるということで昨年度から県内の市町村でもこの過疎債を活用しての事業者への補助という形での整備が進んでおるといような状況でございます。

○議長（西村芳成君） ９番、織田秀幸君。

○９番（織田秀幸君） はい。わかりました。そしたら②に移らしていただきます。

香北、物部、繁藤、この３地域、この予算配分といいますか目標加入数、これはまだ実際実施してないわけですので計画なんです、その点をお伺いいたします。どのようにつかんでおるか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、予算配分につきましては事業者からの現在補助金の交付申請書を待っている状況でございますが、まだ未確定の部分もございますがおおむね美良布局管内で１億３，０００万円、大柝局管内で１億１，０００万円、繁藤局管内で３，０

00万円程度を予定をしておるところでございます。当初3億円という形で予算計上させていただきましたけれども、当初の計画から言いますと事業費はかなり下がってきておるような状況は見受けられるというふうに思います。

また、加入見込みにつきましては、美良布局管内で650件、大栃局管内で250件、繁藤局管内で35件の計935件程度を想定しておることとございますが、これは事業収支がプラスに転じる5年後の想定数でございます、その後の加入者の増加が見込めるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 民民でやった場合には費用対効果、当然その利益を生むためには繁藤で35件っていうたら当然収益は上がらないというそういう普通一般にはそう思うわけなんです、補助金対応ということでやっていただけるということをお伺いしました。わかりました。一応計画としては935件、そういう形の数字が出てまいりました。はい。これで私のほうも理解をさせていただきます。

そして、次の③なんです、ここが一番大事なポイントになってくるかと思うんですが局舎から離れた基幹地域以外、物部でいうたら五王堂とかあっちのほうでもそういった声があったわけなんです、そういったことに対する対応、そこをちょっとお伺いたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今回の補助につきましては、3つの局舎の改修工事も含まれておりまして、現在は光に対応する局舎でないということです。これを光に対応する局舎に改修することによりまして、事業者が今後ケーブルを延伸しやすい環境整備が整うと考えております。

市としましては、今回整備が計画されている地域外につきましても引き続き事業者による企業努力によりましてケーブルの延伸をお願いしていきたいというふうに思っておりますし、また事業者も引き続きニーズ調査を行い、加入希望の多い地域には独自でケーブルの延伸を行う計画であるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 事業者のほうで独自で延伸、そういった可能性がありますよ。これは私がいろいろ耳にしたいうんですか、ある程度実験とかそういった形で加入者の要望、そういったものが上がらない場合はなかなかケーブルの延伸、布設そういったものにはなかなか対応できなかった面もあるわけなんです、そういった行政の地域への公平な通信確保、整備そういったものをまた強力にプッシュしていただいて、事業者のほうの要望に100%とはいかなくても近い数字に持っていけるよう、また行政指導のほうもひとつお願いをしたい思います。

④のほうにそしたら移らせていただきますが。

供用開始、当然それはもう保守点検、これはもう民民であるということでわかったわけなんです、大体いつぐらいを1つの目安としておるか、その点をちょっとお聞きします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 交付決定が出ればすぐに着手していただけるというふうに考えておりますが、事業の完了につきましてはやはりある一定の期間が必要と思われます。局舎の改修が終わりまして光のケーブルが延伸されていけば、その局舎の近いところからは順次光通信に移行できるというふうに考えておりますが、全体の今回の事業が完了するにはおおむね10カ月程度は要するのではないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） いや、ちょっと何カ月要する言うたんですかね、もう一遍ちょっと。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今回の補助事業全てが完了するには10カ月程度かかるんじゃないだろうかというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 以上で私のほうからの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番、山崎眞幹でございます。議長の許可を得ましたので、順次一問一答で質問を行いたいと思います。市民クラブでございます。

ちょっと質問の前に1点訂正をお願いしたいんですが、通告書の1問目の第7次実施計画をめぐっての（2）の②の「高知工科大学地域奨励事業」となって、ここ「活動」がここへ入りますんで済みません。申しわけございません。そこに「活動」というのを入れてください。一番最初の質問の工科大関連の（2）です。（2）の②のところで、「香美市高知工科大学地域奨励」となっていますが、その間に「活動」が入りますので、「地域活動奨励事業」ということでよろしくをお願いします。

それでは、順次質問を行いたいと思います。

第1次の香美市振興計画の第7次実施計画が策定されまして概要につきましては説明を受けましたので、その中の事業の幾つかについてお尋ねをまずしたいと思います。

最初は、市民憲章表示板の設置についてです。この市民憲章表示板の設置が6の3の2、6というのはみんなで築く、3は市民と共に歩むまちづくりの推進、2は地域や市

民が主体となったまちづくり活動への支援での新規事業として書き込まれております。市民憲章の策定にかかわらせていただきました1人として大変うれしく思っております。これが庁舎のどこかに掲げられて、もうほとんど本当にある意味完成すると、あとは時計が何とかなるかなというところなんです。

それはさておきまして、市民憲章はまちづくりに向けての行動規範で、まちづくりへの参加意欲を喚起するツールとなるものだということで策定をした経過があると思います。そういうことを考えますと、この市民憲章表示板の設置という事業には1粒で二度おいしい、1粒食べれば300メートル走れるというふうな、グリコですけども口承されてるグリコキャラメルのような役割がひょっとしたらありやあしないだろうか。そして、計画が策定されたばかりですので、まだまだ詳細を決めるまでには一定の時間ももしかしたらありはしないかという思いから幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目ですが、設置する場所はこの庁舎内のどこらあたりを予定をされているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

設置する場所についてでございますが、設置場所については市役所の敷地内にするのか、または庁内にするのかさまざま検討する必要があると考えておりますが、現時点では未定です。今後設置スキームを作成し進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。わかりました。次に移ります。

300万円の枠どりということでございますから、設置の費用を含めたとしてもかなりの立派なものがもしかしたらできるかなというふうにも期待もするわけですが、材料等は何を予定しているのか。今のご答弁ではまだ予定もしてないんじゃないかというふうにも思いますが、通告をしておりますのでお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 材料についてお答えいたします。

材料についても石材にするのか木材にするのか、またはその他の素材にするのか現時点では未定です。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。かりました。では、次に移りたいと思います。

その次、さっき設置のスキームというお話がありましたんで、それである意味尽くされているかなというふうにも思いますが、設置の時期とそれに至るまでの手順、どういう話をどこでして、ひょっと市民が入るかなとかいうことも含めまして、その件につい

てお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

設置の時期は今後設置スキーム、スケジュールを決めてその計画に基づいて平成26年度中に設置することになります。位置や施工の手順もその中で検討をしていきます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、その次4番目に移ります。

先ほど紹介しましたように、この市民憲章表示板の設置というのは、みんなで築く、市民と共に歩むまちづくりの推進、そして地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援ということでその場に位置づけられていますので、そのスキームですよね、設置に至るまでのさまざまな話し合いの中に、やはり市民の参加を促すような何か仕組みがあってしかるべきではないかというふうに思います。そのほうが先ほどちょっと冗談みたいな話ですが、1粒で二度おいしいとかいうことになるというふうに私は思いますので、そこら辺のお考えについて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 市民憲章の制定に当たっては多くの市民の皆様や子どもたちに参画していただいております。内容を周知するための表示板の設置については現時点では関係各課と調整して進めていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということはもう既にこれをつくる段階でたくさんの市民を含めて協働したので、その設置、材料とか場所とか、そういう楽しい何にしようとかかという話については、庁内だけでその楽しさを味わおうというふうな理解でいいですか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

現時点では関係各課で調整する方向でという考え方でございまして、市民の参画ということについてまではちょっと考えておりませんでしたけれども、今後そのスキームを計画する段階でちょっとそういうことも検討をさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） これすごく絶好の機会だというふうに私は思います。1つ教育的な観点からいっても子ども会議みたいなことをやりましたよね、あのときね。あのときに意見をいただいたように、またパブリックコメントでもたくさんの意見をいただいたように、今回表示板を設置しますと皆さんどこがいいですかとか材料は何がいいですかというふうな、これは例えばの話ですけど。そういうことで、1つはこれまでの答弁にも市民憲章っていうのは、まずその存在を知っていただくことがスタートである

というふうなことでご答弁もいただけてます、次の質問にかかわるんですが。ですから、ぜひ先ほどいただいたご答弁を検討よりもちょっと上の段階へ置いていただけたらいいのかなということで次の質問に移りたいと思います、関連しておりますので。

前回お尋ねをしたときにはまだ時期尚早ということ、先ほども言いましたようにまず知っていただく、その存在を知っていただくことが先決だと思うので、その内容について市民を巻き込んで推進をしていくということについては、まだ時期尚早であるということで一定その時点では理解したことがございます。でも先ほども申しましたように、その設置までに至る手前でもう一度その存在について市民の皆さんに知っていただくという作業をし、それで、その件についてはある程度一定クリアをしたということで次のステップ、そのことを1つのまた次のスタートとして、内容に関連した事業の推進についても検討をし始めたらどうかな。その実際の推進みたいなものは平成27年度、平成28年度というふうにそれから始まるということでもそれは構わないと思うんですけども。そういうふうにも考えるわけです。そのことについて現時点での見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えをいたします。

市民憲章は市民の皆様の行動目標であり、共感に基づいた自発的な行動意欲の喚起を促すため表示板の設置を計画しております。また、普及推進のため広報への掲載を2カ月に一度程度にふやすとともに各種印刷物等への掲載及び表示に努め露出度を高めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） すごご答弁2回ぐらい聞いたんで。それはそれとして、先ほど私が提案しましたようにこれ協働、みんなで築くというところのスタートにとって物すごくいい機会だと思うんですね、本当に絶好の機会。この表示板をどこへつくろうか、何でつくろうかというところからその次のステップへ行くっていうのは物すごく幸せな展開じゃないかというふうに思いますが。そのご答弁から一歩進んでみんなでひょっとできることがあったら、その設置については設置場所とか材料については考えてみると、検討をするというふうにおっしゃられましたが。その点について再度、これ絶好の機会です、私はそう思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） この市民憲章につきましては、お答えしたとおり現時点では市民憲章を市民の皆様により認識していただくためにこの表示板を設置していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） じゃあちょっと言い方を変えまして、設置板ができたときにそれを活用して何かやるというふうなことは検討してもいいんじゃないかなというふうには現時点では思いませんか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） この市民憲章碑ができることによりまして、市民の皆様がこの市民憲章について認識していただいて、そして市民の皆さんみずからができれば市民憲章に基づいて行動していただけるようなものになればというふうに考えておりまして、現時点で市のほうから次の行動に移すというふうなことは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。わかりました。

○議長（西村芳成君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 0時57分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それでは、休憩前に引き続き質問を続けたいと思います。

次に6の4の1、すなわち6、みんなで築く、4、高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進、1、地域交流拠点としての充実にある高知工科大との連携事業に関連しまして幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、この定住促進事業につきましては、昨年の12月議会でもお尋ねをいたしまして、その時点での答弁では平成25年度以降の取り組みとして計画をさせていただいた事業が定住促進事業でございますと、これは民間の協力を得て移住者の受け入れ体制を整え、長期的にフォローアップを行うことを目的とした事業でございますが、まだ準備段階であるため具体的な体制等は決まっておりません。今後事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますということでした。第6次計画では本年度から事業展開が予定されておりましたけれども、第7次計画を見ると定住班も編成された来年度から本格的に事業が展開されるのかなというふうに見えます。そこで、その事業内容が移住、定住促進のためのNPO法人委託料とされるこの定住促進事業につきまして、前回の質問以降の進捗状況等をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

ご質問が工科大との連携事業ということで前回自分が答弁させていただいたのは、神池地区との交流という視点で答弁させていただいたんですが、その質問であったというふうに認識しまして答弁書をこしらえて来ました。ご了承いただきたいと思います。

工科大との地域連携につきましては、本年度より学内にココイコ！プロジェクトを発足させまして、本格的に神池地区との交流を始めております。本年度は地区で実施されていたイベントの支援や農作物の収穫支援、そして現在は12月に実施されます龍河洞キャンドルナイトに神池地区と工科大学がそれぞれ作品展示するための作業を共同で行っておるような状況でございます。プロジェクトの参加希望者は39名いるというふうに聞いておりますが、希望者の中から当日学業等に支障のない学生、おおむね10名程度が参加しているような現状でございます。現在は交流が中心となっております、定住促進につなげるまでには至っておりませんが年度末には本年度の活動報告と次年度の活動計画を策定する予定となっております、今後の展開が期待されるものというふうに思っております。

また、ココイコ！プロジェクトのフェイスブックも今年8月に立ち上げておりまして、これまだ記事は非常に少ないわけですが、今後こういったSNSを活用した情報発信も大いに期待されるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番。

済みません。課長、確かにこれ歳計の部分でまとめられてましたんでこっちでやりましたけど、中身は定住、移住NPOということで、それまたこの次にでも機会があればお尋ねをしたいと思いますんで、じゃあ続けていきたいと思います。

それでは2番目ですが、これは前からあって継続の事業となっております地域活動を実践する工科大学学生個人、団体への支援として事業を予定されております香美市高知工科大学地域活動奨励事業、これ何か最初と今の形は違ってて今は学校のほうがプロポーザルのような形で、それに対して補助金というふうな形であったような気もしますが。なお、その概要について少しお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えします。

この事業は高知工科大学と連携して地域振興を図るため高知工科大学が取り組む地域に貢献する事業に要する経費に対し補助をしているもので、平成22年度より300万円の補助金を交付しております。補助金は高知工科大学が認定した学生たちが自主的に取り組む産業、教育、文化その他地域に貢献する事業に要する経費に対して交付されております。学生たちの活動実績を見てみますと、物部川の清掃活動、綱附森清掃登山、各種イベントへのスタッフとして参加、イベントでのアカペラや吹奏楽の演奏、小中学生を対象とした学習指導や化学実験・工作、また日曜市活性化プロジェクトおはまる市などさまざまな活動が実施されています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 今お聞きしますと私の思ってるのとちょっと違ってまして、後の質問がなんか要らないような状況になってきたような気がします。今の両課長の答弁でそんな気がします、3番目へ行きます。

3番目ですが、先ほど政策企画財政課長のほうからも紹介されましたように、工科大には現在地域貢献や地域交流に関する取り組みを行っている学生活動団体の集まりとして、地域交流推進協議会（後に「委員会」と訂正あり）というものがございます。その活動を今先ほど香美市も支援をしておるということでございました。私、工科大の後援会の関係にしている者なんですけれども、後援会のほうからも課外活動助成とか地域交流活動助成の名目で支援をしております。そのことについて関係があるのかなと先ほどの事業がいうことをお尋ねしようと思ったんですが、今の答弁で関係があるというふうに理解しましたので、その理解でよろしいのか一言答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えをします。

地域交流推進協議会というのは学生たちが組織している地域交流推進委員会のことを言われていると思いますが、地域交流推進委員会はおはまる市など地域活動を実施しており、工科大が補助団体として認定している団体であると認識しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そのとおりです。協議会じゃなくて委員会でした。失礼しました。それでいいですね。もうそれ以上お聞きすることはこの件についてはないです。

ただ、皆さんになおご紹介ということを兼ねましてご紹介しますと、この委員会には現在7つの団体が参加しておりまして、KUT+illuminationは今工科大のほうでイルミネーションをやってます、それをやってます。香美市を盛り上げ隊は香北いきいき合衆国、スタンプラリーの香美市巡ロード。P-Sという団体がありましてこれは片地小学校での絵本の読み聞かせ、ココイコ！プロジェクトは先ほどまちづくり推進課長から紹介されましたような活動を中心にしてます。ほかにもKTADというのは小学生向けの防災ボランティア、nature activity. は高知のいいところの情報発信、そして、土佐山田平成日曜市活性化プロジェクトはおはまる市とさまざまな活動をしています。時に応じて場合に応じて、またこれまでと同じようにさまざまな支援のほうを学生活動にもということで、これに関連する質問は終わりたいと思います。

それでは、次にこの広報香美の12月号です。これに関連して2つぐらいお尋ねをしたいと思います。

やなせ先生が亡くなられた10月13日は日曜日でございまして、ちょうどそのやなせたかし記念館周辺では香北いきいき合衆国というものが開催をされておりました。そ

してたくさんの人でにぎわっておりました。私も仲間と一緒にバンド演奏ということで参加をさせていただきまして、そのときは先生が亡くなられたということは知らなかったんですけれども、初めて「勇気りんりん」という曲を演奏もさせていただきました。平成24年の9月1日のアイドル絵っせい、飛ぶ夢というのがあるんですけども、その中で飛ぶ夢はやなせさんはこのようにその結びをしております。「その時がくれば僕の靈魂は昔見た夢のように四国山地の山峡の僕の故郷に向かって飛んでいくのではないか。人生のおしまいが近づいてくるとこんな風なことも考えるようになる。できればアンパンマンのように明るく楽しく飛びたいものである。」とこのように結ばれておりました。やなせ先生に心からの敬意と哀悼の誠をささげたいと思います。

さて、この広報ですけれども、2ページから5ページにかけまして「ありがとうやなせ先生」のタイトルで特集記事が組まれまして、やなせ先生と本市とのこれまでの経緯が本当にわかりやすくさまざまな場面と一緒に紹介がされております。やなせたかし記念館のあるまちづくりにつきましては、納骨も終わりましたさまざまな権利関係等も一定整理された後に、少し視点を上にとるというか全体像を眺めた中で本市が置かれている位置の確認とともに、記念館、振興財団を中心にさまざまに検討をされるのではないかとこのように考えるものです。これまで拙いながらもさまざまにお尋ねをしてきた経過もございますので、これらのことについての若干の修正をさせていただきながら幾つかお尋ねをしたいと思います

まず、10月16日の新聞報道によりますと、多分都内のほうでだと思えるんですけども偲ぶ会というものが後日開催されるとのことでしたが、本市ではそのような会の予定がされているのかどうかをお尋ねをしてみたいと思います

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 4月の中旬をめどに今現在検討に入っております。もちろん実施に向けての検討でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、次に移ります。

ご存じのようにやなせ先生は本当にたくさんの貢献を全国的にそして高知県についてもされてこられました。やなせ先生はご存じのように本当に高知県の名誉県民の第1号であられて、そして南国市の名誉市民でもございました。そこで、情報として高知県や南国市でのしのぶ会のような催しについての動き等があるのかないか、もしおわかりのようでしたらお聞きをしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） それぞれ単独ということではなしにアンパンマンの財団とそれから香美市、それから南国市、それと高知新聞、それから高知県の5つの団体が共催という形で実施をするということになろうと思います。

- 議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） それが4月中旬ごろということでもいいんでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。
- 副市長（明石 猛君） そのとおりでございます。
- 議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） それでは、その次の質問に移ります。

平成23年1月1日の高知新聞のやなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの全面広告、そしてオイドル絵っせいの中の「ウサギ年のごあいさつ」というのを讀んだときに、突然私にやなせ先生がおりにきまして、そっからフォロワーとなりまして約2年半にわたってさまざまに提案をさせていただいてきたところでございます。その要点といふかな、そうだったのかということにつきましては、人を驚かせたり人を喜ばせたり、にぎやかなこと、楽しいことがとても大好きで人生が喜ばせごとことということがモットーであったやなせ先生にどうすれば喜んでいただけるのだろうと、どうすればおもしろがっていただけるんであろうということが1点私の原点でした。今後につきましては、やはり大きな枠組みの中で、例えばきょうの教育の関連で比与森議員の質問にもありましたアンパンマンミュージアム、今は大宮小学校と特別支援学級というようなことがございました。そういう教育的な視点での活用も含めて大きな視点でかつ時間をかけてさまざまなことが検討をされていくと思います。これまでのその私の提案について、ゆるキャラのナンバープレートにつきましても一定方向性をつけていただいたというふうには思うわけですが、やはり私の考えの中ではですけどもう1回その件も含めて全体を関係者とか市民の参集する協議会等で検討をしながら、場合によっては第2次振興計画の柱の1つとしてこのやなせたかし記念館のあるまちづくりを書き込んでいくというふうなことが、その大きさといふか全体の大きさの中でそういうことが適当ではないかなというふうには今は私は思います。その点について、これから先のしないわけにはいけないといふか絶対それは大きな柱に必然的になるんであろう、そのやなせたかし記念館のあるまちづくりについての現時点での見解等があれば1点お聞かせをいただきたいと思います。

- 議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。
- 政策企画財政課長（山中俊明君） 山崎眞幹議員の質問にお答えします。

やなせたかし記念館のあるまちづくりについては、ご質問のとおり次期振興計画策定の中で検討をしていくことができると考えております。なお、ご当地ナンバープレートの件でございますが、この件については既に作成に向けて準備を進めておりますので、その内容について簡単に説明させていただきます。

9月議会で税務課長、副市長から検討するとの答弁をさせていただきましたが、その後来年度中の作成に向けて11月6日に税務課、産業振興課、政策企画財政課においてご当地ナンバー作成検討会を組織し、これまで2回の検討会を行っております。この中

で決定したことを申し上げますと、ご当地ナンバーのキャラクターはやなせたかしさんからいただいた13体のキャラの中から3種類程度を選ぶ。選定の手法は4月から5月にかけて市民の皆様の投票によりキャラクターを選定する。ナンバープレートの交付は9月からという計画になっております。今後年度内に2回、来年度に1回程度の検討会を開催し、ご当地ナンバーの作成作業を進めていくことになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。状況はお聞きしました。それはそれで本当にうれしいんですけども。やっぱり私が提案しましたとおり、やなせさんのやなせうさがいいのかなといまだに思ってます。それも当然まちづくりの中に含まれますので、そういう意見が、気持ちが今ここで表明されたということのをちょっと含んでいただいて、なお入れるところがあれば入れていただけたらというふうに思います。それでは、これにつきましてはこの程度とします。

それでは、次に移りたいと思います。

同じ広報で保育園児募集がありました。この保育園児募集を見ると、平成26年度においても片地保育園と新改保育園での保育時間は9時間40分ですか、ほかの保育園に比べて随分差があるというか短い時間だというふうに思います。もともとその11時間保育を全園で、そしてゼロ歳児保育を全園でということで長い期間今ここに説明員としてお座りになってる方も何名か一緒に真剣に協議させていただいた方もおります。予定されていないということにやはり疑問を感じざるを得ません。そのことについて関連して、私の問題意識も含めて幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、さきの採用試験では事務職が多分2名、土木技術職1名、保育士4名と採用予定であったと思います。何名の保育士が採用されたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

本年度の職員採用資格試験におきまして保育士の合格者は5名です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 5名ということは、私ちょっと見たときに4名の予定というふうになっていましたので大変喜ばしいわけですが。採用された保育士については増員であるのか、行革で言うと定員の補充の仕方がいろいろあると認識してますのでサービス増に向けての増員なのか、それとも退職補充なのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

すごく前のちょっと資料は持ち合わせておりませんので、最近の平成24年度の退職

者、そしてこの平成25年度の退職予定者数で比較をいたしますと1名の増員となっております。その5名の内容の内訳ですけれども、5名のうち3名が平成25年度退職予定者の補充、そして1名が平成24年度の退職者の補充、そしてそういうことになりますと1名が増員ということです。かねてから保育士については非常に不足が言われておりまして、非常勤とかそして臨時職員の割合が正職員と逆転した状況でしたので、今回1名の増員といたしました。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 増員ということで大変うれしく思います。

それでは、その次に移りたいと思います。3番目です。

これこう言われてちょっとどういうことやろと思われたかもしれませんが、私の認識について一旦ここで述べさせていただきます。

保育園というのは地域の子育て支援の核として、就学前の教育的観点からも義務教育終了まで、また広くは生涯教育の視点からの地域との連携、協働の出発点に位置づけられていると、そういうふうな重要な施設だというように考えております。このことから、その配置については全市域のバランスに配慮し、運営に当たってはその地域で子育てを行っている市民の保育ニーズにできるだけ沿った形での運営が行政に対して負託されているのではないかとこのように考えております。

それは私の思い違いかどうかわかりませんので、一旦その片地、新改両保育園の本市での位置づけについて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎議員の片地保育園、新改保育園、その両保育園の位置づけということにつきましてお答えします。

議員もご存じのとおり香美市すこやか子育てプランと最終報告でもいろんな事業について実施年度、内容について最終的に報告させていただいた経過もご存じだと思います。それを踏まえてお答えします。

まず、平成18年度に策定されました香美市すこやか子育てプランで保育園の新設、整備を検討したという経過がございます。それにおきまして、これは土佐山田町地域なんです、繁藤地区を除く土佐山田町地域での保育所10カ所を4園にするという検討がなされました。その中で旧の土佐山田町の片地村、そういった部分の縛りをなくして保育内容等で保育所を選択してもらえるように国道195号を挟んで北と南に大規模園を置くと、それから、それに小規模園を1園ずつ置くということになりまして、現在の配置になっております。

その時点で楠目保育という線も出ておりましたけれど、耐震の関係で片地保育園と新改保育園が耐震基準を満たしているということでその2園が残ったという経過がございます。ですから、位置づけとしますと基本的に今のなかよし、あけぼの、片地、新改の4園については、地域のニーズに合った同等の保育をしていくというふうな位置づけで

ございます。

○議長（西村芳成君） 3 番、山崎眞幹君。

○3 番（山崎眞幹君） 経過を説明をしていただきました。位置づけについては多分同じ位置づけをしていると思うんですけれども、ちょっとその認識をもうちょっともう 1 回再認識していただきたいなというところが私の質問の趣旨でもございます。済みません。わかりました、位置づけについては。じゃあ、その次の質問に移ります。4 番目です。

先ほど次長のほうから紹介していただきましたように、この保育の現在の配置につきましては、合併前の土佐山田町で、これ合併が控えてましたので本当はかなり慌ててそれを策定したという経過があると私は認識しております。でも本当に熱心に検討をしまして、その中で市民との協働で策定された土佐山田町すこやか子育てプランが香美市すこやか子育てプランとして香美市に引き継がれております。そして、先ほど教育次長のほうからも説明がございましたように、保育所の新設、整備として児童定員 200 人以内、平家建て、保育環境のよい郊外でゼロから 2 歳と 3 歳から 5 歳を別棟、送迎時に駐車スペースの十分とれる場所を条件に保育所を 2 園新設しますというふうな方針に沿いまして、山田、明治、楠目、じんざん、さくらの 5 つの保育園を廃して、子育て支援センターを併設したなかよし、そして、あけぼのの両園を新設しました。そして、既存保育園の整備として既存保育園の利用は耐震診断の必要性、立地条件、平家建て、駐車場を考慮して片地保育園、新改保育園、美良布保育園、双葉保育園、大栃保育園とするとともに、必要な整備をしますということでございました。それは次長の説明されたとおりでございます。大事なところはこの次というか一番最初の初めのところでございます。初めにはこのように書かれています。「このプランは、出生率の低下に伴う少子化、生活様式の変化、子どもや親を取り巻く環境の変化を踏まえ、「子・親・地域が豊かに育つ土佐山田」をめざして策定された「土佐山田町次世代育成支援対策行動計画」に基づき、少子化対策を中心としたまちづくりを行うため、保育園を子育て支援の中核施設と位置づけ、夢と希望にあふれる若者が定住し、安心と喜びを持って子育てにあたることができるよう、平成 23 年度を目標につくられた「土佐山田町すこやか子育てプラン」を引継ぎ、香美市全域の子育て世代がだれでも利用できる保育サービスについて示したプランです。」とこのようになってます。その中で、保育サービスの充実というところでは、このように書いてます。「ニーズの多いサービスから実施します。こどもと保護者の視点にたったサービスを心がけます。社会経済情勢等の変化により見直しが必要となった場合には随時対応を検討をします。」ということでございます。

そして、現状のことがやっぱり世の中はどんどんどんどん進みますので、これも香美市すこやか子育てプランは役割を終わりをまして、平成 24 年 4 月には香美市すこやか子育て指針へと引き継がれております。そして、次の計画となるであろう子ども・子育て新システムに関連したものや香美市教育振興基本計画に、ここにバトンタッチをされよ

うとしているというのが私の現状認識でございます。

これまで足かけ8年でございます。片地、新改保育園、両保育園でニーズの多いと思われる最初にお約束をされました11時間、そしてゼロ歳児保育をなぜ行わないのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、香美市すこやか子育てプラン等々について市民、それと関係者の方々が知恵を出し合って計画を立てていただきました。ただ、以前も山崎議員のご質問にも答弁させていただきましたが、その時点で市の体制の部分が検討部分が欠落しておったというのが1つの問題があります。と申しますのは、これからお答えをいたしますが、保育士、それから現場の従事する者につきましての体制づくりが遅々として進んでいないというのが大きな原因でございます。片地保育園と新改保育園の現在の保育時間におきましては、ご存じのように9時間40分でございます。両保育園の保育時間を11時間にした場合、現在の全ての園の保育士、それと非常勤職員等を保有しながら、なおかつ正規職員2名とその他臨時職員が要するという試算ができてきます。そういったことで、今すぐにこのプランができた後進まなかった大きな原因がここにあるというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そういうことだと思うんですね、僕もね。それはわかっております。それはわかってますけれども、なぜそれがクリアできないのかがいまだにわかってても納得できないというところがございます。

次に移ります。最後の質問ですけれども。

今議会では先日の有元議員の質問もそうでした。本市での人口予測を示しましていろいろと述べられたわけですが、県におきましてこの有元議員の使われた同じ資料の県版もあるんですが、それで目前に迫った2040年にとってもなく人口が減るというそのこともありまして、大変な危機感を持って高知家キャンペーンをやっています。高知家キャンペーンをやってカツオ人間にもちゃぶ台にも活躍していただいて、何とかその移住、定住をしてもらいたいということで頑張っているわけですね。それで、高知県の政策にとっても香美市っていうのは物すごく魅力のある場所じゃないかなと思うんですね。1つは交通のインフラに恵まれている。空港が近くて特急のとまる駅があって、そして高速道路にも近い。そして、自然環境においても山の暮らし、里の暮らし、町の暮らしができる場所があって、いろんなライフスタイルに対応する可能性を持っている本当に高知県内でもとても恵まれた環境にある香美市だというふうに私自身は本当に認識しています。ところが、ご存じのように土佐山田町の市街化調整区域内では不動産の売買とか家屋の建築等についての厳しい規制がございまして、今高知県が一生懸命展開しております高知家の移住、定住促進に関してもこれによって人口がふえるという

か、それをその市街化調整区域へ入ってきてもらうことが物すごく難しいわけですよ。これが1つ大きなところがあります。そして、午前中の政策企画財政課長のその人口をじゃあ減るのをとめるにはどういう方向があって、それにどういうことを市として努力をしようとしているのかという点が3つ挙げられておりました。1つは出生率を上げる、そして転出率を下げる、転入率を上げるとこういう3つの大きなポイントがあったんですけれども、それもちよっと市街化調整区域内では望み薄なんですよ。それでおまけに、土佐山田町のいわゆる市街化調整区域内の東西に子育て支援の中核の施設として位置づけられている保育園の受け入れ時間が、子育て世代の就労のその現状に合わずに保護者はやむなくなかよし、あけぼのを希望する。そして、それもかなわない場合は市外に流れるというふうなことをとめる手だてを地域は持ってないんですよ。だから、今極端に言いますと、なんか極端に余り言いたくないんですけども、そうすると園児がだんだん少なくなります、実は。そうすると保育園は休園になりそうなんですよ。そうすると、保育施設がない地域での子育てというのはやはりますます困難なものとなって、ここにこの生活環境がなかなかいいからここに住みたいという人がいても、その若者も流出を余儀なくされると。そして、地域の過疎化がどんどんどんどん進行していくということにつながるんじゃないかと、余りうれしくない未来予想なんですけどもそういうふうに思っています。ちなみに私の地元のその片地保育園、園児が現在29名でございます。私が平成元年に帰ってきたとき息子が入ったときには100名を超していました。そして、直近ではないですけど平成23年の資料では、ここにありますが42名がいました。そんな現状ですね。そして、来年度片地小学校への入学予定者は就学時健診で13名いましたが、全員が保育園に通っているとかいうことでないとは思いますが、片地保育園に通園しているのは6名でございます。最初の繰り返しになりますけれども、保育園はやはり地域の子育て支援の核として、今教育振興基本計画をやってますけれども地域との連携、協働ということを考えると、その大事なスタートになると思うんですよ。比与森議員が午前中の質問で言ってました。久次公園のことでね。ここに小学生が来るからこの公園を整備する。これは地域との協働というか地域の教育力がそこに生かされる1つの大きな例だというふうに思います。そのような観点からしてもその施設がやはり保育ニーズに合っていないとか、そこで何でこんなに差がつくのかよくわからない、本当にわからないんですけども重要な施設だというふうに考えるわけですよ。

そこで、思い出されるのが何代か前の大臣の言葉なんですけれども、みんな便利な都市機能をコンパクトにまとめることによって住みたいところに住めやえいやないかと、住みたいところに住むじゃなくて住めるところに住んでくれというふうなことで、地方から大ブーイングを浴びたということがあると思います。

やはり香美市の場合は、全域においてそれぞれいろんな拠点ということで振興計画もつくり上げて、それに向かってみんなで協力して協働してやりましょうということであ

りますから、ぜひこれちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、この際言いますけれども、やはり住民の暮らしに一番近い地方行政というものは、強いものを強くするという視点だけではなくて、やっぱりちょっと手を足すことが必要だと思われるところに適宜手を足すというふうな行政がやっぱり望ましいなと、そういうことをお願いしたいなというふうに思います。

今までの私の話が説得力があるかないかはそれは全然わかりません。共感を得られたのかどうかもわかりませんが、この問題について最後に再度お聞きをしますけれども、新改、片地両保育園の本市での位置づけと、そして11時間保育の実施について今後の見通し等あればお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、両保育園の位置づけというのは先ほどお答えしたとおりでございます。何らあとの両園の位置とは変わっておりません。ただ、その部分が約束といいますか計画どおり出されていないということでございます。

それと、今後の11時間保育の見通しということになります。平成27年度におきまして、子ども・子育て支援新制度が導入されます。それにつきまして来年度から子ども・子育て支援事業計画で保育時間等の検討も行われます。1つ出されておる中では、全園が標準として11時間というのが出されております。非常にこれ苦しいところなんです。これに向けてどういう形がとれるかというのをこの中で検討をしていきたいというふうには考えております。

それと、先ほど保育士等々の現場の人員が足りないということで総合的にお話しさせていただきましたが、この件につきましても保育を預かる部署からすれば常時10名なり20名なり採用していただければ幸いですけれども、行政として見た場合、いわゆる一般、総務事務、それから技術職そういった分を懸念しながらの採用計画になるかと思しますので、そこのところはひとつ考慮いただきまして答弁とかえさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） よろしく申し上げますというほか言いようがないんですけれども、やはり出生率を上げる、転出を減らす、転入を促すということ、ここをぜひ全庁的に鑑みていただいて、片地保育園と新改保育園の現状についてもご配慮をいただければと、思いやっていただければというふうに思います。これに関してはこれで終わります。

それでは、続きまして最後になります。

これ来年度の組織編成の関連についてお尋ねをしたいと思います。説明もいただきました。検討段階では使われておりました推進等の文言を極力省いたということでございますが、名は体をあらわすと。推進するぞと言うとその気持ちがあるのかなというふう

にも思います。ですから、本市の行政について積極的に挑戦していただきたいと思うことは個人的にはたくさんあるわけですが、どのような経過があって極力省くというようなことになったのかについてお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 山崎議員のご質問にお答えします。

今回の組織再編に当たりましては、組織再編検討会を５月３１日に立ち上げ、１１月８日までの間に８回の検討会と組織アンケート、組織名アンケートを実施し、各部署からの意見を参考にしながら検討を進めてきました。そして、第１段階として組織再編を第２段階として組織名称について検討しました。検討会ではまず喫緊の課題に対応する組織再編について検討をしました。これについては１１月７日開催の議員協議会で説明させていただきましたが、南海トラフでの巨大地震の新想定への備え、そして人口減少問題、小規模課の解消と産業の振興といった課題へ対応した組織再編でございます。この時点では第２段階となる組織名称については検討中であることについても説明させていただいております。

組織名称の変更については、組織アンケートにおきまして、市民の皆様から課名、班名がわかりにくく電話で言いづらいという声があるとの回答もあり、また職員の中からもそうした声がありました。そうしたことを踏まえて、今回の組織再編に合わせて組織名称についても検討をいたしました。組織名称については、アンケートの意見等を踏まえ覚えやすくわかりやすい名称とし、極力推進や対策の文言は省くという方針を立て検討をいたしました。その結果今回の変更内容となっております。

以上が簡単な経緯でございますが、今回の名称変更は市民の皆様によりわかりやすく覚えやすいことを第一目的に実施したものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ３番、山崎眞幹君。

○３番（山崎眞幹君） はい。わかりやすく覚えやすいように、中身、気持ちの部分は変えずに短縮したということですね、いいですか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

中身については全く変わっておりません。推進、対策がなくてもそれはやらなきゃならないことですので、そういう意味でも省いたということですので。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ３番、山崎眞幹君。

○３番（山崎眞幹君） 最後の質問でございます。

この組織再編に関連して、名前が変わったからプレートも変えないかんということですが、総務費の財産管理費のところでは組織再編に伴う本庁舎の案内板及び各課の窓口表

示板の変更工事で57万6,000円というこの補正が提案されております。これは金額から見ても現在ある場所での置きかえというふうに思われるわけですが、かつて平成24年3月議会で組織と施設の微調整というような形でお尋ねをしたんですが、通路を挟んだ北側の課等は見通しが悪いので支柱に表示板を取りつけたらと考えるかどうかという提案については、当時の担当課長は「サインは極力小さくして物すごく大きなサインではなくて、小ぶりのサインなんですけれどもスマートにというのがこの庁舎のコンセプトになっております。そういう関係で各課の配置の課を書いた案内板を天井から垂らすとかいうこともしておりません。」、そして概略ですけれども、大きくない庁舎で事務所を中央にそろえてあるので近くに来ればわかる。そして、「できるだけ職員にも気軽に声をかけていただいて案内もさせていただくというコンセプトでつくっておりますので、若干サインが小さいと、見えづらいというご不満は承知はしておりますけれども、現在のところこういう形でご理解いただきたいというように考えております。」というふうに答弁でそれはならなかったわけですが。

今回を機に不満に対してどうのこうのということではなくて、先ほどの課名の変更にしても市民の声をちゃんと入れたというお話がありました。市民の声に応じてという形で大きなサインを、実際もうちょっと見えやすい、各課で対応して通路の方向から見えやすいサインをしている課もございます。そのようなこともありますので、この際にスマートはもちろん必要ですけども、ユーザーフレンドリーというふうなコンセプトをそれにプラスして、庁舎内のサイン類の全体的な見直しに取り組んでみてはどうかというふうにも考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎議員のご質問にお答えします。

平成24年3月議会で北側の柱で北側の課が見えないので案内板の設置をというご質問をいただきました。当時の管財課長がサインは極力小さくして小ぶりのサインでスマートというのがこの庁舎のコンセプトとなっており、現在のところ今の形でご理解をいただきたいという答弁をいたしたところですが、庁舎が落成してから2年が過ぎ利用者の利便性、利用者の皆様のご意見を鑑み、わかりやすい庁舎にするため今回の組織再編に合わせてサインの設置について取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 1点確認だけさせてください。それは57万6,000円の中に含まれてるという理解でいいんでしょうかね。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） いえ、含まれていません。今柱へつけるかいろいろ検討してまして、これから見積もりをいただくところなので、今回のには入っておりません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3 番（山崎眞幹君） はい。大変よくわかりました。

以上で私の質問を全て終了します。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

次に、4 番、利根健二君。

○4 番（利根健二君） 4 番、利根健二です。市民クラブでございます。通告に従いまして一問一答方式で順次質問を進めてまいります。よろしくお願いをいたします。

私の妻の実家が福島県でありまして、その両親も 2011 年の 3.11 を経験を行いました。そのときのことをもとに食料の備蓄についての質問を昨年の 3 月議会で行ったわけですが、そのときは各家庭の備蓄倉庫化の強化をということで幾つか質問をさせていただきました。そして、各場面で 3 日以上という言葉が目についております。その 3 という数字だけが頭に入り、家庭備蓄が 3 日程度あれば何とかかなると思っ
ている方が多いと。市内最大の備蓄倉庫は各家庭にありましてそのストックであると。未調理で食べられる緊急食最低 3 日、普通食に近い一般食を 1 週間から 2 週間分以上とか、そういった大幅に日数をふやしたアナウンスをしていく必要があるのではないかと。また、燃料等についてももう 1 缶予備にとか、きめ細やかな提案を住民にしていく必要があるのではないかとということを提言もさせていただいております。

そのときの答弁によりますと、そのような状況が懸念される中、家庭での備蓄は意義があるものと思う。今後作成するパンフレットや広報の防災特集等により住民の皆様をお願いをしていきたいというような答弁をそのときいただいております。それで、また最近になってちょっとどういう状況なのかということ自分で探してみました。高知県関係のほうでは「南海地震に備えちょき」というのが平成 23 年の 11 月改訂版があります。あとホームページに「南海地震に備えてGOOD!!」、あと香美市のホームページのほうでも最低 3 日分とこのあたりの表示が余りこう変わってないようでございます。

そこで自分なりに調べてみましたところ、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例をつくるに当たって、検討資料の南海地震条例関連施策整理表で食料、飲料水等の備蓄の項目がございます。

その実施主体の中で県の役割等のところに「南海地震が発生した場合、発災後 3 日間程度は、道路網の寸断により外部から飲料水や食料の支援が受けられない恐れがある。このため、市町村は、少なくとも発災後 3 日間は、外部から飲料水や食料の支援がなくとも自活できる体制（個人備蓄、公的備蓄、流通備蓄）を整備する」とございます。県のところに、県は道路が次第に復旧する 4 日目以降の対策として広域観点から外部からの調達や支援の受け入れ体制を整備するということを見つけました。その後、平成 20 年にできた高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の第 4 条に県民の責務と第 33 条に県民の備えというところで各家庭の備蓄がありますが、ここには具体的な数字は書かれておりません。高知県南海トラフ地震対策行動計画の平成 25 年から平成 27 年度版を見ましても、これは 115 ページほどあるんですが、応急活動用の職員向け

食料備蓄とか学校関係とかの備蓄がほとんどで、それも3日分としか書いておりません。ここではちなみに個人備蓄についての記述を見つけることができておりません。この条例をつくるに当たりまして高知県内でワークショップを開いております。2008年ぐらいやと思いますが、香美市の会場でのワークショップでも備蓄食料が3日間というような記述が多数ございまして、こういった流れを見ると、震災後3日過ぎればあとは県、国の責任対応で何とかなるんじゃないかという、勘違いとまではいかないでも何か淡い期待を感じているんじゃないかと思っております。

しかし、今までのことは2011年の3.11が起こる前の常識とされてるものを参考にして考えられております。この3.11を教訓にして変更、徹底をするべきではないでしょうか。私どもの防災会で県の出前講座をお願いをいたしましたときに、講師の方にこのことも話してみました。3日分というのはいかがかと聞いてみたところ、そういった声を市民、県民の方からもぜひ出せれるところから出していってもらいたいということをそのボランティアの講師の方にはおっしゃっていただいております。

そんな折、備蓄についての番組ですが、NHKの11月29日、先日金曜日放送の四国羅針盤におきまして、これは再放送が12月7日かなんかにもあったと思います。

「巨大地震 食料をどうする～“備蓄1週間”の衝撃～」というタイトルでございました。「地震や津波からどう生き残るのか。その対策を考える中で、これまで盲点となってきたことがある。生き延びた先で、水や食料をどう確保するのかという問題である。今年5月、南海トラフ巨大地震の被害を検討する国の委員会は、「7日分の水と食料が必要」と提言。自治体にも頼れない中、対応できていないという住民は少なくない。さらに、アレルギーの人への対応など課題は山積。見過ごされてきた地震・津波対策の最前線に迫る。」という内容が書かれております。そういった告知でございました。これは多分、中央防災会議の防災対策推進検討会議の下につくられた南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが5月28日に公表した最終報告のことと思います。自分これを見てもちょっとよくわからなかったんですが、書類では。後で再放送を見てみると、何となくその言葉の中でその7日間というのをかなり強く言っていたような感じでございます。やっと自分が言ってきたことが確認されつつあるとともに、施策の変更に弾みがつくような気がしてまいりました。

そこで、順次質問をしてまいりたいと思います。市民の備蓄食料についての認識が統一されていないような気がします。これはある方から、所属している香美市内の方です。市内から所属している自治会長か防災会長やったかちょっとはつきり聞き忘れましたが、「地震が来たらわしが役所へ行って食料をもろてきちやるき、おまんらは備蓄らあするよばなあよと言われたけど本当やろうか。」と、そういう話を自分はちょっと聞かされました。そこで、確認の意味も込めて質問をいたします。

香美市準備の備蓄食料は避難所以外の方にも提供できる余裕はありますでしょうか。
1 問目でございます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。利根議員の質問にお答えいたします。

本市の備蓄食料は香美市地域防災計画、第2編、震災対策編、第1章、第3節、地震被害想定避難者数8,204人をもとに3日分の食料について備蓄をしてまいりました。この数字は平成18年3月の第2次高知県地震対策基礎調査により香美市全域で想定された避難者数となっております。被害想定につきましては、家屋の大破、中破、焼失、断水の世帯から算出される罹災者で地震発生から1日後の避難者数となっており、避難所へ避難してくる避難者以外の避難者も含めた数字となっております。

また、本年5月に高知県により発表された新たな被害想定につきましては、地震発生から1日後の避難者数が避難所4,800人、避難所以外3,200人の合計8,000人と想定されております。現在の本市の備蓄食料はこの8,000人に対して準備を行っておるところでございます。したがって、現在の備蓄食料につきましては避難所及び避難所以外に避難された方の3日分の備蓄でありまして、避難をされてない住民等への配給を想定したものではないことから、避難者以外に配給できる余裕は現在では少ないという状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。確認をいたしました。

このことは香美市地域防災計画の1章、1節の8にありますように、「市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。」とありますので、しっかりこのことは勘違いされてる方っていうのが、その住民というよりもその情報を中継する方の立場というか、ある程度もうちょっと知っちゃかんといかん立場の方そのものがちょっと勘違いをしちゃうというような気もいたしましたので、広報についてはまたこれはちゃんとやっていただきたいと思いますけど、それはどうでございましょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 広報についてはまた今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。2問目に移ってまいります。

先ほど申しましたように、県、国の対応があるので4日目以降は何とかなるというふうな考え方は何となく甘いような気がしておりますが。本市が避難所用に準備する食料備蓄3日分というのは、3.11を経過した今ある程度足りるという認識でございましょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

地震など大規模災害が発生した場合には、被災地域以外からの支援はやはり数日間の

日数を要すると思っております。地域防災計画の中で家庭、自主防災組織など住民による備蓄3日間、行政による備蓄3日間の合計6日間を備蓄目標基準として記載し、計画をしてきました。その後は国、県等の支援を受けることや民間事業者との災害協定に基づく流通備蓄も視野に入れた備蓄計画としております。

3日間という基準につきましては、これまでは電力の復旧や支援が始まるまでに最低3日間はかかるため、それまでの準備ということで市民の皆様をお願いをしてまいりましたが、本年5月、先ほど利根議員のほうからご紹介がありましたけれども、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループのほうから1週間分という提言が出されました。災害の規模によってはこれで十分というわけではございませんが、1週間という日数は東日本大震災の検証後出された数字でございまして、現在各家庭で準備しておかなければならない、また行政としてはお願いしていかなければならない日数として認識をしておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 今ちょっと答弁にございました住民3日間、行政3日間で合計6日分というような答弁の中に言葉がありましたけど、これはあくまでも避難所と自宅で構えられ人の3日と自宅でおられる人の合計3日間で、3日と3日を足してもこれは6日間にならずやっぱり3日の備蓄量やと思いますけども、その辺の確認をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） あくまで避難者数の3日分の備蓄ということになっております。各家庭で避難されてない方につきましては当然3日分の備蓄ということになるかと思います。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） これは今答弁のほうにもありましたように香美市地域防災計画の見直しの折にはぜひこの数字も見直していただかないと整合性とかの問題もありますので、できるだけ早い機会にどれぐらいかの期間で見直すというやつ、条項があったのかちょっと自分にははっきり今覚えておりませんが、できるだけ早い機会にこの防災計画そのもののものとなる数字を、もちろん県の条例とか計画の中にもまだ、そこから直していかんとそこの整合性の問題もあると思いますけども、本市は本市でこの防災計画というのは独自でももちろんつくれるものでございますので、それ自体の数字の改定を急いでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。地域防災計画につきましては新年度見直しを実施する予定でございます。利根議員のおっしゃいましたとおり、高知県の計画と香美市の計画というもので、香美市が独自の数値を出しても何ら問題はないというふうに思います。しかしながら、香美市内での統一性を図るためにはまずは地域防災計画

の数値を修正した上で住民等への広報という手順が必要と考えますので、次の見直しの時点でまずは県等にも相談しまして、県の数値等も比較しながら香美市の数値として上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 次の3番目の質問に移ってまいります。

高知県南海トラフ地震対策行動計画にも書かれておりますが、応急対応食品がかなり
の人数でもって数日間活動するのにも食料を含めた準備が要るようでございます。本市
においては応急対応食品、たしかこっちの書いている文には災害救助従事者とかいうよ
うな表記にもなっていると思いますが、それ等に対して食料備蓄は何日分を想定している
か、また準備をしているかをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

応急対策に従事する職員等の食料等の計画でございますが、現在のところまだ人数や
日数等指標となる数値が出ておりませんので、現時点では想定及び準備もできてないよ
うな状況でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 県のほうにもこれは出ておりますので、できるだけ準備を進
めていったらいいと思いますが、防災計画を見ても全体の食料備蓄というのがかなり時
間がかかるようでございます。事が起こったときにはここが本部になると思いますけど
もかなりの人数が、そして県の計画を見ましても一般の避難者と従事者についての1日
の必要カロリー等とかも全然違うようでございますので、ここに合わせた確実に初期活
動ができるような体制をつくるためにも早急にこの部分は備蓄をしたら、別枠でもちろ
んしたらいいと思いますけどもその辺のご検討をできませんでしょうか、よろしく願
いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） それにつきましては検討をしていかなければ
ならないというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 次の質問に移ります。2番目のほうでも答えが出ているよう
な気もいたしますが4番目で、これは3月にも聞いたことの再確認になると思いますが、
市民にお願いする家庭内備蓄は3日で足るという認識かということでございますが、よ
ろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 3.11が起こるまではこれ3日分という数
値で準備もしましたし広報もしてまいりましたけれども、今回の新たな提言におきまし

て1週間という数値が出ましたので、市としましては新しい指針のほうを尊重していく必要があるんじゃないだろうかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） これも県の計画とともに見直す中でやっていただければと思います。

5番目に移ります。広報などとも協力して1週間以上の備蓄を強力に告知ということでございます。これも実は県の条例のほうにも備蓄についてはもちろん罰則とかないがですけども、高知県の条例のほうにも県民の備える項目の中にもあります。多分このことが余りに条例でも決まってる、県民は食料備蓄をせんといかんとかいうそういうことも含めて知らない方もおると思います。広報、紙ベース、ホームページ、いろいろでございますが、先ほど答弁にもあったように1週間以上というのを県、国のほうからも言うてくるとは思いますけども、整合性ができたのを待つというより待つ以前に広報で最低1週間というその数字がどんどんどんどん市民の耳の中にたまっていくような広報をお願いしたいと思いますがいかがでございましょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 広報の重要性は認識をしておりますので今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 1題目の南海地震に備えての質問を終わります。

続きまして、ふらっと中町の継続をということで質問をしてまいります。

ゑびす街協同組合が中心商店街及び店舗対策事業の補助金もいただきながら、西本町1丁目の旧山田スーパーの空き店舗を活用してふらっと中町というスペースを運営しております。なぜあえて店舗ではなくスペースという表現をしたかと申しますと、ここは物販とか食販に限らず実に多彩な事業を行っているからでございます。補助金もいただいている事業ですので、担当の佐々木課長のほうには自分よりずっと詳しいような事業報告も上がっているものと思いますが、自分の知ってる部分だけをちょっと例に挙げて質問をさせていただきます。

ここは独自の公民館というか集会所を持ってない西本町1丁目から3丁目が合同で町内会のお花見を開いたり敬老会を行ったりとか、また町内会の忘年会の会場としても利用しております。続きまして、ゑびす祭りやゑびす昭和横丁、そしてバンド演奏の会場等地域のイベントの核として利用されております。また、これらのイベントにはたびたびこうご質問にも出てきておりますが、大西部落なんかのIターンした方なんかもよく参加されておまして、たまたまここで行われたイベントで出会って香美市への移住を決意された方もいたりしております。あと本年度は山田まつりのメダル会場となったほか、今年度は特に八王子の秋の大祭でもこの場所は大いに活躍をいたしました。あと自主事業としては地域住民等の交流イベントを数多く行っております。特に小学生と工科

大生が交流できるイベント、地域住民と工科大生が交流できるイベントなども数多く行っております。物部、香北の製品なども扱っており、アンテナショップの役割も担っております。近隣住民が集まってきて1日2回のラジオ体操なんかも行っており、毎日の交流の場、お互いの見守りの場としても活用をされております。実に幼稚園児から90歳を超えるお年寄りまでが、そして地域に住んでいる方から県外から来られた方まで幅広くこのスペースの恩恵を受けておることになります。

さて、先日いただきました第7次実施計画によりますと、産業振興課より平成26年度も何か金額はちょっと縮小されたようでございますが、このエリアについては存続させたいとの数字が上がっているように私は見えてましたが、一応担当課は産業振興課でございますが。先ほどから述べさせていただきましたとおり、事業内容は空き店舗、商店街活性化では産業振興課の事業として、自治会の活性化支援とか地区集会所機能、交流人口及び定住人口についてはまちづくり推進課から政策企画財政課も若干関係してくると思います。児童の見守り、小学生に対するさまざまな事業は教育振興課、ラジオ体操や3B体操が健康介護支援課、介護予防等にもかかわってきております。実にさまざまな課の担当業務にわたって効果を上げていると思います。

そこで、2点質問をさせていただきます。県の補助事業を受けての事業でございますが、その有無にかかわらずぜひこの事業を継続させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。有無というか増減ですね。あわせて総額で今年並みの予算立てはできないかを質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 利根議員のふらっと中町の事業についてお答えいたします。

まず、さまざまな事業展開を行っていただいております、この商店街の空き店舗対策として1つ有効な施策となっておるということを担当課としてありがたく思っております。

現在ふらっと中町で実施をしております中心商店街拠点整備及び空き店舗対策事業、これにつきましては平成21年度から平成23年度まで、まず国の100%補助事業といたしまして高知県ふるさと雇用再生特別基金事業、略称としてふるさと事業として創設をされたものでございまして、いわゆる市負担のない事業でございました。これにふらっと中町のほうで平成23年度から平成24年の9月末までこれに手を挙げていったということでございます。この事業につきましては、ただ平成24年9月末までで終了という形で一旦もう区切りをつけますよという形だったんですが、そのままというわけにはということで高知県産業振興推進ふるさと雇用事業といたしまして、平成24年度から平成26年度までの3カ年事業といたしまして、高知県単独事業といたしまして一定の補助を設けながら実施をします。ただ、この実施の採択要件でございますけれども、本事業につきましては短期、中期の経営の指標や経営改善の取り組みを含めた計画書を作成した上で平成27年度には自立、安定した経営を目指すこと、これが当初からの採

択要件となっております。

補助率にいたしましても、平成 23 年度国がやってたころは 100% であったものが平成 24 年度補助率が県が 3 分の 2、市が 6 分の 1 で合計 6 分の 5、それが平成 25 年度につきましては県が 2 分の 1、市は 6 分の 1 のままですが 3 分の 2 に、平成 26 年度、来年度につきましては補助率が 2 分の 1 ということで県が 3 分の 1、市は 6 分の 1 のままになってくるわけでございます。この年々補助率が下がっていくシステムといいますのは、逆に言いますと徐々に補助に頼らない経営体質に向かっていっていただくための措置と、そういう事業であるということをもっと前提といたしまして、採択要件でこちらのほうに手を挙げてきていただいているというふうなことでございますので、本事業につきましては平成 26 年度をもって終了するというところで予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4 番、利根健二君。

○4 番（利根健二君） 大体状況はわかりました。

確認でございますが県が 3 分の 1、市が 6 分の 1 ですかね。今回県が下がった分について、例えば本来ならば先ほど言われたような自立の面も含めて地元なり商工会、並びに街協同組合等がその分を出して、欲しい満額に近づける必要があるかとは思いますが、平成 26 年度県が下がった分を本市のほうで積み上げるというようなことにはならないのかをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。先ほども申しましたように徐々に補助率を下げていくことによって自立を促すというふうな形でございますので、補助率を上げるということは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 4 番、利根健二君。

○4 番（利根健二君） とりあえず、ここはそしたらこれで次の質問をいたします。

産業振興課もこの制度においてはもちろんそういう見解が出てくることと思います。2 番目でございますが、1 番目で言ったとおりここはもっと大きな可能性を秘めてる場所と思っております。はっきり言えば現状よりもうちょっと少しだけ整備して、現在の事業にプラスしてシェアオフィスやシェアハウスとか、そして地域の方々や工科大生の身近な発表の場としても発展させてはどうでしょうかということでもあります。

中心商店街及び空き店舗対策事業というようなくくりですと先ほどのような自立前提の事業になります。それはもうもちろんそういうことでございますが。ずっと最初の前段の質問に述べさせていただいたとおり、もう 1 つこう大きな枠で捉えて、実に数多くの課にわたる事業が展開できる場所でございます。地域交流センター的な役割もあわせて持つ施設として、ある程度現状ではその補助金の関係から産業振興課の担当でございますが、もうちょっと大きい枠でこのエリアを何とかこう使えないかというようなこと

をずっと考えておりました。もちろんこれは個人の持ち物でありまして、勝手に地主、家主の意向も聞かずにこういった議論を進めることはできませんけども、商工会や地元のゑびす街協同組合とか地元町内会とか、地主さんとの交渉も含めて協議の場を持っていただいて、このエリアをそういった市民の皆さんが使えるエリアとして再開発をできないかということですがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、商店街の活性化や空き店舗対策の1つとして、このふらっと中町というのは拠点となる施設ということは十分に認識をしております。それで平成26年度、来年度からでございますけれども、こちらにつきましては、まちづくり推進課の所管する移住ということ、定住という形で高知県移住促進事業っていう新たな事業がございますけれども、こちらのほうのソフト事業の中で、やはり移住、中長期滞在及び交流を促進するための調査や計画を主とした事業、先ほど利根議員の申されましたように例えばシェアハウスであるとかシェアオフィスであるとか、そういうふうな部分も含めましてふらっと中町だけではなくゑびす商店街、その周辺部を含めたいわゆる商店街区域を対象といたしました今後の計画、当然調査に伴っての計画とはなろうと思っておりますけれども、移住促進を主目的といたしますので所管はまちづくり推進課になってきますけれども、当然商店街の活性化を含みますので当課におきまして当然連携を持ちながら、事業の展開に向かって進んでいきたいというふうな形で考えておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。何か非常にありがたいようなご答弁をいただいたような気がしておりますが、その計画等の推進役というのはもちろん行政のほうもあるでしょうが、あと一緒に手に手をとって推進していく地元の団体も必要かと思いますが、商工会がメインでしょうか。ゑびす街とか町内会も含めた事業になるのか、そのあたりをよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。これは今後のことでございますので未確定な部分もございますけれども、このソフト事業の調査分析を経て、ちょっと目標としておるところには中小企業庁のほうで地域コミュニティ機能の再生事業という事業がございます。こちらにつきましては商店街組織、香美市で言いますとゑびす商店街のその組織と民間事業者の連携ということで、ここに商工会が入るのかどうかというのはまた今後の検討にもなりますけれども、それによりまして国の事業といたしまして上限3分の2以内の事業というふうな形で、上限5億円までの事業という展開がハード事業として可能であるっていう事業、そこへ持っていくがためのソフトっていうふうな形で捉えて、事業の展開をしていきたいというふうな形で商工会のほうとも協議も行っておるところ

でございます。ただ、あくまで事業主体につきましては商店街組織っていう民間の組織でございますので、そちらに対して市のほうとして可能な限りの支援をしていくというふうな展開にはなつてこようかと思いますが、民間の活力を導入した市の事業じゃなくて、民間そのものに対してうちのほうが支援を行っていきたいというふうな形での事業展開と考えていただければと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4 番、利根健二君。

○4 番（利根健二君） はい。そしたら、今後の展開に非常に希望を持ちまして私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2 時 2 7 分 休憩）

（午後 2 時 4 0 分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続けます。

次に、1 3 番、大岸眞弓君。

○1 3 番（大岸眞弓君） 1 3 番、大岸眞弓です。一般質問最後の日程となりました。執行部の皆様には連日の審議でお疲れのことと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私は住民こそ主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

質問に先立ちまして通告文の訂正をお願いいたします。特定秘密保護法案につきましては、通告を策定した時点ではまだ衆・参両院を通過しておりませんでしたので、現在通りまして①のところを「問題の法案が提出されている」を「されていた」とお願いいたします。そして②の法案、「この法案は」の「案」をとってください。⑤も「案」をとっていただきたいと思います。

それでは、質問に移ります。

特定秘密保護法が12月6日に成立し、法案は法となりました。国会に上程された時点から多くの問題が指摘され、日ごとに広がる国民の反対にも耳を貸さず強行可決しました。既に衆・参両院を通過した国家安全保障会議、日本版NSCの設置法とともに集団的自衛権行使の容認、最終的に憲法を変えて国防軍を創設し戦争する国へと道を開いたものです。実質上の改憲を意味する、こんな重要法を臨時国会で強行可決したことはおよそ民主国家には許されない行為であり、一地方の議会人として強く抗議したいと思います。

秘密保護法の制定は背景にアメリカの要請があることが指摘をされております。2005年に日本は日米両国の部隊から首脳レベルまで、あらゆる範囲で軍事戦略や情報を共有することを米国に約束しました。その際、秘密保護の追加的措置として、米国の情

報が日本から漏れないよう対策強化を要求されたものであります。

これに続き、2014年の通常国会で国家安全保障基本法を成立させ、新防衛大綱を策定しようとしております。2012年の防衛白書では、動的防衛協力として隣国に対抗する日米共同訓練、演習や警戒監視の強化などを打ち出しています。このように日本が米国との軍事同盟を強めれば強めるほど、日本は取り返しのつかない方向に行くのではないのでしょうか。過去の反省に立てば、この方向に未来はないと考えます。

もう一方、国民の側からすれば情報統制による知る権利の侵害や政府による情報操作のおそれ、表現の自由の侵害、原発や基地問題、TPPなど、良心に基づいて社会を変えようとする市民運動への制圧、国家権力を監視する報道の自由への規制、国会議員も処罰の対象とし、国会の役割そのものを形骸化するなど余りにも多くの問題が指摘されながら、何ひとつ国民の納得を得ないままの国会運営でした。法に賛成という方からも急ぎ過ぎの声はあります。成立はしましたが国民主権を著しく侵害するこの法律を看過できません。

次の点をお聞きいたします。まず1点目です。

日本は隣国との間で領有権や領海侵犯、歴史認識の問題、最近では防空識別圏などで緊張関係にあります。しかし、日米が軍事同盟を強めオスプレイの配備や低空飛行訓練、嘉手納基地へのステルス戦闘機の配備、海兵隊の増強、最近では滋賀県での日米共同演習など軍備強化による安全保障で隣国の脅威がなくなるのでしょうか。なぜこんなときにこそ6カ国協議の平壤宣言に基づく話し合い、6カ国協議には中国、アメリカ、ロシア、日本、韓国、北朝鮮が加盟をしているのでございます。また、南シナ海行動宣言で示されております「領土、管轄権紛争の平和的解決に至るまで、関係当事国は協力と理解の精神において彼らの間での信用と信頼を創る方策を追求する努力を強化することに同意する。」このようになっております。この宣言や枠組みを使って対話の外交を進めることはできないのでしょうか。

領海、領有権争いはいずれの地域にもあるからこそ、この話し合いの国際ルールが多く多くの国が参加してつくられております。東南アジア地域では、先ほど述べました南シナ海行動宣言のほか東南アジア友好協力条約、ASEAN地域フォーラム、東南アジアサミットなど、いずれも重層的な平和と安全保障の枠組みがつくられ、年間1,000回を超える徹底した対話によって紛争を戦争にしない努力、紛争の平和的解決を実践しています。この枠組み全体を貫く思想は仮想敵を設けず、地域の全ての国を受け入れています。こうした平和的手法による安全保障が日本のとるべき道ではないのでしょうか。国が大きな分岐点に立った今こそ、地方からこの発進をするべきだと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 大岸議員から特定秘密保護法につきましてのご質問をいただいております。私自身勉強不足でございますので、余り議員に対しての十分

なお答えにはならんとお思いますがお許しをいただきたいとお思います。

今回12月6日、強行採決という形ではございましたが法案が可決をされ、特定秘密保護法が成立をいたしたわけでございます。この法がなぜ今行わなければならないかということ、背景につきましては今議員からもさまざまな日本を取り巻く背景というものが言われたわけでございますが、やはり国家、政府の使命というものは国土の保全であり、そのことはイコール国民の生命、財産を守る大きな立場、責任を持っているわけがありますので、さまざまな特定とされる秘密等情報もあろうとお思います。そうしたことに鑑みて、今この法が必要という思いの中でこの法が出され、そして国会採決をされたという思いしかございません。これは今の時代の流れの中でこれが必要であったらうというふうな理解を持っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 1問目のご答弁をいただきました。

政府もこの法の根拠としてその隣国の脅威論といいますか日本の周辺の環境が変わったんだ、そのために法整備をとという説明はしておりますけれども、私は情報は隠すのではなく限りなく開示をすることが本当の意味で国民を守ることになるのではないかと、また民主国家としてそれがあるべき姿ではないかと思うところです。今、私が先ほど申し上げました軍事同盟頼みの外交交渉では展望が開けないと思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。2回目の質問にお答えをします。

そうした配慮というものは当然必要であらうとお思います。ご質問にもございましたASEANの取り組み、そうしたことがあってしかるべきだというふうに思います。しかし、そうした後ろ盾の法があって初めてそうした場面に進んで行けるのではないかという思いも私自身持っておりますので、やはり今の国の姿勢を信頼をし、そしてそうした思いについて理解を持っておるものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この法がこういう背後にあってこそ外交もできていけるのではないかという、一部私はその市長のご答弁に関しましては抑止論であると、これまでの域を抜けない立場だというふうに申し上げまして、市長でございますのでこのあたりで一問目はとどめたいとお思います。

次の②に移ります。

この市長のおっしゃった必要論も一部あるにしましても、余りにもこの法律は問題の多い法律でございます。弁護士連合会も反対声明を出しました。日本国憲法に明記されました基本的人権を侵すものであることを警告しています。冒頭に述べました国民の側からのさまざまな懸念事項が払拭されていません。特定秘密保護法違反で捕まった人を

裁判で弁護しようと思っても、罪状さえ明らかにされないので弁護活動は成り立たない。弁護士が調査をしようとするとなればそれさえ法律違反になるというものです。

また現在、国と地方は対等平等で曲がりなりにも住民自治と団体自治は守られておりますけれども、国がたくさんの情報を特定秘密にし地方に必要な情報を収集できなくなれば、地方自治権も侵害されるおそれがあります。このことに対するご意見をお聞かせいただきたいと思うのでございますけれども。この特定秘密保護法は現在あります防衛秘密と特定管理秘密がモデルになっているとの報道がございます。防衛秘密に関しましては234件、そして、特定管理秘密は22省庁にわたりまして実に42万件ございます。これがそのまま特定秘密として指定されるものと推測をされますけれども、特定秘密のその指定権限を持つのは行政機関の長であることはこれまでも明らかになっておりますけれども、この55の機関の長は新聞報道等では首相とか自衛官とか警察とかそのあたりが秘密を漏らしたらというふうに報道はされておりましたけれども、これで見えますと、首相、内閣法制局長官、原子力防災会議、安全保障会議、地球温暖化対策推進本部、その他もろもろ続きまして、宮内庁長官、国家公安委員会、金融庁長官、消費者庁長官、消防庁長官、法務大臣、外務大臣、財務省、海上保安庁長官、少しわからないのが観光庁の長官、これがどうして特定秘密をつかさどるところになるのか。それから気象庁長官も入っております。さっきの質疑の中で、あらゆる省庁とやはり利根議員への佐々木課長のご答弁の中でも中小企業庁とかいうふうな言葉が出てまいりましたけれども、地方自治体の仕事というのはあらゆる国の省庁と当然のことながら関係をしております。この55の機関の長が秘密を指定しまして、地方自治体に必要な情報も入ってこなくなった場合にどういうふうになるか。地方の自治権がきちんと守られるのか、それが大変懸念をされているところでございます。これに関するご答弁をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） なかなか詳しくお話をいただきましたが、私はなかなかそこまでよう勉強もいたしておりません。しかし、この地方自治権にそうした侵害のおそれがあるということがないようなやはり配慮、そうしたものが国には必要でありますし、また当然そうしたことへの自治体への説明といいましょうか、そうしたものも当然必要になってくるのではないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 秘密の範囲が、それからどういう運用をするのか非常に曖昧でございますので、現在のところでもその辺のところは何とも言えないのでございますけれども。

例えばこういうことでお話をしたいと思うのですが、正確な情報があるということがどれほど大事か。福島原発の事故ではSPEEDIの情報、緊急時迅速放射能影響予測、この情報が地元の浪江町の方々に隠されまして役場ごと避難しました。そのために

より放射能の強いところに避難をいたしまして無用の被爆をいたしましたことは報道でもありました。この時点でアメリカには既に情報が渡っておりました。また、最近では原発事故直後に政府の人工衛星が上空から画像を撮影していたのに、東京電力に提供をされませんでした。それが明るみに出たのでございますけれども、東京電力の事故後の原因究明や対応にこのことが大きく影響したことは容易にわかります。被害を拡大させたおそれがあるのです。

一方、もっと具体的なお話をしたいと思うのですが、福島から原発事故の被害から逃れて移住されたご家族がこの香美市にもいらっしゃいます。その方は、お話を聞く機会があったのですが、山岳用の天気図をたまたま見ることができたので放射能を含んだ雲が自分たちの上空を通過するおそれがあるというそういう予測をしまして、その前に乗用車でできるだけ安全な方向へご家族で逃げたということです。それで現在に至っておりますが、そのときに昆布もヨードですね、昆布も用意していたと聞きました。緊急時によくそれだけの冷静な判断ができたとは私は驚きましたけれども、このように正確な情報があつてこそ適切な行動ができます。これは地方自治体の仕事にも同じことが言えるのではないのでしょうか。このことに関しましてご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほども言いましたが、適切なやはり判断ができるだけの説明、そうしたものがあつて初めてこの特定秘密保護法が信頼をされ、そして支持をされるものであらうというふうに思いますので、そうしたことは必要であるというふうに認識をします。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 成立後、安倍首相は説明はしていく、納得していただけるように説明をするというふうにはおっしゃっておりますけれども、そうしたものを担保する条文がございませんので、この秘密保護法が本当に大変不安を感じるころの由来でございます。

私は情報のあり方はまさに危機管理の問題であることを申し上げまして、次の③の質問に移ります。具体的なことでお聞きをしていきます。

9月議会で私は低空飛行訓練の質問を行いました。そのとき米国の提出したフライトプランを航空管制を行う国土交通省や防衛省が受け取っていたんだけど、米国に一方的に配慮して関係自治体に情報を寄こしませんでした。このことが今では問題視をされておりますけれども、これが特定秘密に指定をされますとそれが合法となってしまう。逆に嶺北地域で行っております米軍機の訓練の監視、ビデオ撮影、県の危機管理部への情報発信もできなくなり、抗議行動が違法となるおそれがあります。市民の安全を守ろうとする行動が罪になるおそれがあるわけですが、これについての首長としての見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 前議会でも答弁させていただいたことでしたが、米軍の飛行に対して国にその説明があり、国はしかしそれを関係自治体にもそうしたことの情報を流していなかったということに対してのご質問であって、そのとき私は国に対して不誠実、また不信感を抱かざるを得ないというふうな答弁をさせていただきました。その気持ちは今も変わっておりませんが、こうしたことが特定秘密に指定されたらという仮定でございますので、それをどうこう言うつもりはございませんけれども、しかし、私自身の思いとしては、この米軍の低空飛行訓練等によって市民の生活、財産が脅かされる事態が起きるということがあるわけで、今までもあったそうした恐怖心といひましょうかそうしたものを持っているわけでありましたが、そうしたことがあるということになれば処罰を覚悟で私は立ち向かっていく、その精神はこのまちを預かるものの長としては必要ではないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 市長から大変心強い答弁をいただきました。特定秘密にこれが指定されるかどうか、私は今の報道から見まして当然これは特定秘密に指定をされると思います。防衛秘密であるからこそ、そのフライトプランが公開をされなかったものでございます。そこで市長も言及されましたけれども、私たちが今後も住民の生命、財産を守るために要請行動を勇気を持って続けなければならないことを申し上げまして、次の④の質問に移ります。

④、何が秘密かは秘密だと言います。仮に大規模地震が起きて伊方の原発に何かあったときに情報はきちんともたらせるのか、そのときの防災活動がどうなるのか。また、仮に物部町で訓練中の米軍機事故が起きたときに、消防や救急救命活動は香美市の消防が行えるのか、原因究明はできるのか。原発の使用済み核燃料の施設があと数年で全国で満杯になるところがあり処分場に困っています。伊方原発もあと8年ということです。本市のどこかに知らない間に処理施設がつくられるおそれも全くないとは言えないと思いますが、法の全体像から見まして市長、どのように現在の時点で認識をされるのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） この法を運用していく中で当然チェック機能というものが生まれていくと思いますし、またそういうふうな方向で進めるというふうな発言も首相のほうからもあっております。そして、そのチェック機能というものを十分に議論をしていただいて、そうしたことに当たらないようなやはり対応、対策をとっていただくことが必要というふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 第三者機関とか言葉としては出てきておりますけれども、これもその機能については今のところ全く不明でございます。担保されておられません。そして、原発施設もテロ対策として特定秘密になりますので、自治体の頭越しにやられ

ようとしても情報収集は教唆の罪、反対運動は扇動の罪になるおそれがありはしないでしょうか。このあたりも非常に曖昧で不安が尽きない法であることを申し上げ、次の⑤の質問に移ります。

この法律は国民の心配する肝心な点が曖昧で手続も審議も未熟です。また、憲法学者や有識者は違憲立法だと申しております。昨日の地元紙の1面に共同通信社のアンケートが掲載をされました。これでございますけれども1面がこういう感じです（資料を示しながら説明）。それによると、秘密保護法は修正または廃止と回答した方が8割を超えました。秘密保護法を不安と感じる方は約70％です。また、同日の夕刊には、これは私は珍しいと思うんですけども、廃止に向けて諦めずに声を上げようということで読者に呼びかけております。成立した後も不安がどんどん広がっております。こんなことは法律が成立した後もこういうふうになることはかつてありませんでした。

そこでお聞きをいたします。秘密保護法はもう一度審議を差し戻し、廃止にするしかないのではないのでしょうか、この点をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 今までずっと答えさせていただきました。法の廃止をというふうなご質問であるわけでありますが、運用まで1年という形の中でそれぞれ識者がいわゆる議論をしていかれるであろう。そして、日本の国にとってこの秘密保護法が国民の安心、安全、そして国の保持、保全につながるような、そういう立派な法として運用ができる、そういう方向に進んでいっていただけるだけの結論を生み出していきたい。それはやはり国法の課題であろうと思いますし、また先ほど議員が示されました多くの人たちが不安を持っているということに対して、きちっと説明責任ができるだけの対応はされていくであろうというふうに期待をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この法律がもう少し法として成熟することを期待をしておられるというご答弁でございましたけれども、私は現在の安倍内閣の路線、日米の軍事同盟強化の路線ではそれは望めないと思いますし、余りにも問題の多い法律だと認識をしております。議会人としまして私個人、この法律を今後も監視をし廃止を求めていくことを表明しまして、学力テストの質問に移ります。

文部科学省が全国学力テストの実施要領を変更し、これまで禁じてきた市町村教育委員会による学校別の成績公表を来年度から認める方向を打ち出しました。それまで過度な競争や序列化を招くとの懸念から、都道府県教育委員会による市町村別の公表、また市町村教育委員会による学校別の成績を公表することを禁じておりました。公表容認に踏み切ったのは、教育施策に税金を投入する根拠を示すことにより教育委員会が住民への説明責任を果たせるようにするためのとのことですが、テストの点がひとり歩きするようにならないかそれが危惧をされているところです。また、新聞記事によると公表は

目と関心がやはり順位に行くようになります。これはもう避けられないことだと思うんですけれども。そうした場合に各学校の現場の先生方の負担増、そしてプレッシャーとなるおそれはないのでしょうか。私は学校別の公表について現場の先生方に最も多く反対の意見が多いというのは学校が比べられること、ひいては自分の受け持ちのクラスがそういうふうに見られること。香美市は学校は小さい規模が多いですので、1クラスが1学年というところがありますよね。そうしますと、その学校別に並ぶとすぐにたちどころにわかりますので、そういうことへのそのプレッシャー、多忙化ももちろんありますでしょうが、何より子どもたちにいい影響を学校別公表は与えないということを現場の先生であるがゆえに感じ取っておられるからではないのでしょうか。この心配は60年代にありました学力テストでは、点数を上げたいがために解答の間違った子どもの机をとんとんとたたいて、先生がそれとなく生徒を暗示したとか、教育現場では最もやってはならないことを先生がこうやらざるを得ないようになる、そういうプレッシャーを与えてしまう。そんなことを誘発してしまう心配は、過去にあっただけにする必要はないのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

現在、各学校では調査結果や改善策を独自に公表し、家庭、地域と連携して取り組みを進めていますので、各校の公表を発展させてもうちょっと詳しく出していくことについては、負担感やプレッシャーは問題はないと思います。そういう詳しくすることで地域の方、保護者の方と連携していくという方向に向けていかなければならないと思っています。ただ、国が公表を可能としたことで市町村が学校名を明らかにした公表をすることにつきましては、昨日デメリットについてお答えをいたしましたように学校別結果のみ、特に点数の部分のみが優先をされてしまって、学校の序列化等が空気として起こってしまったときに子どもたちや保護者の方々の気持ちの混乱を招くおそれがありはしないかということを教員のほうは心配はしていると思います。香美市の学校規模にしましても、先ほど大岸議員が言ってくださいましたように学校規模だけでなく学級の規模が非常に違います。子どもたちの中になかなか学習についていきにくい子どもたちもいて、個別指導をかなりしている子どもたちもいます。いろんな状況の子どもたちがおりますので、そこが特定されるというよりは何か非常にその子たちが嫌な思いをしてしまふとかいう別の意味の心配をしまして、そういう意味で心配をしているということではあります。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） その前段に紹介しましたアンケートでは、その従来どおり学校だけが公表して教育委員会は公表できないという回答を選んだ層から、学校が学力テスト対策偏重になりはしないかと、そういう授業がテスト対策になってしまうということを懸念をしております。そういうおそれはないのか。多分私はこれまでのご答弁の

中で教育長はそのあたりのことは非常にこう微妙にバランスをとりながらやっているという感じは受けましたけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ④のあたりへ進んでいいんですか。

（13番、大岸眞弓君、自席より「④です」と発言する）

○教育長（時久恵子君） わかりました。テスト対策中心になるおそれはないだろうかというご質問ですけれども、全国学力・学習状況調査は、新学習指導要領に示されている内容の習熟度を問うものですので、この新しい学力観に立って日常の授業を行うことで子どもたちに力がついていきます。新学習指導要領への切りかえ当時は、つまりきのう申しました平成19年から何年間かにつきましては、教職員に研修時間が多く必要でしたし、子どもたちも学習内容や調査問題になれるのに大変でした。しかし、現在は何の学校もこの新しい学力観の趣旨に沿って授業実践ができているし、また十分じゃなくてもその方向に向けて授業をつくっていますので、今の授業が充実すれば学力は向上すると思っています。家庭学習でいろんな問題を解くとかいうようなことは以前よりは随分起こってきていますけれども、このテストだけに振り回されるということではありません。あくまでもこれをもとにして授業を変えていくというそういう調査でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 各現場、また教育長のそういう思いをくみ取られて、運用の工夫の仕方かなというふうに変えました。

次の質問に移ります。⑤の質問ですが、この間今までお伺いしてきたように教育長の学力テスト観はよく理解をいたしましたので、⑤は取り下げいたします。⑥でございます。

「校長先生、うちの学校が公表されなくてごめんなさい」、こういうふうに静岡県の子供が謝ったというショッキングな記事が新聞で掲載されました。静岡県知事がこの春のテストで成績上位だった小学校長86人の氏名を公表したことで、公表されなかった学校の児童が校長先生に謝ったということです。静岡県知事は当初ワースト100校の校長の氏名を公表しようとして反発に遭い、上位の学校長の氏名公表にしたのですが、私は教育の目的を見失っていると思います。子どもがこんなことで心を痛める教育であってはならないと思います。結果公表はやっぱり将来的にも私は避けるべきだと思いますがいかがでしょうか。正答率が上がればみんなで喜び合う、課題が克服できればねざらい合う、下がれば研さんを積んでいくということで教育効果は十分に得られると思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えを申し上げます。

基本的には市として学校名を明らかにした公表は必要がないと考えています。現在各

学校では取り組みの状況とともに調査結果をお知らせをしていますし、市教委も市全体の学力・学習状況をお知らせをしています。春のころ、子どもたちの自尊感情などのリーダーチャートのこのグラフを2年にわたって非常に低い段階から高い段階へ、高いといふか少し伸びている段階へ両方ともお示しをしたことがありますけど、この辺も非常に内容的には最初驚かれたデータだと思えます。けれども、学力・学習状況調査は膨大な中身がありまして、その点数の部分だけで見ていくというのはどうも十分じゃないところがございます。学習状況調査とともに合わせながら、保護者と学校がよく検討をして連携をして進めていくということが一番大事で、その方向はどんどん進めていきたいと思っています。

私が含みを残しましたのは、絶対にしませんってこう言い切るようなのではなくて、現段階ではそれを公表することがメリットのほうが大きいとは思えません。デメリットのほうが大きいという気がしますので、子どもたちというより先生たちが十分授業を変えながらやっていくという過程を総力をあげて大事にしながらいって、今後についてはどうしますということではなくて、十分な理解が得られ、そして連携もできて、こういう学力のことがどこでも意味がわかって子どもたちの成長を考えて語れるようになるようなまちになればいいなと思っていますところ。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） はい。わかりました。

それでは、学力テストで最後の質問⑦でございます。

一時期心配をされました鏡野中学校ですが、今進められております夢いっぱいプロジェクト、これは一人一人の子どもを大切にしたい非常に丁寧に子どもたちを見て育てている感じを私は受けております。注目をしているところです。現在の進捗状況と学校の変化についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

鏡野中学校の状況につきましては、議員の皆様を初め市民の皆様方に本当にご心配をおかけし申しわけございませんでした。一番は子どもたちに大変申しわけなくて、学校も市教委も全力でここに取り組んでいるところです。夢いっぱいプロジェクトは昨年の秋から始めて今に至っております。

この鏡野中夢いっぱいプロジェクトは、学校課題を克服するために教職員が一致団結して生徒が主体的にさまざまな活動を行うことができるよう日々の教育活動に取り組んでいるものです。子どもたちの振り返りを大切に、自己の成長を自分で確認できる支援をしていっています。その結果として、さまざまな行事に対して子どもたちの達成感や充実感が大変高まってきていることを鏡野中学校の先生方が実感しています。学校へ授業を見に行ったときに、どの教室も先生の授業をわかろうと以前とは違うそういう学習の空気がみなぎっていますし、子どもたちの笑顔が非常にかわいく美しく返ってきま

す。

自尊感情の意識調査をしています。3年生は自分は一人の大切な人間であるという項目において、そうであると強い肯定を示した値が昨年の29.8%から今年の11月末には36.8%と向上してきています。特に3年生全体のデータは47.4%となっており、全国的に50%あれば高いと言われる目標値に近づいています。また、3年生には昨年度不登校で全日欠席に近かった生徒2名が復帰し、通常に登校もできています。さらに別室登校していた3名も教室で学習意欲を高めて進路に向けて取り組んでおります。今後はこの取り組みの伝統を上級生から下級生に伝わる仕組みを整えるとともに、こうした意欲を学習や今後の生き方につなげる取り組みを進めていきたいと学校が強く考えています。

鏡野中学校は非常にこの効果があらわれてきているということもありまして、来年度の秋か冬かのあたりに夢いっぱいプロジェクト推進校として研究発表会を行います。そのときにはもっとよくなった子どもたちをぜひ皆様方に参加して見ていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 心配なニュースが多かったですので大変安心もいたしましたし、また子どもたちのためにもうれしいことだと思います。何か議会としてその条件整備等でできることがありましたら、また行ってきたいと思います。

以上で学力テスト関係の質問は終わります。

次に、国保についてお聞きをいたします。

今年2月に行われました国保の運営協議会の資料で、平成27年度税率改正パターンとして示されております平成24年度基金残高の見込みは約3億300万円となっております。実際の決算額は平成24年度、この前決算がありましたけれども4億2,900万円余りとなっております。見込みですので無論多少の誤差はあろうかと思いますが、この表のとおりいきますと、平成26年度の見込みが1億1,300万円で平成27年度には基金ゼロとなっております。本当にこういうふうになっていくのかどうか、平成24年度の決算は若干基金も黒字となっておりますし、この予測といえますか算出基準はどうなっておりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の国保についてのご質問にお答えいたします。

資料を作成したのは昨年12月末時点でございます。療養の給付費等の支出が4カ月分残っている状況での算出であるため、収入予定の国庫負担金の交付金額は未確定でございます。このため、過去の実績と伸び率から決算額を見込んでいるものでございます。基金残高が予測より多かった要因につきましては、決算時には療養の給付費等の支出が資料作成時よりも抑えられたことや国保税滞納繰越分の収納率の向上等見込み額より増

収につながったことに伴うもので、基金の繰り入れを行う必要がなくなったためでございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） たしか2月に運営協議会が行われまして、この資料をめぐるまして私もちょっと意見を申しましたけれども、今後のその国保の運営の見込みを立てていきますのに、その交付金も不確定、給付費もちょっとまだ年度途中とかいうふうな段階での資料を示すというのはどうでしょうか、それしかもう方法がないのですか。もうちょっときちんとしたことがわかってから資料にするとか、そうでないと方向がちょっと違う方向に行ったりしないでしょうか。その点いかがですか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） この時点でお示ししましたのは会するときにも申し上げましたが、これまでの数年間につきましては赤字決算をずっと繰り返しておりました。そのことから今後の税率の検討の第一歩として示したわけでございますので、今後もう少し逼迫した状態になりましたら、税率の内容とか基金の予測とかそういったことも含めて具体的な資料をお示ししたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 運営協議会がより正確な判断ができる資料ということで心がけていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

②でございますけれども、平成27年度にはこの運営協議会の資料によりますと基金ゼロの予測となっております。それで、基金がゼロになるから税率の引き上げをということでどれぐらい引き上げるのかも具体的に数字があっているところでございますけれども、しかし、今課長も少し触れられましたが、給付費を抑制しなければいけないということで予防医療でクレアチニンの検査を導入したり、あるいはその特定健診の自己負担を無料にしたり、それからジェネリック医薬品を推奨したり、給付費の減は若干その効果が出たというふうに見ていいのではないのでしょうか。

また、その平成24年度の決算状況では、被保険者4,977世帯のうち3,030世帯が、きのうも課長が申されましたけれども何らかの法定減免が対象です。そして、そのうちの65%程度が7割軽減世帯です。地方はこういった状況というのが普通なのかもしれないけれども、この状況がやはり香美市の国保世帯の厳しい所得状況をあらわしていると思うのですね。ですので、その基金の状況からしましても税率を引き上げる環境にないのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。個々の事情はそういった実態はあると私も認識をしております。しかしながら、経営を考えた場合にどうしても一定の負担増は避けられないということは考えられると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 一定の負担増は経営を考えると仕方がないというふうにおっしゃいましたけれども、いや、そういう数字なのですかということを行っているわけです。よその自治体を見ていただいたら、国保の基金なんて2,000万円とか南国市もふえて4,000万円とかそういう状態で、必要であれば一般会計から繰り入れて市民の負担を抑制をしております。ですので、まだまだうちはそこまでいってないというふうに私は判断するわけです。

そしてもう1つ、そういう課でございますので経営のことも当然考えていかなければなりませんけれども、やはり医療を全てのその国保加入者にきちんと行き渡らせる、そのことがまず第一に主眼に考えられなければならないと思いますので、その点をお聞きしたいと思いますが。結局税率を引き上げましたら資格者証をふやします。そうなりますと重症化につながります。でも窮迫しましたら保険証を出さないわけにはいきませんので短期証での対応になりますよね。そしたら、医療費はそういう傾向ですが早期にかかる療養より医療費は当然かさみます、重症化しますと。結局給付費を押し上げ、それが保険料にはね返ってくるというこういうサイクルになるわけですので、もう少し担当課として平成27年度には基金がこんなになるから仕方がないよ、仕方がないよというふうに言うのではなくて、市民の医療をきちんと確保するために方策はないかということに心を砕いていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 現時点でお示ししているものにつきましては、そういった可能性があるということで直ちにやるということではございません。当然ながら私どもの課としましても予防医療等に取り組んでおりますので、できるだけ税率の引き上げとかいったことは避けたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） すご答弁を聞きたかったのでございます。

続きまして、③の質問に移ります。

国保会計のその脆弱化が言われております。国保会計の安定化のために財政安定化支援事業基金の繰り入れですが、これは国が定めたルールどおりにして、現在8割ですがこれの内部留保分の2割を足して10割にするべきではないでしょうか。もう委員会でも何度も指摘をしてきておりますけれども、そろそろ決断を求めます。いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。また同じような答弁になると思いますけれども、財政安定化支援事業繰入金は、担当課としましては香美市の国保財政の安定化を目

指す観点からも国の繰入基準額を繰り入れてもらうよう求めていきたいと考えておりますが、財政担当課としましては基金の保有状況などから判断し、現在のところ国の繰入基準額の８割である交付税の算入額の繰り入れとなっております。

○議長（西村芳成君） １３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君） 国保の一本化、県の本一本化というふうなことも言われております。そういう環境もありますが、こういうふうに国保会計の財政の運営のルール、これを国の指導どおり参入をしてなくて、言いましたらやることをきちんとやらないでいて国保加入者の負担をふやすことに、そういうことについては市民もなかなか納得しないのではないのでしょうか。この点いかがですか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。あくまで税率を上げるとするのは最終手段だと考えております。それまではあらゆる努力をしていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） １３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君） あらゆる努力のうちにその財政安定化支援事業の繰り入れを正常な形にさせていただくように求めまして次の質問に移ります。

④です。本市の子どもたちは小学校卒業まで医療費の窓口負担が無料です。子どもの育ちと保護者を応援し大変喜ばれている事業でございます。この事業には国の制度がありませんので県の制度と市の施策となります。その市の努力分が調整交付金で減額をされてきますね。収納率が悪い場合もこのような国のペナルティーがございます。一般行政施策として市が努力して行っている事業は、私は国は応援こそすれ調整交付金を減額するのは本末転倒の考え方だと思っております。調整交付金は国保会計に影響します。

そこで、県下では室戸市を初め１９の市町村が国保会計を支え保険料の引き上げを避けるために、国が減らしてきた調整交付金の額を一般会計から繰り入れて国保会計に入っております。本市も先ほど述べました国保加入世帯の所得状況からして保険税を上げる方法でなく、このような繰り入れも行って財源を確保していくべきでないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。国のあり方につきましては、私も議員と同じ考えを持っております。しかしながら、現行につきましては小学生の医療費など地方単独事業費につきましては、調整交付金及び療養給付費等負担金の減額調整が行われるために確定している平成２３年度の影響額は約１，５００万円となっております。影響額を繰り入れることは法定の繰り入れ対象となっていないため、現在のところ困難であると考えております。

○議長（西村芳成君） １３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君） 私はこの問題では他市の例も研究いたしまして、今後も論戦していきたいと思っております。よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。⑤です。

平成24年度決算では、国保の基金が前年度より若干増額となりました。この基金を有効に使いまして、少なくとも資格者証を短期証での対応にするとか18歳未満の被保険者の均等割を免除にするなどできないでしょうか。国保税の額はどの世帯も負担の限度を超えております。医療と生活を脅かしております。来年から消費税も8%に上がる予定であることから、低所得者対策として検討できないかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。国保の基金は国保財政の安定化のために積んでおります。疾病等の流行による医療費増加など不測の事態などに対応するために活用するものと私は理解しております。このため、ご提案の活用策につきましては適当でないと考えております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この問題もまた今後要求をし続けてまいりたいと思います。それほど市民の状況は厳しいところにあるということをどうぞわかっていただきたいと思います。国保というのは医療が必要なとき加入者全員が受けられるようにすること、それが行政の担当者の仕事であると私は考えます。介護保険の議論でもございましたけれども社会保障プログラム法案で示されました考え方、自助、共助で足りない分は公助でとかいうふうなそういう理念は間違っておりますし、また市町村の事務においては却下されるべきものであることを申し上げまして、次の質問に移ります。

ひきこもりという言葉聞くようになって数年が経過いたしました。何らかの理由で社会との接点を絶ち家にひきこもる方がふえており、社会問題になってきていると感じます。

山形県では、民生児童委員を通じひきこもり状態の実態調査を行いました。調査の結果、山形県内には少なくとも715人のひきこもりの若者がいるとして調査結果を発表しています。15歳から39歳の年齢層で家族以外と交流しない、また交流しなくても買い物程度の外出はするなどその対応はさまざまです。また、40歳以上の層もひきこもっている状態の方が548人カウントされております。

山形県が行いました調査では、ひきこもり状態とは言えないが仕事や学校に行かない人も含め支援が必要とされております1,607人を分析していますが、困難な状況に陥った原因がわからないという答えが最も多く、次いで失業、不登校、家族関係と続いております。こうした若者たちや家庭にどう対応したらよいかわからないと多くの民生委員が回答したとのことですが、実際アクセスをするのが難しい、そして原因が特定できなければ対応は難しくなります。

そうした中で秋田県の藤里町では、これはテレビで放映をしてございましたけれども、社会福祉協議会が動きまして粘り強く働きかけ、ひきこもりだった状態の方を約20名お家から出し、仕事に結びつけることに成功しております。背中を押されて外に出、仕

事について若者は、給料こそ少ないのでございますけれども、みんなに喜んでもらっている自分の存在価値を認められるということで明るい表情をされおりました。

そこでお聞きをいたしますが、本市において何か対策をされておりますでしょうか。何よりそのひきこもりと言われている方々の実態を把握されているかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 大岸議員のひきこもりの対策についてお答えいたします。

まず、ひきこもりの実情の把握ということでございますが、把握方法につきましては、現状では家族並びに民生委員さんなどの周辺からの情報により把握している状況です。民生委員さんも相談を受けたり、また気になる方がいたりすれば連絡をしてくれていると思いますが、家族の方が出たがらないというような場合もありますので、その場合につきましては家族自体が困った状況にならないと表面化しにくい状況となっております。そういう状況もありますので、なかなか実態の把握というのは今のところ困難な状況となっております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 周辺からの情報等で把握している場合もあるというふうなお答えだったのでしょうか。それとも全く把握の例がないということですか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。周辺と申したのは家族や民生委員さんなどの周辺ということで、主に民生委員さんのほうが多くなっておると思っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 把握の実例があるということでよろしいですね。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。そのとおりです。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 件数は多くないと思いますが、現在何件ですか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 済みません。ちょっとその件数については自分のほうちょっと把握しておりませんので。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 今課長申されましたように、なお実態把握の必要性があるというふうなご答弁だったかと思いますが、その実態把握をこちらから市側から積極的に何らかの方法でアクセスをする、また調査をするという必要性についてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 実態把握につきましては、秋田県（後に「山形県」と訂正あり）のほうも県の調査ということでございます。このひきこもりにつきましてもやはりここ数年に表面化してきたというような状況もありますので、今後県の方
向性等も確認しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 山形県の例を今申し上げましたけれども、高知県でも高知県の状況を見てというふうな課長のご答弁だったかと思うのですが、そうではなくて私もう1例申し上げました秋田県の藤里町の例は、社会福祉協議会の方が大変粘り強くや
ってるんですね、全国から視察が相次いでいるということなんですが。別に県を待たなく
ても市としてできることがあるんじゃないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 済みません。調査は山形県のほうでした。どう
も失礼しました。

それで、市としましては独自に調査をしてというお話だと思いますが、先ほど申しま
したようにここ近年になってひきこもりというもんが表面化してきたということもあり
まして、市のほうとしましても現状相談があつてからの対応ということで現在対応して
おります。そこで、香美市の状況を実態把握してと、その方法の把握等にもまた今後検
討も要るかと思しますので、今後県のほうの協力もいただきながらしていきたいとい
うふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 本当にひきこもりという言葉聞き出して数年が経過しま
したが、まだまだどこの自治体でもこうしたことへの取り組みは本格的ではない状況に
ございます。私は非常に心配をしますのは、ひきこもりと言われている方々は本来は年
齡的にも社会の一線で活躍できる方々です。そして、ご本人もどこかで本当は社会と
のかかわりを望んでいるのではないかと思います。また、全国引きこもりKHJ親の会
では、同居する親の高齢化も大きな問題だと訴えております。相談に来るのを待つだけ
なく、実態把握を含め調査に乗り出すべきと考えます。

そしてもう1点、少子高齢化ということが言われております。香美市は高齢化率も高
いです。出生率は低いです。一番こう社会を支えている生産年齢層が少ない、そういう
社会構成がいびつなままでは、ご本人もそうですけれども市全体の活力につながってま
いりません。この問題はやはりDVとか児童虐待などのように、これは法律もできてだ
んだん皆さんの知るところとなってきましたが、このひきこもりと言われる方々に
対しましてそういう体系的な対応が必要ではないかと思います。ぜひその人権問題でも
あるというふうな観点からもこの問題に取り組んでいただきたいと思います。いかが
でしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） おっしゃられますように、やはりひきこもりにつきましてはその方の心の問題、いろんな状況が絡んできておると思います。大変複雑に絡んだ一種の病気だとも思いますし大変な状況ですので、そこは総合的な形でしていかななくてはならないとは思っています。

県のほうにつきましても、ひきこもり地域支援センター等も設置をしまして、それも最近だとは思いますがこれからという状況だとは思っていますので、県のほうとの協調をとりながらという形になっていこうかと思っています。

健康介護支援課のほうも保健師のほうも限られておりまして、発達障害等いろんな状況、多様化した課題が出てきておりまして、大変な状況でありますので徐々に進めていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 県とも連携して今後展開していただきますように申しまして、次の②の質問に移ります。

ひきこもりと言われている方々の中には、発達障害が高じて鬱になっておられる方や統合失調症ではないかと推測される方々もおられるのではないのでしょうか。私はみずからの相談活動の中で、立て続けに3件非常に解決困難な事例にぶつかりました。1つは、どう見ても治療が必要であるけれど、家族がそれを認めることができず病院に連れて行けない。そのため近所や親族とも気まずくなっている事例です。また、一つはやはり治療に結びつけることが必要であるけれども、本人が外に出ることや訪問診療にも難色を示し、同居家族がフルタイムの仕事にもつけずにお世話をしている。そのため生活も困難をきわめているというものです。そして、もう1件は、あることから警察に保護されてそのまま措置入院になり、退院後もなかなか社会生活に適応できず困っているというものです。

こうした方々の家族は本当に対応に追われ、本人も不本意な生活を送っています。言って聞かせることも無理な状態で不安な毎日を送っているというものです。私は3件とも一緒に保健福祉事務所を訪ねたり市の窓口にも相談に行きましたが、これといった進展がなく話を聞いてもらっただけの状態となっています。それだけ扱いの難しい件であるということとも言えると思いますが、ここでお尋ねいたします。

今ご紹介しました3件にまつわる方々は出口が見えない状態でおられます。同居家族も対応に腐心するとともに生活もしていかなければならず疲れておられます。二次的な困難が起きないことを願っておりますけれども、精神障害ありと思われる方々とその家族への支援する法体系というのはどうなっておりますでしょうか。整備はされているか。また、行政においてどこまで相談が対応が可能かお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 支援の法体系ということでございますが、この

ひきこもりにつきましては、法体系というのも今回初めて自分のほうも勉強をさせていただきましたが、平成22年の4月に施行されております子ども・若者育成支援推進法というのがあります。その中でニートやひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども、若者に対して必要な相談、助言または指導を行うことが必要とされているということで、この法律によって行われているものというふうに解釈をいたしております。

この中でひきこもりの支援ということにつきましては、地域精神保健福祉業務の一環として精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において本人や家族に対する相談、支援を行っていくということになっております。現状、相談、支援という言葉が多いといえますかそういう状況でありまして、行政のほうとしましてもなかなかかわりが深くは入れないという状況があります。それで、香美市としましても家族などから相談があった場合には保健師等が家庭を訪問いたしまして、中央福祉保健所の担当者も同行する場合がありますが訪問して対応しているところです。そんな相談の中で医療が必要な方については家族の方に受診を勧めたり、また本人さんに会うことができましたら、本人さんにもお話をして受診を勧めておるといような状況です。なかなかそれ以上深くは入れませんので、とにかく本人さんが受診をする気持ちを持ってもらうのが一番というところになってます。ひきこもりの研修のほうにも保健師のほうも最近研修があっておりますので、そんなところへも参加しながら対応のほうを勉強をしておるところです。

○議長（西村芳成君） 暫時、時間の延長をいたします。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 平成22年の4月に法がそういうふうに整備をされて、それに基づいて相談、助言などを窓口で行っているということをお聞きをいたしました。

なかなか前向いて進まない、本当に粘り強い働きかけが必要な事例かとは思いますが、例えばその全国引きこもりKHJ親の会というのがありますけれども、これは任意の団体ですがそういう方との連携ですとか、それから専門医との連携、そして保健師、医師も交えたその相談体制、相談窓口の設置というのは考えられないでしょうか。現在もそのようになっていますか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。相談体制につきましては、現在先ほど申しましたように市の保健師並びに保健所の担当等ということで対応しております。親の会というのが高知のほうにありますが、こちらのほうのご紹介等のほうはまたできるようになるとは思いますので、紹介もしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 孤立をしがちですので、関係者をつなげることはとても意味のある大事なことではないかと思っておりますので、お考えいただきたいと思っております。

ひきこもり問題のその親の会の調査によりますと、こうした相談事業で一番頼りになるのがお医者様だと、病院だというふうに回答がっております。それですので、その相談の中に医師がいらっしゃれば、もう少し相談に来られても前に進んでいくかなというふうに思って質問をいたしました。そして、この問題はやはり行政課題として今後取り扱うという視点が大事であるというふうに思いますので、このことを申し上げまして次の生活保護の質問に移ります。

①です。今年8月より生活扶助基準を3年間で最大10%削減する初年度の分が実施をされました。本市での影響額と件数をお聞きいたします。また、一番影響を受けた世帯でどれぐらいの額の変更でしょうかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 大岸議員の生活保護についてのご質問にお答えします。

本市での影響額と件数についてのご質問ですが、影響額については一つ一つの世帯について計算して全ての世帯の影響額を合計して差を求めなければならないため、全体の影響額を求めるためには相当の時間を要しますので、事例を紹介させていただいてお答えとさせていただきます。

本市では3級地2という区分の基準額に基づいて計算をします。これは第1類と第2類の合計のみというようにさせていただきたいと思います。このほかに加算とか一次扶助とかがありますが省かせていただきます。6つの事例を紹介させていただきます。

1つ目が、41歳から59歳までの母と12歳から19歳の子どもの母子家庭2人世帯では月1,820円の減額です。2つ目に、41歳から59歳の単身世帯は100円の減額。3つ目に、60歳から69歳の単身世帯は340円の増額。4つ目に、70歳以上の単身世帯は180円の減額。5つ目ですが、60歳から69歳の夫婦世帯2人世帯については140円の増額。6つ目に、41歳から59歳と70歳以上の2人世帯、親子ということで想定ですが、2人世帯は690円の減額などとなっております。

影響を受けた世帯件数については、1類、2類ともそれぞれのその階層の年代の金額が全て変更になっておりますので、全員が影響を受けるということになります。11月末現在では331世帯423名です。そして、香美市で最も影響を受けた世帯の減額は最も世帯人数の多い世帯だと考えられますので、6人世帯で1カ月4,770円の減額となっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 多人数の世帯で減額幅が大きいという傾向であることがわかりました。それで若干ふえてるところもあるんですが、これは現在の時点で3分の1の影響額ですよ。翌年、その翌年というふうにこれが3倍程度の額に単純になってくるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 細かい部分については1円のところを切り上げということになりますので、イコールにはなりませんけれども基本的なところで言うと3倍になるということです。減額がされてる人は減額の3倍、増額の人は3倍の増額ということになります。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 影響についてお聞きをいたしまして、次の質問に移ります。
②です。

11月8日付で厚生労働省援護局保護課より扶養照会に関する通知が各自治体に送られております。それによると、扶養照会等において照会される扶養義務者に対して、民法に定める扶養義務の扶養、援助を優先的に受けることが前提となっているとの表記があり、生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤解されるおそれがあるので、その表現は改善するように通知をしたというものでございます。香美市にも来ておるとおもいますが、本来生活保護法では民法で定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものであって要件ではないので、表記を改めるようにというものでございます。扶養義務者の扶養がそういう生活保護の要件であるかのような書き方をしてはならないという注意を厚生労働省から受けたものでありますが、本市ではそのような扶養照会書を扶養義務者や親族に送っていることはないのかどうか。あればそれが通知後改善されたかどうかをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。本市においては、県を通じて厚労省から来た文言どおりの扶養義務の照会をしておりますので、指摘をされるような事項はありません。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 生活保護といいますのは文字どおり最後のセーフティネットです。所長はよくわかりと思うんですが、どんな境遇の方も人間らしく生活できるようにとの制度でありますので、今後も相談者の親身になって事務をとり行っていただきたい旨を申し上げまして最後の質問に移ります。③でございます。

生活保護の扶助費は25%が市の負担で75%は国庫支出金で賄われておりますが、市の負担分につきましては地方交付税で措置されています。どのような算定になっていくのでしょうか。扶助費に係る市の持ち出しが発生しているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 大岸議員の質問にお答えします。

生活保護費の扶助費に算入されている交付税の算定方法と市の持ち出しについての質問でございますが、生活保護費は本来国が果たすべき役割を地方自治体に委任する法定

受託事務であり、保護費の4分の3を国が負担し、地方負担分は原則交付税で措置されることになっております。この交付税措置の算定について平成24年度決算に基づいて説明させていただきます。

まず、生活保護費に係る歳出合計は7億7,902万8,000円となっております。これに対し歳入は国庫支出金が5億5,520万7,000円、県支出金が1,688万4,000円、諸収入が1万1,000円となっており、一般財源は2億692万6,000円となっております。

次に、この一般財源部分に対する交付税措置ですが、交付税の基準財政需要額は単位費用掛ける人口掛ける補正係数となっております。単位費用、補正係数は標準的な行政を担保することを目的に国において算出されたものです。人口は平成22年度の国勢調査人口が対象となっておりますので2万8,776人が対象となります。香美市の場合、合併算定がえで計算しますので土佐山田町、香北町、物部町それぞれで計算したものの合算額が基準財政需要額となっております。この需要額が3億496万2,000円となっております。この結果、基準財政需要額が一般財源額2億692万6,000円を9,803万6,000円上回っており、市の持ち出しは発生しておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 一般財源から持ち出した分よりその基準財政需要額の算定が額が大きいのでございますけれども、これは以前説明でお聞きしました不交付団体の分も若干上乘せされていると、そういうふうなことでしょうか。本市に多目に配分されているというようなことをお聞きしたのですが。

それと、これ基準財政収入額は関係ないのでしょうか。その留保財源分を見てくださいとかいうふうなことはこの計算の上においては関係ありませんか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 基準財政需要額でございますが、先ほど説明しましたように実績に応じてこれは交付されるものではございませんで、全国的な標準的な行政を担保することを目的に、国において単位費用等が算出されておりますので、その自治体において一般財源が多くなろうが少なくなろうが同じ率で同じ単価で計算されております。

そして、もう1つのご質問は何でしたかね。

（13番、大岸眞弓君、自席より「留保財源は関係ないんですね」と発言する）

○政策企画財政課長（山中俊明君） 留保財源ですね、それは関係ないと思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） そうしますと、でも本市の生活保護の扶助費もやっぱり1類2類とか分類されておまして計算をされていることではございましょうから、ともかくその生活保護費に係る扶助費は年々ふえてきておりますけれども市の持ち出しはない

と、それより多い目に来ているということの解釈でよろしいでしょうか。それでいきますと、やはり国はまだ生活保護は憲法第25条に基づきまして国が保障すべきもの、さつき課長がおっしゃったとおりかと思いますが、そういうたてりで行っているということの捉まえ方でよろしいですね。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。そのとおりだと思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わりますけれども、生活保護法もこの前臨時国会で変わりました、水際作戦等が非常に問題になってきております。そういうことのないように一般会計の持ち出しもないということでございますので、正しい事務をとり行っていただきますよう申し上げまして私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問が全て終わりましたので、12月12日は休会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、12月12日は休会とすることに決定しました。

次の会議は12月13日午前9時から開会をいたします。

（午後 4時12分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 金曜日

平成25年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年12月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	竹 平 豊 久
4 番	利 根 健 二	1 6 番	島 岡 信 彦
5 番	濱 田 百合子	1 7 番	石 川 彰 宏
6 番	山 崎 晃 子	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	爲 近 初 男	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	千 頭 洋 一	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	比与森 光 俊
1 0 番	小 松 紀 夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	依 光 美代子		

欠席の議員

1 4 番 片 岡 守 春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建 設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	几 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 83号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 84号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 85号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 86号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 87号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 88号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 89号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 96号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について
- 議案第 98号 市道の路線の認定について
- 議案第 99号 市道の路線の廃止について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第4回香美市議会定例会議事日程

平成 25 年 12 月 13 日 (金) 午前 9 時開議

- | | | | |
|--------|-----|------|--|
| 日程第 1 | 議案第 | 83 号 | 平成 25 年度香美市一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 2 | 議案第 | 84 号 | 平成 25 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 3 | 議案第 | 85 号 | 平成 25 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 4 | 議案第 | 86 号 | 平成 25 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 | 87 号 | 平成 25 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 | 88 号 | 平成 25 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 7 | 議案第 | 89 号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 | 90 号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 | 91 号 | 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 | 92 号 | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 | 93 号 | 香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 | 94 号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 | 95 号 | 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 | 96 号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 | 97 号 | 香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 | 98 号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第 17 | 議案第 | 99 号 | 市道の路線の廃止について |

会議録署名議員

16 番、島岡信彦君、17 番、石川彰宏君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。14番、片岡守春君は、病氣療養のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第83号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第84号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第85号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第86号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第87号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第88号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第89号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第90号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 9 1 号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

1 3 番、大岸真弓君。

○1 3 番（大岸真弓君） この第 9 1 号ですけれども、これも消費税の来年の 4 月からの 3 % 増にあわせてその手数料等を改正するものと思いますが、後に出てくる第 9 6 号の中にたくさんまた同じように出ておりますけど、この一括してといいますか、これだけ別になっているのがどうしてか、この第 9 2 号もそうですけども。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

条例の改廃等を議案提出する場合につきましては、その目的ごとに提出すべきであり、今回の議案第 9 6 号のように消費税率の改定に伴って改正をする場合は、複数の条例の改正をまとめて 1 つの条例として議案として提出すべきであります。しかしながら、今回その第 9 1 号と第 9 2 号につきましては、消費税率の改定とそれ以外の改定という異なる事由による改正が 1 つの議案で提出された結果となっております。本来であれば統一した形で分けて提出すべきであります。今回は統一ができておりませんので、申しわけありませんが各議案についてそれぞれ審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 0、議案第 9 2 号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 1、議案第 9 3 号、香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 2、議案第 9 4 号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

1 3 番、大岸真弓君。

○1 3 番（大岸真弓君） この市営住宅条例の改正ということで、この中に配偶者か

らの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の関係で、その市営住宅の使用条例の中にこれが加えられたということですが、これまでの私たちもこういうことを質疑をしてきた経過があるんですが、例えばその市営住宅の選考委員会の中でこの方々を優先的にやるとか、そういうふうな扱いになっておりますでしょうか。これが加わることによって必ずこの方々がそういうふう措置されるのかどうかについてお聞きしたいのですが。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。入居の場合選考委員会へ一度かけますので、そこで審議してそれが妥当かどうかは判断すると思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） その優先的に入居させることが妥当かどうかの判断をその委員会で審議をするということですか。その場合に緊急であるから、必ずしもこの方々を一番先にといいますか入居するようにしなければならないとか、そういうその選考委員会条例の中にそういう文言がありますか。これが担保されているかどうかということをお聞きしたいのですけれど。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 入居資格の要件の中にそれが入ってなかったために入れたということになります。

○議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第95号、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第96号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。

議案第96号のこの消費税率及び地方消費税率の改定ですが、工業企業会計とか特別会計、上下水道とかの分は料金が発生しますし消費税も納めなければならないということがわかるんですが、この一般会計のその他の分ですが、これは市として消費税の義務は発生するのでしょうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

地方自治体の一般会計に関しましては、消費税法第60条第6項の中で課税標準額に

対する消費税額等を控除することができる消費税額と同等とみなすという規定がございますので、結果的には納税というのは発生いたしません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それでは聞きたいのですが、納税は発生しないけれども消費税が上がるということで市民の方々からその分を加算した使用料をとるということになると思いますが、それでよろしいですか。

それと、3%上がりますので3%分を丸々料金に反映させたものとして計算をされておりますか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

消費税は最終的に消費者に負担を求めることを予定している税でございます。消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合は、本来サービスの利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することになり、結果的に住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。このため本議案に係る使用料や利用料金等につきましては、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しが必要であると考え、本議案の提案となったものでございます。

3%一律ということにつきましては、各条例で定められた現行の使用料や利用料金が適正なものである限り現行の使用料等に消費税増税分を単純に上乗せせざるを得ないものと考えております。ただし、本案の中には若干ですが使用料等を見直しているものも含まれております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） よくわからないんですけれども、納税義務のないものを今利用者以外の方々からとるようになるからということですからけれども。でもそうして集めた消費税は一般会計にプールされまして、それは納税の義務がないということですね。ですので一般会計に入るんだけれどもそれは納税しないということになったら、それはちょっとどうでしょうかという観点からお聞きするのですけど。

それと、続けて地方消費税に今まで1%ですけれども、今回3%引き上がることによってどれぐらいのものが地方に加わるようになっておりますか、現在の1%に。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。利用料金、使用料金に消費税を転嫁したものがプールされるということですからけれども、一方で一般会計のほうはたくさんの工事の請負であるとか委託料であるとか、消費税を転嫁したものでお支払いをする支出の要件というのものがたくさんございます。したがって一番最初に申し上げました、そののってくる仮受け消費税と仮払い消費税とが見合っているというふうに考えるというふうな、同額と

見なすというのが一番最初に申し上げた消費税法第60条第6項の考え方でありまして、単純に金額だけで比較しますと出ていくほう、お支払いするほうに係る消費税のほうが圧倒的に多額であるというふうには考えております。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 大岸議員の質問にお答えします。

その一般会計の消費税に係る増額分でどれくらいふえるかということになりますけれども、ちょっと総務課長の補足説明ということになりますけれども、大ざっぱに計算しまして平成24年度決算で見ますと1億円以上の増額になる見込みとなっております。

続きまして、地方消費税交付金ですが、現在1%が地方消費税額となっておりますが、これが1.7%となりますので単純に計算すると1.7倍ということになります。それで大体どれくらいふえるかといいますと、純増ということで大体香美市の一般財源は4,200万円程度ふえる見込みとなっております。あくまでこれは消費が現在と同じというような条件がありますので、ちょっとこれは現在の予測としてこういう数字になっておるということでございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 最初の総務課長のご答弁で少し見解の相違ということになるかもしれませんが、この公民館などの使用料、手数料などはなぜ一般会計の分に消費税がかからないかという、それはやっぱり住民福祉の向上のためにやる一般会計の分は業務であるのでというふうに捉えることはできないのかと思うわけです。その住民の負担をそういうふうに単純にふやしていいのかという疑問が1つございます。

それと、これは私の質疑は最後ですので南国市、須崎市の例をお聞きをしたのですが、同じように消費税の引き上げに伴う関係条例の改正がありますけれども、その場合はやはり必要最小限、都市公園ですとか道路占有の使用料ですとか、河川、法定外公共財産、これだけなんですね。須崎市も四、五件というふうになっております。非常にその件数も多いですし、この辺の捉え方がどうなっているのかなと。

それと、かつ南国市の例では新たに1.7%となる地方消費税の分0.7%を引くような計算をして、3%ふえるんだけれども2.3%の増にしてというふうなそういうその料金の計算の仕方というふうに聞きました。そういう道はなかったのでしょうか。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

平成25年12月4日付で総務省より消費税率（国、地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について通知文書が出され、その中で1として、「公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。」とされております。

それで須崎市とか南国市の事例を挙げられました。その須崎市とか南国市は、例えば

その消費税で3%上がるものをやはりほかの財源で独自で補うとかいうそれぞれの市の考え方があってと思いますので、香美市におきましては繰り返すにはなりますけれども、一定その条例というのはもちろん議会の議決をいただいて価格というのが決められています。公民館等につきましてもやはりその価格が適正であるというご判断をいただいたもとに条例で定められておると私は判断しておりますので、したがってその適正なものに単純に転嫁をしていくのが当然であろうというふうに考えているところです。

そして、また第2次香美市行政改革実施計画の健全財政への進化、自主財源の確保、その中の公共料金の適正運用の中で、使用料等については「事業経費や施設管理経費等を基に住民の理解を得ながら、適正な料金設定を行う。」こととしております。そういうことで今回条例案を提案させていただいて、住民の代表である議員の皆様にご審議をいただきたいと考えておりますので、そういった考えのもとに今回改正案を提案しております。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私は非常に乱暴というふうには思うんです。先ほど仮受け仮払いの消費税の説明もあったんですけど、実際公共施設の場合電気料金らあが発生した場合、それは市としては払わんといきません。そしたら、私は業者ですので仕入れにかかった分、それを積算しちよってその部分を少なくとも料金に転嫁するというがは、一番住民に対して親切やし住民も理解を得られると思うんです。ただ、それをほとんど3%上昇分を掛けていくというその発想自体、先ほど言ったように使用料を使う人、それを預からなかったら広く全体の市民からその分を負担いただかなければならないというふうなことを言われたんですけど。実際のところはそれは市の部分で市の範疇で私はやるべきことというふうには考えるんです。それは見解を異にするかもしれませんが。実際のところはそこが1つは乱暴やということをおきたいということと、それと先ほど政策企画財政課長のほうからもお金のことも言われてたんですけど、委託料や工事請負費など課税対象になる事業では消費税増税分のコスト増が発生すると。一般財源の影響額については普通交付税算定における基準財政需要額で消費税加算分が単位費用として考慮されると聞いてますし、何よりも地方消費税の増収が見込まれるということで先ほど来のお話があったわけですけど。1億円以上ということで先ほど言われました。それから、交付金の関係では1%が1.7%、1.7倍になると。ただ、その部分を全て言うたら、市として財源確保の部分ではそこが大きいというふうに思うけども住民に対しての配慮、住民の理解が得られるように努力、我々議員に聞くということですけども。それはやっぱり、私はその手法も踏まえて乱暴と思うんですが、まずこの2点について見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 一般会計を1つの財布というふうに例えれば、かなり消

費税が増税になってどうしても出ていくわけです。お財布から出ていくわけですので、やはりその収入というものは少しでもわずかではあっても確保して、それでその全体の会計というものを運営していかなければならないと思っています。それで、今国からのそういうふうな措置的なものが全てその3%の増税分の支出分を補えるかどうかとかいうことについては、ちょっとはっきりそのところは申し上げられませんが、やはりそういうふうな細かい全ての一つ一つの作業をして検証していくというのは、かなり困難というか非常に難しいと思います。

そして、何度も申し上げますけれども、公民館の使用料1つとったとしても、その公民館を運営している維持経費とか、そしてそこに係る職員の人件費であるとかそういったものから、そういったものの費用対効果の代償として使用料というのをもし決めるということになれば、今よりももっと高い金額でなければなかなかやっていけないという話になります。しかしながら、そこが住民の福祉に資するということをもって料金というのはやはり低目に抑えられていると、決してほかから見て高い料金ではないというふうに考えておりますので、やはりそういう観点に立って、それがやはり適正であるのご判断を今までにいただいておりますので、いただいております以上は乱暴と言われますけれども、その3%を上乗せをしてご理解をいただくしかないというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 現在、ほかの使用料らあ見て500円のところを520円、それを540円とかいう例もあります、実際。ということは5%分も今までも極端に言ったら転嫁してきていると、内税方式ですけれども。実際のところはその部分で仮受け、仮払いの関係でいったら、網羅できている、転嫁できるという発想があるわけです、実際のところ。それで、また改めて500円の8%は540円にストレートに上げていくと、その部分。やっぱりそれ自体についてかなり精査した計算がなされてなければならないというふうには私は思うんです、個々には難しいと言われても。ただ、それがまた住民にいったときに、それは極端に言うたら便乗値上げやないかというふうな発想にはつながると思うんです。住民はこの消費税法第60条の第6項でしたか、そのことなんか知らないから市も上水道とか下水道料金とか給水条例らあに基づいて支払っているものと、ほとんどの人は思っていると私は思うんです。自分たちが支払った消費税分は税務署に納められているというのが住民のストレートの感覚と思うんです。それが納められてないというふうになったら、我々業者の立場はよく言われます、消費税を預かってるけど今だったら1,000万円は免税店ですので払ってないやんかとかそういう論法も成り立ちます。だから、行政という部分で何ぼ法でくくられてても第60条第6項があったとしても、その部分のところは総務省の通達があったとしても最低限に抑えるという努力は私は必要というふうに思っているわけです。

だから、その部分、自治体は消費税の納税義務者じゃなくても増税分を手数料はも

とより使用料についても反映させる必要はないというふうに考えます。仮に手数料、使用料に係る施策費、維持管理費のコスト増分があっても、財源的にも主要財源に資すると説明されてきた地方消費税の税収増分があり値上げの必要がないのではないかと。確かに使用料は課税対象となっておりますが、本体価格は下げて形式に課税分を反映させた処理をして、実質値上げをしないやり方なんかも存在するというのが私の見解ですが、その点を踏まえて再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。どこまでいっても私の今まで申し上げたところは基本的には変わりません。消費税というのはやはり香美市だけが消費税を転嫁したり転嫁されたりというものではなくって、例えば使用料として住民の方から一定使用料はいただきますけれども、香美市全体の公共工事とかいろいろ委託事業をするときに業者さんとか委託業者に対して消費税を払っております。その払った消費税というのはその業者においてまた納税がされると、その一定の消費税の計算方式によって納税をされていきます。ですから、香美市が全く実際に納税義務者として納税をしているわけではないですけれども、そういったことから言えばうちが支払った消費税というものは、やはり回り回ってほかのそういった業者とかいろいろなところによってお支払いされているということです。いつまでも常にもらっているその消費税を、市民からいただいた消費税をプールして、それがずっと市の中でどこかにプールされていくというようなものではないと思っておりますので、そこについては考え方と言いますけれども私のほうの理解はそういうところですので、その理解については変わりません。

それと、個々にやはり綿密な計算が必要であろうということですが、その綿密な計算はそしたら何を根拠にするかということをはきちんと考えていかなければならないと思っております。本当にそこに係る職員の経費であるとか全てをやって、それでその運営するための経費を割り出すための考え方というものをきちんと持っておかないと、単純に幾ら幾ら経費がかかってここをどういうふうに貸し館をしている、お部屋を貸しているから、だからそれを割り戻してとかいうふうなそんなことでは、逆に住民の方は納得をしないというふうに考えております。やはり住民福祉のためにはその料金設定というのはやはり余り高い設定というのは妥当ではないと、そこが住民福祉を推進する市行政としてはやはり一定ご理解をいただける線にとどめておくべきだろうと思っておりますので、したがって、国におきましてこの消費税の増税分の転嫁の際に便乗値上げは厳に慎むようにということで、そういうことで各課に指示をいたしまして今回の提案となっておりますので、そういった考え方ですので、私議員とはちょっと考えが違うかもしれませんが、その考え方が申しわけないですが変わることはございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後です。

相入れないものは相入れないでしゃあないですが。ちょっと事務的なことで1つ聞きますけれども。

実際、来年4月から言ったら1年半後にまた10%というがは予測されてます。そのときに今回の消費税法の改正で外税方式です。本体価格を表示しておいて消費税分を預かるという現実的な部分があったと思うんですが。今回も内税です。ということは、1年半後にはまた同じような手法で2%分をまた上げるんかなというふうな推測もされますが。現実問題、私はそれまでにはやっぱり見解は違ってでも人件費云々のこともあったんですけども、それは抜きとしてやはり計算すべきは計算して精査すべき必要性があると思うんです。実際10%負担となりますと、そのときの外税方式の考え方も踏まえて、やっぱり消費税が高齢化社会のために住民の社会福祉のために使われるというたてりで行ってますので。実際のところはその部分の精査はきれいにすべきという点とあわせてやっぱりその表示の仕方です、この各条例の。そんなことらあもご検討なされるべきやないろうかと思いますが、その点についての見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

予想されているその10%の値上げのことが将来出てくるだろうと思いますけれども。やはりそのときはそのときのまた市長の判断ということには当然なりますけれども、今おっしゃったその料金の適正であるというところの視点はそれは持つべきだと思います。今回もその視点で原課のほうからこの現行の料金でほとんどの部分がいいだろうということで3%を追加してきておりますけれども、10%になってきたときにやはり市民にとって負担感というものはかなり大きくなりますので、そこについてはやはりその金額が適正であろうか、そのときの経済状況とかいろんな諸事情を勘案してその場でその時点で判断をすべきだし、適正であるかどうかという視点はそれは常に持たなければならぬ。消費税のその増税の折ではなくって何かの折に非常にこれがやっぱし適正でないということになれば、それはもうちゅうちょなくその場で適正である料金とか使用料に切りかえをすべきであると、そういう考えは常に持たなければならぬと思っております。

そして、その内税方式でというのは基本的に消費税を内税方式でというふうに定められておりますので大半の部分がそうとなっておりますが、なかなか条例を市民の方がそのまま見てここの使用料が幾らになってるというところまではいきませんけれども、やはり内税にしてお示しをするのが市民にとっては一番わかりやすいと。この金額に消費税を10%、10%の場合は非常に計算もしやすいわけですがけれども、現在やったら8%と端数の部分も出てきますので、そのあたりの端数の処理とかいうこともありますので。やはり市民にとってはこのお部屋の使用料、この利用料金は幾らであるとはっきり金額で示しているほうが非常にわかりやすいし間違いも少ないと思いますので、その考え方は今現時点ではそうですけれども、どうしてもそこになじまないものがあれば、それ

は一部外税でやらなければならないという可能性はあるとは思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１５、議案第９７号、香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１６、議案第９８号、市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１７、議案第９９号、市道の路線の廃止について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１７番、石川彰宏君。

○１７番（石川彰宏君） お聞きします。朴ノ木郷田線のこの廃止に至る部分は歩道の部分だと思いましたが、これは今度農道になるんですか。何になりますか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。基本的には道路が県道用地の中に入ってるということで廃止でございます。

○議長（西村芳成君） １７番、石川彰宏君。

○１７番（石川彰宏君） そしたら、農道でも何でもないので歩道という、歩道の部分だけ廃止ということですか、これは。これちゃんと路側帯みたいにできて歩道になってるんですわ。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 台帳上でこの路線区間は県道の区域になっておりますので、本来もう既に廃止にしておかなければならない道路が抜かっておったということで廃止路線としてます。

○議長（西村芳成君） ほかにございませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第１、議案第８３号から日程第１７、議案第９９号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

お諮りします。付託しました各案件は１２月１９日までに審査を終えるように期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、１２月１９日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前 ９時３７分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日 金曜日

平成25年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年12月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月20日金曜日（会期第17日目） 午前 9時10分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	小 松 紀 夫	2 1 番	比与森 光 俊
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	几 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

議案第 96号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 83号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）

議案第 84号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 85号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 86号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

議案第 87号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

議案第 88号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 89号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 90号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 91号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 92号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 93号 香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 94号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 95号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 97号 香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について

議案第 98号 市道の路線の認定について

議案第 99号 市道の路線の廃止について

議案第100号 香南香美老人ホーム組合規約の変更について

議案第101号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第4号）

議案第102号 （平成25年度周波数有効利用促進事業）消防救急デジタル無線等整備事業の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 13 号 重要 5 品目の聖域すら守れない T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書の提出について
- 意見書案第 14 号 移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書の提出について
- 意見書案第 15 号 軽自動車税の引上げをしないよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 16 号 要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の提出について
- 意見書案第 17 号 特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出について

議事日程

平成 25 年第 4 回香美市議会定例会議事日程

（会期第 17 日目 日程第 5 号）

平成 25 年 12 月 20 日（金） 午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 96 号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 83 号 | 平成 25 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 3 | 議案第 84 号 | 平成 25 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議案第 85 号 | 平成 25 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 議案第 86 号 | 平成 25 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 87 号 | 平成 25 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 議案第 88 号 | 平成 25 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 89 号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 90 号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 91 号 | 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 92 号 | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 93 号 | 香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 94 号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第14 議案第 95号 香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第 97号 香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第 98号 市道の路線の認定について
- 日程第17 議案第 99号 市道の路線の廃止について
- 日程第18 議案第100号 香南香美老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第19 議案第101号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第102号 （平成25年度周波数有効利用促進事業）消防救急デジタル無線等整備事業の請負契約の締結について
- 日程第21 意見書案第13号 重要5品目の聖域すら守れないTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書の提出について
- 日程第22 意見書案第14号 移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第15号 軽自動車税の引上げをしないよう求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第16号 要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第17号 特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出について
- 日程第26 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

16番、島岡信彦君、17番、石川彰宏君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時10分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に報告します。香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄の報告について報告がありましたので、その写しをお手元にお配りをしてあります。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催をいたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、議案3件、意見書案5件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

次に、議案第96号につきましては、修正案の提出がありますので他の案件と分離をして委員長報告を行い、その後修正案の提案説明から採決まで行います。

平成26年第1回香美市議会定例会の会期・日程につきましては、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、お手元に配付をしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから、日程第1、議案第96号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

まず、本案に対する委員長報告を求めます。総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、3番、山崎眞幹でございます。

議案第96号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審査の経過と結果を順次ご報告したいと思います。

まず、審査につきましては、消費税とは一般の商売の場合は仕入れの際の支払い消費税と販売の際の受け取り消費税の差額を納税する。消費者の負担する消費税はそれぞれの段階で積み上げられた総額であると理解しているが、本案に示されているような公の施設で維持管理費や水道光熱費等々で支払う消費税と使用料等で受け取る消費税分に差が出て納税しなければならないというような施設はあるかとの質疑に対しまして、会計単位で言えば水道事業会計、工業水道事業会計、簡易水道事業会計等がそれに当たるのでそれぞれ納税していると思うと答弁。

本議案にあるさまざまな施設でも維持管理費や水道光熱費で消費税を支払っている。それに対し使用料等をいただく際に消費税として税額分をいただいている。本日の会議

で税額分をプールしているという議論があったが、支払っている消費税のほうのはるかに多いと思うがとの質疑に対し、いただいている消費税よりもいろいろ事業を行っていることから支払っている消費税のほうと比較にならないほど多い。使用料、利用料としていただいた消費税は、納税はしなくても収入の一部として一般会計の中に入る。一般会計の原資となって住民福祉の向上のための施策に使用されるので、どこかにプールというような類ものではないと答弁。

他に質疑はなく、本案についての質疑は終了しましたが修正動議の発声があり、それを本案とあわせて議題とし提出者の説明を求めました。

修正案は、議案第96号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を次のように修正するとして、「第1条から第28条までを削り、第29条を第1条とし、第30条を第2条とし、第31条から第36条までを削り、第37条を第3条とし、第38条を第4条とする。附則第2項中「第29条」を「第1条」に改め、第4項中「第30条」を「第2条」に改め、第6項中「第37条」を「第3条」に改め、第8項中「第38条」を「第4条」に改める。」というものでした。

提案理由といたしましては、来年4月からの消費税増税に伴い使用料金などの改定が提案されていますが、市民生活が厳しい状況の中ですので実質上値上げとなることは極力避けるべきだと考えます。上下水道などの公営企業会計については、自治体が消費税納税者となり納税義務が発生することから増税分を反映しないと自治体の持ち出しになりますので、今回の改正はいたし方ないと思います。一方、一般会計は証明書発行などの行政手数料は課税対象になりませんが、スポーツ施設や会館などの使用料などのように民間と競合する取引には課税対象となりますが、消費税の支払い義務はありません。このように一般会計に係る業務として行う事業は、消費税法第60条第6項で課税標準額に対する消費税額と控除することができる消費税額とは同額とみなすと規定され、結果的に納税額が発生しない仕組みとなっています。ですから、消費税の納税義務者ではない自治体が増税分を反映させる必要はないと考えます。また、消費税5%の現在でも1%が地方に配分されていますが、消費税増税後に配分される収入についても考慮されるべきと考えます。課税対象となる使用料については、本体価格を下げて形式的に課税分を反映させた処理とし、実質上の値上げにならないなどの方法をとっていただき、市民生活に打撃を与えない改定にしてほしいとの思いからこの修正案を提出させていただきました。委員会の皆様の慎重なご審議をどうかよろしくお願いいたしますという理由が述べられました。

修正案に対する質疑はなく討論に移りました。討論の申し出があり原案に賛成の者から発言を許しました。

原案に賛成の討論は、消費税は一般の商取引の場合は仕入れの際に支払い消費税が発生し、利益分を上乗せし販売することで受け取り消費税が発生する。その差額を最終的に納税することが基本だが、公共施設は利益を追求しているものではないので維持管理

費や光熱費等で多くの支払い消費税は発生するが、受け取る使用料等の消費税は微々たるものである。納税義務はないとしても受け取った消費税をプールしているわけではなく、支払った消費税がはるかに多い。４月からの増税では本市の支払う消費税が大幅にアップすることからも、使用料等の値上げによる増収は微々たるもので支払う消費税に足りないものであるが、使用、利用者には増税が行われた時点で増税分についての負担をしていただくことはいたし方なく、また当然であると考えることから、原案に賛成、修正案に反対との内容でございました。

ほかに討論はなく採決に移りました。採決は修正案から行い、修正案は賛成少数で否決すべきものと決定しました。

次に原案について採決を行い、議案第９６号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第９６号に対する報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

本案に対しては大岸眞弓君ほか３名からお手元にお配りしました修正動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。１３番、大岸眞弓君。

○１３番（大岸眞弓君） １３番、大岸眞弓です。案文を朗読して提案説明といたします。

平成２５年１２月２０日、香美市議会議長 西村芳成殿

発議者 香美市議会議員 大岸眞弓、同 濱田百合子、同 片岡守春、同 山崎龍太郎

議案第９６号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第１１５条の３及び香美市議会会議規則第１７条第１項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第９６号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する修正案

議案第９６号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を次のように修正する。

第１条から第２８条までを削り、第２９条を第１条とし、第３０条を第２条とし、第３１条から第３６条までを削り、第３７条を第３条とし、第３８条を第４条とする。

附則第２項中「第２９条」を「第１条」に改め、第４項中「第３０条」を「第２条」に改め、第６項中「第３７条」を「第３条」に改め、第８項中「第３８条」を「第４条」に改める。

この修正案でございますけれども、基本には消費税の納税義務の発生しない一般会計の分は市民に対して消費税を課税して料金を徴収すべきでないという立場でございます。

それですので、公営企業会計の分の条例は残すという修正案でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【修正動議 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 修正案の説明が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず初めに、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありますか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、自由クラブ、竹平です。議案第96号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案に賛成の立場から討論を行います。

まず、結論から申しますと、修正案の背景には消費税そのものに対する独自の政治的な主義や思惑が働き、原案の議案第96号に関連づけての修正案と受けとめるところにあります。つまり、修正案の内容はと言いますと、第29条、香美市下水道条例、そして第30条、香美市特定環境保全公共下水道条例、そして第37条、香美市上水道事業給水条例、最後、第38条、香美市工業用水道事業給水条例、これを残してあとの条例はすべてが使用料の改定に属するもので、これを言いかえますと、消費税の改定によって使用料等が調整されることに対して消費税の部分のみに着目し、あたかも使用料等の負担がふえるように装い反対していると読み取れます。

しかしながら、この場合我々議会が求められるのは、原案に対して客観的な判断によって本議案が妥当かつ合理性に見合ったものなのか否かを決定することにあります。その点を考察した場合、消費税はある種附属的な要素でございます。本筋は使用料等本体の適確性を論ずるべきであり、それをベースに結果として消費税額を含めた相当額を調整されていることについて適切であるかの判断をすべきであります。こう考えますと、本市の各種の施設等を利用し、その対価として現在支払っている使用料等について市民が違和感を覚えているか否かでございます。その点、大多数の利用者の皆さんは支払い義務として受け入れているものと認識するものであります。

そして、その延長線上にある今回提出をされている原案についても同様であると考えるとき、施設の維持管理費等の支払い消費税の税率が上がれば使用料に係る消費税を上げるのは社会通念上ごく自然で順当な条例の制定であり、理解を得られると推察するものでございます。

最後になりますが、以上の点を含め原案の趣旨である「消費税の課税対象に該当するものに係る料金額の規定の一部を改正するもの」であるとしておられることに対し、その趣

旨をすりかえるがごとくの修正案には反対し、原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。

次に、大岸眞弓君ほか3名から提出の修正案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、議案第96号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての原案に反対、修正案賛成の立場で討論を行います。

私たちは来年4月からの消費税5%から8%への増税実施に伴う使用料などの改定は、市民の厳しい生活実態を見るとき消費税法第60条第6項を根拠とする納税義務の発生しない一般会計に係る部分は値上げをしない、または極力影響を抑えるべきであると考えます。

この間の議論において、消費税増税による一般会計に係る事業のコスト増分は1億円以上であることが判明しました。一方、増税後の地方消費税は1.7倍になり1億7,000万円の増収であります、実質は4,230万円になるとの説明を受けました。

使用料を値上げしない場合は施設を使用しない市民にも負担していただくようになるので値上げはやむを得ないとのことでしたが、国の法改正による一般会計への影響は市の努力によって乗り越えるべきものであり、機械的に市民に負わせる姿勢には疑問を感じます。今後地方交付税が一本算定になることにより財源の確保が厳しくなることなど言われていますが、合併後国は地方に対してさまざまな交付金を形を変えて歳出するなどの財政措置を講じてきており、今後も地方交付税の流れは流動的であると思われます。

修正案は納税義務の発生する企業会計、特別会計分は増税分を反映しないと自治体の持ち出しとなるので、この点については条例として生かすことはやむを得ないとの立場です。

よって、原案反対、修正案賛成の討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第96号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決をいたします。

最初に、本案に対する大岸眞弓君ほか3名から提出された修正案について起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決をいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立多数であります。よって、原案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２、議案第８３号、平成２５年度香美市一般会計補正予算（第３号）から日程第１７、議案第９９号、市道の路線の廃止についてまで、以上１６件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けた案件は、議案第８３号、議案第８９号、議案第９０号、議案第９３号、議案第９４号、議案第９５号、議案第９６号、議案第９７号の８件でございました。第９６号につきましては先ほど報告させていただきましたので、残り７件についての審査の経過と結果を順次報告させていただきたいと思います。

議案第８３号、平成２５年度香美市一般会計補正予算（第３号）は、既に連合審査会で質疑が終わっており直ちに討論に移りました。

討論はなく、採決の結果、議案第８３号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８９号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第８９号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第９０号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第９０号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第９３号、香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第９３号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第９４号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、本市の者が本市にということにはすぐにわかることなので状況的には難しいと思

うが、これまでに一度でも対応をしたことがあるかとの質疑に対し、自分が管財課長になってからはこの要件はない。以前のことはわからないと答弁。市営住宅であるため本市に住所が必要であると思うが、他市との連携はとの質疑に対し、他市と協議したことはないと答弁。本市の者が本市にということはすぐにわかるので、他市の方を受け入れていくというところもあるのではないかと思う。そのあたりはどのように考えているかとの質疑に対し、勉強不足で他市等に問い合わせをしてみないとはっきりとした答弁はできないと答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第94号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでは、今回新たに定住班が組織されるが現状からの変更点はとの質疑に対し、現在は班長と職員1名であるが他の職務も兼任している。定住班は定住関係の職務のみとなる。人員については全体の定員管理の中で行うこととなるが、現状よりも少なくなることはないと答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第95号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第97号、香美市地域公共交通事業に関する条例の制定についてでは、第9条第3項に乗車定員を超えるときがあるがそうなったときの対応はとの質疑に対し、自分が担当課長になってからはそのような事例はないが、過去にはタクシー等を活用した例があると聞いていると答弁。どこまで行っても200円ということだが、現在75歳以上と障害者は無料という部分は引き継いでいるかとの質疑に対し、利用料、割引料等の詳細については地域公共交通会議を開催し、現在の割引を適用するという事で議員の承認をいただいている。規則に委任することとなるが現在と割引料は変わらないと答弁。市営バスをコミュニティバスと言いかえたのかとの質疑に対し、市営バス事業と理解していただいたらよいと答弁。運行区間、運行経路及び運行回数等は規則で定められているがとの質疑に対し、規則に委任したのは現行の条例では定時、定路線の運行で距離により料金が定められていたので、路線経路や距離、料金を条例で定めていたが、そのことにより軽微な改正でも議会の議決を得る必要があった。例えば、去年の仙頭大橋南詰までの市営バスの運行では、1カ所の停留所の追加とわずかな距離の延伸であったが、全体の距離が変わることにより料金が変わり条例改正が必要となった。今回のエリア型デマンドバス制度の導入により料金が一律となったので運行路線や料金等の重要な部分を条例でうたい、詳細な経路や停留所などを規則に委ねることで地域からの要望に少しでも早く応えることができるのではないかと考え、規則を整備することにしたと答弁。デマンド型コミュニティバスに関する進捗状況はとの質疑に対し、今回条例が議決されれば、来年1月中旬以降から2月にかけて地域に説明に出向き、利用者登録等をお願いしていく計画となっていると答弁。地域の停留所等の整備はできたのかとの

質疑に対し、本年該当する自治会長にお願いし集落内の停留所の位置等を定めていただいているが、説明会の開催に当たって変更等の要望も出てくる可能性もあり、そういった要望等も踏まえ規則を整備させていただきたいと答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第4回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件につきまして審査の経過と結果をご報告申し上げます。付託を受けた案件は、議案第86号、議案第87号、議案第88号であります。

議案第86号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について、歳出の制度改正によるシステム改修47万3,000円は、70歳から74歳までの来年実施される予定の自己負担分の増加に関する改修かとの質疑に、お見込みのとおり新しい制度に対応するシステムの改修であるとの答弁。また、一般被保険者療養給付費の増加の要因はとの質疑に、現在のところ医療費分析ができていないのははっきりした原因はわからないが、今年の夏が暑かったということでそれに伴い医療費が増加したのではないかと考えているとの答弁。出産育児一時金で出産件数の増加が見込まれるためということで252万円が補正計上されているが見込みの決め方はとの質疑に、実績の伸びなどを加味して補正予想をしているとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第86号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）について、保険給付費で説明書のほうでは認知症高齢者グループホームの増床9床の増加分と書かれているがグループホームの状況はとの質疑に、検査も終わり12月1日からの入所の準備をしているとの答弁。成年後見制度支援事業の増加件数はとの質疑に、今回追加したのは2件分であるとの答弁。

以上、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。今期定例

会にて産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第 84 号、第 85 号、第 91 号、第 92 号、第 98 号、第 99 号であります。12 月 17 日に委員会を開催いたしました。審査の経過と結果について報告いたします。

議案第 84 号、平成 25 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、辺地債から簡水事業債への組みかえ理由についてはとの質疑に、辺地債は国、県から香美市への割り当て額は 1 億 8,020 万円、うち簡水分は 1,960 万円と確定したことによる。無停電電源装置などの故障についてはとの質疑に、委託業者からの報告により確認、修繕を行う。なお、電源は大型バッテリーとのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第 84 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 85 号、平成 25 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、工事請負費が減額されている区間はとの質疑に、楠目小学校の南の市道から談議所までの東進区間、それに伴い市簡易水道移設補償費 1,820 万円を減額。防災・安全交付金はとの質疑に、50%の補助率で社会資本整備交付金と同様だが雨水事業対象である。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第 85 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 91 号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、「第 8 条中「施設」を「セレネ」に改める。」はわかりやすい表記にしたのかとの質疑に、言葉の統一を図るため。今までは外税表記で法改正にて内税表記に変更したのはとの質疑に、公共料金についてはただし書きにて外税でも構わないが、他条例とも合わせるために今回から内税とした。納税義務はないのに 8%上乗せについてはとの質疑に、電気料、仕入れ等について支払いは発生しており、もらわなければ市の持ち出しとなる。結果、純益が減り指定管理料がふえ市民がすべて負担することとなるので利用者負担をお願いする。仕入れに係る分のみの消費税の転嫁は見解を異にするとのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第 91 号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 92 号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、8%上乗せについてはとの質疑に、第 91 号と同様の見解とのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第 92 号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 98 号、市道の路線の認定について、幅員 3 メートルから 11 メートルになっていることについてはとの質疑に、新たな市道の認定は 4 メートル以上である。今回のケースは合併前の認定事務の調整とのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第 9 8 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 9 9 号、市道の路線の廃止について、香美市の土地に県道を開設することについての質疑では、土地の名義に変更はない。維持管理は県道に移管して県の管理である。今回は市道の上に県道の拡張が行われた。朴ノ木郷田線は昭和 6 4 年当時に認定がえされ町道の廃止ができていない。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第 9 9 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 2、議案第 8 3 号、平成 2 5 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 8 4 号、平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 8 5 号、平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第８６号、平成２５年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第８６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６、議案第８７号、平成２５年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第８７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７、議案第８８号、平成２５年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第８８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第８、議案第８９号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第８９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第９、議案第９０号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第９０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１０、議案第９１号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) 賛成多数であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第92号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第93号、香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第94号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第95号、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第97号、香美市地域公共交通事業に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第98号、市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第99号、市道の路線の廃止についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第18、議案第100号、香南香美老人ホーム組合規約の変更についてから日程第25、意見書案第17号、特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、日程第18、議案第100号から日程第25、意見書案第17号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、日程第18、議案第100号、香南香美老人ホーム組合規約の変更についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長(几内一秀君) それでは、議案のほうを提案させていただきます。

議案第100号、香南香美老人ホーム組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年12月20日提出、香美市長 門脇槇夫

香南香美老人ホーム組合規約の一部を変更する規約

香南香美老人ホーム組合規約(昭和42年高知県指令41地725号)の一部を次の

ように変更する。

第3条第1号中「特別養護老人ホーム白寿荘」の次に「、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘」を加える。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

提案説明につきましては、議案細部説明書にてかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第101号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。議案第101号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

平成25年度香美市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度香美市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成25年12月20日提出、香美市長、門脇槇夫

提案理由でございます。

今回の平成25年度香美市一般会計補正予算（第4号）は、平成26年4月9日にサポートが終了するWindows XP端末200台分の購入と、マイクロソフト・オフィス・スタンダードライセンス購入のため債務負担行為の追加を行うもので、期間及び限度額については記載のとおりです。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、有元和哉君。

○ 1 番（有元和哉君） 1 番、有元です。1 点お伺いします。

このマイクロソフト・オフィス・スタンダードライセンス購入費となっておりますが、対象のパソコンの台数を教えてください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

今回この債務負担に係る台数は200台でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○ 1 2 番（山崎龍太郎君） 12番。

ニュースか何かで聞いたと思うんですが、本市の場合は何かこのパソコンの関係のソフトか何かで、このX P から云々で間に合わないというふうなことでこの議案が出たという認識でよろしいのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お見込みのとおりです。

4月9日にサポートが終了いたしますけれども、国からサポート終了に係るそのときに間に合わない場合はインターネットに接続しないとかいった指導の事項が来ておりますけれども、そういった指導に対応できない端末として約170台ということになっております。8月末ごろをめぐりしてW i n d o w s 7 へ移行する予定で今回の提案いたしました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○ 1 2 番（山崎龍太郎君） その前段を、他市ではその準備万端で間に合ったけど本市で間に合わなかったというその背景をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

平成26年4月9日でのサポートの終了につきましては、数年前から発表がありましたがW i n d o w s X P はW i n d o w s シリーズの中で大変普及したシリーズのため、当初サポート終了である平成21年4月14日から延長された経緯がある上、平成25年度予算編成時にはW i n d o w s X P でしか動作しないシステムやソフトウェアが大量にあったことに加え、平成21年度に導入したパソコン100台の初回リース満了が平成26年10月30日であることから予算計上を見送っておりました。そうした中、平成25年4月22日付で総務省よりサポートの切れるパソコンを速やかにW i n d o w s 7 等へ移行するよう通知があり6月議会での補正予算の計上を検討いたしましたが、先ほどありましたように初回リース満了を迎えていないパソコンがあること、W i n d o w s X P でしか動作しないシステム、ソフトウェアの対応も別途予算化していく必要があること、数カ月おくれで対応が可能であるということから、予算計上を見送り今回

の対応となったものです。

○議長（西村芳成君） ほかに。

1 番、有元和哉君。

○1 番（有元和哉君） 1 番、有元です。最初にしました質問の関連になります。

マイクロソフト・オフィス・スタンダードライセンス購入費が対象のパソコンが200台というふうにありました。計算をしますと1台当たりのライセンス購入費が6万9,480円というふうになるんですが、開会前に少しインターネットでこのオフィスのスタンダード最新版2010について調べましたところ、ダウンロード版であれば1台が1万3,340円、またダウンロード版でないCDだったら2台分で3万6,000円という価格になっておりました。これ価格の設計に当たって何か算出の根拠みたいなものがあるんですか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

そのソフト以外にも関連ソフトといたしましてあと144台のソフトを購入する予定ですので、今そのおっしゃった算出の根拠といいますのは担当者のほうがいろいろな情報をもとに算出したものですから、議員のおっしゃったものとぴったり一致しないかもしれせん。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第101号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第102号、（平成25年度周波数有効利用促進事業）消防救急デジタル無線等整備事業の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。それでは、提案させていただきます。

議案第102号 （平成25年度周波数有効利用促進事業）消防救急デジタル無線等整備事業の請負契約の締結について

平成25年12月12日付けで指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月20日提出、香美市長 門脇 槇夫

- 1 契約の目的 (平成25年度周波数有効利用促進事業) 消防救急デジタル無線等整備事業
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金486,360,000円
- 4 契約の相手方 沖ウィンテック㈱ 中国支店
支店長 岩田芳伸
- 5 支出科目 平成25年度香美市一般会計予算
9款 消防費 1項 消防費 3目 消防施設費

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 少し伺いますが、指名競争入札ということでやられてますが、この上の最後の入札結果記録を見てみるときに指名するのに当たって落札業者が中段におられまして、その3段上に最初が同じような名前のところがありますけれども、これなんかは全然別の会社でしょうが系列か。こんなことを言ったら失礼ですけど、指名をするに当たって、実際のところは言うてみたら1つの企業があって、その企業体みたいなところも指名で、これはそれに当たらないかなというふうなちょっとぼっと見た判断をしたんですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 会社自体は別の会社ですが、関連会社というか系列の会社は系列の会社だと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） こういう仕事はたくさんの方がやってるというわけじゃないから専門的に、系列関係というときに指名するのに、言うたら系列の部分がどこまで系列かわからんですが。こんなことを言ったら失礼ですが、どっちかが落としたらえいわみみたいな、そういう部分についてはちょっと考え過ぎでしょうか。済みません。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 考え過ぎではないかと思います。済みません。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、意見書案第13号、重要5品目の聖域すら守れないTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加から撤退することを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 意見書案第13号 重要5品目の聖域すら守れないTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加から撤退することを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

重要5品目の聖域すら守れないTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加から撤退することを求める意見書(案)

日本政府は、7月23日にマレーシアで開催された第18回TPP交渉に正式参加し、秘密保護に関する書簡を各国と交換しました。これにより、交渉中の条文や各国の提案内容と関連文書、交渉でのやりとりについては、関係国が同意しない限り守秘の対象となり、協定発効後4年間秘密扱いされることとなっています。このことは、安倍首相の「国民への情報提供については、今後とも公開できることは状況の進展に応じてしっかりと国民の皆さんに提供してまいります」との国会答弁や、衆参農林水産委員会の決議「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うように措置すること」などに反していると言わざるを得ません。

そもそもTPPは、関税・非関税障壁の撤廃が大前提であり、1次産業への影響だけでなく、「混合診療や医療への株式会社の参入」「公共事業の地元企業優先の撤廃」「不平等なISD条項の締結」等、国民生活に大きな影響があることは明らかであり、一部の多国籍企業だけが利益を得る条約です。一次産業を基幹産業とする本市にも壊滅的な打撃を与え、過疎と高齢化に直面しながらも産業振興計画を推進し、諸施策に懸命に取り組んでいる努力は打ち砕かれ、甚大な痛みを伴うことは明白です。

よって、国におかれては、重要5品目の聖域すら守れないTPP交渉から直ちに撤退することを、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣

総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、農林水産大臣 林 芳正殿、経済産業大臣 茂木敏充殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上、よろしくお願いします。

【意見書案第 13 号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第 13 号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 22、意見書案第 14 号、移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21 番、比与森光俊君。

○21 番（比与森光俊君） 意見書案第 14 号 移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、高知県知事に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 20 日、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 竹平豊久

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書（案）

現在の香美市土佐山田町は、昭和 45 年に市街化調整区域と市街化区域に線引きを行いました。以降、約 43 年の年月が経過しており、線引きの規制が現実合わない面が出てきているのではないのでしょうか。確かに 43 年前はライフラインも十分ではなく、宅地造成の乱開発も考えられたかもしれませんが、現在はそのような乱開発は考えられません。しかしながら、すべての市街化調整区域を撤廃することには課題も多く、その一部見直しを要望するものです。

現在、県は移住促進を図るため様々なプロジェクトを企画していますが、本市においても人口増加による街の活性化を図るための施策を検討しています。しかし、県内外からの移住者を招致するにあたり、市街化調整区域内の空き家の利用及び建築制限等が移住促進を進める際の障壁となっています。

市街化調整区域内において一度空き家となった場合は、都市計画法及び高知県都市計画施行条例等により、以後活用することが困難となり、地域活性化に支障をきたしています。津波による被害がないと想定されている本市へ移住を希望する県民の受け入れに関しても、同様の規定により空き家が利用できません。

また、市街化調整区域内での住宅購入・建築に際しては、都市計画法上の線引き前宅地等に該当する場合のみ可能となりますが、手続きや費用が大きな負担となります。さらに、市街化調整区域内に居住する市民が、購入・建築を希望しても資産（持家）がある場合は受付できないことも大きな支障となっています。

よって、県におかれては、移住促進を図ることにより過疎化を防止し地域を活性化させるため、また、津波浸水予測地域の県民の受け入れのために、下記の事項について実現いただきますよう強く要望いたします。

記

1. 市街化調整区域と市街化区域の線引きの一部見直しを行うこと。
2. 市街化調整区域内の空き家の賃貸借及び住宅購入・建築に関する規制の緩和（高知県都市計画施行条例雑則の見直しを含む）を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日提出、高知県知事 尾崎正直殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上よろしく申し上げます。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第２３、意見書案第１５号、軽自動車税の引上げをしないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。３番、山崎眞幹君。

○３番（山崎眞幹君） 意見書案第１５号 軽自動車税の引上げをしないよう求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成２５年１２月２０日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 山崎龍太郎

案文の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

軽自動車税の引上げをしないよう求める意見書（案）

総務省の自動車関係税制のあり方に関する検討会は、さる１０月、軽自動車と小型自動車の「両者の間にはかつてほど大きな差異は認められない」として、軽自動車税の引き上げを求める報告書をまとめました。

高知県は中山間地を多く抱え、公共交通の整備も十分ではありません。車は通勤、買物、通院など生活の足として必要不可欠なものとなっており県民所得が低い中でも、１人が１台を所有している家庭も珍しくなく、軽自動車の増税は、こうした地域住民の暮らしを直撃するものです。

そもそも同検討会は、再来年１０月に消費税率が１０％に引き上げられる段階で、「二重課税の解消」として、地方税の「自動車取得税」廃止にともない、関連税制の見直しを進めてきたものです。その「自動車取得税」廃止による減少分を、軽自動車税の増税で穴埋めしようとするのは低所得の中でも、車を持つ必要性に迫られている地方の住民に犠牲をしわ寄せするものです。

同報告は、「欧米の自動車工業会から軽自動車税の廃止や見直しを求められている」ことを理由の１つにあげていますが、高性能の軽自動車が発展してきたのは、狭い国土で、しかも山間部の多い我が国の特性によるものであり、それに対応したメーカーなど技術開発の努力の結果です。

よって、国におかれては、軽自動車税の引上げをしないよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２５年１２月２０日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 新藤義孝殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 田村憲久殿、経済産業大臣 茂木敏充殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

よろしく申し上げます。

【意見書案第１５号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は

ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、意見書案第16号、要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 意見書案第16号 要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 山崎龍太郎

案文を朗読しまして提案理由とさせていただきます。

要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書（案）

高齢化が進展し、独居や高齢者世帯など家族介護に頼れない高齢者が増えている中で、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっています。しかし政府は、今年8月に社会保障制度改革国民会議が「要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させるべきである。」と提案したことを受け、要支援者向けサービスを介護保険から市町村事業へ移行することを検討しています。これに対し「財政が厳しい市町村ではサービスの質が下がり地域格差が広がる」との懸念も出ています。

要支援者は全国で約150万人に上るとされ、認知症の初期症状、鬱症状を含め、虚弱な高齢者です。要介護度の進行の抑制、症状の改善のためには「いのち綱」として安定した今までどおりのサービスが不可欠ですが、要支援者向けのサービス事業を市町村に移行すると、今までのサービスが利用できなくなる恐れがあります。自己負担額も含め、サービスの質や量の市町村での格差も拡大します。

よって、国におかれては、要支援者に対する介護サービスの継続について、下記の事項の実施を強く要望します。

記

1. 要支援者に対する介護サービスを現行通り介護保険給付とすること。
2. 介護給付における国の負担分を確保すること。
3. 要支援者の実態調査を国の責任において実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 新藤義孝殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 田村憲久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、意見書案第16号を採決をいたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、意見書案第17号、特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。

意見書案第17号 特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 矢野公昭、賛成者 同 片岡守春

特定秘密保護法の撤回を求める意見書（案）

案文を朗読して提案理由といたします。

安倍政権は国家機密を漏洩した場合に最長10年の懲役を科す特定秘密保護法を、強行可決しました。

法は、防衛、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動

防止の4分野で各所管の大臣が「特定秘密」を指定し、これを故意または過失で漏洩した国家公務員、都道府県の警察職員、自衛隊と契約する民間業者らに罰則を科すもので、情報を受け取った側も、また受け取らなくても共謀や教唆、扇動した者も処罰の対象となっています。

法に対して、①特定秘密の定義や範囲があいまいであること ②重い罰則が科されるため、本来公表すべきものも秘密にされ、情報開示の萎縮の懸念 ③ジャーナリストの取材や市民の調査活動が制限・処罰される可能性 ④国会議員も対象とされ、国政調査権の制限で国会のチェック機能が侵害される ⑤秘密漏洩で逮捕されても、裁判官も弁護人も何が秘密か確認できず裁判が形骸化されること ⑥「特定秘密」を扱う公務員や民間人の「適正調査」として本人はもとより家族、友人などの広範な国民がそれとは知らされず調査・監視の対象となることなど、憲法の基本原則に関わる重大な問題点がいくつも指摘されています。一部修正で同法の危険な本質はいささかも変わるものではありません。

国の情報は、本来可能な限り国民に開示されることが民主国家の姿です。同法の成立によって、多くの必要な情報が隠されることが強く懸念されます。知る権利が損なわれれば、平和と民主主義が脅かされることは歴史上の教訓です。

法の中身が明らかになるにつれ、反対の世論は大きく広がり、日本弁護士連合会や日本ペンクラブ、憲法学者や歴史学研究者、出版人、芸能界、新聞労連外国特派員協会など広範な人々が廃止、または慎重審議を求めています。

元防衛省や自民党の要職を務めた方々も法の危険性を警告しています。地方公聴会でも、参考人全員が反対、慎重審議を求めており、こうした大多数の声を無視し法を強行成立させたことは許せません。

よって政府におかれては秘密保護法は、撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、防衛大臣 小野寺五典殿、国家公安委員長 古屋圭司殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上でございます。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 提出者にお伺いいたします。今県下市町村の議会での特定秘密保護法の撤回についてのことが論議され新聞紙上に毎日掲載されておりますが、私自身この問題についてはわかりかねますのでお伺いしたいと思います。

この意見書の中の案の3行目からですか、「法は、防衛、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動防止の4分野」云々と書いてございますが、この4分野すべてに対して撤回ということでございますか。

それと、今日本の置かれております防衛、外交についてはどのようにお考えでしょうか。以上お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） はい。お答えいたします。

私はこの法そのものの全体について撤回すべきと考えております。外交、防衛に関しては、私自身の見解になりますけれども一般質問でも申しました、これはアメリカからの要請でできております法律でありますけれども、こうしてこの前防衛大綱も閣議決定されましたが、隣国を想定してこういう法律をつくって日米軍事同盟を強めていくことが本当に安全保障になるのかという疑問を持っております。それよりはやはり信頼醸成と対話で外交を行っていくべきと考えております。そんなことは理想だというふうにおっしゃる方もおられますけれども、もし今大変緊張関係にあります、もう何かあったら遅いと思います、今の戦争は昔の戦争と違いますので。ですから、外交によって極力そういう自体を避ける、そのことへの努力が払われるべきと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 私のほうからも1点お伺いをいたします。

もともとこの法案の必要性は民主党が言い出したものでありますし、そして、みんなの党と日本維新の会もこれ修正して同意をしたそういう経緯があります。この意見書の末尾の「大多数の声を無視し法を強行成立させた」こういう文言が入っておりますが、私はこの点は当てはまらないとそのように思っておりますが、再度見解を。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 一部野党、みんなの党が賛成をし、そして日本維新の会が修正協議に応じたことは私も承知しておりますけれども、その修正協議そのものも原案よりさらにひどいものになっております。それと、大多数の声と言いますのは、一般質問でも申しましたけれども成立後も7割以上の方々が納得していないと、この法律には修正または廃止を求めているというふうな新聞報道もございましたので、私はむしろ国会のそういう賛成した方々が国民の声に耳を傾けていないのではないかと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。

意見書案第17号、特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出について反対の立場で討論をさせていただきます。

2013年12月6日に成立した特定秘密保護法は12月13日に公布され、今後1年以内に施行されることとなります。この特定秘密保護法は、国家安全保障にかかわる秘密の漏えいを防ぐのが目的であり、世界の多くの国家も類似の法を持っています。実際のところ、今でも日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法があり、これによって過去にイージス艦の情報を漏えいした海上自衛官が逮捕される事件がありました。

今回の特定秘密保護法の対象は、防衛だけでなく外交、テロ防止、スパイ防止を含む4分野であり、機密性の高い特定機密を保護しようという狙いでつくられました。

制定を急いだことには、今年の1月のアルジェリア人質事件が後押しになったとも言えます。人質の解放のためにアメリカ政府での情報は極めて重要ではありましたが、日本にはこの情報を保全する法的根拠がなく、当時は政権発足間もない民主党政権下であった日本では、情報漏えいの危険性も考えられておりました。そのため、同盟国間で機密の保全を求めるアメリカ政府の意向が強いのはこのためであり、民主党政権下で法整備も進められてきた経緯がございます。

情報化が急速に進んだ今日、世界的な問題が発生したときに、日本の国民の生命と財産また権利を守るため極めて高い機密性のある情報の漏えいを防止し、問題解決に臨む上で必要な法律であると考えております。

今回意見書に記載されている問題について1点ずつ申し上げたいと思います。

特定秘密の範囲があいまいであることとありますが、防衛だけでなく外交、テロ防止、スパイ防止を含む4分野で機密性の高い特定秘密としており、この法律の第4条第4項にも詳しくその規定範囲が書かれております。

次に、思い厳罰が科せられるため本来公表すべきものも秘密にされ情報開示の萎縮の懸念とありますが、現在の罰則では国家公務員法で最高懲役1年、そのため国家の機密を守る上では抑止力は現在の1年では不十分であると考えます。また、あらゆる機密が公開されることこそが国家もプライバシーも崩壊を招きかねない。他国でも多くの国が同様の法を整備しているのはまさにそこにあるかと思えます。

次に、これがよく大きな話題となっておりますが、ジャーナリストの取材や市民の調査活動が制限、処罰される可能性については、法第22条に「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」。つまり配慮であってこれは罰するとは書いておりません。また、同条2項に「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」とあります。正当業務として処罰対象から外されており、そのような取材活動を制限することは全くございません。

次に４点目、国会議員も対象とされ、国政調査権の制限で国会のチェック機能が侵害されるという点については、条文第２４条を読んでいただければわかるかと思います。

「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為、その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。」というふうに書かれており、通常の国政調査権を行使する限りでは国会議員のチェック機能が侵害されるとは考えられません。

次に、秘密漏えいで逮捕されても裁判官も弁護人も何が秘密であるか確認できず、裁判が形骸化されるという心配がございましたが、これも先ほどの第２４条を見ればその可能性も低く、また秘密が漏えいした時点でもはやそれは秘密でなくなっており、確認もできるかと思います。

次に、特定秘密を扱う公務員や民間人の適正調査についての心配でございますが、秘密情報を取り扱わせようとする者については、日ごろの行いや取り巻く環境を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや対象者が外部からの漏えいの働きかけに応ずるリスクの程度を評価することにより、秘密情報を取り扱う適性を有するか判断する制度であり、諸外国においても既に導入、適用されております。我が国でも既に国の行政機関の職員を対象に秘密情報を取扱者に対して適性の評価を実施しておりますが、まず法令上の位置づけが必ずしも明確になっていないこと、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の職員が対象になっていないこと、公私の団体に照会する権限が明確になっていないことなど、大変危険な課題が多くあります。適性評価制度を本法制の中で明確に位置づけ必要な規定を設けることは、特定秘密の保全の実効性を高める観点から極めて重要であると考えます。また、広範な国民が調査対象にはならず、法第１２条第２項にも示されているとおりであり、その範囲は広範とは決して言えません。

よって、本意見書の問題視する点についてはほぼ法条文中に解答が示されており、意見書作成に当たっては法律の読み込みが十分に行えていなかったようにも感じ取れます。しかしながら、法の成立に当たって説明が十分に国民に浸透したかどうかについては私も現在疑問は残っております。報道等により一部の報道が先走ってしまった。また、十分な情報を知り得ようとしなかった国民側にもいささか問題があるようにも感じ取れます。

さきにも述べましたとおり、本法は１年以内の施行とあり、この間に十分な説明と国民の納得を得ることは言うまでもなく政府の義務であり、それを怠ることは断じて考えられず、また政府としても十分な説明を行うとしております。

万が一説明を行わず国民が全く知らずに法が施行されてしまう、そのような事態を招

いた際には改めて法の見直しを行うべきではあると考えますが、現在の公布直後の現時点で法を撤回するということは時期尚早であり、この意見書については反対の立場をとらせていただきます。同僚議員の皆様の反対への判断、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2 番、矢野公昭君。

○2 番（矢野公昭君） 2 番、矢野公昭であります。自由クラブを代表いたしまして意見書案第 17 号に賛成の立場で申し上げます。

12 月 6 日に成立をいたしました特定秘密保護法の第 1 条の目的を要約いたしますと、この法律は国際情勢の複雑化に伴い、我が国及び国民の安全確保に係るその情報の重要性が増大をするとともに高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いまして、その漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、必要な事項を定めることにより漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全に資することを目的とする。このように記されてございます。

私たち自由クラブは、この目的につきましては賛同をするものでございます。しかしながら、意見書案にもありますとおり、特定秘密の定義あるいはその範囲があいまいであること、情報開示の萎縮、国会のチェック機能の侵害、裁判の形骸化など重大な問題点が多々あると考えております。また、多くの国民世論が慎重審議を求めている、このことも事実でございます。

以上のことから、特定秘密保護法を撤回をし慎重審議を求める立場から、意見書案第 17 号に賛成をするものであります。

議員各位のご賛同よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に反対の方の討論はありますか。

賛成の方の討論はありますか。

14 番、片岡守春君。

○14 番（片岡守春君） 14 番、片岡守春です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第 17 号、特定秘密保護法の撤回を求める意見書（案）に賛成の討論を行います。

安倍政権は特定秘密保護法を 12 月 6 日に強行可決しました。この法律に対して、法律案の段階からさまざまな分野から反対の意見が寄せられました。共同通信社の編集委員は、秘密指定が公正で厳正また客観的、中立的に行われ、情報を握る権力側の恣意的な操作をさせない制度設計こそが不可欠。秘密を含むすべての情報を所有するのはあくまでも市民であり、特定秘密保護法にはその理念が感じられない。民主主義の王道を踏み外す法案は廃案にすべきと述べています。反対の世論は国民的に広がっていますが、特定秘密保護法は集会、結社、表現の自由、通信の秘密を国民に保障した憲法第 21 条にも抵触しています。知る権利が奪われたり、表現の自由が制限されることは市民生活

にとって何よりの脅威です。また、特定秘密を扱う者への適正評価には、公安警察などの関与があることを安倍首相は否定していません。

安倍政権は先に国家安全保障会議（NSC）創設関連法を成立させました。特定秘密保護法はこのNSCと一体のものとして可決されましたが、背景には2005年10月の日米安全保障協議委員会（2+2）において共有された秘密情報を保護する追加措置の明記があり、その確認事項に基づいて法整備を進めています。NSCは首相と外相、防衛相といった少数の閣僚で、外交や安全保障の方針を機動的に決める会議です。米国から要請された軍事行動が中心になり、米国と情報を共有した時点から秘密保護法が必要だということです。

12月17日には国家安全保障会議が閣議決定されました。この後有識者会議から集団的自衛権行使容認の報告書を受け取り、NSCで海外での自衛隊の武力行使容認、これが安倍首相の言う積極的平和主義の中身です。安倍政権は憲法の条文を変えることなく法律で既成事実を積み上げ、実質上において憲法を変えようとしています。それにしても地方公聴会の翌日に強行採決するなど、国民の声に一切耳を貸さない、こんな政治手法は認めることはできません。この法律は撤回し、憲法に沿った真摯な議論を行うべきであることを申し述べ、本意見書への賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第17号は、否決されました。

日程第26、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

12月4日に開会されました平成25年第4回香美市議会定例会は今日までの17日

間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。また、9月議会定例会より各常任委員会の継続審査となっておりました平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定等9件につきましてもそれぞれ認定をされました。

また、一般質問につきましても12名の議員が質問され、市政全般にわたって真剣な質問がなされました。

さて、本日で第4回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。今年も残すところ11日となりましたが、寒さも一段と厳しくなっておりますので、議員各位並びに執行部の皆さん方におかれましては健康に十分留意せられ、市政発展に市民生活の向上に努められることを願うものであります。また、迎えられる新年が皆様にとって輝かしい幸多い年となりますようにご祈念を申し上げまして、閉会に当たり私のご挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月4日に開会をいたしました平成25年第4回香美市議会定例会も議長の円滑なる議会運営と議員各位のご協力によりまして、継続審査となっておりました平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算ほか8件の認定と今期定例会に提案をいたしておりました平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）など17件、そして本日追加提案させていただきました議案に対しまして慎重なる審査を得て、ここに全議案適切なるご判断のもとでのご決定を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

なお、昨日新聞報道でありました住民税の還付加算金の未払いに関する事務手続の不手際につきましては、議員協議会におきましても説明をさせていただきましたが、その後おわびと支払いについての文書を発送し、順次お支払いをさせていただいております。ここで改めておわびを申し上げますとともに、今後このようなことのないように対策を講じ、適正な事務執行に努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

また、1件報告をさせていただきます。

12月10日未明に発生をしました強風によりまして、香南市を中心に大きな農業被害が発生をいたしました。高知県中央東農業振興センターが集計をした香南、南国、香美3市における被害状況は、ハウスなどの施設本体被害が157棟、7.33ヘクタール、またビニール被覆被害が210棟、13.36ヘクタールとなっており、作物被害を含む被害総額は2億3,689万3,000円となっています。このうち香美市では施設本体被害が3棟、0.12ヘクタール、ビニール被覆被害が14棟、1.39ヘクタールとなっており、合計で225万4,000円の被害が確認されています。被災された皆様方にお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧を願うところであります。

さて、今議会におきましては12名の議員さんが一般質問に立たれ、日ごろの行政運営を初め行政上の諸課題に対しましてさまざまな見地からのご意見をいただきました。執行部といたしましては、今期定例会を通じて賜りました議員各位の貴重なご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいらなければならないと強く感じておりますので、今後とものご指導、ご鞭撻をお願いをいたすものであります。

今年も残すところあと11日となりました。議員の皆様方には今年1年賜りましたご指導、ご鞭撻に対しまして心から改めて感謝申し上げ、迎えます新しき年が皆様にとりましても、またこの香美市にとりましても平穏で輝かしき年になりますようご祈念申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。

これをもって平成25年第4回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前10時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成 2 5 年第 4 回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第 1 日	4 日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、議案第54号から第62号までの決算議案は報告から採決まで (定住人口増加促進特別委員会)
第 2 日	5 日(木)	休 会	【一般質問通告期限（午前 1 0 時）】 議案精査のため
第 3 日	6 日(金)	休 会	〃
第 4 日	7 日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第 5 日	8 日(日)	休 会	〃 〃
第 6 日	9 日(月)	休 会	議案精査のため
第 7 日	10 日(火)	本会議	一般質問① (行財政改革推進特別委員会)
第 8 日	11 日(水)	本会議	一般質問② (定住人口増加促進特別委員会)
第 9 日	12 日(木)	本会議	一般質問③ (会派代表者会議)
第10日	13 日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会（議案第83号） 総務常任委員会の審査（議案83・89・90・93・94・95・96・97号）
第11日	14 日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	15 日(日)	休 会	〃 〃
第13日	16 日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査（議案第86・87・88号）
第14日	17 日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査（議案第84・85・91・92・98・99号）
第15日	18 日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	19 日(木)	休 会	〃
第17日	20 日(金)	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案（委員会付託を省略し、提案説明から採決まで）

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第54号	平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	認 定	全員賛成
議案第55号	平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認 定	全員賛成
議案第56号	平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認 定	全員賛成
議案第57号	平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認 定	全員賛成
議案第58号	平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認 定	全員賛成
議案第59号	平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認 定	全員賛成
議案第60号	平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認 定	全員賛成
議案第61号	平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認 定	全員賛成
議案第62号	平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認 定	全員賛成
議案第83号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第3号）	総務常任委員会	可 決	全員賛成
議案第84号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	可 決	全員賛成
議案第85号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可 決	全員賛成
議案第86号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	可 決	全員賛成
議案第87号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	可 決	全員賛成
議案第88号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可 決	全員賛成
議案第89号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可 決	全員賛成

議案第90号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第91号	香美市ビースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	賛成多数
議案第92号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	賛成多数
議案第93号	香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第94号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第95号	香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第96号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	賛成多数
議案第97号	香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第98号	市道の路線の認定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第99号	市道の路線の廃止について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

発議者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

〃 濱 田 百合子

〃 片 岡 守 春

〃 山 崎 龍太郎

議案第 9 6 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定についてに対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び香美市議会会議規則第 1 7 条
第 1 項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第 96 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定についてに対する修正案

議案第 96 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を次のように修正する。

第 1 条から第 28 条までを削り、第 29 条を第 1 条とし、第 30 条を第 2 条とし、第 31 条から第 36 条までを削り、第 37 条を第 3 条とし、第 38 条を第 4 条とする。

附則第 2 項中「第 29 条」を「第 1 条」に改め、第 4 項中「第 30 条」を「第 2 条」に改め、第 6 項中「第 37 条」を「第 3 条」に改め、第 8 項中「第 38 条」を「第 4 条」に改める。

意見書案第 13 号

重要 5 品目の聖域すら守れない T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）
交渉参加から撤退することを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 〃 山 崎 眞 幹

賛成者 〃 島 岡 信 彦

重要 5 品目の聖域すら守れない T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）
交渉参加から撤退することを求める意見書（案）

日本政府は、7 月 23 日にマレーシアで開催された第 18 回 T P P 交渉に正式参加
し、秘密保護に関する書簡を各国と交換しました。これにより、交渉中の条文や各国
の提案内容と関連文書、交渉でのやりとりについては、関係国が同意しない限り守秘
の対象となり、協定発効後 4 年間秘密扱いされることとなっています。このことは、
安倍首相の「国民への情報提供については、今後とも公開できることは状況の進展に
応じてしっかりと国民の皆さんに提供してまいります」との国会答弁や、衆参農林水
産委員会の決議「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとと
もに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うように措置すること」
などに反していると言わざるを得ません。

そもそも T P P は、関税・非関税障壁の撤廃が大前提であり、1 次産業への影響だ

けでなく、「混合診療や医療への株式会社の参入」「公共事業の地元企業優先の撤廃」「不平等な I S D 条項の締結」等、国民生活に大きな影響があることは明らかであり、一部の多国籍企業だけが利益を得る条約です。一次産業を基幹産業とする本市にも壊滅的な打撃を与え、過疎と高齢化に直面しながらも産業振興計画を推進し、諸施策に懸命に取り組んでいる努力は打ち砕かれ、甚大な痛みを伴うことは明白です。

よって、国におかれては、重要 5 品目の聖域すら守れない T P P 交渉から直ちに撤退することを、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 殿
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 殿
経 済 産 業 大 臣	茂 木 敏 充 殿

高知県香美市議会議長 西 村 芳 成

意見書案第 14 号

移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の
規制緩和を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、高知県知事に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	利 根 健 二
賛成者	〃	山 崎 晃 子
賛成者	〃	千 頭 洋 一
賛成者	〃	小 松 紀 夫
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	竹 平 豊 久

移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の
規制緩和を求める意見書（案）

現在の香美市土佐山田町は、昭和 45 年に市街化調整区域と市街化区域に線引きを
行いました。以降、約 43 年の年月が経過しており、線引きの規制が現実合わない
面が出てきているのではないのでしょうか。確かに 43 年前はライフラインも十分では

なく、宅地造成の乱開発も考えられたかもしれませんが、現在はそのような乱開発は考えられません。しかしながら、すべての市街化調整区域を撤廃することには課題も多く、その一部見直しを要望するものです。

現在、県は移住促進を図るため様々なプロジェクトを企画していますが、本市においても人口増加による街の活性化を図るための施策を検討しています。しかし、県内外からの移住者を招致するにあたり、市街化調整区域内の空き家の利用及び建築制限等が移住促進を進める際の障壁となっています。

市街化調整区域内において一度空き家となった場合は、都市計画法及び高知県都市計画施行条例等により、以後活用することが困難となり、地域活性化に支障をきたしています。津波による被害がないと想定されている本市へ移住を希望する県民の受け入れに関しても、同様の規定により空き家が利用できません。

また、市街化調整区域内での住宅購入・建築に際しては、都市計画法上の線引き前宅地等に該当する場合のみ可能となりますが、手続きや費用が大きな負担となります。さらに、市街化調整区域内に居住する市民が、購入・建築を希望しても資産（持家）がある場合は受付できないことも大きな支障となっています。

よって、県におかれては、移住促進を図ることにより過疎化を防止し地域を活性化させるため、また、津波浸水予測地域の県民の受け入れのために、下記の事項について実現いただきますよう強く要望いたします。

記

1. 市街化調整区域と市街化区域の線引きの一部見直しを行うこと。
2. 市街化調整区域内の空き家の賃貸借及び住宅購入・建築に関する規制の緩和（高知県都市計画施行条例雑則の見直しを含む）を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日提出

高知県知事 尾崎正直 殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 15 号

軽自動車税の引上げをしないよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 眞 幹

賛成者 〃 島 岡 信 彦

賛成者 〃 山 崎 龍太郎

軽自動車税の引上げをしないよう求める意見書（案）

総務省の自動車関係税制のあり方に関する検討会は、さる 10 月、軽自動車と小型自動車の「両者の間にはかつてほど大きな差異は認められない」として、軽自動車税の引き上げを求める報告書をまとめました。

高知県は中山間地を多く抱え、公共交通の整備も十分ではありません。車は通勤、買物、通院など生活の足として必要不可欠なものとなっており県民所得が低い中でも、1 人が 1 台を所有している家庭も珍しくなく、軽自動車の増税は、こうした地域住民の暮らしを直撃するものです。

そもそも同検討会は、再来年 10 月に消費税率が 10 %に引き上げられる段階で、「二重課税の解消」として、地方税の「自動車取得税」廃止にともない、関連税制の見直しを進めてきたものです。その「自動車取得税」廃止による減少分を、軽自動車税の増税で穴埋めしようとするのは低所得の中でも、車を持つ必要性に迫られている地方の住民に犠牲をしわ寄せするものです。

同報告は、「欧米の自動車工業会から軽自動車税の廃止や見直しを求められている」ことを理由の１つにあげていますが、高性能の軽自動車が発展してきたのは、狭い国土で、しかも山間部の多い我が国の特性によるものであり、それに対応したメーカーなど技術開発の努力の結果です。

よって、国におかれては、軽自動車税の引上げをしないよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２５年１２月２０日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
経済産業大臣	茂木敏充殿

高知県香美市議会議長　西村芳成

意見書案第 16 号

要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 島 岡 信 彦

賛成者 “ 山 崎 眞 幹

賛成者 “ 山 崎 龍太郎

要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書（案）

高齢化が進展し、独居や高齢者世帯など家族介護に頼れない高齢者が増えている中で、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっています。しかし政府は、今年 8 月に社会保障制度改革国民会議が「要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させるべきである。」と提案したことを受け、要支援者向けサービスを介護保険から市町村事業へ移行することを検討しています。これに対し「財政が厳しい市町村ではサービスの質が下がり地域格差が広がる」との懸念も出ています。

要支援者は全国で約 150 万人に上るとされ、認知症の初期症状、鬱症状を含め、虚弱な高齢者です。要介護度の進行の抑制、症状の改善のためには「いのち綱」として安定した今までどおりのサービスが不可欠ですが、要支援者向けのサービス事業を

市町村に移行すると、今までのサービスが利用できなくなる恐れがあります。自己負担額も含め、サービスの質や量の市町村での格差も拡大します。

よって、国におかれては、要支援者に対する介護サービスの継続について、下記の事項の実施を強く要望します。

記

1. 要支援者に対する介護サービスを現行通り介護保険給付とすること。
2. 介護給付における国の負担分を確保すること。
3. 要支援者の実態調査を国の責任において実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 17 号

特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 〃 矢 野 公 昭

賛成者 〃 片 岡 守 春

特定秘密保護法の撤回を求める意見書（案）

安倍政権は国家機密を漏洩した場合に最長 10 年の懲役を科す特定秘密保護法を、強行可決しました。

法は、防衛、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動防止の 4 分野で各所管の大臣が「特定秘密」を指定し、これを故意または過失で漏洩した国家公務員、都道府県の警察職員、自衛隊と契約する民間業者らに罰則を科すもので、情報を受け取った側も、また受け取らなくても共謀や教唆、扇動した者も処罰の対象となっています。

法に対して、①特定秘密の定義や範囲があいまいであること ②重い罰則が科されるため、本来公表すべきものも秘密にされ、情報開示の萎縮の懸念 ③ジャーナリストの取材や市民の調査活動が制限・処罰される可能性 ④国会議員も対象とされ、国政調査権の制限で国会のチェック機能が侵害される ⑤秘密漏洩で逮捕されても、裁判官も弁護人も何が秘密か確認できず裁判が形骸化されること ⑥「特定秘密」を

扱う公務員や民間人の「適正調査」として本人はもとより家族、友人などの広範な国民がそれとは知らされず調査・監視の対象となることなど、憲法の基本原則に関わる重大な問題点がいくつも指摘されています。一部修正で同法の危険な本質はいささかも変わるものではありません。

国の情報は、本来可能な限り国民に開示されることが民主国家の姿です。同法の成立によって、多くの必要な情報が隠されることが強く懸念されます。知る権利が損なわれれば、平和と民主主義が脅かされることは歴史上の教訓です。

法の中身が明らかになるにつれ、反対の世論は大きく広がり、日本弁護士連合会や日本ペンクラブ、憲法学者や歴史学研究者、出版人、芸能界、新聞労連外国特派員協会など広範な人々が廃止、または慎重審議を求めています。

元防衛省や自民党の要職を務めた方々も法の危険性を警告しています。地方公聴会でも、参考人全員が反対、慎重審議を求めており、こうした大多数の声を無視し法を強行成立させたことは許せません。

よって政府におかれては秘密保護法は、撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	岸田文雄殿
防衛大臣	小野寺五典殿
国家公安委員長	古屋圭司殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成25年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 54 号	平成 2 4 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 55 号	平成 2 4 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 56 号	平成 2 4 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 57 号	平成 2 4 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 58 号	平成 2 4 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 59 号	平成 2 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 60 号	平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 61 号	平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 62 号	平成 2 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	25. 12. 4
議案 第 83 号	平成 2 5 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）	可 決	25. 12. 20
議案 第 84 号	平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	可 決	25. 12. 20
議案 第 85 号	平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	可 決	25. 12. 20
議案 第 86 号	平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）	可 決	25. 12. 20
議案 第 87 号	平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）	可 決	25. 12. 20
議案 第 88 号	平成 2 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	可 決	25. 12. 20
議案 第 89 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 90 号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 91 号	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 92 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	25. 12. 20

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 93 号	香美市べふ峡休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する制定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 94 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 95 号	香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 96 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 「議案第96号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する修正動議」を否決	可 決	25. 12. 20
議案 第 97 号	香美市地域公共交通事業に関する条例の制定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 98 号	市道の路線の認定について	可 決	25. 12. 20
議案 第 99 号	市道の路線の廃止について	可 決	25. 12. 20
議案 第100 号	香南香美老人ホーム組合規約の変更について	可 決	25. 12. 20
議案 第101 号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第4号）	可 決	25. 12. 20
議案 第102 号	（平成25年度周波数有効利用促進事業）消防救急デジタル無線等整備事業の請負契約の締結について	可 決	25. 12. 20
意見書案 第 13 号	重要5品目の聖域すら守れないTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書の提出について	可 決	25. 12. 20
意見書案 第 14 号	移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書の提出について	可 決	25. 12. 20
意見書案 第 15 号	軽自動車税の引き上げをしないよう求める意見書の提出について	可 決	25. 12. 20
意見書案 第 16 号	要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の提出について	可 決	25. 12. 20
意見書案 第 17 号	特定秘密保護法の撤回を求める意見書の提出について	否 決	25. 12. 20